# 令和７年せたな町議会予算審査特別委員会　第１号

令和７年３月３日（月曜日）

○議事日程（第１号）

１　委員長の互選について

２　会議録署名委員の指名について

３　副委員長の互選について

○出席委員（１１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 横山一康君 | 副委員長 | 藤谷容子君 |
| 委員 | 石原広務君 | 委員 | 桝田道廣君 |
| 委員 | 福嶋豊君 | 委員 | 本多浩君 |
| 委員 | 真柄克紀君 | 委員 | 熊野主税君 |
| 委員 | 吉田実君 | 委員 | 大湯圓郷君 |
| 委員 | 菅原義幸君 | | |

○欠席委員（０名）

１　本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 上野朋広君 | | |
| 次長 | 松原孝樹君 | | |
| 主事 | 神野翔亜君 | | |

開会　午前１１時４９分

○臨時委員長（菅原義幸君）　委員会条例の定めるところにより、臨時に委員長の職務を行います。

よろしくお願いいたします。

ただ今の出席委員は１１名で定足数に達していますので本特別委員会は成立しました。

よって、せたな町議会予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

整理番号第１、委員長の互選を行います。互選の方法についてお諮りします。

議会運営委員会で確認のとおり投票により行います。

この方法にご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（菅原義幸君）　異議なしと認めます。

委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○臨時委員長（菅原義幸君）　ただ今の出席委員は１１名です。

次に立会人を指名します。

臨時委員長において、立会人に吉田実委員、大湯圓郷委員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○臨時委員長（菅原義幸君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（菅原義幸君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時委員長（菅原義幸君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただ今から投票を行います。

窓側席の委員から順次投票願います。

（投　　票）

○臨時委員長（菅原義幸君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（菅原義幸君）　投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

吉田委員、大湯委員立ち会いをお願いします。

（開　　票）

○臨時委員長（菅原義幸君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数１１票、これは出席委員数と符合しています。そのうち有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち横山一康委員１１票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は３票です。したがいまして横山一康委員が委員長に当選されました。

委員会室の出入り口を開きます。

（委員会室開鎖）

○臨時委員長（菅原義幸君）　ただ今委員長に当選されました横山委員が委員会室におられますので当選の告知をいたします。

横山委員に申し上げます。

委員長に就任承諾のご発言をお願いいたします。

○委員長（横山一康君）　ただいま皆さんのご推挙をもって委員長に選出されました。大変重い役割ですが、精いっぱい皆さんと協力してこの予算審査を誠実に行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時委員長（菅原義幸君）　ありがとうございます。

これで臨時委員長の職務は全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

横山委員長と代ります。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５９分
再開　午後　０時００分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第２、会議録署名委員の指名を行います。委員長において石原広務委員、桝田道廣委員を会議録署名委員に指名いたします。なお、この指名は本特別委員会開会中の指名といたします。

整理番号第３、副委員長の互選を行います。

互選の方法についてお諮りいたします。

副委員長の互選方法も投票により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君）　ご異議なしと認め、副委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○委員長（横山一康君）　ただ今の出席委員は１１名です。
次に立会人を指名いたします。
委員長において立会人に吉田実委員、大湯圓郷委員を指名いたします。
投票用紙の配付をいたします。
（投票用紙配付）
○委員長（横山一康君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と言う者あり）
○委員長（横山一康君）　配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。
（投票箱点検）
○委員長（横山一康君）　異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。
ただ今から投票を行います。
窓側席の委員から順次投票をお願いいたします。
（投　　票）
○委員長（横山一康君）　投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う者あり）
○委員長（横山一康君）　投票漏れなしと認めます。
これで投票を終わります。
これから開票を行います。
吉田委員、大湯委員立ち合いをお願いいたします。
（開　　票）
○委員長（横山一康君）　選挙の結果を報告いたします。
投票総数１１票、これは出席委員数と符合しています。そのうち有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち藤谷容子委員１１票、以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は３票です。したがいまして藤谷容子委員が副委員長に当選されました。
委員会室の出入り口を開きます。
（委員会室開鎖）
○委員長（横山一康君）　ただ今、副委員長に当選されました藤谷委員が会場におられますので当選の告知をいたします。
藤谷委員に申し上げます。
副委員長に就任承諾のご発言をお願いいたします。
○副委員長（藤谷容子君）　精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（横山一康君）　ありがとうございます。

ここで皆さんにお願いがございます。予算審査特別委員会での審議をする際スムーズな運営をするために、事前に資料要求がある場合に町側への資料提出を求めますので、今週中に要求したい資料がありましたら事務局までお願いをしたいと思います。

本日の附議された日程はすべて終了いたしましたので会議を閉じます。

次回、本特別委員会は３月１４日を予定していますが、一般質問の進捗具合で変更もあり得ますので一般質問が終わり次第、皆さんにご連絡いたします。

これにて散会いたします。

散会　午後０時０７分

委員会条例第２８条の規定により署名する。

令和７年６月３０日

臨時委員長　　菅　原　義　幸

委　員　長　　横　山　一　康

署名委員　　石　原　広　務

署名委員　　桝　田　道　廣

# 令和７年せたな町議会予算審査特別委員会　第２号

令和７年３月１４日（金曜日）

○議事日程（第２号）

１　議案第２０号　せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
２　議案第２１号　せたな町特別会計条例等の一部を改正する等の条例について
３　議案第２３号　せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例について
４　議案第２７号　指定管理者の指定について（瀬棚高齢者グループホームあさなぎ）
５　議案第２８号　指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
６　議案第２９号　指定管理者の指定について（せたな青少年旅行村）

○出席委員（１１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 横山一康君 | 副委員長 | 藤谷容子君 |
| 委員 | 石原広務君 | 委員 | 桝田道廣君 |
| 委員 | 福嶋　豊君 | 委員 | 本多　浩君 |
| 委員 | 真柄克紀君 | 委員 | 熊野主税君 |
| 委員 | 吉田　実君 | 委員 | 大湯圓郷君 |
| 委員 | 菅原義幸君 | | |

○欠席委員（０名）

１．せたな町議会委員会条例第１９条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 高橋 | 貞光 | 君 |
| 教育委員会教育長 | 小板橋 | 司 | 君 |
| 農業委員会会長 | 原田 | 喜博 | 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪 | 観誠 | 君 |
| 代表監査委員 | 残間 | 正 | 君 |

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副町長 | 佐々木 | 正則 | 君 |
| 総務課長 | 髙橋 | 純 | 君 |
| まちづくり推進課長 | 阪井 | 世紀 | 君 |
| 財政課長 | 佐藤 | 英美 | 君 |
| 税務課長 | 佐々木 | 正人 | 君 |
| 町民児童課長 | 河原 | 泰平 | 君 |

| | | |
|---|---|---|
| 認定こども園長 | 伊藤　悦子 | 君 |
| 保健福祉課長 | 増田　和彦 | 君 |
| 農林水産課長 | 吉田　有哉 | 君 |
| 建設水道課長 | 平田　大輔 | 君 |
| 会計管理者 | 杉村　彰 | 君 |
| 国保病院事務局長 | 手塚　清人 | 君 |
| 総務課長補佐 | 中山　康春 | 君 |
| まちづくり推進課長補佐 | 奥村　大樹 | 君 |
| 財政課長補佐 | 浜高　正明 | 君 |
| 税務課長補佐 | 長内　解人 | 君 |
| 町民児童課長補佐 | 黒澤　美知子 | 君 |
| 認定こども園副園長 | 本田　和矢 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 長内　京 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 水野　万寿夫 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 栗谷　一樹 | 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 今川　勇吾 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 藤井　卓也 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 井村　裕行 | 君 |
| 大成水産種苗育成センター副所長 | 栄田　武志 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 鈴木　涼平 | 君 |
| 国保病院事務局次長 | 近藤　智博 | 君 |
| 総務課主幹 | 尾野　裕也 | 君 |
| まちづくり推進課主幹 | 稲船　洋志 | 君 |
| 税務課主幹 | 小林　朱央 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 三浦　三津枝 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 山川　彩子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 古守　亜珠 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 垣本　利子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 河野　葉子 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 斉藤　真 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 撫養　和伯 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 川上　佳隆 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 吉田　一也 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 高橋　真一 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 大野　秀幸 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 岡島　譲二 | 君 |

| | | |
|---|---|---|
| 出納室主幹 | 竹内 | 亜希子 君 |
| 国保病院事務局主幹 | 村井 | 貴大 君 |
| 地域生活係長 | 栗城 | 惇史 君 |
| 情報管理係長 | 又村 | 智 君 |
| 広報統計係長 | 西田 | 幸恵 君 |
| 商工労働観光係長 | 山崎 | 英人 君 |
| 財政係長 | 髙森 | 直也 君 |
| 環境衛生係長 | 原田 | 宰 君 |
| 障がい福祉係長 | 平田 | 慎太郎 君 |
| 保健推進係長 | 清水 | 美千子 君 |
| 保健推進係長 | 干場 | 美沙代 君 |
| 包括支援係長 | 大久保 | 麻未 君 |
| 地域支援係長 | 田畑 | 貴子 君 |
| 地域支援係長 | 安藤 | 麗香 君 |
| 業務係長 | 北山 | 典孝 君 |
| 業務係長 | 池田 | 裕之 君 |
| 水道係長 | 竹内 | 祐輔 君 |
| 下水道係長 | 小川 | 寛雄 君 |
| 出納係長 | 佐藤 | こずえ 君 |
| 庶務係長 | 大庭 | 啓 君 |

《瀬棚支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 濱 | 登幸恵 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 西田 | 良子 君 |
| 次長 | 山本 | 亨 君 |
| 瀬棚保育所長 | 水野 | 真理子 君 |
| 福祉係長 | 稲船 | 奈穂子 君 |

《大成支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 中川 | 譲 君 |
| 次長 | 伊藤 | 哲史 君 |
| 主幹 | 油谷 | 好彦 君 |
| 大成保育園長 | 浜高 | あけみ 君 |

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局長 | 古畑 | 英規 君 |
| 次長 | 斉藤 | 哲章 君 |
| 次長 | 尾野 | 真也 君 |

主　　幹　藤谷　希君
給食センター学校給食係長　伏見尚志君

（3）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員
事務局長　小林和仁君
係　　長　松林　功君

（4）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員
書記長　髙橋　純君
書記次長　中山康春君

（5）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員
事務局長　上野朋広君
次　　長　松原孝樹君

1．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。
事務局長　上野朋広君
次　　長　松原孝樹君
主　　事　神野翔亜君

再開　午後４時１０分

○委員長（横山一康君）　皆さんこんにちは。

定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本特別委員会に付託された議案第１号から第８号までと議案第２０号、議案第２１号及び議案第２３号並びに議案第２７号から議案第３０号までの計１５件の議案審査に入ります。

先に一般議案から審議いたします。提案理由は３月３日第１回定例会で説明済みですので内容説明からといたします。

整理番号第１、議案第２０号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

高橋総務課長。

○総務課長（髙橋　純君）　それでは説明させていただきます。議案書その２、１３ページになります。このたびの改正は、人事院勧告に基づき令和７年４月１日から施行される給与制度について条例改正するものであります。主な内容は、配偶者に係る扶養手当を令和７年度に段階的に引下げ、令和８年度から廃止し、逆に子にかかる手当を段階的に引き上げる改正。管理職員の平日深夜勤務手当に対する特別勤務手当の対象時間の拡大、また再任用職員の住居手当及び寒冷地手当を一般の職員と同様の支給額で新たに支給されること。さらには国の給料表の改定に準じた改正となっております。

それでは４０ページの新旧対照表で説明いたします。第９条の２、では、初任給調整手当、改正前４１万４，８００円を改正後は４１万６，０００円に改めるものであります。

次に第１０条第２号を削り、第２号から第６号を１号ずつ繰り上げるものであります。これは令和８年度から配偶者の扶養手当を廃止するものでございます。第３項の改正は、子１人に係る扶養手当１万円を１万３，０００円に改正する内容です。第４項の改正は文言の整理であり、改正後、新たに第５項を追加し、内容は前各号に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定、その他、扶養手当の支給に関し必要な事項は規則で定めることとしてその条文を追加しております。

次の改正前第１１条の条文は規則で定めることとし、改正後は削除とするものであります。

次に第２１条第１項４２ページになりますが、勤務したを、勤務をしたに文言の整理、第２項では、管理職員特別手当の対象時間について現行午前０時から改正後は午後１０時からに拡大される内容となります。

次に第３０条の適用除外ですが、定年前再任用、短時間勤務職員の手当を除外から住居手当、寒冷地手当を除く改正であります。

附則、第１７条第１項及び附則第６項の改正は法律改正による条文の整備、４３ページ、第７項の改正は、暫定再任用職員についても手当を除外から住居手当、寒冷地手当を除く改正であります。次に別表第１、行政職給料表から６１ページ、医療職給料表（３）につきましては国の給料表の改正に合わせての改正となります。これは職務や職責により重視した公給体系が

整備され、おおむね３級以上の号俸が調整されたものであります。

次に６２ページになります。附則として１項では、この条例は令和７年４月１日から施行するものとなります。第２項及び第３項では号俸の切替えについて規定し、６３ページから７６ページの表のとおり旧給料表から新給料表への切替えに係る表となります。附則第４項では、令和８年３月３１日の間における扶養手当に関する経過措置について規定し、令和７年度に支給となる扶養手当額について規定しております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第２、議案第２４号議案第２１号せたな町特別会計条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　それではせたな町特別会計条例等の一部を改正する等の条例につきましてご説明をいたします。議案書につきましては７９ページの新旧対照表でご説明をいたします。右側が改正前、左側が改正後でございます。まず第１条のせたな町特別会計条例の一部改正ですが、別表の改正前の風力発電事業特別会計を、改正後では削除となります。

第２条のせたな町基金条例の一部改正では、左側改正後の第６条第１号のゼロカーボン推進基金のあとに、風力発電事業基金を追加し、右側改正前、第６条第４号の風力発電事業特別会計に計上する基金を改正後では削除となります。

第３条のせたな町洋上風力発電施設条例の廃止では同条を廃止するものでございます。

附則としいたしまして第１項は施行期日でございます。この条例は令和７年４月１日から施行する。

８０ページになります。第２項は出納の閉鎖に関する経過措置でございます。第１条の改正規定は、前項の規定にかかわらず、この条例による廃止後の風力発電事業特別会計の出納は、

令和７年５月３１日をもって閉鎖するものでございます。
　内容の説明につきましては以上でございます。
　よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。
　菅原議員。
○１１番（菅原義幸君）　まず１点お尋ねいたしますが、令和７年１月末現在の基金残高は、月末残高が８，５２０万６，４１４円というふうに基金収支の状況報告になっておりますが、直近の数字いかほどになってるかお尋ねをしたいと思います。
　それから条例改正ですから中身まで入らないで予算審査で深めたいとは思うんですが、要するに風力発電そのものの事業を完全に廃止するという意味で提案されたものと思いますが、そういう理解でよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　基金の残高につきましては、現時点ではまだ繰入れをしておりませんので８，５００万円となっております。３月３日の補正後で繰入れした場合につきましては、ちょっと今資料を持ってきていなかったんですけれども、たしか６，２００万円だったかというふうに思います。今回新年度の予算で繰入れを予定したのちの残につきましては、少しお待ちください。
○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時２１分
再開　午後　４時２２分

○委員長（横山一康君）　会議を再開いたします。
　阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　大変失礼いたしました。４，３４０万円ほどとなる予定でございます。
○委員長（横山一康君）　もう１点、完全に廃止するかどうかということもあったと思うんですが、よろしくお願いします。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　風力発電事業につきましては、完全に廃止をするということでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これここで議論すべきかどうか、ちょっと問題はありますが、指摘の範囲でお尋ねをしておきたいと思うんです。予算審査でもやりますよ。一般質問でも通告しておりましたけども。１２月議会でも申し上げましたが、設置したのは平成１６年、旧瀬棚町なんです。翌年の９月から高橋町政始まってますから粗方は高橋町政時代の事業だったということになるわけですが、当初１，０００万円を一般会計に繰入れて町の財政豊かにするための目的で設置するんだということを設置当初の町長はおっしゃっていたわけです。私は全体を見た

ときに果たしてそうなるかなというふうに疑問を持っていたし、これ建設は慎重にやるべきだということで慎重論唱えて町政上の大きな争点になって、町長選挙を迎えた結果、現職町長の方が勝利されまして、直ちに翌年に建設されたという経過があるんです。それまず一つは、毎年１，０００万円の一般会計の投入は前回の一般質問でも確認しましたが、一円も投入されていなかったというふうに私は記憶してるんですが、その確認を求めておきたいと思います。ただし町の建設費の町の負担分です。ちょうど５０％を町の独自財源、残った半分はＮＥＤＯの補助金でやったわけなんですが、町の持ち出し半分については元利償還は確かに終わっているんです。終わっておりますが毎年１，０００万の繰入れは、結果としては１円も繰り入れられていなかったと。その上で積み立てられた基金も結局は今伺いますと、１月末時点で８，５００万ありますが、いろいろ引いていきますと４，３４０万まで減ってしまうと。これが唯一の基金になるわけです。平成１６年に建設をして平成でいうと３７年ということになりますが、２０年間の帰結というのは４，３４０万と。それで何が残ったかといいますと撤去費が残ったということです。撤去費の問題については、あとでまた改めてやりますが、撤去費も７億円という数字が最終的な公式の答えです。令和７年度で詳細設計積算やって、浚渫のほうはかからないかもしれないと。その半額程度になるのかなという情報もございますけれども、いずれにしても３億円を下回らない金額です。これ補助金がないとなればプロパーです。こういうことで、この基金が今特別会計の項を削るという結末を迎えることになるわけですが、１９年間にわたる風力発電事業の総括的な見解をこの機会に伺っておきたいと思います。町長からお答え願います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　この風力発電事業につきましては旧瀬棚町の事業でございました。合併時そのまま引き継いだものでございます。事業の内容につきましては、これは議員もご承知のとおり大変厳しい経営状況ということになっております。その原因は様々ございます。議員も既にご承知のことかと思いますが、当初の計画どおりには思ったように進まなかったということでこれまできているところでございます。途中売電単価も上昇をしておりますけれども、それでもこの程度の残高と基金残高にとどまっているという状況になるわけでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　それで終わりですか。

○委員長（横山一康君）　町長、それで終わりなんですか、総括ということだったんですけど。
高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　この事業の本来の目的は達することができなかったということでございますが、しかし瀬棚港での本事業については、その後、大里の風力発電所、あるいは臨海風力発電所というところの呼び水といいますか、そういった効果には繋がっているところだというふうに考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　私は、ゼロカーボン、あるいは脱原発、再生可能エネルギーの推進という点では先進的な政策だとは思ってるんです。これはそういう意味では評価されるべきだと

思ってます。ただ当時１，０００万円の一般会計投入の目的が最大の目的なんだというふうに当時の町長おっしゃったんです。これは当時のやりとりの１番中心眼目だったんです。私は、それであればいかがなものかと、非常にシビアな意見出しました。今日は持ってきておりませんが､朝日新聞のあるページに半分以上の大きなスペース使って特集記事も出ましたが､私は、固有名詞も明確にされた中で慎重論者の意見はこうだというふうなことも、これは全国紙ですから出ましたけれども、いずれこれは結論が誰が正しかったかということの結論は出るなというふうに思っておりました。ただ選挙結果は当時の現職の町長が３選なさいまして、予定どおり１６年、町長選挙が１５年にあったわけですが、１６年に建設してスタートしたという流れなんですが。やはりそれは即高橋町長に１９年間引き継がれたわけですから、そこは正確な総括をしておく必要が私はあるのかと思ってるんです。この条例そのものが一つの行政手続きの結末といいますか、締めくくりになるのかと思うのであえて申し上げるんですが、そういう角度から深めておいていただきたいと思うんです。町長おっしゃってましたように、日本初の海上風力発電、風海鳥、これがあったからウインドファームその他せたなで進んだんだということもそれは否定しませんよ、一理あると思いますが。しかしそうでない地域にも北海道の自然状況風力状況の中で圧倒的にたくさん建ってるわけです。だからそこだけを１面的に課題に取り上げて風海鳥が建ったからせたなの風力発電の建設が進んだんだというふうに言い切るとすれば、それはちょっと盛り過ぎだと私は率直に言って思ってます。稚内から松前の果てまで日本海側適地なんだっていうんですから。現実に風力発電大きく進んでるエリアもあるわけですから、だからそういう現実を踏まえて冷静な評価をしていただきたいと思います。私は貢献度は大きかったというふうに思いますが。結局残った宿題としては、どう少なく見ても３億円以上の自主財源を取崩しせざるを得ない状況に立ち至ってると思います。これは横山議員が１２日に一般質問しておりましたが、結局、財調１５億あったものが、取り崩されていって令和７年度、町長答弁によりますと７億と言いましたか。文字通り半減するところまで来てるわけです。さらに令和８年度の支出になりますでしょ。最短で言いますと風力発電の撤去事業は。そういうことを考えますと平成１６年に立ち返ってどうだったのかという冷静な評価はしておかなければいけないわけです。わかりやすく言いますと、財政問題、財源問題これが一つ。それから再生エネルギー、自然エネルギーの政策推進の問題という側面が一つ。両側面を総合的に全体的に客観的に評価していく必要があるのかなと、そういう宿題として私たちは今この問題を迎えていかなきゃいけないのかと思うんですが、最後に町長の所感といいますか、総体的な見解を伺っておきたいと思います。条例そのものには反対ではありませんから質疑としてはそこまでに留めておきたいと思います。端的に明快にひとつご答弁お願いします。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　当時の議論は私、残念ながらわからないわけでございますが、ただいまの菅原議員の話を聞いて、議員のそういったご意見が正しかったというふうに感じて聞いておりました。いずれにしましても、この事業計画には今の時点から考えますと甘さがあったというふうに言わざるを得ないのではないかと率直に感じているところでございます。

○委員長（横山一康君）　ほかに。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第３、議案第２３号せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　それではせたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。議案書の９５ページの新旧対照表でご説明いたします。右側が改正前、左側が改正後でございます。第３条の出生祝い金の額を、改正前の下線部３万円から改正後では５万円に改めるものです。附則としまして第１項は施行期日でございます。この条例は令和７年４月１日から施行する。第２項は経過措置でございます。

第３条の令和７年４月１日以後に出生し届出したものから適用し、同日前に出生したものについては、なお従前の例によるものでございます。

説明につきましては以上となります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　これは平成１７年からかなりの時間を経た中で慎重に審議した中での提案だと思いますが、まず３万円から５万円というこの２万円の根拠、具体的に説明いただきたいと思います、考え方。

○委員長（横山一康君）　阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　今回の５万円に改正する部分につきましては、予算の中でも出てまいりますが、小学校、中学校、高校の入学祝金、これらにつきましても５万円で設定をさせていただいておりますが、それに倣って５万円という形で設定をさせていただいております。

以上です。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　確かに子供の学校のほうに相当の形で対策を打った。これはわかりま

すけど、今の答弁じゃないですけど、それに合わせた形の５万円っていうそんな根拠ありますか。いいですか、今地方創生も含めて、町長もしょっちゅう東京行ってからあれですけれど、ものすごい人口構成、町が予定している数倍の速さで少子高齢化、なおかつこの地域を生き延ばすためにはどうやったって若年人口、これ見たら２０人分ですよ１年間で。その根拠が、私あんまり子供の言ったことないんです。だけど今までと違う、これだけ少子高齢化とデジタル社会の中であまりにも私は安易な答弁だと思うし、いいですか、これ全国議長会でもどこでもやってますけども、若年層の人口流出の激しい郡部、高齢化の進行また少子化、これ町長本当に命かけて取り組まなかったら地域なくなる。そういう瀬戸際に来てるんです。私は平均的に何とかうまく合わせたような形の施策というのはちょっと見えるような感じがしますけども、でも本当に今生まれた大事な子供たちにきちんと応援とお祝いと、それからここに生きる魅力を母親方にきちんと植え付けていかなかったらこの地域なくなるじゃありませんか。ただこれ条例で出てますから、これ以上のことは私は予算委員会でやろうと思います。だけどはっきり言って悪いけど、今の課長の答弁にそんな意気込みってありますか。町そのぐらいせっぱ詰まってんです。まして２万円の積算根拠がそんな程度のものだったら、いかにも曖昧というよりちょっと軽すぎるのではないかと私は指摘しておかざるを得ません。

○委員長（横山一康君）　町長答弁お願いいたします。

○町長（高橋貞光君）　課長の答弁少し舌足らずだったというふうに思っておりますが、実は大型事業、令和６年度は衛生センターの最終処分地の大きな事業を行いました。それが６年度に終わりました。それでも今年の新年度予算は、それを上回る予算になっていると。私たちとしては子育て支援ももちろん大事だというふうに思っておりますし、産業振興も、高齢者対策も含めて全体として大事な事業ばかり町は抱えているところであります。そうした中で限りある財源をどうやってバランスよく予算付をするかということになるわけでございます。先日も横山議員の財政問題の質問もございました。決して町は順調な財政状況というわけではございません。今回こうして条例提案をしておりますけれども、これは町の財源の確保状況によって今後これ以上の対応は考えられるということでございます。しかし新年度におきましては、もういっぱいいっぱいという状況でございますので、これはひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　町長、私あまりそんなに考え方、もうちょっと意気込みあるっていうより責任持った子育て政策に対してきちんとした考えを持ってるのかという意味で私お聞きしてるんです。函館市でも１０万円です。私この前調べてきました。だからその１０万がいい悪いじゃないですけど、うちの町で２０人、これ以上落としたら困るというぐらいまでの数字しか出生率ないです。ますます下がっていくだろうという前提の中でいったときに、いかにここで魅力ある形のものを見せていかないと、若者ますます離れていく可能性あるわけじゃないですか今みたいな答弁したら。財源がどうであれ、それは財源無視すれとは言いません。でも子育てに対するきちんとした方針というのは明確に打ち出さなかったら若い方々どうするんですか。しかもそれは今の段階で２万円が身の丈に合ったギリギリの世界だってそんな話の中で、

議会としたって私以外にもいろいろな形で子育ての質問今までしてます。だけど学生ももちろん大事です。しかしここで生まれてくる一つの命をどう考えるかってことがこの地域を最終的に保持する１番原点じゃないですか。私はそんな感じの少なくとも、それを財政と比べて、それも１億ならわかりますよ。いいですか１００万ですよ来年度予算見てるのは。あまりにも情けないじゃないですか考え方として。でもこれは委員長、もうこれ以上ここで予算をやっても仕方ないです。私も提起しておきます。これを改正することが金額的にダメだとかいうことになりません。ただきちんとこれは委員会全体も含めて予算審議の中で町の姿勢というものを引き出していただきたい。私も努力します。でないと本当にただ何となく学童保育の建物を作るそういう話じゃないんです。若いお母さん方がその熱意を感じさせる行政やらないとどんどん離れていきます。これはしっかりと私指摘させていただきます。それでこれ以上今日は答弁も要りません。じっくりと考えた中で予算委員会で議論したいと思います。

○委員長（横山一康君）　わかりました。町のほうはしっかり準備してこの後臨んでいただきたいと思います。

ほかに質疑ありますでしょうか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　私はこの予算は反対しますから。これは認めるわけにいきません。検討するとかしないとかっていう問題じゃないです。これは反対しますから私は。反対討論やる前に質疑をしておきますが、僅か２万上げてどんな効果があるんですか。何を狙っての値上げなんですか。その値上げする意味が私は全くわかんないんです。これは町長にお答え願いたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　子育て支援対策につきましては、様々な事業を行っているところでございます。全体のボリュームとすると相当なものになります。今回特に子供の公園の整備、あるいは学童保育所の整備様々ございます。したがいまして、こうした事業をまず優先しなければならないという状況にあったわけでございまして、こういった厳しい状況の中で、やはりしっかりとメリハリをつけて進めていかなければならないと、これは今回提案している予算規模から見てもこれは相当、物価の高騰などの影響も受けているところでございまして、なかなか厳しい内容というふうになっております。もう少しこれらが改善すれば、この見直しについても検討できるものと考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そういう答弁すると私言いたくなるんですが、子育て日本一っていうスローガンは下ろしてください。欺瞞のスローガンだと、欺くスローガンだと、掲げてはいけないスローガンだということになります。これはお答え願いたいと思うんです。それで私はこれ反対するって言っていましたが、最低でも３０万には上げるべきだと思ってます。財政事情許すんであれば５０万です。抜本的な対策しないとせたなの人口は増えません。どんどんどんどん減ってきます。風力発電の撤去に３億、７億です。５０万にしたとしても１，０００万です。２０人で積算して。人口増えれば交付税の積算の根拠になるんです。成長していってやが

て町の将来の大事な人材を構築していくことになるわけです。目の前で財政厳しいから２万円しか上げませんと。ほかにもいろいろやってんだと言いますが、私はここでそこまで広げるか議論は適切じゃないかと思いますが、小中高入学祝い金５万円これも私反対ですから、もう取って付けたような何でこんな程度のアリバイ的な政策なんですか。さっきばらまきとかなんとか言ってましたけども、本当に目先誤魔化すためのばらまきにすぎませんよこれなら。私は町長は、箱物には一生懸命やってきたなと思います。４年前の政策だって１６０億円のトータル表でこういう箱物を建てましたといろいろ宣伝しました。だから箱物主義だなと。箱物を建てれば俺は成果あるんだと、すばらしい町長なんだとこういう選挙戦の政策なんだなと思います。今だってそうでしょう。保育所の問題言いましたよね。学童保育の問題言いましたよね。私は別に反対してるわけではないですが、国の補助金も入りますけれども一口で言って２億近い予算になりますでしょ四捨五入しますと。去年は観光ホテルの長寿命化計画で３億円上回る予算計上してますでしょ。新函館農協の中央支店の事務所１億４，０００万ですよこれプロパーですよ全部。箱物には一生懸命だけれども地方自治法でいう地方自治体の基本的な責務、これ住民福祉なんです。肝腎要の部分に予算なんでかけないんですか。私はいつも気になってますが、町長は私たちが町民の声に基づいて代弁者として議会で提出する政策、提案する政策、これについては必ず財政バランスの問題持ち出して蹴飛ばせです。財政バランスが崩れると、財政が危機だと、そういうことを言いながら農協の１億４，０００万の丸抱えの補助金支出だって、どの議員要求しましたか。町長サイドのいきなりの予算付けでしょ。住民の本当の悩み、要求、切実な思いこういうものは足蹴にしておいて、自分の町長選挙のプラスになるようなことは平気で政策を打っていくと。新函館農協のバックアップっていうことなんでしょ。これは皆さんそう言ってますからね。私はそれを代弁して指摘するんですが、やってることがおかしいんじゃないかということです。役場も長寿命化やりました。大成支所もやりました。瀬棚支所もやりました。その前に実際に生活している個々の町民の皆さんに町の温かみが行き届くような政策、何で町長が打てないんですか。子育て大変なんです。今これだけ物価が上がってきて、だから子育てのことを考えると、当然これ以上子供育てられるだろうかと、子育ての将来まで含めると、これはなかなか人口増えないっていう若い世帯の方の思いはわかります。そこに納得できるだけの支援、対策何で打てないんですか。町長の言ってることは全く理解できません。これは予算審査でもやるし、もともと一般質問で徹底して深めようと思ってたんですが、これは順序逆になってしまいましたので残念なんですけども、一応そこまでに留めておきますが、この条例には反対しますから、こんなみみっちいことやってるようでは私はとても承認できないということを申し上げておきたいと思います。町長もし答弁あるんでしたら答弁してください。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　よくおっしゃってることは身に染みてお聞きをさせていただきました。ただ町の仕事というのは子育て支援ばかりではなくて公共施設整備ももちろん大事ですし、ライフラインの整備も大事です。特にこれから予定している事業は、営農用水これも５０億円、６０億円という巨額の投資が必要になってまいります。こうした大型事業、これはやらざるを

得ない老朽化に対応した事業でございますのでやらざるを得ない。そうしたときにやはりどんどん財政を圧迫させるわけにはいかないという、そういうお家の事情もございます。したがいまして、そういったことも先の負担を、この負担を先送りするということもなかなかできないというようなことから厳しい台所事情の中でやりくりをせざるを得ないんだということも考えながら新年度の予算少し膨らみましたけども、こうして編成をさせていただいたということも一方でご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　これ町長、ものすごいミステイクだと思いますよ今。１番大事な子育てのための生きた予算を財源圧迫する原因として挙げるっていうのはとんでもない話でしょ。何考えてるんですか。負担先送りできないからっていって子育ての予算をカットする。カットしたんじゃなくて２万円増やしたじゃないかと言いますが、私は５０万、３０万のレベルに引き上げるべきだと思ってます。本当に子育てを真剣に考えているんであれば、これはもっと大きな形で将来帰ってくるわけですから、そういうことを決断できないとすれば、私は我が町の町長としての適格性を欠いていると思います。もう任せておくわけにはいかないと思います。そういう基本的な問題を私は提起してるんです。これは予算審査でも一般質問でもやりますけれども、この条例については改めて討論の段階で反対をさせていただきたいと思いますので、これはもう答弁は要りません。

○委員長（横山一康君）　そこは先に皆さんに申し上げておきます。これ予算審査ですので３回という制限はついてませんので。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　だけど本当に１番の財産の子供をきちんと担保していかなかったらうちの町はダメだという中からいって、町長、結構一緒に仕事はしてきましたよ。だけど、しかも全国のいろんな動き見てみなさい。それもしかも財源を、ほかのいろいろな自治体に行ったらまず子育てが第１であって、そのあとにいろんな地域づくりはそこの基本がきちんとしなかった考え方しなかったら成り立たないということで一生懸命みんな各自治体、そしてなおかつ１回失敗した自民党もまた仕方なく地方創生第２弾という形で手を打たざるを得ないという現状に置かれてるんです。本当に考え方変えないと私まずいと思いますよこの件に関して。今日はそれで終わります。

○委員長（横山一康君）　ほかありますか。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　質疑を終わります。

討論を許します。反対討論の方。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　本案に反対をいたします。反対理由は質疑の中で展開しておりますので省略いたします。

○委員長（横山一康君）　次に賛成討論を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　討論を終わります。
　これより議案第２３号について起立により採決いたします。
　お諮りいたします。
　本案について原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
（起立する者なし）
○委員長（横山一康君）　起立少数です。
　よって議案第２３号は否決されました。
　整理番号第４、議案第２７号指定管理者の指定についてを議題といたします。
　内容の説明を求めます。
　増田保健福祉課長。
○保健福祉課長（増田和彦君）　それでは議案その２の１２３ページでございます。議案第２７号指定管理者の指定についてご説明させていただきます。瀬棚高齢者グループホームあさなぎの指定管理期間が本年３月末をもって終了いたしますことから、このたび新たに指定管理者を公募いたしましたところ１件のお申込みがありました。これをもって先般開催の選定委員会におきまして指定管理者の候補者が選定されたところでございます。よって地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。選定された候補者につきましては１、公の施設の名称は、瀬棚高齢者グループホームあさなぎ、２、指定管理者となる団体の名称及び所在地、名称は有限会社ケアステーションせたな、住所は久遠郡せたな町瀬棚区本町４５６番地１であります。３、指定の期間は令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間でございます。
　以上で説明を終わります。
　よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）
○委員長（横山一康君）　質疑を終わります。
　討論を許します。
（「なし」という者あり）
○委員長（横山一康君）　討論を終わります。
　これより採決いたします。
　お諮りします。
　本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○委員長（横山一康君）　異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。
　整理番号第５、議案第２８号指定管理者の指定についてを議題といたします。
　内容の説明を求めます。
　吉田農林水産課長。

○農林水産課長（吉田有哉君）それでは議案の１２５ページとなります。議案第２８号指定管理者の指定でございます。地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。公の施設の名称は、せたな町営牧場、指定管理者となる団体の名称及び所在地につきましては、新函館農業協同組合、住所、北斗市本町１丁目１番２１号、指定の期間は令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとなります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第６、議案第２９号指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　それでは議案の１２７ページでございます。議案第２９号指定管理者の指定についてでございます。せたな青少年旅行村を新たに指定管理することから、このたび指定管理者を募集したところ１件の申込みがありまして、２月５日開催の選定委員会におきまして指定管理者の候補が選定されたところでございます。よって地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。選定されました候補者につきましては、１、公の施設の名称は、せたな青少年旅行村、２、指定管理者となる団体の名称及び所在地は、ＥＺＯＤＥＦＬＯＤＧＥ合同会社、住所が久遠郡せたな町瀬棚区三本杉９４、３、指定の期間につきましては、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までででございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、この続きは３月１７日午前１０時から再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、３月１７日午前１０時から再開しますので、ご参集願います。

本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会　午後５時０６分

委員会条例第２９条の規定により署名する。

令和７年６月３０日

委　員　長　　横　山　一　康

署 名 委 員　　石　原　広　務

署 名 委 員　　桝　田　道　廣

# 令和７年せたな町議会予算審査特別委員会　第３号

令和７年３月１７日（月曜日）

○議事日程（第３号）

１　議案第３０号　権利の放棄について
２　議案第　１号　令和７年度せたな町一般会計予算
３　議案第　２号　令和７年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
４　議案第　３号　令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
５　議案第　４号　令和７年度せたな町介護保険事業特別会計予算
６　議案第　５号　令和７年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
７　議案第　６号　令和７年度せたな町簡易水道事業会計予算
８　議案第　７号　令和７年度せたな町下水道事業会計予算
９　議案第　８号　令和７年度せたな町病院事業会計予算

（第３号の追加その１）

１　議案第３２号　せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例について

○出席委員（１１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 横山一康君 | 副委員長 | 藤谷容子君 |
| 委員 | 石原広務君 | 委員 | 桝田道廣君 |
| 委員 | 福嶋　豊君 | 委員 | 本多　浩君 |
| 委員 | 真柄克紀君 | 委員 | 熊野主税君 |
| 委員 | 吉田　実君 | 委員 | 大湯圓郷君 |
| 委員 | 菅原義幸君 | | |

○欠席委員（０名）

１．せたな町議会委員会条例第１９条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 高橋 | 貞光 | 君 |
| 教育委員会教育長 | 小板橋 | 司 | 君 |
| 農業委員会会長 | 原田 | 喜博 | 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪 | 観誠 | 君 |
| 代表監査委員 | 残間 | 正 | 君 |

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副町長 | 佐々木 | 正則 | 君 |

| | | |
|---|---|---|
| 総務課長 | 髙橋　純 | 君 |
| まちづくり推進課長 | 阪井世紀 | 君 |
| 財政課長 | 佐藤英美 | 君 |
| 税務課長 | 佐々木正人 | 君 |
| 町民児童課長 | 河原泰平 | 君 |
| 認定こども園長 | 伊藤悦子 | 君 |
| 保健福祉課長 | 増田和彦 | 君 |
| 農林水産課長 | 吉田有哉 | 君 |
| 建設水道課長 | 平田大輔 | 君 |
| 会計管理者 | 杉村　彰 | 君 |
| 国保病院事務局長 | 手塚清人 | 君 |
| 総務課長補佐 | 中山康春 | 君 |
| まちづくり推進課長補佐 | 奥村大樹 | 君 |
| 財政課長補佐 | 浜高正明 | 君 |
| 税務課長補佐 | 長内解人 | 君 |
| 町民児童課長補佐 | 黒澤美知子 | 君 |
| 認定こども園副園長 | 本田和矢 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 長内　京 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 水野万寿夫 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 栗谷一樹 | 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 今川勇吾 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 藤井卓也 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 井村裕行 | 君 |
| 大成水産種苗育成センター副所長 | 栄田武志 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 鈴木涼平 | 君 |
| 国保病院事務局次長 | 近藤智博 | 君 |
| 総務課主幹 | 尾野裕也 | 君 |
| まちづくり推進課主幹 | 稲船洋志 | 君 |
| 税務課主幹 | 小林朱央 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 三浦三津枝 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 山川彩子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 古守亜珠 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 垣本利子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 河野葉子 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 斉藤　真 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 撫養和伯 | 君 |

| | | |
|---|---|---|
| 建設水道課主幹 | 川上 | 佳隆 君 |
| 建設水道課主幹 | 吉田 | 一也 君 |
| 建設水道課主幹 | 高橋 | 真一 君 |
| 建設水道課主幹 | 大野 | 秀幸 君 |
| 建設水道課主幹 | 岡島 | 譲二 君 |
| 出納室主幹 | 竹内 | 亜希子 君 |
| 国保病院事務局主幹 | 村井 | 貴大 君 |
| 地域生活係長 | 栗城 | 惇史 君 |
| 情報管理係長 | 又村 | 智 君 |
| 広報統計係長 | 西田 | 幸恵 君 |
| 商工労働観光係長 | 山崎 | 英人 君 |
| 財政係長 | 髙森 | 直也 君 |
| 環境衛生係長 | 原田 | 宰 君 |
| 障がい福祉係長 | 平田 | 慎太郎 君 |
| 保健推進係長 | 清水 | 美千子 君 |
| 保健推進係長 | 干場 | 美沙代 君 |
| 包括支援係長 | 大久保 | 麻未 君 |
| 地域支援係長 | 田畑 | 貴子 君 |
| 地域支援係長 | 安藤 | 麗香 君 |
| 業務係長 | 北山 | 典孝 君 |
| 業務係長 | 池田 | 裕之 君 |
| 水道係長 | 竹内 | 祐輔 君 |
| 下水道係長 | 小川 | 寛雄 君 |
| 出納係長 | 佐藤 | こずえ 君 |
| 庶務係長 | 大庭 | 啓 君 |

《瀬棚支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 濱 | 登幸恵 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 西田 | 良子 君 |
| 次長 | 山本 | 亨 君 |
| 瀬棚保育所長 | 水野 | 真理子 君 |
| 福祉係長 | 稲船 | 奈穂子 君 |

《大成支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 中川 | 譲 君 |
| 次長 | 伊藤 | 哲史 君 |
| 主幹 | 油谷 | 好彦 君 |
| 大成保育園長 | 浜高 | あけみ 君 |

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局長 | 古畑英規 | 君 |
| 次長 | 斉藤哲章 | 君 |
| 次長 | 尾野真也 | 君 |
| 主幹 | 藤谷希 | 君 |
| 給食センター学校給食係長 | 伏見尚志 | 君 |

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局長 | 小林和仁 | 君 |
| 係長 | 松林功 | 君 |

（４）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 書記長 | 髙橋純 | 君 |
| 書記次長 | 中山康春 | 君 |

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局長 | 上野朋広 | 君 |
| 次長 | 松原孝樹 | 君 |

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| 事務局長 | 上野朋広 | 君 |
| 次長 | 松原孝樹 | 君 |
| 主事 | 神野翔亜 | 君 |

再開　午前１０時００分

○委員長（横山一康君）　皆さんおはようございます。

全員が出席しております。定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

３月１４日に引き続き審査を行います。

整理番号第１、議案第３０号権利の放棄についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　それでは議案書その２の１２９ページになります。権利の放棄についてご説明いたします。次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定により議決を求めるものでございます。１、権利放棄の内容、水道料金の未収金１３０万１，５７０円、２、債務者３１人で３１４件でございます。３、放棄の理由といたしましては、債務者の死亡または町外への転出により挙手不明のため追跡不能により債権を回収できる見込みがないためであります。４、放棄の時期は令和７年３月３１日でございます。なお次の１３０ページに今回権利の放棄を行う３１４件の年度ごとの内訳を添付しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０２分

再開　午前１１時４７分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

追加１の日程第１につきましては、若干早いんですけどお昼休みを取ったあと、午後１時から始めたいと思いますので、午後１時にもう一度この議場に参集していただきたいと思います。

１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４８分
再開　午後　１時００分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
追加１の日程第１、せたな町出生祝い金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
内容の説明を求めます。
阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　それではせたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。議案書は本日お配りしております。その５の３ページになります。新旧対照表でご説明させていただきます。右側が改正前、左側が改正後でございます。第３条の出生祝金の額を、改正前の下線部３万円から改正後では３０万円に改めるものです。附則としまして第１項は施行期日でございます。この条例は令和７年４月１日から施行する。第２項は経過措置でございます。第３条の令和７年４月１日以後に出生し届出したものから適用し、同日前に出生したものについては、なお従前の例によるものでございます。
内容につきましては以上となります。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。
真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　金曜日、前条例が否決されてから今日こういう形で新しい条例案が提出されました。総合的な少子化子育て支援という政策の中に打ち出した条例案だと思いますが、ここで理事者にこれを最終的に今日提出に至った考え方経緯及びこの３０万ということに対する積算の根拠等を含めて詳しく丁寧にご説明いただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　金曜日に提案をいたしました議案第２３号、否決ということでございました。その後、内部で協議をいたしまして、現行３万円から３０万という金額で今回提案をさせていただきました。協議の内容でございますけれども、やはり額を決めるにあたっては管内の状況を勘案しながら３０万ということにさせていただきました。また少子高齢化が進む中で人口減少を止めるというような役割もございますでしょうし、本条例の第１条で規定してございます人口の増加を奨励し、児童の健全育成及び家庭生活の安定に資することを目的にすると、こういったこともございますので、これらに照らし合わせまして今回３０万円ということで提案をさせていただいたところでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私はそこに今もう考え方の推移をもう少し説明してほしいといったのが、この金額じゃなくて、こういう前回の金額からここまで至った中で、どういう最終的な判

断、政治的判断ってのは、ここのポイントが。ただ少子化というのは私もわかります。だけど、それ以上にやはり固い信念なり決意を持ってこれからのこの地域の子育て支援及び人口問題等どういう形で取り組むという議論をして、最終的に現段階での３０万となったのかもうちょっと詳しく検討がされたんだろうと思うんで、その辺について町民にもわかるようにこの場で説明いただけないかということです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今副町長のほうからお答えをしたとおりでありますが、それに付け加えるとすると少子化の改善につながることを期待するということ。それからどういった金額が適切か適切でないかということでありますが、議員のご意見、議会のご意見も頂戴しながら、それからこの３０万という金額、いろいろな角度から考えて出生祝金の増額ということが、そういった対策、もちろん子育て支援ということもございますが、インパクトがあるというふうに判断したところでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　この政策は、これははっきり指摘しておきますけども、金曜日の段階では、あまり私たちの提案に対して、そこまでというか、もうちょっと重きを置いた施策を打ち出すまでには至ってなかったと私は思っております。ただこういう形で今日出てきておりますので、その中で今私たち自治体及びそれから議会また地域、何にもましてこの問題に取り組まなければならないという自覚をお互いにこの場で持たなきゃならないんじゃないかとまず思うところが一つです。
　それから政策者の説明等ありましてもやはり何か少子化に対して考え方の甘い点が、取り組みが甘い点があるとはっきり指摘させていただきます今回に関しては。そういう中で町長これ財務省の２４年でいったら、国民負担率、要するに税金からすれば、国民負担率が今どのぐらいになっていると思いますか。日本国民の負担率は４５．８％です。税金からそれから今言う負担金からいろいろなのをそれでやっていったら１００稼いだら４５は結果的に国民負担で国を今守っているような状態になってるという、そのぐらい財源的には労働者もそれから生産者もみんな厳しいとこなんです。それからこれ参考までですけど、２４年度の生活保護申請者これは前年比、その年だけで０．３％増の２５万何件、だから全体では１６５万件だそうです。その中で高齢者もそうですが、現役世代及びそういう方々と母子世帯合わせただけでも３０万世帯が一生懸命働いている子育てしている世帯もそういう形であると。私が言いたいことはそれは数字としてそのぐらい各生活はそれぞれ大変な現状の中で子育てせざるを得ないということでございますから、この今回の予算を契機に予算が通ってそれでいいっていうことでなくて本当に子育ての、今これから子育て支援室もできますけど、ただ受付だけのそういう施策というのでなくて、常にその施策を顧みながら来年に向けて、さらにこれ以上やっぱり中身を濃くしていくというきちんとした町の考え方を示していただきたいと思います。私はその中で、今の条例に関して賛成の立場で議論していきますけども、町の最後のこれに関する決意とか考え方再度私に対してお示ししてもらえればと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　子育て支援、それから少子化対策といいますか、そういったものも含めてなんですが、これはソフトあるいはハード両面で対策を打っていかなければならないというふうに思っております。今回このように提案を皆さん方のご意見を頂戴して提案をさせていただいたところでございます。これで十分かということは考えておりません。さらにまたこの検討を重ねて対応できる部分については、来年度以降、対応しなければならないというふうに思っているところでございます。いずれにしましても、これは財政状況も全く無視できるものではございませんが、そういった部分との兼ね合いも含めまして、しっかり対応してまいりたいと考えております。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　最後にします。町長そういうことで、１番、私はいろいろな担当課はできるにしても、やはり地域との情報交換、それから地域のニーズ、要望を今以上にきちんとしていかないと、うちの置かれている町でいたら少子化対策、それと高齢者対策、それと基幹産業、主に言うと３つぐらいに重点は分けられると思います。その中の１番大事な第一歩のこの子育てに関しては、役場内部だけの議論ではなかなかいい形が出てこない危険性もありますので、しっかりとその辺を誰やろうと、その内部で子育てに関していろいろ地域との情報交換、その他はさらに緊密に図っていくということを重ねて要望したいと思います。それから財源のことはあれですけども、それなりのできる範囲の中で知恵を絞ったということなんでしょうけども、これもこれが全てじゃありません。これからまたどういう形の中で応援できるか、金額だけじゃなくていろいろなサポートの面でも１年間手を抜くことなく考えて進んでいっていただきたいと思います。答弁は要りません。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　桝田委員。
○委員（桝田道廣君）　今、真柄委員のほうからもありましたけれども、町長は今まで財政厳しい中だということでなかなか前向きなものではなかったと思うんですけども、今回こういうことでされるということで、この財源はどういうふうになってるのかまずこれを１点お尋ねしたいと思います。それに今私も調べてみましたけれども、今回３０万という提案ですけれども、全国の中で３０万出している自治体というのは第１子ということで限りますと、深川市しか私の調べた範囲内ではありませんでした。そういう意味では、子育て日本一ということについて多少なりとも近づいてきたのかと思います。しかしこの政策がここで終わったのであれば、何の意味もないものになってしまうと思うんです。ここでこれだけ思い切ったお祝金として出す以上は、子供が生まれたところに祝金だけであったとしたら、何て言いますか、育児放棄と同じことになってしまうと思うんです。ですから高校卒業するまで手厚い支援というものは当然必要になってくると思います。移住、定住そして子育てということ、よその町からせたなに住んでみたいなというふうに思ってもらうためにも、そういう支援、施策は当然必要になってくると思います。子育て世代の親御さんの声を聞きながら今後ともそういう充実した今まで以上の施策を行っていただきたいと思いますけどもどのように考えますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　まず財源でありますが、これは新年度の予算につきましては９４億９，０００万、約９５億の大変大きな規模の予算となっております。これは既にお話ししているところでございますが、これは単年度の収支でカバーできないという部分、これは既に５億を超える財政調整基金を投入して収支の均衡を図っているという状況でございます。したがいまして本件の財源につきましても基金を利用するということになるわけでございます。それから議員おっしゃいました２点目の部分でございますが、いずれにしましても私たち考えるのは、これは持続可能な施策でなければならないと。したがいまして、それは今後とも３０万あるいはこれらの状況によってはいろいろご意見を頂戴しながら増額についても検討するという余地は残ってるというふうに思っていうところでございまして、管内各町あるいは全体の自治体の状況なども十分考慮するとともに、やはり何といってもここに住んでおられるそういった対象になる方々の状況というものも十分頭に置きながらどこが適正かと、どこまでできるのかという部分も含めて町としてしっかり検討してまいりたいと考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　桝田委員。
○委員（桝田道廣君）　せたな町内にたしか２０歳から３９歳までの多分子供さんを産み育てることができるであろうというの女性の方ですけども、はっきりした数字ちょっと忘れてしまったんですが約４００何十名しかおられないんです現時点で。このままいきますともう１０年もするうちに半分の２００名まで減ってしまうというそういう危機的な状態の中で、人口ビジョンまたデジタル田園都市等の部分もありますけれども、何とかしなければならないと。そういうもうぎりぎりの状態だろうと思うんです。そういう中であいうふうな計画等出されておりますので、できるだけそれの実現に向けたような行動をこれからとっていくべきというふうに思いますけどもいかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そういった若い女性の人口という話もございました。いずれにしましても、これは知恵を絞りながら、そういった状況に陥らないように何とかこの減少を少しでも食い止めるという状況を目指して努力していかなければならないと考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　まず１点、よくぞ３０万という提案をなさったと思います。先般の答弁からいたしますと、相当決意を固めて提案なさったなということにつきましては率直に敬意を表したいと思います。ただ私は町長が掲げた政策、子育て日本一ということなんです。ここに照らしてどうなのかという率直な意見を先日申し上げさせていただきました。例によって財政バランスを中心とした理由の中でことごとく退けられたわけです。それで町長、我が町にとっては年々進んでいく人口減少を少しでも食い止めて、この町の将来に向けて維持継続、持続させていくための極めて重要な局面に立ち至ってるという危機感を行政も議会もしっかり持つべきだというふうに思うんです。最も中心になる中核になる問題を避けて、今後のまちづくり総合的な計画というのはありうるのかと。その根源的な部分で私は問題を提起してるわけです。

町長はそれに対する答えは子育て日本一ということであるならば、それにふさわしい政策を打ち出して予算の裏づけていったらいいだろうと思うわけです。町長は、ひとつ聞いておきますが、全員一致で否決されたというこの事実をまずどのように受け止められたのか。町長の率直な受け止め方についてまず最初に伺っておきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは大変重く受け止めさせていただきました。そしてこの自分の新年度の予算編成においての子育て支援のこの在り方の甘さというのをもちろん痛感をさせていただきました。子育て支援につきましては、こうした応援金ですか。この出生祝金のほかにも様々なハード、ソフトの部分がございます。これら総合的にやはりしっかりと進めていくという必要があるのではないかと改めて痛感したところでございます。したがいまして今後におきましても、こういった部分にしっかり知恵を絞ってまいりたいと考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　実は私がこのたびの件で思い起こしましたのは、平成２５年のときにこういう問題ありました。町長ご承知だと思いますが、年度末に至っていわゆる地方交付税交付金を当時４億から５億でした。年度末の３月定例会にぼんと出してきて、それを解体費用に回していくというふうな提案が実はありました。記憶してましたか。そのとき私は２期８年間町長を応援してきた立場の議員でありながら、これはよろしくないという質問させていただきました。他の議員からも多くの質問が出ました。反対討論も私させていただいたんです。そのほかにも反対討論なさった議員がおります。これも結果全会一致で否決したんです。記憶なさってるでしょう。そのときの町長の後日の生の話でありますが、実は今回否決されてショックを受けたと。それで体重を減らしてしまいましたということあなた私におっしゃったんです。おっしゃったほうは忘れているかもしれませんが私はしっかり記憶しております。何キロ減ったのかまでは聞いておりませんけれども、やはり減ったというだけの減り方はしたんでしょう。私、あの時の姿は忘れてません。当初の高橋町長にはそれほどの誠意と議会の対応について正面から受け止める誠意があったと思うんです。その後、今は５期２０年目になろうとするわけですが、長期政権のおごりがあると思います。これはどなたがなさっても、どうしてもそういう傾向に陥りがちなことでありますから一概に責めるつもりはございませんが、やはり長期政権の弊害はどこに現れるかっていうと町民の日々の生活に表れてくるわけです。私は今回議会が全員で否決したということについては町長、深刻に受け止めていただく必要があると思うんです。先ほども言いましたが、子育て日本一、これ一貫して町長が掲げてきた政策なんです。子育て日本一であるはずのせたな町で人口減少すごいんです。今金町や島牧村とも比較してみましたが、今日データをここで一々紹介しませんが、特に大成区、瀬棚区の人口減少落ち込みすごいです。それをベースにしてせたな町全体の落ち込みもなかなか大変なもんなんです。私は合併後２０年間の高橋町政の経営というのは、成功しているというふうには評価打てません。そこには議員である私自身の努力不足ということの深刻な反省も含めてです。やはり足らざるところが多々あったなと深いところから自己責任を感じております。町長は議会の答弁で本質

に触れた、根幹に触れた議論というのはなかなかなされない。二言目には財政バランスが崩れると。その一言でずっと今日まで来てるわけです。そこについての本質的な反省点といいますか、本質的な改善点といいますか、そうした部分に触れた町長の基本的な立場、観点に何か変化がございましたか。わかりやすく言いますが５万を３０万にすれば、これで議会のほうは切り抜けるだろうという程度のものなのか。５期２０年にわたる高橋町政の新町の町政運営の総括的な分析の上に立って、今後の持続可能なせたな町を建設していく上で避けて通られない課題についてどうだったのかという視点で考えておられるのか。その根本に触れた答弁をぜひいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　５万から３０万今回、提案しているところでございますが、これは少子化対策の改善と少子化の改善ということが大きいというふうに言えると思います。人口減少率が高い、これは少子化対策の充実ももちろん効果のあるものというふうに思っておりますが、それ以外にも働く場所の確保ですとか、この町のインフラの整備の状況、要するに移住、定住などを考えた場合に選ばれる町になってるかどうかということも必要です。したがいまして一つだけ解決すればいいというものではございません。ただ今回こうして皆さん方のご指摘をいただいたということにつきましては、非常に重く深刻に受け止めておりますし、それを何とか改善、是正したいという思いのもとに今回は提案をさせていただいております。それと合わせて先ほど言いましたように、ほかの部分につきましてもしっかり意を配しながらこれは予算編成をしていかなければならないと。ただ一気にできないものもございますから、それらにつきましては、順次、対応できるようにこれからも引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　議論を先に進めたいと思います。この条例を総務厚生常任委員会で扱ったときの委員会を私傍聴しているんです。ぜひ勉強してみたいなと思いまして傍聴しているんです。そのときにこの問題を質疑したことに対して町長の答弁なんですが、こういう答弁なさっているんです。要するに３万を５万にしたということについてどうなのかと。管内では４０万円、５０万円という先進例があるじゃないかという委員側からの質問に対して、こういう答弁してるんです。一つだけ見ると遅れているかもしれない。しかしトータルで他町に決して遅れているとは言えないと。適切に判断した結果なんだとこういうような理事者側の答弁なんです。これ違うでしょ。一つだけ見ると遅れているけれども、トータルで見ても遅れてるんです。私は決して子育て日本一にふさわしい政策が打たれてるとは思ってません。このことをまず申し上げておきたいと思うんです。話があまり外れないようにしたいと思いますが、鹿児島県奄美群島のほぼ中央に位置する徳之島では子宝の島として知られている。こういう報道記事がございます。特に島南部の伊仙町は人口約６，３００人ながら５年ごとに公表される市町村別の合計特殊出生率は２００３年から７年と８年から１２年の２期連続で日本一を達成、最新の統計１３年から１７年でも２．４６と全国平均の１．４３を大きく上回る。そういうことを述べた上で、なぜ子だくさん、たくさん子供が生まれて人口が増えていくかということの内容

がいろいろ書かれております。これはまちづくりの基本を子育てしやすい若いお母さん、お父さん中心の住宅の建て方、学校の周辺の整備、あらゆる組み立て方がそこに集中された形で戦略的に練られた形でずっとまちづくりが進んでいるということなんです。そういう提起を私もしておくべきだったなというふうに思いますが、先進町村から私どももっと学ぶ必要があると思います。この伊仙町だけが先進地だと申し上げません。北海道でも事例は違いますが、東川町などでは人口増えていってるわけですから。これは旭川の局拠点の市の周辺にあるという特殊な事情もあるでしょうけれども学ぶものはないのか。やっぱりそういう子育てとまちづくりに関する体系的な、統計的な一貫した政策追求というのを私はやるべきだと思うんです。そのことを提起しておきたいと思います。ただ町長の任期もこの９月までですから、来年の話や再来年の話を今ここでするつもりはありませんが、２０年の総括をする上で大事な問題として触れさせていただきたいと思うんです。そこで町長、子育て日本一って言うならせめて管内トップの政策打てないんですか。５０万で打ったとしても２０人で計算して１，０００万です。９００万増やせば、私はこの予算は可能だと思うんです。合わせて私申し上げますが、小学校、中学校、高校これは提案の議案以外の発言になりますけれども、５万円というについても極めて不足だと思ってます。鹿部の例を出して私も過去の議会で提案している経過がありますから、これもこの予算審査の段階で展開させていただきますが、町長、中途半端な政策打たないほうがいいと思うんです。もう町民が納得してよしと、本当に町長を中心にこの町を作り上げていこうと意欲を引き起こすような目に見えた政策をしっかり打つということが私は大事だと思うんです。今討論の場面ではありませんけれども５０万円にぜひしていただきたかったということを申し上げておきたいんですが、これに対して町長、答弁いただけますか。大体想定がつきますけれどもあえて答弁をしていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　現在、資料をいただいた中では管内５０万というのは見られませんでした。１番大きいのが出生祝金としては４０万円、上ノ国町でございます。この出生祝金もちろん３０万円では１０万足りないのではないかという話になろうかと思いますが、しかし子育て支援の事業としては、これぱかりではなくて、今回提案している入学祝金、あるいは保育料、給食、医療様々な部分がございます。したがいましてそういったものをトータルすると管内では高いというふうに感じているところでございます。しかし議員おっしゃいますように様々な課題ご指摘いただきましたそれぞれの課題にしっかり向き合って、さらに子育て支援の充実というものを今後考えていくべきではないかと感じているところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そろそろ終わりにしますが、それでは町長、行政側が持っている管内の各町の実態教えていただけませんか。それからもう一つ、私は政策を打つときに中途半端な政策は打たないほうがいいという考え方なんです。ちょうどカンフル剤でも中途半端にカンフル剤打っても効果ないんです。必要かつ十分な量を打って初めて健康を回復するに足るだけの効果が出るということでありますから中途半端なことはやらないほうがいいと。私は３０万の提案したことについては賛意を表明いたしますが、それでは不十分だという意味で、この予算

には賛成をいたしません。そこだけは申し上げておきます。多すぎるということでないんです。少な過ぎる中途半端だと。もっと今しっかり打たなければダメな案件じゃないかという意味で賛成はできないということを申し上げておきたいと思うんです。最後にご答弁を求めたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　３０万がこの妥当が妥当でないかという部につきましては、私たち様々な角度から考えて精いっぱいの数字を示させていただいたというところでございます。しかし議員から見れば、まだ十分ではないのではないかということでございますが、私たちも決してこれが十分だというふうには思っておりません。ただ現状、今の状況を考えるとこういった数字ということでございます。したがいまして今後そういった議員の意見も踏まえましてしっかり検討するということになろうかと思います。ただ何度も申し上げておりますように、子育て支援というのは様々な施策を展開しているところでございます。こうしたバランス、そちらのほうの充実ということも当然考えていかなければなりません。そうしたことで全体として子育て支援が充実していくという方向にしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　管内の実態の情報提供については文書のほうがいいですか、口頭でいいですか、菅原議員。

○委員（菅原義幸君）　とりあえず口頭でいいです。あとで文書出してください。

○委員長（横山一康君）　それでは阪井課長のほうからできますか。

阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　管内の状況でございますが、出生祝金の制度があるのがせたな町、今金町、厚沢部町、上ノ国町でございます。金額につきましてはせたな町が３万円、現時点で、今金町につきましては第１子が５万円、第２子が１０万円、第３子が２０万円でございます。厚沢部町につきましては、１人１０万円、上ノ国町につきましては４０万円という形でございます。このほか保育料の無償化ですとか、学校給食の無償化、それから医療費、１８歳以下の無料化などそれぞれ管内で条件が違う部分もございますので、こちらについては後ほど資料として提出をさせていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　ほかに。

石原委員。

○委員（石原広務君）　今、菅原委員とのやりとりで伺いたいなと思った考え方を少し町長の口から聞けたんですが、それ以外で町長、このせたな町まちづくりモニター委員アンケート結果、こういったものは毎年目を通してらっしゃいますか。どうですか。細かく中身見ていますか。うなずくだけではなくてイエス、ノーでお答えいただきたい。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　見ているところでございます。ただ内容今この頭の中で確認できるかということについては、それはできません。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　その中で問い１２、少子化対策や子育て支援とした特にどのようなことに力を注ぐべきだと思いますかと。次の中から３つまで選んで番号に丸をつけてください。これ詳しく確認はしてないんですが、１番最初に年代を問うて問い１で３０代７人、４０代４人、５０代２人というふうに区分されてるんです。その下が世帯構成、２人世帯３人、３人世帯４人、４人世帯４人、５人世帯１人、６人世帯１人と、その中で問い１２で先ほど申し上げましたとおり､少子化対策に関する支援としてどのように力を注ぐべきだというものの中に、１０番、これ町で用意したものだと思うんですけど、子育て世帯向けの住宅を増やす４人、その下１１、出産、育児、医療保育、教育などの経済的負担が減るようにすると。これ４人の方がここに丸をつけてる結果なんです。こういったものは、今、石原に言われた、たしかあったよなというご記憶があったかどうか確認させてください。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　確かにそういうような部分につきましては、問いの中でそういったことはあったというふうに思っております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　菅原委員も少し遡って触れていましたが、５期目、集大成とした今５期目、今まで取り組んできた町長の政策全般に係わりますけど、ここに来て人口減、少子高齢化、超高齢化です。１万１，０００で始まったせたな町が今は７，０００人を切ると。教育長は既にご承知置きだと思うんですけど、町長、今年、新年度の大成区久遠小学校、入学式ないんです。そういった全体のもう本当に私ごとですけど、少年野球の指導者を個人的には大成区だからあれだけ長いこと父兄の方々が、石原しかいねえから我慢しとけやという思いも確かにあったかと思うんですが、やらせていただいてたんですが、子供たちいないんですよ町長。それで５期町政を担ってきていて、少年野球に係わらなくて、そういったものに対して町長として反省するべき点、あるいは後悔するべき点、それがもしあるのであれば本音で言ってください。本音でやりとりしましょう。私もすごく責任を感じてる部分あります。何回も触れていますけど人口戦略会議で消滅する可能性のある自治体、せたな町ももちろんくくられています。そういったもろもろ含めて町長どういうふうに今、今回の提案した子育て支援に係わる条例が全会一致で否決されて、この週末含めて、その中で町長どのような思いを頭の中にめぐってきたのか端的にお答えいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この少子高齢人口減少という部分につきましては、これはいろいろな原因があろうかというふうに思います。その一つに、町としての政策の弱さ、これもうゆがめないものというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　今５期目、たしか３期目、町長選挙の以前にこれも議会で皮肉のように私、質問の中に混ぜて質問したことがあるんですけど、街頭演説で保育料、確かマイクを持って、傍聴する方が結構いらしたその前で保育料を無償にしますから皆さんどんどん子供を産んでくださいと堂々と言われた。あれにはストレートに申し上げますと、傍聴していた高齢の

方からわしたちもう無理だもんねっていう言葉も出たんです。それで若い人からは、ばかにしてるのかっていう率直な意見も出たんです。今そういった安易な基本的に町長としての考え方、安易ともう既に言ってしまいますけど、ここまで来てこの人口減、先ほど具体例を申し上げた大成区では小学校の入学式がないというこの状況を、そういった状況、今３期過去に遡ってしまいましたけど、そういった基本的な考え方について私は反省というか、取り消すことはできませんから基本的な町長としての考え方、今どのように思われているのか率直にお聞かせいただければと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　久遠小の入学式がなかったということにつきましては非常に残念だなとそう思っているところでございます。ただ少子高齢化が進んだ結果ということでもございますが、しかしその少子高齢化がどうして進んできたのかということについては、もちろん町の政策の弱さという部分もあったと思いますが、いろいろな要因が重なってこうした状況が起きていると。これ我が町に限ったことではなくて、いろいろなほかの自治体においても、一部を除いて同様の傾向にあるということでございます。したがいまして今後こういった部分にしっかりと目を配りながら、この少子化対策を効果的に打っていくということが必要というふうに考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　ほかの自治体、全国どこでもそうなんです。先ほど菅原委員のほうからは、こういった先進地という言葉を例に挙げてご紹介いただいたんですけど、管内の状況云々ではないんです。せたな町の今の実態で、高橋町長がトップとして担ってきたこの約２０年です。私は失敗してきたと言わざるを得ない状況にまで落ち込んでしまってるんです。眉間にしわを寄せるそのお気持ちもわからないでもありませんが、それが現実なんです。一次産業の発展あるいはそういうこともろもろです。ですからこれからではないです。私はこれからの町長には全く期待をしておりません。ですから今までの反省を踏まえ、せめてこの数カ月の間にいろいろな観点から土台をしっかり方向性を示す。役場職員こぞって少子化を含め高齢者対策、あとは産業振興、内部でいろいろ協議してるわけじゃないですか。今までことごとくいくつ蹴っ飛ばしましたか。そういうのも今となってはですけど反省をして、しっかり土台を作る、この３月新年度の予算審査もあります。そういった中できっちり土台をつくるという思いで残り任期、取り組んでいただきたいと思いますけど、いかがですか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　ご指摘を十分受け止めてしっかりやらせていただきたいというふうに思います。

○委員長（横山一康君）　ほかに。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　質疑を終わります。

討論を許します。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　反対をいたします。質疑の中で申し上げておりますから内容は省略いたします。
○委員長（横山一康君）　次に賛成討論を許します。
　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私は改正条例案に賛成の立場で討論させていただきます。私も２日間にわたっていろいろ少子化対策についてのいろいろな考え方､そしてなおかつ議会の中で１度、町の提案が否決されたという中からまた緊張感を持った作業工程の中でいろいろな意見を反映しながら今回の案を出してきたんだと思います。私もこれで決して足りると思ってませんし、１番指摘させていただいたところの役場内部だけでなく、地域も全部含めて総括的にスピーディーにこの対策を打っていかないと大変なことになるというまず危機感を共有できた、これは逆によかったんじゃないかと思ってます｡そういう中で３０万が全てじゃございませんけども、例えば、利便性、それから母親に対する今まで以上のサポートいろいろな要素を含めた中で、子育ての最優先に考え役場職員の奮起を持って政策を提案したことを心から願いまして賛成討論といたします。
○委員長（横山一康君）　反対討論。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　私はこの条例案に反対します。確かに金額の問題ではありません。ですが賛成討論でも述べたように、足らないという認識をお持ちの方が賛成者の方にもいらっしゃるわけです。私は日本一子育てを目指すといった町長の基本的な考え方からいくと、日本一出生に力を入れる。それが金額であれば上ノ国も、事例を挙げますけど、せたな町は檜山では唯一高額だというように誇れるような基本的な考え方これを示していくべきということを申し上げ、この条例案には反対いたします。
○委員長（横山一康君）　続いて賛成討論を許します。
　桝田委員。
○委員（桝田道廣君）　私は賛成の立場で討論をさせていただきます。皆さんおっしゃるようにこの３０万という金額が果たして妥当なのかどうか、これは何とも言えない部分があろうかと思います。しかし今後、子育て支援という長い目で見た部分で一つの始まり、これからいろいろな施策を打っていく上で基本となるべきものであろうという期待を込めまして、私は賛成とさせていただきます。
○委員長（横山一康君）　反対討論ありませんか。
（「なし」という者あり）
○委員長（横山一康君）　討論を終わります。
　これより本案について起立により採決いたします。
　お諮りいたします。
　本案について原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
（起立する者あり）
○委員長（横山一康君）　起立多数です。

よって議案第３２号は原案のとおり可決されました。
ほぼ１時間経ちましたのでこれより２時５分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時５４分
再開　午後　２時０５分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
先ほど一般議案の審議が終わりました。
ここで皆さんにお諮りいたします。
一般会計予算審議の進め方は、歳出から予算内容説明書により１款ごとに担当課長の説明を受け、質疑を行い、歳入は予算書より１款から１１款までと１２款から２１款までに分け、１款町税については税務課長から、そのほかの款については財政課長から説明を受け、質疑を行い質疑終了後、歳入歳出全款一括で質疑を受け、討論、採決と取り進めたいと思います。また特別会計の説明は各会計予算概要説明資料により担当課長から歳出、歳入の順で一括説明を受け一括質疑、討論、採決と取り進めたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○委員長（横山一康君）　異議なしと認め、そのように取り進めることといたします。
説明員に申し上げます。説明及び答弁を行う場合は挙手を行い発言の許可を受けてから発言してください。各委員に申し上げます。質疑がある場合は、発言許可のあと質疑内容が明確になるよう予算書､または説明資料のページを申し示してから発言するようにお願いいたします。それではこれより各会計予算の審査に入ります。
整理番号第２、議案第１号令和７年度せたな町一般会計予算を議題といたします。一般会計歳出予算内容説明資料により１款議会費の説明を求めます。
佐藤財政課長。
○財政課長(佐藤英美君)　それでは一般会計歳出予算内容説明資料の１ページでございます。予算書では４２ページになります。１款１項１目共に議会費、継続で議員報酬等、予算額４，８５８万４，０００円、全額一般財源でございます。議員報酬及び議員期末手当などでそれぞれ記載の金額を予算措置したところでございます。１款議会費合計４，８５８万４，０００円でございます。
以上で１款議会費の説明を終わります。
○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）
○委員長（横山一康君）　１款議会費の質疑を終わります。
次に２款総務費の説明を求めます。
髙橋総務課長。
○総務課長（髙橋　純君）　それでは総務費でございます。予算書は４３ページからとなりま

す。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、新規で文書管理システム改修事業で、予算額８３０万５，０００円、全て一般財源でございます。既存の文書管理システムに電子決裁機能を追加し、ペーパーレス化の推進と業務の効率化を図るものでございます。

次に新規で電算システム標準化共通化事業、予算額３，５０５万７，０００円、その他財源として２，４３７万６，０００円、これはデジタル基盤改革支援補助金であり残りが一般財源となります。総合行政システムについて国が示す標準仕様に準拠したシステムへ移行するものであります。なお参考として本事業については、４会計９システム分でそれぞれ予算計上しており総事業費が７，９７１万５，０００円、内訳としてデジタル基盤改革支援補助金６，３３６万８，０００円、一般財源が１，６３４万７，０００円となっております。

次に新規で行政情報ネットワーク用パソコン購入事業、予算額４，２７０万３，０００円、全て一般財源でございます。平成２７年から平成３０年に購入したパソコン１７３台を更新するものでございます。

○委員長（横山一康君）　阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　続きまして２目文書広報費、継続でまちづくりモニター謝礼、予算額３万円は全額一般財源です。１５歳以上の町民からモニターを募集しアンケートに回答してもらい意見を町政に反映させるものでございます。

○委員長（横山一康君）　平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　続きまして５目財産管理費、継続で町有施設解体事業、予算額２，２５０万円、財源内訳といたしまして全額地方債です。施設の老朽化等による周辺環境の悪化防止及び安全安心な地域保全を図るため記載の全５施設を解体するものでございます。

○委員長（横山一康君）　阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(阪井世紀君)　続きまして７目企画費で継続で友好交流都市交流事業、予算額２５万５，０００円は全額一般財源です。愛知県豊山町との友好都市交流協定に基づき交流事業を実施するものでございます。

次に継続で空家等除却事業補助金、予算額５００万円で国道支出金１２５万円、残りの３７５万円は一般財源です。特定空家等の除却へ補助することにより町民の財産や生活環境等に対する被害の発生防止を図るものでございます。新年度からは特定空家基準に満たない空家除去につきましても町単独補助を実施いたします。

２ページになります。継続でテレビ共同受信施設維持管理補助事業、予算額７０万円は全額一般財源です。共聴組合が設置した共同施設の修繕や改修に係る経費の一部を補助し、協同組合の負担軽減を図るものでございます。

次に継続で賃貸住宅整備促進支援事業補助金、予算額６００万円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。賃貸住宅の供給を促進し移住定住人口の増加や地域経済の活性化を図るものでございます。

○委員長（横山一康君）　髙橋総務課長。

○総務課長（髙橋　純君）　次に８目住民運動推進費、継続で町内会連絡協議会運営費補助金３５２万２，０００円で全額一般財源でございます。町内会活動における町内会の自主的な活

動及び花いっぱい運動推進への補助を行うものであります。
次に継続で防犯灯電気料金補助金で予算額４７０万円、全て一般財源でございます。住民の安全確保のため町内会等が管理している防犯灯の電気料金を補助するものであります。
○委員長（横山一康君）　阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　続きまして１１目地方創生推進事業費、継続で地方創生推進事業費、予算額５，８４９万７，０００円で、その他財源の１，４００万円は産業振興基金繰入金で残り４，４４９万７，０００円は一般財源です。せたな町デジタル田園都市国家構想総合戦略案に基づき記載の５事業を実施するものでございます。
○委員長（横山一康君）　平田建設水道課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　続きまして１２目町有施設維持管理費、継続で町有施設維持管理費、予算額３，２４３万８，０００円、財源内訳といたしまして全額一般財源でございます。町有施設の芝生管理や草刈り、小破修繕などを実施し適正な維持管理を図るもので、主な芝生管理施設及び施設管理経費につきましては記載のとおりであります。
○委員長（横山一康君）　阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　続きまして３ページになります。１３目ふるさと応援寄附金推進費、継続でふるさと応援寄附金推進事業費、予算額１億２，４２９万４，０００円は全額その他財源でふるさと応援寄附金です。寄附者のリピート率向上と新規寄附者の獲得のため魅力ある返礼品の充実や効果的な募集広告を実施するとともに、きめ細かな対応を実践し地域経済の活性化を図るものでございます。
続きまして１５目諸費、継続で結婚定住奨励金、予算額８０万円は全額一般財源です。若い世代の定住を促進し未婚者の婚姻を奨励するものでございます。
次に継続で出産祝金、予算額１００万円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。人口の増加を奨励し、児童の健全育成及び家庭生活の安定を図るため交付するものでございます。これにつきましては、後ほど条例案が可決されておりますので修正になるかと思います。
次に新規で入学祝金、予算額５９５万円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。小、中、高入学時の保護者の経済的負担の軽減を図るものでございます。
次に継続で地域公共交通活性化協議会負担金、予算額３８１万６，０００円は全額一般財源です。持続可能な公共交通体系の構築を目指し、せたな町地域公共交通計画を基に地域交通の活性化を図るものでございます。
次に継続で生活交通路線等維持事業、予算額４，７５６万６，０００円は全額その他財源で、生活交通確保対策基金繰入金です。生活交通路線の維持を図るため生活路線運行に係る欠損分を補助するものでございます。
４ページになります。継続で通学定期運賃補助金、予算額７７０万円は全額その他財源で、生活交通確保対策基金繰入金です。定期券により路線バスを利用し通学する学生を対象に補助するものでございます。
次に継続でデマンドバス運行事業費補助金、予算額５，０１７万円は全額その他財源で、生活交通確保対策基金繰入金です。せたな町公共交通計画に基づき町内で実施するデマンドバス

運行事業に対して補助するものでございます。
　次に継続で移住定住促進住宅奨励金、予算額５００万円は全額一般財源です。住宅を町内で建設する者または購入する者に対し奨励金を交付するものでございます。
　次に新規で住宅リフォーム等助成事業、予算額２，０００万円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。快適に暮らす住環境の整備並びに地域経済の活性化を図るものでございます。
○委員長（横山一康君）　佐々木税務課長。
○税務課長（佐々木正人君）　続きまして２項徴税費、２目賦課徴収費、新規で電算システム標準化・共通事業で予算額４３１万７，０００円、内訳は、その他財源で３５８万６，０００円はデジタル基盤改革支援補助金で残りが一般財源でございます。法人住民税システムについて国が示す標準仕様に準拠したシステムへ移行するものでございます。
　以上２款総務費の予算額合計は１０億３，５９９万６，０００円となるものでございます。
　以上で総務費の説明を終わります。
　よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　内容説明資料の２ページで教えていただきたいんですけど、継続で賃貸住宅整備促進支援事業補助金６００万とあって、補助率は１ＬＤＫ以下が１戸５０万ですか、２ＬＤＫ以上が１戸につき１００万、これ新年度で何かしら予定しているところがあれば、何棟あるのか押さえているのであれば教えていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　ご質問にお答えします。来年度建設を予定している民間の賃貸住宅が予定されております。１棟で８戸入るような仕様で、１ＬＤＫが４戸、２ＬＤＫが４戸で補助率を掛けまして合計６００万ということで予算措置しております。予定地は北檜山区になります。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　桝田委員。
○委員（桝田道廣君）　４ページのデマンドバスなんですけど、これは前年に比べて事業費が多くなってるのが少なくなっているのか教えていただきたい。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　デマンドバスでございますが、例年より予算額は増加しております。その要因としまして、新規に４月１日から開設します大里線と若松線こちらの分の予算を追加、それと人件費等の増加分としまして若干の増を見込んで積算しております。
○委員長（横山一康君）　桝田委員。
○委員（桝田道廣君）　わかりました。ということはほかの今まである路線に関してはそれほど変化はないということなんですか。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　人口の減少とともに若干ずつですが利用者を減少し

ておりますが大きく変わることはありません。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　桝田委員。
○委員（桝田道廣君）　続きまして３ページなんですけども、ふるさと応援寄附金についてお尋ねします。令和５年度は例外としましても、常にせたな町は管内としましてはトップを走っているのかなと私自身思ってるんですけれども、新たな返礼品というものを考えておられるのかどうか、もしあるんであればどういうものを考えておられるのか、具体的にとは言いませんけどお知らせください。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　お答えいたします。新たな返礼品でございますが、各事業者と私たち中間業者とそれぞれ事業者のほうと相談しながら新商品というか、新しい返礼品の開発というのは行っております。具体的に何かと言われると今度新しいのが何出てくると今ここで答えられないんですけど、町で今２町連携であります米麺だとか、ジンギスカンラー油につきましてもふるさと納税の返礼品として登録しておりますし、あとは新しい事業所を出品しませんかということで去年も何件か増えたという経緯もあります。こういったことで町内で生産しているところに交渉しながら出品してくれる事業者を増やしながら、それとともに返戻費を徐々に増やしていくというようなやり方をしております。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　ほかに。ありませんか。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　同じく３ページで総務費の諸費、結婚定住奨励金その下に出生祝金これは条例改正に伴ってまた変更になるんですけど。その下に入学祝金、これ町長に率直にお答えいただきたいんですけど、条例案が否決されて即協議に入ったと思われるんですが、こういうところも頭の中にありながら、例えば私としてはこの際だから１組１０万商品券ですか。これも増やしてもいいだろうなあというのは率直に浮かんだんです。以前からちょっと引っかかった部分もあったんですけど。そういったトータル的な考えっていうか、そういうお考えは今の段階ではどのようにお持ちなのか率直にお答えいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　入学祝金の件でございますが、様々の方から要望がございました。これまでこれは見ておりませんでした。したがいまして今回初めて提案をするものでございますが、何としても今回はこれを提案していきたいと思って提案している事業でございます。これは先ほどの出生祝金ももちろんありますが、しかしそれはそれとしてそれぞれの入学時期というのは当然、お金のかかる保護者にとりまして負担の大きい部分であるわけであります。したがいましてその一助にという考えでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　２ページにせたな町デジタル田園都市国家構想総合戦略、これは全員協議会でいろいろ議会の中からも様々意見が出ていて、そういった状況の中で出生祝金は条例

全会一致、否決になったわけです。先ほど私は関連して最初触れたのが、その上、結婚定住奨励金、あるいは入学祝金、こういった若い世代、子育てに直結するような町長としての政策を幅広く、今回、考え直すきっかけに少しでもなってくれればいいという思いがあったんです。全会一致で否決なった瞬間は。ですからこの結婚定住奨励金、確かにこれは商品券です。せたな町共通商品券１０万円、これも管内云々ではなくて、まだ高橋町長の下でこの町政は運営されていますし、政策も展開してるわけです。そういったところに、せたな町はこういうとこにも力を入れてるんだということをアピールする意味でも、何かしら基本的に考え方を聞かせいただければと思って伺ったんですが、また改めて、先ほどその下のことを触れていましたが、その上の結婚定住奨励金、これに関してもコメントをいただければと思いますがいかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この少子化対策、あるいは少子高齢化対策も含めて様々な事業を展開しているところでございます。町としてもできるだけこの充実した制度の構築をというふうに考えて努力しているところでございますが、今回、様々ご意見をいただいた中で出生祝金にしっかりと対応してインパクトの強い政策を打つということに考えました。したがいましてそれぞれ全てあれもこれもできればいいんでしょうけども、なかなかそういう状況にはないということから順次しっかりこのあとも制度の充実という部分に向けてしっかり検討してまいりたいと考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　あれもこれもできないというのは私も十分認識してるんです。でも逆に言えば、町長の言葉をあえて使わせていただければ、あれもこれもしてこなかったこと自体が今のせたな町の現状になってるわけです。ですから私は高橋町政の失敗してきた政策の打ち方の一つだと思ってるんです。こういった細かいところも。あえてこれ申し上げますが、今回のこの出生祝金、あるいはその小中高入学祝金、これを少し話題提供したんです。まだ決まっていない中、条例案実は全会一致で否決になったんだという話をしたときに、子育てを終えたお母さん方数人しか聞けませんでしたけど、とりあえずこれはお伝えだけしときます。一部の町民の声として、今さらなのと、今頃なのと、というのはもっと早くそういったことをして欲しかったという思いなんです。ですからアンケートに少しあるように、そういった若い方々、子育てを終えて今は孫の誕生を待ってるというか、そういったお母さん方から率直にそういった意見も町長に対して寄せられてたという形になっていますので、そこは十分ご承知おきをいただきたいと思います。
　次の質問よろしいですか。４ページ、住宅リフォーム等助成事業、新年度は新規事業ということで１度、終えたんですが、これ確か新聞報道がありますよね。これ方向性が出たときに。たしか出たと思うんです。その報道を見た建設関係の方から、私も常任委員会に所属してそこ抜けたなと思ったんですが、これ率直な意見なんです。それこそ物価高騰になっているのに３０万という金額で業者の、要は仕入れのことまでもきちんと、その方の言葉ストレートに伝えますけど、おまえたちそういうことを考えてるのかって言われたんです。そうかと、というのは皆さんそうではないかもしれませんけど業者、結局はリフォームをしたいという町民の要

望に応えて町のせっかくこういった助成制度を活用して、古くなった住み慣れた我が家を少しでも手をかけたいという思いでお付き合いのある業者に頼んだときに、頼んだ方はやはり予算というものをお持ちのようなんです。いろいろこう話を聞いていくと、最終的には業者が負担してしまう。業者のほうがそれしかないのか町からそれしか出ないのかという中で、どのくらいまでかはちょっと詳細聞いてませんけど、そういったことも現実あるんだぞという強いご指摘をいただいたんです。ですからこれは新年度予算で助成の上限が３０万、この金額に関しても現場では実際にそういうことが起こっているということに関して、率直に町長のお考えをお示しいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この住宅リフォームの関係でございますが、これもいろいろご意見をいただいてきたところでございます。最近の物価高騰も十分理解しておりますし、そうした負担が増えてきているという状況を受けて、少しでも負担の軽減になればという考えのもとこうした施策を打たせていただいたという趣旨についてはご理解いただきたいというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　これ確認なんですけど。エアコンのみもこれでしたっけ対象になるのは。うなずいていただいてるんですけどイエス、ノーでお答えいただければと思います。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　来年度から始まります住宅リフォーム助成事業ですが、補助金の下限を２万円として最低事業費がですので１０万円からということで、あとそれとエアコン単体設置も対象という形で整理しております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　これは私としては勘違いもあったんですけど、これは新年度、エアコン助成事業というふうにこれを立ち上げてくるんだろうと勝手に思い込んでた部分もあるんです。既に何人かにも実はお知らせしました。ただそれも課長、今さらかよって言われたんです。正直言うと。でも見込んでいた、まだ少なからずともこの夏に向けてはというお考えをお持ちの方もいらっしゃるし、町外に出ているお子さんたちも父さん母さん年とっていくいくんだから少しでもエアコンというような考え方もしているやに聞いてる部分もあるんです。ですから周知方、本当にこういうことですけど、できれば議会から提起を受けて私たちは町長に直談判しましたというように伝わるような形で、ぜひ町民のほうに周知方よろしくお願いしたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご提言でございますが、ちょっと議会からっていうところを入れるかどうかっていうのはあれなんですけれども、事業のＰＲ、その辺はきっちりやらせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　しつこいようですけど、メーカー側はそれなりに対策してるかもしれ

ませんけど、この在庫の関係が素人ながら引っかかる部分があるんで、早い段階で、要は後ろにいらっしゃいますけど、それなりに手厚く準備ができるような形で周知方、それも含めて早い段階でしていただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　予算の議決にも関係してくるかと思いますけれども、今月最終第４木曜日の広報並びに回覧文書そちらのほうで通知、ＰＲのほうをしていきたいというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　今週ですか。第４、今週議会まだ、余計な心配したんです。早い段階でよろしくお願いたいと思います。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　藤谷委員。
○委員（藤谷容子君）　今のエアコン助成のことに関連してなんですけれども、実は私リフォーム助成がまたできると聞いてよかったなと思って、それがエアコンでも使えるってよかったなって思ってたんです。ただほかの町の話を聞いたら、これ助成が事業費の２０％です。それでこの町で業者を使ってやろうというふうにどれだけの方がなるかなと。どんな方に事業を使っていただきたいなというふうに考えてこれを作られたのかなということをそこで考えたんです。もしよろしかったらお願いします。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　藤谷委員のご質問ですが、エアコンだけを設置するという方がどれだけいるかというのが、これは前回のリフォーム助成の中でもエアコン対象ではありました。ただ件数自体はやはりリフォームと一緒につけた方は９件ぐらいということで、このたび、周知の中で先ほどの質問もあったようにエアコン単体でもできますよという形で周知させていただきますので、価格帯の話だとかいろいろそういった部分だと思うんですが、中にはやはり地元の電気屋さんにつけてもらうと調子悪くなったときに頼みやすいからということで地元使う方もいると思いますので、そういった方たちに利用されてほしいなというのと、あとは事業としては５年間の予定でやります。５年間のうちに１人１回ということなので、ほかに壁、屋根だとか、そういったも予定されている場合にはそれと一緒にエアコンをやるとか、そういった形で複合的にやっていただければ活用の幅も広がるかなというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　藤谷委員。
○委員（藤谷容子君）　実はほかの町のエアコン助成を見たところ、助成率が２分の１というのが結構あるんです。２分の１とか、３分の１とか、今までエアコンをつけていなかった方っていうのはやっぱりなかなかお金が工面しづらかった方だと思うんです。そうじゃない方もいらっしゃると思いますけれども、そして比較的若い方は大手量販店とかで安いのを探してもう既につけている方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。やっぱりなかなかつけれなかった方にこれを本当に活用してもらってということを考えたら本来だったらもうちょっと２分

の１とか、３分の１とか、上限額を５万円とか、もうちょっと使いやすい制度になったらよかったなというか、これから先も考えていただきたいなというふうに思うんです。例えば条件もつけて、自宅に使用できるエアコンが１台もない在宅高齢者の方とか、こういう方とかこういう方とかっていう条件をつけてもうちょっと補助率上げるとか、そういったことをいろいろ考えてやっていただいたほうが、きっと本当に困ってる方が活用できるんじゃないかなというふうに考えましたので、また今後検討していただきたいなと思います。
○委員長（横山一康君）　阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご提言でございます。町担当としては、まずはリフォーム、もちろんエアコンだけという方もいらっしゃれば、そうじゃない方もいらっしゃいます。今までのリフォームの事業につきましては３年間やって、これが平成２４年のときに実施をしておりまして、そのあとしばらく開いて今回令和２年から再開をして、１年延長してまた３年間のほう実施させていただいております。議員皆さんからの強い要望もありまして今回復活と言う形で取り組みをさせていただいております。今回５年間という形の中で１回限りっていう条件もございます。その条件を作るときに、やはり前のリフォームと一緒でこの５年間で１回しかできませんと。ただしエアコンもつけやすいような形で、前回は１０万円からの補助金という形の中で事業費がやはり高くなければ、このエアコンもつけれなかったっていう条件をちょっと緩和させていただいて今回取組をさせていただきたいということで、ご理解をいただきたいんですけれども、今後、こういった事業を進める中で今藤谷議員から言われたようなものも検討を材料とさせていただきたいというふうに考えますのでよろしくお願いいたします。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　確認させください。常任委員会で聞き漏らしていたかな、今回、例えばこういった事業、また新規事業として新年度、立ち上がるんですが、ちなみに言わせていただくと前回のリフォーム事業、その中でもエアコン対象になっていたという情報が私数件大工さんに聞いたんですけど５件くらい聞いたのかな、１件しか承知していなかったんです。それは捉え方もまずかったし､私自身もお伝えの仕方もまずかったなっていうこともあったんです。何を聞きたいかというと、エアコンだけ今回やりますと。やりました、助成を受けました。であれあれやってみたけど雨漏りしてると。率直な事例を申し上げると。でもそれだと２回になるわけですよね。それは結局どうなるんでしたか。確認させください。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　ただいまのご質問ですが、５年というこの期間中に１世帯１回というふうになりますので、先にエアコンをやってしまって後に雨漏りで屋根を直すとなると２回目というふうになりますので、こちらは補助できないという形になります。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　ここは右を向いて担当課に向かうよりは政策判断だと思うんです。町長そういった、それこそ超高齢化、我が町で高齢者に対して失礼なことになるかもしれませんけど、確認不足そういった認識もなく、例えば少ししつこくなるかもしれませんけど、町外に

出ているお子さんたちとの話合いの中で気づかない点がこの５年間の中で出てきて、父さん母さん今回エアコンをつけると。だけど１年経った２年経ったときに雨漏りしてるね、例えばです。そういったときに今のままだと担当課のほうでは１回使ったので助成外です。でもそういったところを政策判断で、いろいろな規定とかあるじゃないですか。その他、町長が特に認めるとき。こういった事例が出たときは、ぜひ町長お認めになるということも想定していただきたいと思うんですけどいかがですか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　制度設計の問題かと思いますが、いずれにしましても今回の制度設計をしたときには、今課長が答弁したように１戸１回っていいますか、そういった中での制度設計というふうになっております。したがいましてこの制度のお知らせについては、その辺はきちんとお知らせしなければならないなというふうに思っておりますし、また利用される方もそういったことを十分考慮して、もしそういった心配の部分も合わせてやっていただくようにということは必要になるかというふうに思います。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　担当課に聞いてるんじゃないです。町長としての考え方をお聞かせいただきたかったんです。今の答弁内容だと、制度設計云々かんぬんというのは担当課のほうで十分聞けるんです。ですから私は細かい事例を挙げてそういう可能性、そういうことも起こり得る可能性があるので、そういったときはその他町長が特に認めるときという事例にはめて対応するお考えはありませんかということで聞かせいただいてるんですけど。いかがですか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　あとで要綱見てみなければわかりませんけれども、現状の要綱のとおり進められるということではないかと思います。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　だからあとで要綱云々ではなくて、要綱にそういうことがもしなっていなければ、町長の政策判断としてそういったちょっとしたっていうあえて言葉を使わせていただきますけど、そういったことが起きたときは１回ではなくて、２度目申請をしてできるような形でお考えになっていただけませんかということを促してるんですけどいかがですか。

○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時４８分

再開　午後　２時４９分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　これはもちろん新規事業でありますから、この助成事業については同一住宅及び同一人につき１回限りとするということになっておりますので、これはこのとおりしっかり住民周知を徹底してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　藤谷委員も触れてましたけど、これ単体でエアコン助成、いうふうな事業を打ち出す考えはおありにならなかったと理解しよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　前の事業もそういった形で一緒にやれるという状況でした。ただ今回の場合は、その限度額を下げてクーラーだけでもできるような形に見直しをしたということであります。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私が聞いてるのはエアコン助成と単体の助成制度で立ち上げるというか、新年度にこういった助成制度を設けるというお考えに至らなかったということでよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そのとおりでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　この件に関しては最後にしますけど、これを固定した住宅リフォーム等助成事業、これを固定した事業、この年数限りらないで固定した事業として町の事業として固定するというお考えをお持ちになっていませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは５年の時限での制度設計をさせていただきました。これについては今のところそのとおりやっていきたいと思っております。５年間続けてみて、そのあとどうするかということについては今後の検討材料というふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　方向性として今しつこいですけど、現状は高橋町長が町政運営されてるわけです。土台としてこれは私としては固定していただきたいんです。というのは利用される町民、あるいは経済団体、建築関係に携わる業者からいろいろ計画、次の例えば１人の家が終わったら次は何さんの家だという計画を持ちの業者さんもいらっしゃるわけです。ですから長いスパンの中でそういった計画に対応できるように町で準備をしていただきたいという思いが以前からあるんです。ですからそういった基本的な考え方で土台づくりというか先々のせたな町としては、そういった方向でぜひ方向性だけ考え方として担当のほうにもお持ちいただきたいなということで、今、町長にお考えをお伺いしたんですが、そういった状況も実はあるということをお伝えした上で、最後、町長からご答弁いただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　制度設計としては先ほど答弁したとおりでございますが、ただいま議員のほうからそういったご意見もあるということをいただきましたので、これは今後５年間というこれまでにない長いスパンの中で事業展開をするということになりますので、その中で検討していかなければならないと考えております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　ぜひ物価高含めて業者から生の声として寄せられてるということも含めて新年度これで走るお考えなんでしょうけど、年度途中で臨機応変に例えば補正対応するとか、そういうことも想定されるので内部のほうで対応含めて協議する準備を町長としてお示しいただきたいと思いますけどもいかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長(高橋貞光君)　現時点ではこの制度設計の中で進むということになろうかと思います。そうした中で今後の制度設計について様々ご意見をいただいておりますので、その辺については今後、検討をしていくということになろうかと思います。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　３ページの１番下の欄です。生活路線等に係る維持を図るため、バス事業に係る欠損額及び車両更新に係る経費を函館バスに補助するとなってます。それで久遠線、瀬棚線合わせると４，４００万円、そのほかに中型車１台を更新する、新しく入れたということですね。それのリース料が３１６万４，０００円、このリース料これ何年のリースを町で払わないとならないのか。あるいはその他金額というのはどっからお金を出してバス会社のほうの支払に充てているのか教えていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　委員のご質問ですが、まず中型車１台更新とリース方式ということで、こちらは函館バス株式会社が更新するものでございまして、５年リースとなります。そしてこちらの３１６万４，０００円含めたこの生活交通路線等維持事業でございますが全て生活交通確保対策基金を充当しております。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　このバスがなかったら不自由な人もたくさんいるからやむを得ませんけども、これだけ払っている、町側から出てるってこともわかりましたので、町民にも私も利用したことほとんどありませんけど少し考え方を変えてみたいなと思っております。答弁は要りません。
○委員長（横山一康君）　ほかありますか。
（「はい」という者あり）
○委員長（横山一康君）　では３時１０分まで休憩してあと質問を続行したいと思います。

休憩　午後　２時５８分
再開　午後　３時１０分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　質疑を続けます。
　菅原委員。

○委員(菅原義幸君)　全部総括でやろうと思っていたんですが２点だけさせていただきます。
　まず１点なんですが、石原委員、藤谷委員が取り上げておりました住宅リフォーム等助成事業についてお尋ねしておきたいと思うんです。お２人が指摘した問題のなぞりということになりますが、私は町長の考え方を聞いておきたいんですが、リフォーム事業とエアコン設置の補助金の事業と全く事柄別なんです。これを一括りにするところに問題があると思うんですが町長そう思いませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そういう見方もあろうかと思いますが、しかしこの中にエアコンの設置を組み込むということは可能であります。ですからこれは実際に取り組むご家庭の判断によるというふうに思いますが、エアコンだけでもこの事業で対応できるということにしたところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　例によってそういうことを聞いてるんじゃないんです。組み込むことが可能か可能でないかって話でないんです言っているのは。エアコン助成事業という事業目的とリフォーム事業という事業目的これは事業のすみ分けが全く別なんじゃないですかって言っているんです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　大きく言いますとこれ両方とも住環境の整備ということになるわけでございまして、全く関係ないということではないかというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員(菅原義幸君)　大きく括れば何でも括れます。しかし詳細に見ると事業の性格、内容、違うんじゃないですかって言っているんです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですからそれは利用される方が、どちらでも、あるいは両方合わせても対応できる事業に設計をしたということでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　答弁に無理出てくるんですよ今のように。両方合わせてこの事業を利用できますかこの金額で。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この金額でできるかできないかということではなくて、こういった制度設計をさせていただきましたので利用をしていただければというふうに思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういう制度設計に無理がありませんかって言っているんです。わかりませんか言ってること。エアコン設置事業はエアコン設置事業なんです。これは新しい住宅であれ、古い住宅であれ、個人住宅であれ、集合住宅であれそれはそれで暑くなって異常な気象条件を北海道でもクリアするためには扇風機やうちわの時代じゃないよと。エアコンだよと。これエアコンというのは夏冬可能ですからね。それでそういう新しい地球環境に対応した新規

の事業なわけです。新しいジャンルの問題なんです。住宅リフォームというのは、古来からある建てた家が古くなって全部改修になるのか、部分改修になるのかは別として、いわゆるリフォームをしようということなんであって、これは温暖化対策の問題とは全く別です。ですから私は前に一般質問で取り上げたことあるんです。エアコン設置事業を導入してはどうだと、町長記憶してますか。してるでしょ。町長またこれも例によってゼロ回答だったんですが、私あのとき質問したのは、上ノ国でいち早く独自政策として導入したんです。それを私取り上げて町長にも申し上げたんです。２０２３年、令和５年です。１２月１３日の北海道新聞記事で報道されてるんです。上ノ国猛暑対策、来年度から自宅にエアコン助成と、一戸建てでも集合住宅とも対象とするということなんです。ただし１世帯につき１台ですよということで、これはそうだと思うんです。北海道の町村会なんて言ってるかっていうと、市町村による全世帯へのエアコン設置費の助成について同様の制度は聞いたことがないと。そういうことなんで私も注目してエアコン助成制度というのを導入してはどうかという提案しましたが、これは例によって町長返事しませんでした。いろいろ流れはありますがリフォーム事業のメニュー組み入れるんだと。これは私の目から見れば、また例によって小手先のやり方をしたなと。言葉は悪いんですけども高橋流だなと思います。これ町長考えてください。温暖化対策による環境整備のエアコン導入事業と家が古くなってきたんで手を入れなきゃならんというリフォーム事業と事業目的別じゃないですか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　ですから住宅リフォーム事業は一度前に終わってる事業です。したがいまして新規として新しい制度設計をして、このクーラーにも使いえます。リフォームにも使えますという事業を作らせていただきました。そういうことでございますのでご理解をいただきたいと。どちらか一方ではなくて両方対応できるという事業でございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　議論前に進めたいと思うんですが全然答弁なってないんです。私の提起されている本質に誤魔化してるんです。もっとわかりやすく言います。これ２本立ての制度にすべきだと思います。リフォーム制度はリフォーム制度、それからエアコン設置助成制度は設置助成制度、それこそ町長が今言ったように両方使う人は両方使えばいいじゃないですか。今町長のやり方ですとどっちか一本しか使えないんです。そうでしょ。どっちも使えますか事実上。だって事業の上限３０万で、補助率は２０％です。住宅リフォームに要する費用は１０万円以上を対象、両方なんか使ったってほとんど意味ないでしょう。私は事業目的が別なんだから２本立ての事業にそれぞれすべきだということを提案したいんです。そうすると両方使うもよし一方だけを使うもよし。リフォームしなくても使えるようにしてますよと、メニューに入れてますよって言うけども、それを使ったら今度リフォームできなくなるわけです。そんな窮屈な制度にする必要は私は何もないと思います。しかも５年間という間隔の中で両方の必要性出てきたらどうすんだって、これは石原議員おっしゃってるとおりなんです。それに対して答えてませんから私はあえて取り上げているわけです。これやってると時間なくなりますから検討するって言っても５年間の中で検討して５年後に手をつけるっていう意味ではなくて、新

年度の対応策として早急に検討して答え出してください。これ急いでもらいたいと思います。
それから２つ目なんですが、藤谷委員おっしゃってた２０％これ安すぎると思います。私は出生祝金も３０万これはすばらしい敬意を表するけれども私は賛成しないと、私は５０万考えてましたから。それで町長やってること中途半端なんです。補聴器の助成制度もそうなんですが、確かな効果が上がるところまで有効な政策を打つべきです。ほかのことには随分思い切ったことやるのに、こういう住民に直接利益をもたらす施策に及び腰なんです。そうでしょう。雄心会には５年間１億何千万ですか、随分出しますねっていうことです。観光ホテルにも長寿命化計画で３億何がし随分出しますねっていう話です。何回も言ってしつこいかもしれませんが、新函館農協、合併後の中央支店というですか、何て言うんすか、１億４，０００万プロパーです。そういうことについては何もちゅうちょなく思い切って全力投球で投入するのに、何でこういうものについて中途半端なんですか。本当におかしいと思います私は。そういう町長の根本的な姿勢に疑問を申し上げざるを得ないということなんです。だから２本立てにしたらいかがですか。そして助成率も藤谷委員おっしゃるように３分の１でもいいじゃないですか。私はもっと言えば２分の１のほうがまだいいと思います。計算してみてください。幾らの予算になりますか。そういうところを根本的に是正していただきたいと思いますし、５年間検討して５年後に何とかするってそんなのんびりした話でなくて、あなたの任期も半年しかないんですから新年度に有効に間に合うように速やかな検討を求めたいと思いますがいかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　菅原委員のご意見として受け止めさせていただきます。検討につきましてもさせていただきます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。それでは次に予算書の５８ページ、２款４項１目選挙管理委員会費についてお尋ねをいたします。まず最初に選挙管理委員報酬７６万５，０００円の積算根拠をお尋ねしたいと思います。
○委員長（横山一康君）　中山書記次長。
○選挙管理委員会書記次長（中山康春君）　お答えしたいと思います。７６万５，０００円の根拠でございますけども、委員長の年額報酬ということで２１万６，０００円、委員の年額報酬ということで委員は３名ですので１８万３，０００円の３名分で５４万９，０００円、合計が７６万５，０００円ということでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。次に選管の書記長にお尋ねしたいと思います。選挙管理委員長は去る３月１２日の石原議員の一般質問に対しまして、公職選挙法１９９条の２の規定により町長や議会議員から選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないと答弁しました。その上で葬儀の際の供物も公職選挙法上の寄附の禁止に抵触すると解されていると明言し、選挙管理委員会に情報が入った際は当人に対して指導を行ってまいりますと答弁いたしました。この内容について確認を求めたいと思います。
○委員長（横山一康君）　髙橋書記長。

○選挙管理委員会書記長（髙橋　純君）　そのとおりでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これはユーチューブの議会中継から拾って私が起こした文書ですから間違いないとは思います。それで町長自身も同じ日の一般質問の答弁で、葬儀において高橋貞光名義の花を出した事実を認めております。選管書記長にお尋ねをいたしますが、公選法に抵触する高橋貞光さんの行為について選挙管理委員会委員長から町長に指導したと答弁しておりますが、指導の日時３月１０日で間違いないでしょうか。お尋ねいたします。
○委員長（横山一康君）　髙橋書記長。
○選挙管理委員会書記長（髙橋　純君）　そのとおりでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　今日午前中、委員長がおりましたので午前中の質疑であれば委員長にお答え願いたかったんですが。
○委員長（横山一康君）　菅原委員、１番右端、私から見て右端に。
○委員（菅原義幸君）　委員長失礼しました。私ずっと右ばかり見てたものですから、こちらに移動されたとは思ってなかったんで大変失礼しました。委員長、せっかく来ていただいたんですから委員長にお尋ねさせてほしいんですが、３月１０日に委員長は町長に抵触するぞということで指導なされたということなんですが、それはお１人ですか、１対１なんですか。それから合わせて伺いたいのは書面は交付しなかったんですか、この２点についてお尋ねをしたいと思います。
○委員長（横山一康君）　大坪選挙管理委員長。
○選挙管理委員長（大坪観誠君）　お尋ねの件ですが３月１０日、私が役場に来て町長室を尋ねたのは、先に書記局行って書記長と打合せをして、そして町長室へと尋ねて高橋町長に申入れをしました。書面もありません。口頭で申入れをしました。隣に書記長同席のもとです。
　以上でございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ご丁寧な答弁ありがとうございました。それでこの際ですからもう一つお尋ねしたいんですが、委員長がご指導なさったときに高橋町長の反応といいますか、答弁といいますか、どんな様子でした。率直に伺いたいと思います。
○委員長（横山一康君）　大坪選挙管理委員長。
○選挙管理委員長（大坪観誠君）　状況思いを起こしますと、これは先ほどの内容にありますように抵触するおそれがありますよと、こういうことは決して断じて行わないように気をつけてくださるほうがいいですよと、指導めいた言葉で聞いていただきました。その時の高橋町長の返答は、はい、よくわかりましたという返答だったと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　委員長のご答弁よくわかりました。それでもう１点お尋ねしますが、議会では今、町長とのやりとりの経過を踏まえて一つの決議をやろうじゃないかという流れになっております。そこで選挙管理委員会として、この抵触疑いの問題をどのように扱われるの

かということを書記長にお尋ねしましたところ、まだ正式に協議をしていないということだったので、ぜひこの会期中に協議をし、選管の考え方を聞かせていただきたいという提案をし、わかりましたという答えをもらってるんです。選管委員長としてのご答弁お願いしたいと思います。
○委員長（横山一康君）　大坪選挙管理委員長。
○選挙管理委員長（大坪観誠君）　その旨も書記長から聞きましたけれども、その上で管理委員会会議を招集して、その中で協議すべきかどうかということは、これは委員長の責務としまして既にはっきりしている事柄であります。抵触するおそれがありますということは、これは会議の動向によってどうこう委員の動向で考えて変わるものでありませんので、必要ありませんということで私は判断しております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや非常に明快な答弁で了解いたしました。抵触をするおそれがあると、この判断は委員長判断であれ、選挙管理委員会を開催しての判断であれ、変わりませんよということなんです。それは議会として今私だけではなくて、全ての皆さんいらっしゃいますの受け止めさせていただいて構わないという確認を最後にさせていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　大坪選挙管理委員長。
○選挙管理委員長（大坪観誠君）　そのとおりに確認して承知しております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。選挙管理委員会に対する質疑はこれで終わります。
　それで次に２目町長選挙費１，０９３万円、３目参議院議員選挙費１，６４４万６，０００円について伺います。これは予算書で申し上げますと５９ページ及び６０ページであります。まず最初に投票率を引き上げるために移動投票所の導入を求めたいと思いますが町長としてどう考えますか。もしくは行政側としてどう考えますか伺いたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　選管のほうから申し上げます。
○委員長（横山一康君）　髙橋書記長。
○選挙管理委員会書記長（髙橋　純君）　移動投票所につきましては、今海岸地区のほうで投票者数減少傾向にございますので、その辺は今後検討していくこととしております。これにつきましては選挙管理委員会のほうで提案いたしまして決定される事項でございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　検討されるということでわかりました。私これは先進例があるんですが、選挙管理委員会が車を確保して移動投票所を開設して肢体不自由者、移動困難者等々の方のところまで行って投票可能にする制度なんですが、道南に先進例がありますからぜひ具体化をしてこの夏の参議院選挙からでも行えるように詰めを急いでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。これは２年前の町議選挙のときに、せたなの浜方面の方から出された要望なんです。その方おっしゃるには自分の車を出して何度か投票所に運んだんだと。菅原さんこれ俺やる仕事じゃなくて町のほうでやるような方策をぜひ考えてほしいということだ

ったんで今申し上げさせていただいた次第であります。これはおそらく投票所の合理化の問題とも相互にリンクする問題だと思うんです。これは投票所をたくさん置くと管理人をたくさん置かなきゃいけませんから結局、費用がかかるだろうと。それらを合理化するためにも人材の確保の問題もありますし、合理化するためにも、ぜひこの夏の参議院選挙からやっていただきたいというふうに思いますが、これは書記長でも、委員長のほうでも結構ですが明快なご答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（横山一康君）　髙橋書記長。

○選挙管理委員会書記長（髙橋　純君）　今の投票長の関係ですが、今の選管の申合せ事項の中で一つの投票所で有権者が３０人を下回った場合は統廃合を検討するとしております。海岸地区でそういう投票所が今後増えるおそれがありますので、期日前投票の移動投票所につきましては検討してまいりたいと思います。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　了解しました。

　次に公明公正な選挙の実施と公職選挙法の遵守を求める立場から質疑を行いたいと思います。まず２月９日の町内の葬儀において町長が、公職選挙法で禁止されている個人名義の花を挙げたことについて議会中継を視聴した町民から厳しい批判の声が出ております。改めて町長の受け止め方を伺いたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　このことにつきましては、先般の議会定例会の中でも一般質問の関係で答弁差し上げたところでございます。その経過につきましても申し上げました。そういったことでただいまありましたように、大坪委員長からのおそれがあるというご指摘、注意もいただきました。それにつきましては今後、十分こういったことのないよう注意していきたいというお話もさせていただいたところでございます。ご指摘しっかり受け止めて今後こういったことのないよう注意してまいりたいと考えております。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　私の質問の真意からかけ離れた答弁でありますが、それは質疑をもっと重ねたあとで再度、触れてまいりたいと思います。答弁になってません。有限会社高橋畜産の役員でもない町長が、亡くなった方との付き合いのない法人の名義を語って花を注文するのは、法人名を利用した高橋貞光個人の売名行為にあたるのではないかという指摘が私のところに寄せられております。どう思いますか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　これも答弁、既に差し上げておりますが、付き合いがなかったということではなくて、高橋畜産の発足当時からお付き合いはございました。そういった意味で法人名でのお花を備えさせていただいたということでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そういう答弁をこの間しなかったでしょう。今の息子には十分伝わってないんだと。今の息子と亡くなった方の付き合いは何もないもんだから、そういうことを伝

えるためにも高橋畜産の名前で花を上げる必要があったんだという趣旨の答弁をなさってるんです。いや首かしげるなら会議録精査を求めることになりますがどうですか。私そこまでやりたくないんですが。
○委員長（横山一康君）　町長そこは申し上げますけど、しっかりと記憶をたどって、私も今菅原委員がおっしゃったような認識をしておりますので、
○町長（高橋貞光君）　もう１回今の発言。
○委員長（横山一康君）　わかりました。菅原委員、申し訳ないんですがもう一度今の質問していただければと思います。
○委員（菅原義幸君）　以前に現在の高橋畜産との付き合いはないんだという答弁なさってるんです。それであなたの一存で注文しあなたが払って領収書までもらったという答弁してるんです。だから今の高橋畜産と亡くなった方のお付き合いはないんじゃないですかって言ってるんです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですから、ただいま答弁差し上げましたように、高橋畜産とのお付き合いというのは発足当時からございました。そういった意味で、この息子にはそういった付き合いがありますので、お花を添えたほうがいいというお話をさせていただいて、それで息子のほうからはそれでいいよという話の中で電話をさせていただいたという状況でございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　前回は息子にこだわらないで私注文しましたって言ったんじゃないですか。これ会議録精査を求めざるを得なくなります。基本的な事実をクルクルクルクル変えるようでは、この問題、質疑前に進められません。
○委員長（横山一康君）　高橋町長、そこの記憶は全くないですか。もしなければ菅原委員おっしゃるように会議録精査をせざるを得ない場面だなというふうに私は判断しますが、記憶があるんでしたら、その記憶をたどっていただいて答弁していただければと思います。
　暫時休憩します。

休憩　午後　３時４２分
再開　午後　３時４３分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　誠に申し訳ないんですが、その辺の答弁どういう形で差し上げたかというのはちょっとぱっと今頭に浮かんでこないんですが、今確認したところそういう形で答弁差し上げたということでございます。これはしたがいましていろんなケースというのがあると思うんですが、これまで高橋畜産と今回の件に限らずそういった部分については、高橋畜産のほうでお花を供えるという状況がございました。これについては息子は独自に出す部分もありますし相談を受けてどうするということもございます。また私のほうからこういった方が亡く

なったという知らせるということもあったということでございます。したがいまして今回の場合も、私としてはその一連のこのやりとりの中で必要だというふうに思って法人名でお願いをしたということだと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　しどろもどろで何をおっしゃりたいのか理解できないんです。端的にもう一度聞きます。花を町長が葬儀屋さんに注文するにあたりまして、現社長の了解をとったんですか、取れなかったんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　私としてはこれは本人にも聞く必要があるんだというふうに思いますが、朝こういった形で知らされたという話はしたような気はいたします。でそうした中で私の判断として法人名でお供えをするという、葬儀屋さんのほうにはお願いをしたという状況であったというふうに思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　委員長これどうしましょう。基本的な事実確認をしないと次の質問にこれは入ってきませんよ私。どうしましょう。
○委員長（横山一康君）　町長、私ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけど、現社長の承諾をとったのかどうなのか、そこは答弁なされましたか。そこを菅原委員はまず端的にご質問されていますんで、そこを端的にお答えいただきたいと思います。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　その話はしたような気がします。ただ最終的な判断は私のほうで必要ありという、これまでの高橋畜産とのお付き合いの中で必要ありというふうに判断したということにはなろうかと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　困りますよ今のような曖昧な答弁では。第４回全員協議会の場での私の質疑に対して、町長が単独で注文したかのように私は記憶しております。これ会議録ないですから記憶というふうに留めておきますが、町長は自分で勝手に注文したんだなと思いました。だから自分で金も払ったし、領収書も住宅にあるじゃないかと私は質問続けたんです。これはこの問題の曖昧にできない中心的な事実関係の確認ですから委員長どうしましょう。
○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時４７分
再開　午後　３時４９分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　会議録精査を必ずしも求めているわけではないんです。会議録精査なると今日吹っ飛びますからね。それは踏まえてます。ただ私のほうで求めておきたいのは町長

の答弁、何が真実かということの確認だけはしていただかないと私が組み立ててる３ページあまりの質疑に入っていけないんです。議事進行には協力をいたしますから町長が現社長の了解を得ないまま注文したのか、了解を得たもとで注文したのかという、その部分の確認だけをしていただければ次の質問に入りたいと思います。
○委員長（横山一康君）　これははっきり先ほど町長はしたような気がするというご答弁だったんですが、したか、しなかったからここをはっきりされれば菅原委員は質問続行できるとおっしゃってますので、そこは町長しっかりと思い出して、自分で注文したのか、きちんと承諾をとったのかしっかり思い出して答弁してください。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　なかなか思い出すのが大変なんですが、どっちにしてもお花をお供えしなければならない、これまでの法人のお付き合いの中でという思いはございました。それで花屋さんに法人名でお願いをして、ですからその以前だったのか、そのあとだったのか、これはちょっと今思い出せないでいるんですが、いずれにしても社長とはこの話をしたよって言ったのか、こうするよって言ったのかそれはちょっと今んとこ定かではございませんが、いずれにしても電話でのやりとりはしたということは記憶にございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　答弁になってないです。とてもこれじゃ次の質問に進めません。
○委員長（横山一康君）　ただいまの町長の答弁だと注文した後かどうかわからないが、現社長に承諾はとったというような答弁だったと思います。そういうことでよろしいですね町長。
○町長（高橋貞光君）　はい。
○委員長（横山一康君）　どこで言ったかは曖昧だけど…
○委員(菅原義幸君)　そこをはっきりさせてもらわないと次に入りませんって言ってんです。
○委員長（横山一康君）　そのタイミングですか。
○委員（菅原義幸君）　そうです。
○委員長（横山一康君）　それ町長にお聞きしますが、町長の記憶でしかないですもんねそこは。
　暫時休憩します。

休憩　午後　３時５３分
再開　午後　３時５５分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　今、町長に再度お伺いしますけど、現社長に承諾を受けたタイミングというのは、町長の記憶では今のところはっきりしないということで、それで結構ですか。そういうことでよろしいですか。
○町長（高橋貞光君）　はい。
○委員長（横山一康君）　わかりました。となるとやはり会議録を精査しないとこれ以上進め

ませんので、３月１３日の部分、会議録精査ができるかどうか、今それも含めて事務局と打合せをしますので４時１０分まで休憩させていただきたいと思います。

休憩　午後　３時５６分
再開　午後　４時０８分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　ただいま音源を調査したところその部分は発見しました。ただ成文化するのにもうしばらく時間がかかるということでありますので４時３０分まで休憩させていただきたいと思います。

休憩　午後　４時０９分
再開　午後　４時３０分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　ただいま皆さんの自席のほうに３月１３日の第４回全員協議会の会議録の抜粋部分この黄色のほうです。先ほど菅原委員のほうからは現社長の諸承諾をとったのかというようなところで質疑があったんですが、この黄色のところに承諾を取ったという答弁を町長されているという確認の会議録の抜粋となります。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私これは非常に曖昧な答弁だったと思います。私が聞いてるのは注文する時点で了解をとったのかって話なんです中心問題は。曖昧でしょこれ。いつ了解とったのか全く不明なわけです。しかも町長の先ほどの答弁は記憶がはっきりしないって言うんです。普通、花を注文するのに自分の権利のない全く第三者である法人に対していくら親子であるとは言いながら、それほどの付き合いがあるんであれば法人側になぜ注文させなかったんですか。極めて不自然なんです。それを議会中継見ている人方が言うんです。結局は高橋畜産の名前を利用して自分の売名に使うことになるじゃないかとこう言ってるんです。町長そういうことに思い当たりませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　記憶がなかなかはっきりしないということで本当に申し訳ないというふうに思っております。いずれにしましても今の畜産の社長には了解をとったということは記憶にしっかり残ってるということでございまして、一存でということではなくてお世話になっている方ということで、多分、息子のほうもこれは理解しているものというふうに考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　答弁になってないですからはっきり言っておきますが。事前に了解をとったという明確な答弁がないんです。記憶を言ってるだけでしょ。いつなのかということが特定できないでしょう。これほど重要な公職選挙法に係る案件なのに事前に了解をとったのか

取ってないのか、はっきりしないということ自体が問題なんです。いかに曖昧かっていうことです。かつては高橋畜産名義で花も上げていたんだということをお認めになってるわけです。それは自分が代取だったからだと、代取でそんなことやるのも厳しく言うと違反であるという説もあるんです。だって高橋っていう固有名詞は全く重なってますでしょ。高橋貞光も高橋畜産も高橋という名前は全く重なってますでしょ。そう思いませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは法人名と個人名はもちろん全く別物でございます。そういったことにつきましてはいろいろとこういった中では見かけると思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それ頑張らなくてもいいんです。私は軽く聞いてるだけなんですから。高橋貞光も高橋畜産も高橋という名前は同じなのは重なってるという意味ではお認めにならないほうがおかしいじゃないですか。全く別物ですか。常識的な議論しましょうよ町長。それでこの問題は全く個人と付き合いのない現法人、高橋畜産です。過去の話は別です。それを現法人の名前で町長が花を上げるという作業をしたのは事実なんです。これはお認めになりますよね。自分で注文して、自分でお金を払って、議会で指摘されるまで全部手元に領収書を置いていたわけでしょ。状況全体としては町長が自分で注文して、自分で払ってだから自分のところに領収書を置いておいたんだとこうなりませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　立て替えて払ったというのはこれは事実でございますが、この領収書につきましては、これは速やかに高橋畜産に届けるべきとは思います。ただそれは失念していたと。これからすぐ届けて立て替えた分はもらうということになると思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　今さらそんな話ここで言っても通用しないんです。後の祭りという言葉あるでしょう。後の祭りです。ユーチューブで議会中継見てますから町民の皆さんの目は確かなものなんです。ものすごく町長は自分の答弁でそのまま押し通そうとしてますが、それは世間の常識というものは許しませんから甘く見ないでください。この問題を協議した第４回全員協議会の議会中継は昨日の夜の時点では１，５５０回だったんですが、先ほど見ますと視聴回数は１，５８６です。すごい注目なんです。私に対しても多くの意見が寄せられております。そのほとんどは町長の答弁はとても納得がいかない。非常に厳しい批判と怒りの声であります。その熱量というのはかつてなく大きく驚くばかりです。町長のほうに町民の声は届いておりませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　正直言いまして私のほうには届いておりません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これほど大きな問題になっているのに、ご本人の耳に届いていないというそこが私は非常に心配する問題なんです。だから失礼な言い方になりますよ。裸の王様だなと、自分の置かれている位置をわかってないなと。だからそういう答弁平気で繰り返してる

わけです。今のところマスコミも静観しているようでありますけれども、マスコミが静観してるということについても疑問が持ち込まれてますからね私のところに。石破総理大臣は新人議員に１人１０万円の商品券１５人に渡したと。政治資金規正法違反じゃないかと大きな問題になってると。本人は全否定してるけれども、それで収まらない勢いです。政治情勢というものを理解しなくちゃいかんと思います。しかも与党の議員だってこれではとっても参議院選挙戦いにならんと。石破下ろしてしてしまえという話にまでなってるわけです。私は決して国会のレベルの問題だというふうには思っておりません。我が町でも極めて深刻な状況に立ち至ってるなというふうに思います。私は町民の声を踏まえて、町民の皆さんの納得いくように代弁者として町長にさらに幾点か聞いてみたいと思っています。先ほどの問題に移りますが、事前に法人の了解をとったとは言い切れない。曖昧な説明にすぎないということが問題なんです。だから取らないことも取れなかったかもしれないなという疑問が大きく残ってるわけです。だって１番大事な事前了解を取ったか取らないかっていう問題が記憶がなくて曖昧なんですよいまだに、そう思いませんか。そこで私は１００歩譲ります。もし事前に了解を取っていたというのであれば、普通はおまえの会社の名前なんだからおまえが出せと言えばいいでしょう。何ですぐ注文させれないんですか。電話１本でこの話は済むんです。なぜそういうことをしなかったんですか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　これは多分先にこの話をしていたと、これはあとで確認をしておきたいというふうに思いますが、ですから確認をしておきたいと思います。その上でまた答弁を差し上げたいと思います。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　この問題３月５日ですよ石原議員が質問通告したのは、１２日の議会答弁です。最初に全員協議会を開催したのは１２日の議会終わる間際です約１時間。翌日１３日もほぼ１日費やして全日ではありませんが問題になったんです。１５、１６、１７ともう３日も経ってるじゃありませんか。それなのにこれから確認してみます。随分悠長なんですね。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　前回一般質問、そしてその中での全員協議会ですか。その中で質疑が交わされたということで、それはあの時点では終わったというふうに私は思っておりましたので、それ以降については何もしておりませんでした。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　これまた大変な答弁なんです。何で終わったって言えますか。燃え盛っている真っ最中の問題じゃないですか。しかも議会は町長が違反だというふうに認めないというかたくなな態度をとってるから、これ以上議論しても平行線なんで議会自身の決議を出しましょうよということを言ったんです。それ聞いてますでしょ。選挙管理委員会も開催してくれという要求を書記長にしてるんです。何で終わったことになるんですか町長。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　この何らかの決議をするというのはそのときに伺っております。した

がってそれは議会の考え方を尊重するということになろうかと思います。ただ今回選管の委員長の話、これは抵触するおそれがあるということでありますから、それはそのままこのしっかり受け止めて、今後そういったことをないようにしっかり注意してまいりたいという思いでおりますし、これはそういうことで、私としては襟を正して対応するしかないのかなというふうに考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これも全然答弁なってませんから。非常に不誠実な答弁に終始してます。今日も依然としてそういう態度です。それで時間もあまりなくなってますからもう少し前に進めておきたいと思うんですが、今町民の皆さんが批判していることの一つは、ということは私のほうに寄せられてますからね意見が。個人と何ら付き合いのない、個人というのは亡くなった方です。と何ら付き合いのない法人の名前を使って公選法で禁止されている花を注文し、こともあろうに本人個人のフルネームの名札で葬儀場で出てしまったということなんです。それは手違いだ、間違いだ、確認不足だと言ったってフルネームで出てしまった事実は消せないじゃありませんか。やっぱりやり方があまりにも露骨ではないのかという批判は消しようがないわけです。町長は終わってしまった問題だなどと言わないで極めて町長を取り巻く状況は深刻な状況だということについて、まっとうな認識を持っていただきたいと思いますが、いかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それはおっしゃるとおりで手違いとはいえ名前が出たということについては、これは申し訳ないっていいますか、これはそういうことで大いに反省するところでございます。ですからあくまでも今後そういったことのないようにしっかり対応してまいりたいというふうに重く感じているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それから町民から寄せられてる批判の２つ目なんですが、葬儀屋さんに責任を転嫁していると。これは醜いよということなんです。供花の名義を間違うことは、注文を受けた葬儀者としてあり得ないことだと。当日の葬儀には本人も出席していたのだから業者に責任転嫁するのは酷い話じゃないだろうかということなんです。どう思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　私も全て葬儀屋さんの責任というふうには思っておりません。やはりしっかり確認する必要があったというふうに自分では考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それから話を前に進みますが、批判の３点目は、領収書の発行者名、これ黒塗りだっていうのが私、議会でも協議会の場でも発言しましたからね。おかしいじゃないかって言うんですよやっぱり聞いてる人は。マークだっていうことわかっている話なのに何で町長はわざわざ黒塗りにするんだと。それは菅原議員が言うように作り上げた領収書ではないということすら証明できないんじゃないかと。こういう意味なんです。つまり積極的に事実を解明して疑問を回収するという責任があるにもかかわらず、個人情報だ、黒塗りだと業者の

了解もとってなきゃ発表できないんだという理屈で黒塗りにして、かえって疑惑を深めているっていうんです。これは高橋町長らしいやり方だとおっしゃってる方もいます。そういう町長のやり方に対する信頼度が大きく低下してますから、このことを一つ自覚していただけませんか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　まず黒塗りの件でありますが、これは個人情報を保護すると、全くこれは私的なものでありますから、それはそういう必要があるというふうに判断をさせていただきました。それはいろいろなところからこれを考えて、いろいろな角度から考えてやはりそうすべきだという判断をしたところでございます。それから私に対しての信頼の問題ですが、これはそういった町民からそういったご意見が寄せられているということにつきましては、これは非常に申し訳ない反省すべき点が大きくあるなと自分でも考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　町長、公表する必要性がないって言ったんですかさっきね。私は公表する必要性があると思いますよ疑われてるんだから。そういう疑いをきちんと議会にそうでないよと説明する政治的、道義的責任があるんです。それを個人情報だから秘匿する必要性がないと。だって自分で既にしゃべっちゃってるでしょマーク葬儀社であるって。しゃべっちゃって明らかになってることを何で黒にして伏せなきゃいけないんですか。私は黒塗りにする必要性が全くなくなったと思います。これは町長にもう一遍伺っておきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　お話をしたということにつきましては、これは配慮に欠けたと。たとえうっかりミスとはいえ配慮に欠けたと思っております。この私文書の関係につきましては、これはそういったことで町の情報公開の関係、あるいはまた議会の私文書の個人情報保護条例ですね。そういった部分にも照らして、これは考えていかなければならないと思っているところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　堂々巡りになりますからやめますけども、答弁なってないんです。秘匿する理由が消えたんです。だって自分でマーク葬儀社だってしゃべっちゃったんですから。秘匿する理由が消滅しているのに何で黒塗りなんですか。個人情報だ何だなんて言ったって、何も別にしゃべってしまったものを今さら伏せたってしょうないでしょう。むしろ伏せることによって、あれこれマークの領収書ではないんじゃないかなと疑われるだけなんです。適当に数字の部分だけ入れておいて、あとの部分は黒塗りにして違う領収書だろうと。もし本当にマークだったら皆さん見てくれと、これが本当なんです。信じてくださいって、何でならないんですかというのが町民の声なんです。だからやってることは全く逆さまです。黒へ黒へと草木もなびくって言いますけども、状況はそうなってるんです。これ以上言いません。ダメだということだけ言ってきますから。ついでですから私に寄せられてる意見もう少し伝えておきます。これは公明公正な選挙と信頼される町政をやる上でどうしても必要な話ですから、町長よく聞いておいてください。１つ１万２，１００円という値段は供花の値段であって、枕花としては

倍の値段だという指摘がございます。どう思いますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　私としてはお願いした単価、値段でございますから、それが高いか安いかということについては、それについてのことについてはわかりません。ただ最近、花のほうも値上がりしてるんだという話は聞いているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　次の質問に移るつもりだったんですが、ちょっとお尋ねします。町長が１万２，１００円という値段を言ったんですか。そういう値段の花を上げてくれって言ったんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは枕花で幾ら幾ら、いろいろ種類があったというふうに思います。その中でこれまでもお話ししているとおり、そういった関係もございましたので、いい花をお願いするというふうに頼んだと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いい花か悪い花かじゃなくて、この値段で注文したっておっしゃったんですよさっき。その値段表というのは町長の手元にあるんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それはございません。ただ電話の中でこういった値段ですよということは聞いたと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　こういった値段というのはどういう値段だったんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですから多分、この領収書の値段だったというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　領収書の値段しか言わなかったんですか先方は。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　いやそれ以外にも言ったと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それ以外の値段はどのような値段でしたか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは記憶してございません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これも想定内の答弁です。都合悪いことは全部記憶にないという答弁ですから。１万２，０００台というと枕花のレベルでないですという話です。これは供花の値段だと、明らかに町長は虚偽の説明をしてますよという声が私に届いておりますので、それはこの場で紹介をしておきたいと思います。
　次に町長は、名札の大きさ、枕花というふうにしておきますよ仮にね。枕花の名札の大きさ

をいつ確認しましたか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それはこの間もお話しいたしましたが確認しておりませんでした。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長、確認していないのに枕花に合わない大きなサイズだという目撃証言があるんですが、そのことに対して否定することできますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは合わないか合わないかという判断は私にはできませんが、それは多分その花にあった名札は当然付くというふうに判断しております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それは話おかしくなってくるわけです。見た人は間違いなく普通の供花サイズの大きな名札でしたよと、いわゆる枕花のサイズの大きさではなかったと言ってるんです。目撃者に対して町長は見てもいないのに違うよという発言できるんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それはできないというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　できないんですよ。町長の話には無理があるんです。土台１万２，０００円の枕花というのに疑問があるし、１万２，０００円であろうが何であろうが枕花という規格品に供花サイズの名札が出るっていうことも町民の皆さんから見れば納得のいかないことなんです。納得のいかないことだらけですよ。話をもう少し進めます。枕花の位置が祭壇右の上だと説明なされましたが、その位置を確認したのはいつなんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは私見ておりませんでしたので、この話が出てから自分の花はどの位置にありましたということを聞きました。その中で、あそこにあったよという話をこれは聞かせてもらいました。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長それで率直に伺うんですが、それはいつ誰に聞かせてもらったんですか。先にしゃべっておきますが、その位置はこの間の答弁ですと祭壇右側の後ろのほうだとおっしゃいましたよね。間違いないですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そのように聞きました。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　相手と日時。
○委員長（横山一康君）　いつ誰に聞いたのか、それも合わせてお答えください。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そのような質問いただいて、そのあと聞かせていただきました。個人名については、これは公表をできないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　日時はいつですか、それはできるんじゃないですか。今質問者はいつ誰に聞いたのかということで、誰がというのは公表できないということでしたが、いつだったのかということは私は公表できるんじゃないかと思うんですが。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは一般質問の通告を受けたあとということになりますので、一般質問、５日以降ですね、５日以降１０日までの間であったというふうに思いますが、これも本人にもう１回確認をして、間違ってお話ししてもあれですから、それはきちんと確認をしてお答えいたしたいというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長ちょっと困るんですよねそれじゃ。全然質疑ならないじゃないですか。町長の答弁もらってからまた続行することにしろということなんですか。だって基本的なこの問題をめぐる中核の問題です。確かめなきゃはっきりしないような、そういう曖昧な押さえ方しかご本人がなさっていないとなれば怪しい話になってきませんか。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　特別委員会に制限時間はないんですが、正直言いまして私もう１ページとちょっとあるんです、はっきり言いますが。３ページというふうに申し上げてますから私ね。もう１ページ丸々と６項目あるんです。単純に答えてもらえればいいのかと思いますが、これ町長も今確かめるということをおっしゃってましたから、確かめていただいた上で明日、継続するというふうに取り計らいをお願いできないでしょうか。
○委員長（横山一康君）　承りました。町長にお願いいたします。ただいま菅原委員の質問の中で日時については確認するというふうなことをおっしゃってますので、明日までにそれ確認できますか。
○町長（高橋貞光君）　はい。
○委員長（横山一康君）　そこは確認してください。それでは今、菅原委員のほうからそのような提言がありました。そういうことでお諮りしたいと思うんですが、何かありますか。
別件だけですね。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　また戻るんですけど、住宅リフォーム等助成事業で制度設計の中身になると思うんですが、自己が居住するための住宅、これは端的に申し上げまして賃貸物件、要は大家さんが所有してるのを賃貸契約をして住んでる方、賃貸契約してるんだけどそこにエアコンつけたいんだよねという要望にもお答えできるような形で、ぜひそういう制度設計のほうというか、対応していただきたいと思うんですけど、どういったその要綱になっているのかまず確認させてください。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　現在のところ要綱でいけば、自己の所有する住宅ということなので、それだけ読むと賃貸住宅にエアコンの未設置というのはちょっと今の要綱上はダメというふうになります。

○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　今すぐに返答は求めませんが、そういった方向で直ちに内部協議していただいて求める、そういった町民もいらっしゃるので対応できるような形でぜひ措置をしていただきたいと思いますので、これはお伝えして、あとで内部協議して、結局は町長判断になると思います。町長どうでしょう。内部協議担当に申入れしましたが、そういった事例、要望も少なからず出ていますので、次の対応をするように担当のほうで協議しろという一言をいただきたいんですけどいかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　いずれにしましても現状こういったこの制度設計になっておりますので、そこについては協議してまいります。
○委員長（横山一康君）　それではお諮りいたします。本日の会議はこれまでとし、この続きは明日１８日午前１０時から再開したいと思います。
　これにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）
○委員長（横山一康君）　異議なしと認めます。
　よって本日の会議はこれで閉じ、明日１８日午前１０時から再開しますので、ご参集願います。
　本日はこれにて延会とします。
　ご苦労さまでした。
延会　午後５時０８分

委員会条例第２９条の規定により署名する。

令和７年６月３０日

委　員　長　　横　山　一　康

署 名 委 員　　石　原　広　務

署 名 委 員　　桝　田　道　廣

# 令和７年せたな町議会予算審査特別委員会　第４号

令和７年３月１８日（火曜日）

○議事日程（第３号）

１　議案第　１号　令和７年度せたな町一般会計予算

○出席委員（１０名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 横山一康君 | 副委員長 | 藤谷容子君 |
| 委員 | 石原広務君 | 委員 | 桝田道廣君 |
| 委員 | 福嶋　豊君 | 委員 | 本多　浩君 |
| 委員 | 真柄克紀君 | 委員 | 熊野主税君 |
| 委員 | 吉田　実君 | 委員 | 菅原義幸君 |

○欠席委員（１名）

委員　大湯圓郷君

１．せたな町議会委員会条例第１９条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 高橋貞光 | 君 | |
| 教育委員会教育長 | 小板橋　司 | 君 | |
| 農業委員会会長 | 原田喜博 | 君 | |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪観誠 | 君 | |
| 代表監査委員 | 残間　正 | 君 | |

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副町長 | 佐々木正則 | 君 | |
| 総務課長 | 髙橋　純 | 君 | |
| まちづくり推進課長 | 阪井世紀 | 君 | |
| 財政課長 | 佐藤英美 | 君 | |
| 税務課長 | 佐々木正人 | 君 | |
| 町民児童課長 | 河原泰平 | 君 | |
| 認定こども園長 | 伊藤悦子 | 君 | |
| 保健福祉課長 | 増田和彦 | 君 | |
| 農林水産課長 | 吉田有哉 | 君 | |
| 建設水道課長 | 平田大輔 | 君 | |
| 会計管理者 | 杉村　彰 | 君 | |

| | | |
|---|---|---|
| 国保病院事務局長 | 手　塚　清　人 | 君 |
| 総務課長補佐 | 中　山　康　春 | 君 |
| まちづくり推進課長補佐 | 奥　村　大　樹 | 君 |
| 財政課長補佐 | 浜　高　正　明 | 君 |
| 税務課長補佐 | 長　内　解　人 | 君 |
| 町民児童課長補佐 | 黒　澤　美知子 | 君 |
| 認定こども園副園長 | 本　田　和　矢 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 長　内　　京 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 水　野　万寿夫 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 栗　谷　一　樹 | 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 今　川　勇　吾 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 藤　井　卓　也 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 井　村　裕　行 | 君 |
| 大成水産種苗育成センター副所長 | 栄　田　武　志 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 鈴　木　涼　平 | 君 |
| 国保病院事務局次長 | 近　藤　智　博 | 君 |
| 総務課主幹 | 尾　野　裕　也 | 君 |
| まちづくり推進課主幹 | 稲　船　洋　志 | 君 |
| 税務課主幹 | 小　林　朱　央 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 三　浦　三津枝 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 山　川　彩　子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 古　守　亜　珠 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 垣　本　利　子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 河　野　葉　子 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 斉　藤　　真 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 撫　養　和　伯 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 川　上　佳　隆 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 吉　田　一　也 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 高　橋　真　一 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 大　野　秀　幸 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 岡　島　譲　二 | 君 |
| 出納室主幹 | 竹　内　亜希子 | 君 |
| 国保病院事務局主幹 | 村　井　貴　大 | 君 |
| 地域生活係長 | 栗　城　惇　史 | 君 |
| 情報管理係長 | 又　村　　智 | 君 |
| 広報統計係長 | 西　田　幸　恵 | 君 |

| | | |
|---|---|---|
| 商工労働観光係長 | 山崎　英人 | 君 |
| 財政係長 | 髙森　直也 | 君 |
| 環境衛生係長 | 原田　宰 | 君 |
| 障がい福祉係長 | 平田　慎太郎 | 君 |
| 保健推進係長 | 清水　美千子 | 君 |
| 保健推進係長 | 干場　美沙代 | 君 |
| 包括支援係長 | 大久保　麻未 | 君 |
| 地域支援係長 | 田畑　貴子 | 君 |
| 地域支援係長 | 安藤　麗香 | 君 |
| 業務係長 | 北山　典孝 | 君 |
| 業務係長 | 池田　裕之 | 君 |
| 水道係長 | 竹内　祐輔 | 君 |
| 下水道係長 | 小川　寛雄 | 君 |
| 出納係長 | 佐藤　こずえ | 君 |
| 庶務係長 | 大庭　啓 | 君 |

《瀬棚支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 濱　登幸恵 | 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 西田　良子 | 君 |
| 次長 | 山本　亨 | 君 |
| 瀬棚保育所長 | 水野　真理子 | 君 |
| 福祉係長 | 稲船　奈穂子 | 君 |

《大成支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 中川　譲 | 君 |
| 次長 | 伊藤　哲史 | 君 |
| 主幹 | 油谷　好彦 | 君 |
| 大成保育園長 | 浜高　あけみ | 君 |

（2）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局長 | 古畑　英規 | 君 |
| 次長 | 斉藤　哲章 | 君 |
| 次長 | 尾野　真也 | 君 |
| 主幹 | 藤谷　希 | 君 |
| 給食センター学校給食係長 | 伏見　尚志 | 君 |

（3）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局長 | 小林　和仁 | 君 |

係　　長　松　林　　功　君

（4）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書　記　長　髙　橋　　純　君

書　記　次　長　中　山　康　春　君

（5）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事　務　局　長　上　野　朋　広　君

次　　長　松　原　孝　樹　君

1．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事　務　局　長　上　野　朋　広　君

次　　長　松　原　孝　樹　君

主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午前１０時００分

○委員長（横山一康君）　皆さんおはようございます。

大湯委員より欠席の届けがございます。ただいまの出席委員は１０名で定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

昨日に引き続き審査を行います。

整理番号第１、議案第１号令和７年度せたな町一般会計予算を議題といたします。昨日の菅原委員の質疑に対する確認について町長の答弁を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　お答えをいたします。昨日帰ってから夜でありましたけども確認をいたしました。その結果でありますが、この間違いなく枕アレンジ花ということでございました。名札といいますか、その名前の書いた札につきましても、それに見合った大きさということであったというふうに確認をしたところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　委員長に確認いたしますが、私そういう答弁を待っているんじゃないです。今の答弁違うんじゃないですか。

○委員長（横山一康君）　町長昨日、菅原委員がおっしゃったのは、いつ、誰だったか、このようなことだったと思います。そこをお答えいただきたいと思います。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　いつ誰、

○委員長（横山一康君）　いつ、誰だったのかということを、その枕花の位置をいつ、誰が確認したのかというところで質疑が終わってます。

○町長（高橋貞光君）　その方が言うには、通夜のとき祭壇の右奥にあったということでございました。誰がっていうことにつきましては今申し上げることはできません。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　質疑噛み合わないんじゃないですか。その方から町長がいつ聞いたんですかっていうことで昨日終わってるんです。ちょっと委員長、真面目にやってもらわないと前に進みません。私そういうこともあろうかと思いまして昨日ユーチューブで自分で会議録を起こしておいたんです。１番最後のやりとりはこういうことです。いつ、誰に聞かせてもらったのか。この間の話だと祭壇右の奥だと言っていたが間違いないかという私の質疑です。町長はそのように聞いた。質問いただいたあと聞かせてもらった。個人名については公表できない。３月５日以降、１０日までの間だったと思うが、本人にもう一遍確認してからお答えしたいとこう言ってるんです。ですから私は確認しなければ答えられないというのであれば怪しい話になってきませんかと。答えを確かめてから明日質疑したいと、こういう流れなんです。委員長噛み合った答弁にさせてもらえませんか。

○委員長（横山一康君）　わかりました。町長に申し上げます。私も今、菅原委員がおっしゃったとおりの認識でおりましたので、菅原委員、今、再度発言された内容でしっかりと答弁し

ていただきたいと思います。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　失礼しました。昨日そういった形で再確認をさせていただきましたが、最初にこの方と確認したというのは３月１０日で、これも夜でございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　３月１０日の夜ですか。そうすると選挙管理委員長から町長室で抵触すると指導を受けたその日の晩ということなんですか。どこで確かめたんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは電話だったというふうに思います。そのあと本人もこられて確認をしたと。それは１２日のお昼の一般質問のあとっていいますか、昼食時であったというふうに認識しております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　大事な話なので確認をさせてもらいますが、そうしますと１０日の夜の確認というのは電話でしたんだということですね。電話は自宅からですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　夜でありまして、帰ってからの話でありますから、確か携帯でなかったかなというふうに思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　電話でも携帯でもいいんですが、家からですかって聞いてるんです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　帰って家からでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうしますと町長これいよいよ話がおかしくなってくるんです。私先ほど申し上げました質疑のやりとりのその前の部分の会議録起こしているんです。あまり遡った紹介はいたしませんが、私は花のサイズが目撃者の証言と町長のおっしゃってることが合わないのでいろいろ確認をいたしましたら、町長は花のサイズ、これは枕花のサイズではなかったと見た人は言っているが、花を見ていない町長がその表現は違うよという発言ができるかと確かめましたら、それはできないと思うという答弁はっきりしてるんです。これ会議録精査しなくても私がネット中継のものを起こしましたから間違いありません。その前にも花のサイズに合うか合わないか確認できないが、あったものを出したと思うと、こういう答弁もしてるんです。それで私は町長が花の見た人からの私の情報違うよという発言ができるかということに対して、明確にそれはできないというふうにおっしゃったんで枕花の位置は祭壇右の奥だと説明したけれども、その位置を確認したのはいつなんだと私は聞いてるんです。そうするとこういうことなんです。町長、見ていなかったので、この話が出てから自分の花はどの位置あるか聞いたと。あこにあったよという話を聞かせてもらったっていうんです。これは会議録起こしてるから間違いありません。あそこにあったよという説明を電話でどうやって受けるんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　その方もお通夜に出席した方でございますので、私も出席しておりますのでそれはわかるというふうに思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういうことを聞いてるんじゃないんです。電話のやりとりの中でどこに花があったんだって町長聞いたわけでしょ。あそこにあったよっていう会話になりますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　あそこっていうのは、あそこはという言い方はこれは違うと思いますが、右側の奥というふうに聞いております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　同じことをもう一遍言います。あそこにあったよという話を聞かせてもらったって言ってるんです。だからあそこにあったという話を聞かせてもらって、だから私も現場に行って話聞いたのかと思いました。それで聞いたんです。電話のやりとりの中であそこにあったよということで会話が成立しますか町長。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　あそこというのは多分そういったやりとりの中でのお話だというふうに思います。再度確認を昨日の夜もさせていただいておりますが、それは右奥という話でございますので、そのときも多分そういう形で聞いたというふうには思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長、全然説明になってません。その場その場の言い逃れで誰もそういう説明を聞いても納得なんかできるもんじゃないです。かなり今動揺してますよね町長。周章狼狽というやつです。ネット中継見てる方もよく観察してますから心の動き読まれてるんです。現場に行って、いいですか、葬儀を行われたその場所に行ってあそこにあったという話であれば私は納得します。あそこっていう方向を指示してるんですから。どんなに間違っても電話のやりとりであそこにあったとそういう話を聞かせてもらったという表現にはなりませんでしょう。町長、自分が言ってることは極めて欺瞞的な話だというのはばれてるんですよ右から左へ。苦笑いしてますよね今。マスクで表情見えませんが。議会を軽んずること止めていただきたい。これ厳重に抗議しておきます。委員長きちんと今の整理してください。
○委員長（横山一康君）　菅原委員に申し上げます。私今、町長の発言では、町長も目撃した方もお二方ともお通夜の席に出られてたということです。花の位置はお二方とも見ている。だから電話の中であそこにあったよっていうのは、私はそれは十分理解できることだなと思って今聞いてましたので、菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　委員長の裁きにクレームをつけなくちゃなんないです。今委員長なんて自分でおっしゃったかわかって発言したんですか。
○委員長（横山一康君）　はい。
○委員（菅原義幸君）　いや問題ならんですねそうすると。町長は花の位置見てないんです。一貫して花は見てないって言ってるんです。それなのにそういう会話が成立しますか。
○委員長（横山一康君）　その菅原委員に申し上げます。花の位置は町長は見てらっしゃらな

いですが、町長も会場にいらしたというようなことで、あそこにあったよ右の奥にあったよっていうことであれば花の位置を見てなくても、町長は電話での会話は十分成立するというふうに私は判断しました。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　町長は私の確認に一言も言えてないんです。表情をゆがめて動揺してるんです。自ら私の指摘が図星だったということを認めてるじゃないですか、態度全体で。委員長もう少し事実をリアルに正確に判断していただかなくちゃこの質疑前に進まないんです。普通の会話の中では、あそこにあったよということは現場で方向、場所を指示したという会話としてなりませんか。町長そういう答弁してるんです。委員長があくまでもそれで頑張るんであれば、私の会議録の起こし方に間違いがあってということになりますからしたくない要求せざるを得なくなります。

○委員長（横山一康君）　私、菅原委員とここでやりとりするつもりは毛頭ありません。ただ私の判断で、町長の今、表情も見えませんし、狼狽してるっていうようなことも見えませんので、十分私は町長も出ていた、その方も出ていたということから考えると、電話でもそこにあったということは十分成り立つなというふうな判断はできるというふうに感じております。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　あそこのあったよという表現になりますか。あそこにあったよというのは現場で位置を指示しなければ確認できない話じゃないですか。電話であそこだっていう話になりますか。どうです委員長。

○委員長（横山一康君）　電話の内容というのは多分いろいろ表現があると思うんですけど、あそこにあったよというのは私は電話の中では、ほかにあそこという以外の言葉でもいろいろやりとりがあったと思うんで、そこに関しては十分、理解できることだと思います。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　これは大事なことなんです。会議録精査を求めなくちゃいけないことになりますかねそうしますと。私は自分で起こした会議録に確信を持ってます。町長はこう言ってんです。見ていなかったので、この話が出てから自分の花はどの位置にあるかを聞いたと。そこにあったよという話を聞かせてもらったっていうんです。普通その場合は祭壇右奥にあったというふうに聞かせてもらったという表現ありませんか議会の答弁として。あそこにあったという話だから、いつ、どこで誰に聞いたんだという質疑を私は展開してるわけです。普通の展開の常識として判断すると、これ町長後付けで言ってることになりますでしょう。しかも日にちもはっきりしない。昨日うちに帰ってよくよく考えてみたらこうだったと。そんな答弁ありますか。この厳しい問題のやりとりが１２日から続いてるんです。一晩考えて答えを見つけ出さなきゃならないほど曖昧な行動なんですか。これは質疑こういうことで長引いていくわけです。

○委員長（横山一康君）　私もこの質疑、私と菅原委員の中でこのように長引かせていくということは本意でありませんので、町長、正確な答弁をしていただければと思います。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　あそこというそのくだりでございますが、前後というふうになってるのか私もわかりません。しかし右奥という話はこれまでも何度もお話をしているところでございます。それの確認をした日はいつかということでございましたので、それは３月１０日に確認をいたしましたというふうに答えました。このときに合わせて、この方ともう一度どこにあったかということについての話をさせていただきました。はっきり右側の奥ということで確認できたということも今お話をさせていただいたところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私全体のやりとりを聞いて町長の説明全く納得できません。いいかげんです。後づけ後付けて言い訳の上に言い訳を重ねて事実を誤魔化そうとしてると。町長今困って腕組んでるんでしょ。町長ご自身が自分で何を言ってるかということを１番自覚していらっしゃるわけです。１番大事なことは、今何を私が問題にしてるかといいますと供花なのか枕花なのか、それが置かれていた位置が町長の言う祭壇右奥なのか、祭壇右奥というと人の目につきませんから。それから皆さんが現認できる場所であったのかと。だから重要な問題なんです。私の質問してる意図がわかりますか町長。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですから場所についても、これまでも何度も議員のご質問、あるいは石原議員のご質問についてもお答えしているとおりです。これは私も何人かのお参りに行った方からもこれは確認をしているところでございますので、これは間違いないというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私はそういう質問してるんじゃないです。私がなぜこの予算委員会で今のような質疑をしているか、私の意図を理解していただけますかって言ってんです。質疑者がしている質疑に何で答えないで、全く関係ないことを答弁してそれで切り抜けようとするんですか。ちょっと信じられません。私が何を問題にするかということを理解してますかって聞いてるんです町長。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは公職選挙法に抵触するおそれがあるという委員長のご判断、これは１９９条の２の規定によって、委員長の答弁ですと２条第１項の法文解釈として答弁させていただいたということでございます。それによるとおそれがあるということで、それを菅原委員は問いただしているというものと判断しております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　おっしゃるとおりなんです。町長は公選法違反かどうか、わからないという答弁をなさったんです。違反してるどうかわからない。私が判断する問題ではないとこう言ってますから、事実を正確に見極めるという作業がどうしても必要だろうという立場で確認してるんですから、事実確認の最も中核になる問題について曖昧にしないでいただきたいと思います。それで町長、あそこにあったよという話を聞かせてもらったと。これは極めて曖昧な表現なんです。電話であれば具体的な場所を指示した会話にならなきゃいかんと。これ横山

委員長がどう解釈しようと普通に解釈すれば、その場所でないそれ以外のところでの会話であるならば、場所の具体的な明示っていうのが絶対必要なんです。だから町長はこれは後づけでね矛盾を取り繕っているにすぎないと思います。その上で前に話を進めますが、町長おっしゃったように祭壇右奥ということになれば人目につかないわけですし、町長も気がつかなかったということになりますよね。そうなんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そのとおりでございます。私は右の１番、前列から２、３列目ではなかったかと思いますが、１番右端の長椅子に座っておりました。すぐふすま壁といいますか、右側に壁がありましたので、右側は見えてなかったという状況でございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　右側を見ていたか、見ていないかじゃないんです。私は位置の問題を言ってるんですから。この点もまた町長答弁誤魔化しましたよ。祭壇右側の奥ということになれば背丈の低い枕花であれば見えませんねって言ってるんです。見えないんですよそれは。ところが目撃している人が現実にいるんですから、この矛盾をどう解決したらいいんですか。町長がおっしゃるには見えない場所に置かれているはずなのに見た方がいるんです複数にわたって、その人は幻を見たんですか。あるいは祭壇右の奥までにじり寄っていって、覗き込んで高橋貞光だという確認をしたということになるんですか。説明してもらえませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですからこれも何度も話しているかと思いますが、私の位置からは見えなかったという答弁をしております。ただこれが真ん中ですとか、左のほうからは見えた方も当然いるんだというふうに思います。したがって見たという方はそういった形で確認されているというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　その方も、これ言ってしまうとダメなんですが、割と町長に近い位置の方です。真ん中だとか左のほうではないです。これも町長話辻褄が合わないんです。もう一つ話を進めますと、祭壇右奥に枕花というのは座高が低いですから、にもかかわらず葬儀の場所の真ん中や左側の人から見えますか。真実、背の低い枕花が祭壇右側の奥のほうに置かれているとすれば見えるはずないじゃありませんか。どうなんです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　菅原委員は当日、出席しておられないですよね。したがって見た方からのお話というふうに聞いておりますが、それは右奥にあったというのはこれはいろいろな方から聞いてもこれは事実でございますし、この見える位置というのもあったというふうに思います。ただその枕花が背が高いと、低かったら見えないのではないかということについてはどういう状況で置かれていたかという部分については私も見ておりませんのでわかりませんが、しかし見えるような状態であったということは事実でなかったかなというふうに考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　もうすっかり説明、収拾つかなくなってるでしょう。見えない位置だったから私確認できなかったっておっしゃってるんですよこれまで。私が見えなかったんだってほかの人には見えたんだって、そういう話になりますか。これは町長虚偽答弁してるんです。もう少し議論進めます。あそこにあったよという話を聞かせてもらったという方は名札のサイズについて説明されたでしょうか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　その方にもサイズは確認いたしました。その方も枕花をあげたといういうことでございまして、その方の枕花と同じサイズの名札であったということでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　その方のサイズはどういうサイズだったんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　当然供花と枕花の名札のサイズは違うというふうに思っております。これは枕花のサイズというのはおのずと決まっているといいますか、その枕花に見合ったサイズということになりますので、それは供花のように１メートルもある、それ以上もあるというような名札ではないというふうに常識的に考えるところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長そうなんです。枕花の名札の大きさと供花の名札の大きさは違うんですこれは。昨日の答弁で何て言ったかといいますと、目撃者は供花サイズの名札が出ていたよという目撃でしたよと私聞いてるんです。それに対して町長は、自分では見ていないわけですから。しかし私の供花は立派で大きかったので枕花と同じサイズの名札が出たんでしょうとこういう答弁してるんです。否定するんなら会議録精査を求めますよ私は。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですからこの昨日もお話ししてるとおり、供花と同じサイズの名札が枕花、要するにアレンジ花、それに付けるということはあり得ないというふうに思います。枕花もいろいろあるんだと思いますが、これは昨日も確認をいたしましたところ、同じようなこの確認した人も枕花を出して、それと同じような名札のサイズであったということもおっしゃっておられましたので、それは枕花に合った名札というのはおのずと決まっているものというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ですからこの間の答弁と違いますでしょって言ってんです。この間は目撃した人は普通の供花サイズの名札ですよとこういうおっしゃってますが、どうなんですかって聞いたら、私の頼んだ枕花が立派で供花並みサイズの名札だったと思いますよと、こういう答弁してるんです。いや手を振るなら会議録精査求めますか町長。私はやりたいと思ってませんけれども。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　供花サイズのアレンジであったということは、これはそういうのは無理だというふうに思います。あくまでも通常のアレンジの枕花ということでご理解いただきた

いというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私なぜその問題を問題にするかって言いますと、今ようやく町長は前回の答弁を修正しまして、いや首かしげなくたっていいですよ。会議録精査を求めますから。ただし議事進行を妨げるような会議録精査の求め方はしませんが、起こしてくださいよ委員長。それで町長は私の花が立派だったから供花サイズ並みの名札なんだとこういう答弁をしてるんです。これ間違いなくそういう趣旨の答弁してます。ところが矛盾突かれて今日は、いや普通のアレンジのサイズの物だと思うというふうにおっしゃってるんです。これ答弁ひっくり返したりしませんよね。いいですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　私、供花サイズのアレンジ花という話はした覚えはございません。これは全くそういう記憶はございません。あくまでも枕アレンジ花という話はずっとさせていただいてるところでございます。
○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時３５分
再開　午前１０時３６分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私は単純明快に町長、普通のアレンジ花サイズの名札だというその答弁をひっくり返しませんねって確認を求めてるんです。そこに力点を置いた答弁をいただければ結構です。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　一緒にといいますか、同じアレンジ花を出された方の確認をさせていただきましたが同じサイズの名札であったということは言っておられるところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　同じアレンジ花だというと１万２，１００円のアレンジ花とこういうことなんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは値段は聞いておりませんが、同じアレンジ花、サイズが似たようなサイズであったということでございました。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうしますと町長が確かめた相手方というのは、アレンジを出した参列者側の方だというふうに解釈していいですか。アレンジを上げた参列者側の方だと確認していいですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　そのとおりでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長が確認したのは業者じゃないんですね。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　業者ではございません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　業者でない方に位置を確認したと、こういうことでよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　位置につきましても、その方はご覧になったということでございました。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　要するに一般の参列者だったと、業者側ではないと。陳列した業者側ではないんだということですね。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　業者ではございません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　大分問題点が見えてきたような気がします。祭壇右の奥のほうに丈の低いアレンジを置いていて、普通サイズの名札だったのに見えた方がそんなにいるんですか。私に言ってきた方は普通の供花サイズの大きさだよと、何であれがアレンジの名札なんだと。こうしちゃっている。ところが町長は供花サイズの名札ではなくて、普通のサイズの名札だという説明を縷々なさったわけです。それならば祭壇右の奥のほうにあるのに供花とは違って座高の低いアレンジ花が何で真ん中や左側の人に見えるということになるんですか。説明つかないじゃありませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは右側にあったと。私の座ったのは、右の壁の２列か３列横の端ということで、その壁があってそれは祭壇の遺影も見えない位置であった。これは事実でございます。私の位置からは左側にはこの花があったなあとアレンジでございましたが、それは見えたところでございます。同じように右側を見られる人については、多分、右に座っている方ではなくて真ん中から左に座っておられる方になるのではないかというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　あんまり適切な答弁だと思いません。言っておきますが、その方は右側に座ってるとはっきり言いました。祭壇に向かって右側ということをおっしゃってました。だから右側に置いてた供花をスタンド式だと思うというふうにも言ってましたし、背丈から言ってです。町長がわからないはずがないとこう言ってんです。それでもう一つ言いますが、町長、町長の供花の１段下の列に花や供物等が並んでいたと。つまり２段陳列になってきたということもおっしゃってるんです。これ全く事実無根の話をがせネタとして私に寄せて来たとは

思えないんですが、私も現場見てませんから確認しなきゃいけないなと思いますけども、明確に言ってました。上に供花の花があってその下部に枕花や供物が２段にわたって並んでいたと。そこまでお話頂戴してるんです。町長これに対してどんな感想を持ちですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　家で葬儀やられたということでございまして、確か私の感じでは供花については家の中には入らないっていうようなことで、外に何個かあったというふうに感じております。そういうような状況ですから供花が当然あれだけの大きなものにさらに名札が上に付くということになりますと、これは当然、家には入らないんだなということは理解できるというふうに思います。委員おっしゃられている方なんですが、私もお通夜の席におりましたので名前を言っていただけるんであれば、その方がもし私の知っている方だとすれば大体どの位置にお座りになっていたかというのはわかるというふうに思っておりますので、もしその方からのご意見を頂戴して質問してるということであれば、そういったことも教えていただければまた話が前に進むのかなというふうにも思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。この場では言いません。しかし今日の町長のやりとりは、きっちり本人に報告をしてどちらが本当なのかこれは白黒つけます。いいですか。これやらせてもらいます。あなたが本当であれば私に知らせてくれた方が虚偽の発言をしていることということになりますし、その方が真実のことをおっしゃってるんであれば町長が虚偽の答弁をしたということになりますよね。これはいいんですか。それで町長自分で何を言ってるかわかってますか。個人情報は明らかにできないかと昨日あれほど強調しておいて、マーク葬儀社だというふうにわかっている情報まであなたは黒塗りにしたんです。そのご本人が私に対して通報者の名前を教えろと、厚かましいにもほどありませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　私も個人情報につきましては、なかなか出すのは難しいという判断もしておりますし、これが今の個人情報保護法ということになります。あくまでも公文書ではございません。私文書の公開ということにつきましては、議員ご承知のとおりこれは慎重に扱うべきものというふうには考えているとこでございますので、私もそういった形で精いっぱい委員のご質問にお答えをしていくということで考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私そういうことは聞いてません。なんで問題すり替えるんですか。自分は個人情報だといって伏せておきながら、私に通報者の名前を教えるという要求は厚かましいんじゃないですかって言ってんです。随分身勝手なこと言いますね。自分はやらないと言って拒否しておきながら私には強要するんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは領収書の関係もございました。これはやはり個人情報の一つということでございますので、これは前回も公表を求められたときにもこれは正式にやはり出すということになりますと、その辺を十分考えていかなければならないというふうに思っており

ます。ただ名前をうっかり出てしまったということについては本当に申し訳ない反省すべき点が多いなと。だからといってこの私文書を全て名前入りで公表するということにはこれはならないということは委員もご承知のことと思います。
○委員長（横山一康君）　町長、今菅原委員が質疑されていることは、そこではなくて目撃者の名前を町長が菅原委員に教えろと言ったことは矛盾していないかということだったのでそこをお答えいただきたいと思います。これは矛盾しているというふうに思います。それは委員のお考えのもとで判断するべきものであるというふうに感じております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　身勝手なんです町長の要求。自分では蹴っておいて人には強要すると。非常に身勝手で公職者としては、特に町政執行者としては適格性に関わる発言なんです。私は厳しく反論しておきたいと思います。ただ私は今日のやりとりはもう公開の場でやられてることですから、ご本人ともよく相談してみたいと思います。あなたが町長の言うとおりであるとすれば、私に虚偽報告をしたことになりますよと。その責任はとってもらいますよという対応をせざるを得ませんので、その方がわかったと、俺は嘘を言ってないんだからしかるべき場所できっちり対応して構わないよということになったときには町長逃げないでください。これは会議録にも全部取られてますから。答弁要りません。私はそうしますからご本人がよしというふうになった場合にはね。
　話をもう少し前に進めていきます。町長が非常に問題だと思うのは、マーク葬儀者だということが自らの口で明らかにしているかかわらず黒塗りにする必要のない領収書を黒塗りにしたことが問題だって言ってんですよ私は。明らかになっている情報をあえて伏せるというところは、これはそうでないから都合が悪いので真っ黒けにしたんじゃないかと、こういう疑いを持たれますよって言ってるんです。私の言ってる通報者の名前を公表するかしないかという問題と全く別の話じゃありませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　うっかり話してしまったその会社名につきましては、これは取り消しようもございません。これは私のミスでございます。ただ言いたいことは、改めて私文書を公開するときには、この個人情報保護これをしっかり考えながら情報開示するということになる。あくまでもこれは知っているからといって個人情報を出せるというものではございませんという話をしているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だからといって私に対する情報提供者の名前を求めるということはバランス取れないんじゃないですか。これはあとで作業を進めてみたいと思います。
　それでもう一つ確認しておきたいのは、目撃者は町長の供花の１段下に花や供物が並んでいたというふうにおっしゃっているわけです。何度も確認しました。それであくまでも町長が枕花だというはるんであれば、枕花の下の部分にほかの花や供物が陳列できますか。物理的に考えてどう思いますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　その辺は右側のほうは見ておりませんのでわかりませんが、左側のアレンジ花については、これは２段になっていたというふうに思っております。したがいまして供花ではなくて、供花はもうずっと背の高いものでございますから、この２段になって供えられていたということは感じていたところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　右側もそうだっていうふうに私は報告を受けてるんです町長、左側だけ２段で右側はそうでないという話になりませんでしょう。たくさん上がったんだと思います。２段にするだけのものがあったんだと思いますが。それで高橋貞光という名札の下に、下段の列に背の低い供花や供物が並んでいたと。これは何回も確認してるんですからその方に。あれだけ確認して虚偽だというふうに言われたんであれば、私はその方に何らかの責任をとってもらいます。今回ここまで私は取り上げてるんですから、目撃者の証言が真実だという立場で取り上げてはおりません私はね。確認の質疑をした中で町長が正しいとすれば目撃者の私に対する証言は虚偽だということになりますから。そこは提供してくれた方の全ての責任において白黒つけなきゃならんとこういうことになります。そういうことを私に求めたというふうに思いますが、よろしいですかそれで。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今菅原委員もおっしゃってました。私が２段になっていたということについて、右側も２段になっていたという趣旨のお話をいたしました。したがいまして、そういうことになりますと供花とは違うということになるんだと思います。私はあくまでも葬儀屋さんにお願いしたのは、これは枕花、枕アレンジ花といいますか、そういった花でございます。これはこの間からも一貫してそういうお話をさせていただいております。決して供花ではございません。供花は中に入らなかったんだと思いますが、外にいくつか並んであったというのは記憶しているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これもまた答弁を擦れ違った形でやってるんです。私は町長の発言が真実だとなれば、提供者が私に示した情報は虚偽だったということになると。その方にその責任をとってもらわなければいけないことになるんだが、それでよろしいですねって言ってるんですよ。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは私がこの責任をとってくれという話を申し上げるべきものではないというふうに思います。その方はその方として、そう見られたということはあるかもしれません。したがいまして話は私の確認した当日のお通夜に参列した方の話とは食い違うということはございますが、だからといって虚偽だということには、それはまだもう少し整理をしていかないとわからないことというふうに思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　１時間経ってますから休憩とってほしいと思うんですが、町長一言言ってます。非常に曖昧な答弁で何をおっしゃったのか理解できません私は。これ二択なんです。

食い違いっていうことでなくて二択なんです。町長がアレンジ花であって、祭壇右奥のほうに枕花サイズの名札で置いていたと。ところが私に対して情報を教えてくれた方は、要するにスタンドに掲げられた一段背の高いものであって、決して枕花などではないと。その理由としては、その下段のほうに他の供物、枕花などが置かれていて２段の上のほうだったとここまで言ってるんですから。加えて名札は普通の供花サイズのものですよとこう言ってるんですよとこう言っているんです。だからどっちが本当なのか確認せざるを得ないんです。しかも公選法絡みのね、公選法違反絡みの根本問題ですから私は確認せざるを得ないって言ってるんです。その場合に私に情報提供してくれた方が虚偽の報告をしているとすれば、私としてはその方に何らかの責任を取っていただかなくちゃならないということになりますので、そういうことを町長は求めているんですねと、あなたが自分が本当だというんであれば目撃証言は虚偽だということにいうことになりますねと、その１点を確認しているんです。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　これまでも一貫して答弁しているとおり、注文は法人名で葬儀屋さんにお願いをしたと。これは手違いで個人名でお供えされたということ。そしてあくまでもこの花については枕アレンジ花というふうに発注をしております。これは葬儀屋さんにも確認しましたが、これは前にもお話をしているとおり枕アレンジ花でお供えをしたということでございます。したがいまして、それはそれが違ったというときの話をしておりますが、それは菅原委員の判断で、私がどうせいこうせいということではないというふうに思っております。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　休憩に入ってもらいたいと思うんですが、答弁いただく前に一言だけ言っておきます。この問題を議会という開かれた場でここまで議論して、町長のおっしゃることと目撃者のおっしゃることが１８０度違うわけです。だからきちんとけじめをつけなきゃいかんと言っているんです。私としては目撃者の方が虚偽の説明をしていたというのであれば、何らかの責任をとってもらわなくちゃいけないよと。そういうことになりますねって言ってるんです。でね言葉は慎みましたが、逆に町長の虚偽答弁が明らかになったときには責任をとってもらいます、いいですね。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　花については私は確認しておりませんので、これはあくまでも参列した方にこの確認をとって今お話をさせていただいております。これは多分、多分といいますか、私はその方は本当のことを話しているというふうに思っております。そういう状況でございますので、それは結果責任については当然あるというふうに思います。しかしあくまでも私が確認したものではないということは言えるわけでございます。

○委員長（横山一康君）　１１時過ぎてますので１１時１５分まで休憩したいと思います。

休憩　午前１１時０２分

再開　午前１１時１５分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　質疑を続けます。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　休憩前の質疑もう１回言いますか。町長の答弁と私に対する通報者の証言と１８０度食い違っております。これは曖昧にできない問題なのできちんと結論を出さなければいけません。その場合に通報者の証言が虚偽であった場合には、私は通報者に何らかの責任をきっちりつけてもらうという対応せざるを得ません。逆に町長が虚偽答弁をしたとなれば町長ご自身どう考えるか。そういうことを私にさせることになるんですねと言ってるんです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今のところ私と菅原委員の意見が食い違ってるという状況にございます。お互い見ていない中でこれは今の議論はこの見た方の判断によって今こういう状況になっているということでございます。したがいましてどちらかが、どうだということには最終的にはなろうかと思いますが、今の段階では、これは平行線だというふうに今思っております。私もこれ以上のこの情報今のところございませんので、これはそういった確認も複数の方との確認をさせていただいておりますし、葬儀屋さんの確認も既にしているところでございますので、これはそういうことだろうというふうに思って答弁を一生懸命させていただいているところでございます。したがいましてそれがどうだと、その結果につきましては、これはもうしっかり私も受け止めなければならないというふうに感じているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　曖昧です答弁。全く逃げまくってて誤魔化しの答弁ですよ。それは私は認めません。もっと簡単に言います。どちらかが間違ってるんです。私と町長の意見の違いじゃないんです。私の意見はありません。証言者がこう言ってますよ、どうですかって言ってるだけですから。だから証言されてる方の証言内容と町長の答弁が食い違うよと言ってんです。それは１８０度違うんです。だから私は証言された方が虚偽だとなれば責任をとってもらいますよと申し上げてるんです。話を進めますが町長が虚偽答弁をしたとなれば、責任とってもらってよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは私もそういった話を聞いて答弁をさせていただいているところでございますので、そういったことになれば当然責任はあるというふうには思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　責任あるとかないとかっていう話じゃないです。あるのははっきりしてるんですから。責任をとりますかって言ってです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それはなんらかの責任は取らなければならないと、もしそういうことになればそういうふうには思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうですよね。今の段階では仮定の話ですが、これだけの問題虚偽答

弁やったとなれば問題は公選法違反の抵触するかしないかということをめぐっての問題ですから、それが虚偽答弁だとなれば私は進退に関わる責任を明瞭にすべきだと思うんですが、町長はどうですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今の議論はいろいろこの１９９条に抵触するかどうかと、そういった議論の中でやりとりが行われているというふうに認識をしております。先ほども申し上げましたが、選管の委員長の答弁におきましても、あくまでも１９９条の２第２項の法文解釈として答弁しているという状況でございます。今回のケース、これは意としない中で個人名が出てきていると。これをどう判断するのかということは、これは私の頭では残念ながらわからないと、最終的にはこれは司法の判断を仰ぐというのが賢明だというふうに感じているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　その質問はこのあと用意していることの内容ですから、何で私の質問に答えないんですか。
○委員長（横山一康君）　町長、今、菅原委員の質問は公選法のことで、もし町長が虚偽答弁をしたんであれば進退に関わる問題だと思うが、そこについてどう考えるかという質問でしたのでそこについてお願いいたします。
○町長（高橋貞光君）　これは虚偽答弁ということではございません。こうした情報をいただいた中で、これは菅原委員もそういった情報の下でこの質疑が交わされているという状況でございますから、お互い虚偽ということにはなかなかならないのではないかと。ただ何回もお話ししてお詫びもしておりますが、私のこうしたことによってこのように定例会議会の中で長時間にわたって時間を割いてしまっているということについては本当に申し訳なく思っているところでございますし、何とか説明をしっかりさせていただいて、これを正常な状況に戻るように私もしっかり対応してまいりたいと考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　依然として答弁してないんですよ。答弁してません。虚偽答弁だとわかったときには進退を明確にしますかって聞いてるんです。
○委員長（横山一康君）　その１点だけなんですけど、しっかりと答弁してください。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは本当に私が虚偽答弁をしているということであればそれはそのとおりだと。しっかりの何らかの責任をとる必要が出てくるというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　何らかの責任って言ってないんです。進退を明確にしますかって言ってんです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですからその点につきましては何度も申し上げているところでござい

ますが、最終的な判断がしっかりなされれば最終判断っていうのは、これは司法の判断によるものというふうに思っておりますが、これがしっかりされれば当然それは責任を取るということになろうかと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私は司法の判断の話をしてません。虚偽答弁をしたことが明らかになったら進退を明らかにしますかって聞いてるんです。司法の話じゃありません。証言者、目撃した方の証言と町長の答弁が１８０度食い違うわけです。だからそのことの確認ができて、証言者の証言が誤りだった場合は責任をとってもらうという対応をします私は。逆に町長が虚偽答弁だということが明らかになった場合には進退を明確にしていただけますかと聞いてるんです。わかりやすくもう１回申し上げます。虚偽答弁をした場合に進退を明確にしますか、しませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですから先ほども申し上げてるように、お互いこの参列者の意見を確認して、それは今こうしたやりとりを続けているところでございます。残念ながらなかなか噛み合わない平行線の状態が続いておりますが、これもやはりそうした参列した方々の判断を受けての話でありますから、これはそういった意味では菅原委員の責任をとるとかという私の責任を取るとかという問題は、まだ少し先のお話になるのではないかというふうに思います。最終的に、これが司法の判断、最終的な判断がどう出るかというのはこれは別として、そういったことが出た際には、そういった責任の取り方というのは当然、出てくるものと考えております。
○委員長（横山一康君）　町長これ端的なご質問なんです。虚偽答弁がもし明らかになった場合、進退をしっかりと考えるのかどうなのか。これ司法だとかそういうものは関係ありませんので町長がもしどちらかが虚偽のことを話してるということが明らかになった時点では、進退を明らかにするかどうか、そこの１点だけなんです。町長のご判断ですから司法は関係ないと思います。もう一度答弁を求めます。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですからこれは先ほどから申し上げてるとおり、その参列した方の見方が両方あるということで、それを聞いてこの菅原委員と私とのこうしたやりとりがなされているということでございますので、これはどちらかがこの判断が違うということになるかもしれませんが、その際そうした情報提供者に責任をとらすかどうか、あるいはまた、このこうしてこの質疑を交わしている菅原委員と私がどのような責任をとるかということについては、これは今の段階では何とも申し上げようがございません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　先ほどの答弁とまた違ってるんじゃないですか。何らかの責任を取るって言ったんです。会議録精査しますか。何らかの責任を取るっていうので、何らかの責任とは進退なのかっていう詰めをしてるんです。
○委員長（横山一康君）　先ほど町長、菅原委員のご質問に責任はあるとおっしゃって何らか

の責任を取らなきゃいけないというふうな発言を、私のメモでも書いてありますので、そこはそれに沿った答弁を求めます。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　このように予算委員会の時間を割いてしまっているということにつきましては、これは当然、責任は私あるというふうに思います。そういった意味で何らかの責任は取らなければならないというふうには思っているところでございますが、しかし進退どうのこうのということについては今のところ考えているものではございません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　会議録精査を求めざるを得ません。議事進行の遅れについて何らかの責任をとるという発言ではなかったんです。虚偽答弁ということに関連して、その場合には責任をとらざるを得ないという趣旨のご発言をなさったわけですから、今の答弁また違うんです。会議録精査を大変残念ですが求めざるを得ません。
○委員長（横山一康君）　町長、私から会議録精査準備はしてください。ちょっと準備だけはしておいてください。ただ私のメモにも今菅原委員おっしゃったとおり、この予算委員会の遅れについての責任という話は全くされてない、情報提供者の意見が１８０度違うということで、もしそれどちらが虚偽のことを言っていたら責任をとるのかどうなのかというふうな流れの中で町長は責任があるとおっしゃって、何らかの責任を取らなきゃいけない、このようなことをおっしゃってますので、そういう文脈で今お答えいただければ会議録精査には及ばないと思いますので、そこをもう１回しっかりやっていただいて、もしそれで納得いかないようでしたら会議録精査に移りたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今、虚偽答弁ということではっきりすればという前提だと思いますが、それは先ほども言ったとおり何らかの責任というのは出てくるかと思います。ただ今、私も菅原委員もそういった関係者の意見を通して今協議をしているところでございます。したがいましてこれ虚偽とかそういうことではなくて、多分ご本人方の見方がいろいろあるんだというふうに思いますが、そうした見方を、相反する見方をされていると。それが虚偽かどうかというのは、それは虚偽というのは真実を隠して別なことを言うというのが虚偽ですから、本人方がそういう認識をしたということがこれは虚偽になるかというと必ずしもそうではないという判断もできるところでございますので、それは明らかに虚偽ということになれば、これは当然そういった責任を取るということにもなろうかと思いますが、その辺は今申し上げたような状況だと判断しているところでございます。
○委員長（横山一康君）　会議録精査ということでですね。
　暫時休憩します。

休憩　午前１１時３３分
再開　午前１１時３４分

○委員長（横山一康君）　今、私が町長に再答弁をお願いしましたが前に進みません。菅原委員のほうもそこで納得しないということで会議録精査を求めておりますので、これから１時まで休憩をしてその間に会議録を精査したいと思います。

午後１時から会議を再開いたしますのでまたご参集ください。

休憩　午前１１時３５分
再開　午後　１時００分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

本多委員より午後３時まで離席するとの申し出がありました。

午前中､会議録精査ということで会議録を起こしていますが､間もなくできると思いますが､もうしばらく時間かかりますので暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時０１分
再開　午後　１時０５分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

町長の答弁を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　今会議録を見させていただきました。虚偽答弁をしたとしたらこれは責任は発生するというふうに思っております。つまり虚偽答弁というのを少し整理すると、嘘ということですね。嘘をつくという答弁が嘘であるということでございます。今私も菅原委員もそれぞれ町民の皆さんからご意見をもらって、それでこの議論を交わされているというふうに思っております。町民の皆さんのご意見というのは、その方の見方だというふうに私は認識しております。したがってその方についても嘘は言ってないと。ただ認識の違いはあるかもしれませんが、それは嘘ではないというふうに思っております。私の虚偽答弁というのは、これも整理すると、今回は私が確認した何人かの町民の方々の声、意見でございますが、これを曲げて嘘の答弁をするということは虚偽答弁ということになります。したがってそういった場合には当然、これは真実と違う答弁ということになりますので、それは虚偽答弁ということで責任を取るということになるんだというふうに思っております。本件の場合、今の場合そういった状況にあるかどうかということにつきましては、私も委員も多分そのご意見に沿って質疑が交わされているということであるというふうに思っておりますし、私個人につきましても、そういったそれと違う答弁をしているということでは全くございませんので、虚偽答弁にはあたらないというふうに判断しているところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　私の質疑に答えておりません。今の答弁は納得できません。それで委員長に申し上げますが、今回の予算審査全体が非常に日程ずれ込んでおります。これについて

は私も心を痛めておりますので、予算審査全体の議事進行のために以後の本件に係る質疑については一旦留保いたしたいと思います。その後の質疑につきましては、委員長、副委員長におきまして適切に保障していただけるならば、そのようにしたいと思いますがよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　今、菅原委員から留保するという申し出で、委員の質問権に関しては、私しっかりと保障しますので、そのような措置でお願いしたいと思います。
　それでは菅原委員のただいまの質問については留保ということで、ほかの委員の皆さんからこの件以外で何かご質疑があればそれを許します。ありませんか。
　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私も総括でいろいろやりたいことあるんですが、この１点だけが総括はなじまないので、多分副町長にお聞きしたほうがいいと思うんですが、この資料１ページ、４５の総務費の中で新規事業です。行政情報ネットサービス、パソコン購入事業あります。またそのほかの各課でも特に教育委員会でも子供のパソコンの入替え事業、これも今回大きな新規事業として入っております。これ自体は国のデジタルあるいはいろいろな行政組織の改革の中で当然必要な作業だと思いますが、私が１番心配するのは、これだけの大きな要するに情報手段であるところのパソコンの入替え、これに対する基本的な個人のデータなり、それからきちんとした形での個人情報の担保、あるいはこんなことないかもしれないですけど、情報チップ等のきちんとした管理、その辺について本当にこれは今の時代、今まで以上に行政側は新規の器具等、しかも町民にもまた与えるわけです。与えたものを回収するわけですから、そういう中でこれどういう形で最終的に取り組むというそのセーフティーネットどのように考えてこの事業を始めようとしてるのか。非常に私この今の見えない時代の中の情報のスチールとか、それを含めて大変心配しておりますので、きちんとした明確な形の対処方法というのがあるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。
○委員長（横山一康君）　又村係長。
○情報管理係長（又村　智君）　このたび計上させてもらったこのパソコン１７３台の部分につきましては、記載のとおり２７年度から３０年に購入したちょっと古くなってきたパソコンでございます。こちらのパソコンの中にソフトが入ってるんですけどこちらのＷｉｎｄｏｗｓ１０というソフトを使用しております。このＷｉｎｄｏｗｓ１０のサポートが令和７年１０月今年に終了するということから、終了したら適正な更新プログラムとかあたらなくなりますので、先ほど言われたちょっと危険性というのも出てきますので、今回１７３台更新ということで計上させてもらってます。
○委員長（横山一康君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　真柄委員が心配されてるのはデータを持ち出すですとか、よく新聞紙上に出てると思いますけれども、そういったことにつきましては個人のモラルという非常に大事ですけれども、その上でセキュリティーがかかってございますので、まず本体を持ち出す以外にデータが外に漏れるということはございません。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　これの導入にあたって、この導入することは理解しますよと。今いう

私が心配していることも含めた中できちんとした形の対応なり何なり協議で１回かされたんですかじゃ。
○委員長（横山一康君）　又村係長。
○情報管理係長（又村　智君）　既存のパソコンもそうなんですけど、管理するソフトが入ってまして、例えば家から持ち込んだＵＳＢを差しても情報を抜けないようなソフトが入ってます。そういった面ではきちんと情報流出とか、そういう国からきちんと推奨されてますので対応したソフトは入ってます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　今の又村係長の話を仮にそうだとしたところで、それはそのとおりだと思うんです。だから導入に関するセーフティーネットの扱いについて１度か庁内で議論したんですかと私聞いてるんです。
○委員長（横山一康君）　係でなくて責任ある方の立場の人が答弁してください。
　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　パソコンの関係の情報流出の関係の庁内での会議体というのは特にありません。あくまでも担当課の情報管理のほうで、その辺徹底して管理してるものでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私、今言うこれからのいろいろな町のしかもデジタル化という中からいって、これ小学校の子供のパソコンも入れ替えるんです。そういうことも全部含めたときに今、担当が言っただけのそれだけのセキュリティ、メーカー側のセキュリティだけで完全に切り替えるまでの間に、例えばそのデータの途中での流出等もないとも言えない。それが全部確認してって意味じゃないですけど、きちんとそういう形を当然こういう事業やるためにはプロジェクトでもなんでもそういうセーフティーネットの部門というのにきちんとした基礎をつくり上げてから導入すべきじゃ、入れるのがダメだなんて私一つも言ってません。でも町の行政としては最低限そういう作業はやって臨むべきじゃないですか。まして担当１人の中であと何もそういう具体的な作業してないってのは、私あえて副町長に先に指名したんですが、ちょっと余りにも安易といったら安易じゃないですか。これだけの予算をかけてやる以上、その辺のきちんとしたセーフティーネットのチェック機構の在り方はどうなんだというくらい庁内で揉むのは当たり前じゃないですか。
○委員長（横山一康君）　又村係長。
○情報管理係長（又村　智君）　このパソコンの更新だとかネットワークサーバーも含めた更新に伴うガイドラインというのが国から示されてまして定期的に１年なり２年なり、改版版に基づいて町の設置法セキュリティーポリシーというのも随時修正して、それに基づいて更新の仕方ということになってます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　だからそれはね今も、これわかる方はわかると思うけど、そういう問題じゃないです。確かに国のパターンから何からでなくてこうやって一担当そうやってやった

らそれでもう全部オーケーでゴーサインというような時代でなくなってるでしょうと私言うんです。だから当然町の中にそういうようなこういう新しいものを入れていくという段階のなかで、そういうセーフティーネットを含めた中の議論も含めてよりきちんとした担保をしておかなかったら、何かあったとき一担当のしたら話ってなるんですか。そういう話にならないでしょ。私は安易というよりその辺のもうちょっとした緊張感含めて守るものは、町民のデータをきちんと守るという形でどうやるかという議論はしていってしかるべきだと思います。
○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時１９分
再開　午後　１時２２分

○委員長（横山一康君）　会議を再開いたします。
　髙橋総務課長。
○総務課長（髙橋　純君）　町の情報につきましては、これまでもセキュリティーポリシーの規定に基づきまして職員へ周知しております。その中で各担当課長が情報が漏れないように管理監督してるということでございます。更新につきましても情報が漏れないように国の基準に基づいて対応してるということで情報が漏れるということはないということでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　今課長答弁しまして私最初言ったときの町の答弁全然違います。担当が今のルールに則ってきちんとやってる問題ですよって、そんときじゃ私そのあと聞きましたけど、それに対するいろいろ内部協議を含めた作業やったんですかって、何一つ答弁なかったんですよそれに。あまりにもそれだったら今の打合せの中で作ったとしか考えられない、私いじめて言っているんじゃないです。これだけこういう時代になったからよりこの扱いに対しては慎重な形で取り組んでるだと思うからそういう意味も含めて確認含めて質問してるんです。だけど今の答弁でわかりました、納得しましたという話になりますか。もう担当は一生懸命やってると思います。担当できる範囲の中はまた違うと。住民の大切な今言うサービス情報をどう管理してるかってことを私聞いてるんですから。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　予算書の４４ページをご覧いただきたいわけですけれども、ここに委託ということでかなり件数があるんですけれども、ネットワークの保守管理、セキュリティー、セキュリティークラウドサービス以下は順次ご覧になっていけばわかると思うんですけども、その次に使用料及び賃借料でセキュリティーのプラットフォームサービス利用ですとかこういったことで全てのシステムごとに保守管理、セキュリティーをかけているということでございます。それらを網羅した会議体があるのか、庁内の中にあるのかというふうに言われると、そういう会議体は持ってございません。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私はこれはあれですよそれの経費を見てて、各専門業者との契約の中

でやってるそれはわかります。うちも一応会社やってますからその中では当然セキュリティーの担保という中では外部と。だけどその外部から来たものを最終的にきちんと判断して、それなりの庁内全体としての安全性を確保するという作業はこれから必要になってくるんじゃないですか。責任持てますかこの中で、いやそれでもいろいろな事件が起こると思うけど、やはり内部の中できちんとしたある程度の決定機関的な形のもので常にそういう情報を担保しながらチェックしていくという姿勢を作っておかないとこれからは、まずいんじゃないですか考え方として。当然、外部は委託業者はやれる範囲はやります。だけど私は委託業者とやったあとでも最終的に委託業者からチェックはします。報告は受けます。じゃこれも全部報告を受けてそういう形の中で、庁内としてあれだっていう形の作業としてないってことで今まで。たまたま今までなかったかあったかわからんけども、だけど副町長、現実問題としてそういう形の中でパソコンを回収しますと回収した段階までの間だっていろいろなことが起こりうるわけなんです。だからせっかくデジタルだか都市構想というんなら、まずそういうところからきちんと一担当じゃなくて、最低限の大事な部分に関しては町全体のある程度トップシートみたいなプロジェクトもいいけど、そういう中で常に定期的にチェックしていくという姿勢がなかったら町民が安心できません。データに関しては特に。

○委員長（横山一康君）　又村係長。

○情報管理係長（又村　智君）　補足説明といいますか、答弁なんですけど。今回のパソコンの更新につきましては、職員が個別に使ってるネットワークで運用してるパソコンの更新になります。また別に住基とか介護システムで個人情報がいっぱい入ったシステムについては別なネットワークで使っているパソコンになります。もう一つのネットワークとして、ヤフーとかグーグルとかインターネットにおけるパソコンがまた別にありまして、それをまた別のネットワークで分離して三層分離っていうんですけど、そういう使い方をしてまして、今回のパソコン更新の端末についてはＬＧＷＡＮという官公庁専用の中で使ってるネットワークでございまして、先ほども言いましたけどきちんとしたセキュリティーの中でポチとしただけでヤフーとかインターネット抜けないネットワークになってますし、住基とか税とかのシステムにアクセスしてそういう個人湯情報の流出とかというおそれがない中のネットワークのシステムになります。以上補足の説明になります。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　担当の言うそれはわかる。私聞いているのはそういうことを聞いてるんじゃないです。町全体として今まで以上に、それは個人のパソコンに対して今言ういろいろな形のデータの入替えだってそれだけきちんと完全な新しい事業でしょ。その中でいろいろ心配があっては困るから、そういう形の事業を一つにきちんとチェックして新しい形の中で確認をとっていくという作業がこれから町として絶対求められますよと私言ってんです。だからそういう意識の中で今まで作業してきたかっていったらしてないみたいだけども、でも町がどう考えてるか。今の担当の話でいいんですか。

○委員長（横山一康君）　髙橋課長。

○総務課長（髙橋　純君）　システムにつきましては情報が漏れないようなシステムになって

ますので、それを職員で会議体でどうのこうのしようという、そういうことにはならないと思います。あくまでもシステム自体がそういう情報漏れないようになってますので、そういうことでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　これ以上また言うとそういうテクニックの問題になって、本当にそう言い切っていいんですか。そういう形の中で裏づけ含めた中であとからでいいですからきちんとわかるような形で資料出してください。ただどっちでも町長、こういうパターンこれからどんどん増えてくるわけ。ある意味で言ったら個人情報を、最終的に守るという作業対応しないで、こういう制度に変わったからさあ事業やりますよという形の中でいったら大変だと思うんで私あえて今回質問してるんです。その辺について町自体の考えはどう思うんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今回のこの１７３台のパソコンにつきましては、Ｗｉｎｄｏｗｓ１０が７年で終了ということから更新をしなければならないという中で予算をお願いしているということでございます。いずれにしましても更新におきましても、今、担当課長のほうから説明ありましたように外部からの侵入できないような状況になっていると。これからもやはり情報をしっかり流通しないように、これはもう当然のことでありますから、もちろんネットワークの中でもそういったことは十分機能しているというふうには思っておりますし、それらについてしっかり管理してまいりたいというふうに考えているところであります。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　それ言うと私も確かに外部から侵入がない、だから変な意味で疑いの意味で言うわけではないです。でも現実何年もデータを扱ってる内部でもね。あるのいろいろ。だからそういうことを含めてきちんとした規律も含めた中の、ある程度そこをチェックも含めてなおかつ責任持ってやるという組織を今からでもきちんとやっていかなかったら町民の安全の情報確保にはなかなか結びつかない心配があるんで私言ってるんです。これは担当自体一生懸命ルールに則ってやってると思います。だけど最終的にはこれだけデータでいろいろな問題が起こってる中に行ったら町事態が危機感を持って、こういう新規事業をやる場合は特にそういうところに配慮を払って議論をした上で予算づけをしていくべきじゃないかと思うし、当然組織がこれから必要になってくると私は思いますけど、その辺についての考え方どうですか。
○委員長（横山一康君）　町長、大きい町の情報管理についての考え方だとか、組織体制をどうするかというふうな質問ですのでこれやっぱり理事者が答えていただきたいと思います。
　暫時休憩します。しっかりまとめてください。

休憩　午後　１時３３分
再開　午後　１時３４分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　それではね、私も今までのいろいろこのパソコン入替えに若干ありましたよ。だけど今回今言う個人も含めた中の中身を全部入れ替えるという、そしてなおかつマイナンバーから何かいろいろ中でもデータが今まで以上にこのデータの扱いに関しては非常にシビアであり、しかもセキュリティーの担保というのは町にとって大変責任ある仕事だと思うんで、その辺について今までこれを新しい事業展開するにあたって、何かその辺の内部協議を含めてセーフティーネットをできるようなそんな考え方なり組織があるかと今の段階ではあるという答弁にはなってませんので、これからそういう考えも必要でないかということと、町はこれからどう進んで考えていこうとしてるのかってこと私は求めてるつもりでいるんですが、一担当の答弁で、それが理解できるって話にはならないので、最終的にきちんとますますそれであれですよ地方創生の中でこれだけデジタル社会の到来というの謳ってたら余計その辺のセーフティーネットの貴重さっていうのは町のほうが逆に訴えていかなきゃならなくなる時代になってきてるんじゃないですか。ですからそこを含めて中途半端にそこで、本当にないならないなりに、今どうしてもできないとまた別ですけど、きちんとした形の答弁ってのはいただかないと予算委員会の意味も私ないと思いますので、それで質問しております。
○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時３５分
再開　午後　１時３６分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
副町長。
○副町長（佐々木正則君）　まず今回入替えをいたします。パソコンにつきましては、個人データといいますか、役場の中のデータが入ってることはありません。全てサーバー管理でございますので、業務上操作するだけでありましてデータがパソコンに入ってるということはございません。それと今言われました会議体といいますか、組織体といいますか、そういったことにつきましては、先ほども申し上げましたけども予算書の４４ページにございますそれぞれの業務ごとにセキュリティーの委託料がございますけれども、それらを総括した会議体といいますか、そういうものが必要なのかどうか、そういうご質問だというふうに思いますのでそこは検討させていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　まだちょっと私と町の危機管理というか、その辺の個人情報を含めた中でのデータ処理の問題については認識若干違うけど、まず検討するということですからそれはきちんといつまで検討されてどういう形のものを出されるかはちょっと委員長のほうにも私、動きがあった場合はきちんとした形で議会のほうに報告していただくということで。ただ今、副町長いいましたけど、パソコンの中にデータが入ってる中に個人情報ないわけじゃないじゃないですか扱うのに。何をデータで入れてるんですかそれじゃ。絶対個人データで必ず何かの形で入ってないってことそんなこと考えられないわけでしょ。町民のための作業してるんです。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　私の認識としては、個人ごとにパソコンが貸与されてますけれども、その中にあるデータというのはパソコン自体に入ってるわけではなくて、サーバー管理でございますのでパソコン１台１台にデータが残ってるっていう私はそういう理解でいるわけでございまして、そのほかに本当に個人的に入れてるかどうかちょっとそこはチェックがわかりませんけれども、その点についても後ほどといいますか、先ほど言いました会議体ですか、そういったところで確認をさせていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　いや私も副町長言うのわかります。ただいま後半のほうにあったでしょ。個別に職員私どうこうじゃないです。ただそういう可能性がないとは言えないことも含んでそういう作業だから、きちんとそういう形の中で方向性なり、それからチェック機関というものを持っておいてしかるべき時代じゃないですかということで私は議論してるつもりです。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ようやく何となくわかってまいりましたので検討させていただきたいというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　ほかに２款ありませんか。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　昨日に引き続きになるかもしれませんけど、まず確認も含めて教えていただきたいと思います。２ページの賃貸住宅整備促進支援事業補助金、これに関連してになるのか。例えばの話なんですけど、これからいくと賃貸住宅を町内に町内業者に行って新築する費用の一部を助成すると。これすばらしいことだなと思って昨日は１棟を予定してるということでしたが、例えば賃貸住宅を自己所有で空き家というか、何も使われてない、使用をしていないけど、それをリフォームして賃貸として貸してあげたいという事例も数点実際にあったんです。ですからそういった意を踏まえてどういった町として対応、今現在のもので対応できるのか。それもとも今後そういった事例も踏まえてご検討いただけるのか。教えていただければと思います。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　ただいまのご質問でございます。まずこの賃貸住宅整備につきましては、新しく建てる簡単に言うとアパートみたいなものです。こちらの整備に対して出す補助金で、委員おっしゃるような例えば個人所有だとか今使ってない住宅をリフォームして、例えば最近増えてきている外国人の方々の住宅に改造したりとか、そういったことの部分を指してるのかと思いますけど、そういった活用をする場合に補助としては現在はございません。あるとしたら中古住宅の売買に対して２０万円の補助金が現在ございます。今住んでる住宅はこのあと住宅リフォーム助成で５年間措置していくのと、あと住めなくなってもう使えないというのは空家の除却補助金で対応ということで、先ほどおっしゃった部分は現在町の制度ではないので、そういった需要があるということであれば私どもは調査しながら今後検討していきたいなというように考えます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　担当課のほうではそういった事例も含めて調査、研究、そして検討していただくということですけど、これ理事者のほうから考え方として、ご答弁いただきたいんですが、今のこの状況からだと要は外国人の方も含めていろいろなことがありますよね、適切かどうかわかりませんけど、インバウンドやシェアハウスやいろいろな状況が多方面で起きてるわけです。ですから様々なと申し上げるしか今ないんですけど、そういったことも含めて要は最終的に私個人的な思いかもしれませんが、とにかく人口が少しでも定住という形で実現できるような形で理事者のほう、町長が担当のほうによくそういうことも含めて検討してみろというお考えをお示しいただければと思うんですけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長(佐々木正則君)　労働力不足などを補うために外国人に労働力を求めるというのが、最近この町でもたくさん事例としてあるわけでございます。１番大事なのはそういったところの住まいというのが非常に大事だなというふうに思っております。先ほど担当からも申し上げましたけれども、そういったことも含めて検討させていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　そういった検討して実現するようであれば、それもせたな町のアピールポイントの一つとしてぜひ周知方よろしくお願いしたいと思います。それでこれもまた確認なんですが住宅リフォーム費助成事業に関連して、これからいくと自己が居住するための住宅のリフォーム等に要する経費の一部を調整するというこういった場合で、今朝ほど実はこれは数年も前からリフォーム助成に関しては建築現場のほうからいろいろなその要望も含めて寄せられてはいるんです。実際にそれぞれの建築関係の方、大工さん含めて板金屋さん、あとは塗装業、様々多岐にわたっているわけです。それで利用したい、例えばリフォーム含めてペンキ塗り直しとか、屋根張り替えとか雨漏り直してくれとか、そういった方々に町民に対して業者のほうから、こちらで父さん、母さんに代わって申請してみるよというふうに、それこそ業者の努力です。それで手続きに行ったときに実は名義変更なりが引っかかってしまったと、これまた別問題になるんです。名義変更はして当然の措置なんですけど、なかなかうまいこといっていなくて前回のリフォーム助成実際に使えなかったんだよねということを今朝ほどお１人の方だったんですけど実際に業者の方に伺ったんです。申込みした要は申請者です。実際に住まわれて住宅に少し不備が出てきたといって申請に動いたんですけど、そういったことがあったんだよねと。窓口に行ったら要は名義変更なり、そういった基本的なことができてないので駄目だったんですという事例があったんです。ですから何でしょう要はその細かいことを突き詰めていくと、なかなかこの事業も進まないっていうのは十分認識してるんですが、要望があるお年寄り含めて、せっかく町がこういったいい事業を打ち出している以上、使い勝手のいいというか、何かやることで手続き上これ実現できるということがもしかしたら起こり得るかなっていうふうにも感じたんですが、そういった事例があったということを伺ったので、そういったことも臨機応変になるっていうか、前常任委員会でも言いましたけど、業界の中ではこれ言ったら失言になるかもしれませんけど、鉛筆舐めて対応するというのもこれ本当に業界の中で

これ当たり前の言葉として通じてる部分があるんです。ですから制度は制度できちんとあるのは認識していますが、できるだけ要望に応えるような形で１件でもこの助成が使える、少し長くなりましたけどそういったことで担当としても検討の段階になると思うんですけど、そういった事例も長々としゃべらせていただきましたが、お答えできる範囲で結構ですお答えいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　石原委員のおっしゃってること重々わかります。私も前々回のリフォーム担当やっておりましたのでそういう事例も確かにありました。ただやはりこの自己所有という部分、要は自己所有でないということは、他の人のものということで、他の人のものを勝手に変更すると後々トラブルという可能性も十分考えられるんです。やっぱりそういうことを町の補助金を使いながら税金投入しながらなので、そこの部分はしっかり後々トラブルにならないように自己の所有というのをやっぱり１番にまず捉えてるっていうのが１点。そして未登記の物件っていうのもたまにございます。未登記の場合は、例えば私たちが確認するとしたら税で課税している方であれば一応公的にその人が所有権というか所有権ではないんですけど管理されてるということで、そちらで判断するという場合もございますが、いずれにいたしましても所在がはっきりしないとやっぱりこちらとしてはなかなかイエスと言えないっていう状況があります。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　意見交換して少し私の伝え方が誤っていた部分もあります、名義変更、これは私も先ほど冒頭で言いましたが、これはきちんとしてしかるべき措置なんです。ただ住まいをしている方がご家族、要は名義変更していないまま、例えば親の名前のまま名義変更していなくて、町民から頼まれて業者が動いたときに今担当のほうでお伝えしていたように、要は固定資産税の関係とか、名義変更してないよねということでダメになった。こういった事例もあるんです。これは名義変更していなかったこと自体が問題なんですけど、ですから申請の段階でそういったことが起きた場合は、それなりの連携も含めてやらなきゃないと思うんです。税務課のほう例えばですよ。そういった手続きも担当のほうでお手伝いも含めてしていただいて直していただきたいという方々、町民の要望に応えれるような措置をぜひ今後はしていただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　おっしゃるとおり窓口に来られてそういった事例であれば、こういうふうにして手続きを取って解決すると助成対象にできますよというアドバイスは当然していきます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　業者がお客さんから要望を受けていや俺やってやるよと窓口に行ったらそういった手続きでダメになったと単純に捉えてしまっている部分もあろうかと思うんです。ですから今担当のほうで言っていただいた確かに中にはストレートに申し上げますと、わがままというか、頭カチカチの方も私はそういう業者の方々大好きなんです。そのカチカチ昔から

言う親方気質というんですか。そういうこともあろうかと思うんですが、町民のためにぜひ柔軟な対応をお願いしたいと思います。その上で住宅リフォーム等助成事業ですか、今回は新規として復活するわけですが、少し昨日触れたんですけど、町長やはりこの助成の事業費の割合この交付額の上限、やはり物価高騰の情勢の中で少し見合った形で前向きにもう少しできないのかという生の声ありますので、とりあえずこれ新規として新年度動くのでしょうけど、状況で、その場でまた補正するなりで少し内容をかなうのであれば変更も含めて私は対応するべきと考えますが、これ繰り返しになりますけど、町長そういった状況、これは実際に声としてあります。ですから対応も含めて担当のほうに検討方も促す、そういったお言葉をいただきたいと思うんですけどいかがですか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長(高橋貞光君)　事業それぞれ常任委員会等を通して提案しているところでございます。いずれにしましても今委員おっしゃったような部分につきましては、改めて今後検討をしながら常任委員会の意見も聞きながら制度設計をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　議会で手続き上は確かにきちんと常任委員会で調査という形でやってるんです。私も総務厚生常任委員会のメンバーとしては確かに調査はしてきてるんです。ただ、その後にそういった生の声がありますので常任委員会云々は議会手続きなんです。ですから政策判断をその場で臨機応変に町民のためになりますから、そういった基本的な考えをお持ちいただきたいと思いますけど。そういった観点から明快に答弁をいただければと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　既存の新規も含めて事業の制度設計につきましては、これはこれで完全というものは当然ございません。都度、都度改善を図っていくということにはなると思います。ただ全てそうなりますと当然予算もパンクしてしまうという状況もございますので、しっかり優先順位、優先度などを考えながらケースバイケースであることはもちろんですが、そういったことで判断してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　これまた総括でやらせていただこうと思ったんですけど、せっかくなんで確認も含めて、リフォーム事業に今回はエアコンも含めてお考えをいただいたんですが、やはり単体でエアコン助成を設けるべきだという声は今朝ほどもいただきました。ですからそれはそれとして今後、昨日も検討いただくということだったので、その状況に合わせるような形でぜひ町側に対応していただきたいと思いますけど、担当課のほうでそういったことも含めて検討していただき、町長のほうにアタックしていただきたいと思いますけど、課長いかがですか。

○委員長（横山一康君）　阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　アタックさせていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　ほかないでしょうか。

藤谷副委員長。
○副委員長（藤谷容子君）　一つだけ、入学祝金のことなんですけれども、これの５万円の根拠も教えていただきたいなと思います。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　入学祝金、小、中、高校入学時５万円という予算の積算ですが、入学時にかかる費用、いろいろ制服だとか、ランドセル、高校に入ったらパソコンとをいろいろ調べました。調べた結果はございますが、小学校でやや６万、中学校１０万程度、高校が１６万程度とこちらかかりますが、一律５万円ということで今回は予算の措置をさせていただきました。根拠と言えるかどうか別ですけど、こうなります。
○委員長（横山一康君）　藤谷副委員長。
○副委員長（藤谷容子君）　これ私も一般質問で取り上げてこういう新しい事業ができたのは大変よかったと思っています。ただ昨日や先週の議会での議論を中継で見ていた方から出生祝金３０万思い切って、ただこれは地域の中でも１番ではない、そういう状態だけれども思い切ってやって、それが今後尻つぼみになるのではないかというような懸念の声も出ています。少子化の加速を少しでも食い止めるためには、また本当に日本一目指していくためには、この入学祝金についてもまた再度検討されたほうがいいんじゃないかなというふうに考えまして質問させていただきました。理事者の考えをお聞かせください。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この種の子育て支援事業といいますか、様々持っているところでございます。今回のこの入学祝金につきましては、これまでなかった事業でございます。私たちとしては、これに取り組んだということについては、よかったというふうに率直に思っております。したがいましてこれは、よりしっかりと制度設計これから充実できるようにという思いは委員と同じでございます。いずれにしましても新規事業ということで小さく産んで大きく育てたいというふうに考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　ほかないでしょうか。
菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　今の入学祝金の話が出ましたので総括でやろうと思ってましたがお尋ねします。私倍にすべきだと思ってますこれは。改選後の議会で高校生の入学の対応問題提起しております。それから子育て問題では鹿部の先進例を倣って小、中、高措置を求めました。試算も出させているんです。新規に上げたということについては評価します。これは出生祝金の３万、３０万にしたこともこれはいいんです。いずれにしても町長、中途半端な政策打たないほうがいいと思います。私は倍の１０万ということを提起したいと思うんです。倍の１０万にいたしましても５９５万ですね。５９５万ですね年間、各５万で計算して、そういう金額でしょ。だから単純に言いますと各１０万にすれば倍なんで１，２００万という計算になりますよね。思い切って政策打ったらいいと思うんです。何かアリバイづくりのように新制度導入したと、私は中途半端なことをしないほうがいいと思います。これは出生祝金３０万のことを評価しながら５０万という構想を持ってて、そういう意味でのあえての反対をさせてもらいまし

たが、これも私納得いきませんから、町長一つ政策打つならしっかりと打ってそこが注目を浴びて実際の効果が上がるというところまで見極めするべきです。お答え願いたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　よく委員のご意見は拝聴いたしました。私たちもその方向に向かって今後努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　その答弁なんですか。責任感ないでしょう。努力するのはあなたなんです。政策的な決断するのはあなたなんです。今の答弁なんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　委員おっしゃること意見として、よく受け止めさせていただきました。したがいまして、それを目標に今後しっかり取り組んでまいりたいということでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それ軽く受け流したってことです。あなたの任期はあとどれくらいあるんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　私の任期は９月末、そういったことでございます。ただ行政は委員いつもおっしゃるように継続でありますから、この点につきましてはしっかり私たちも最後まで検討をして引き継ぎたいというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　何か９月で引退するようなニュアンスの発言ですけれども、これはこれで発言の根拠をきっちり確かめさせていただきます。言葉上の逃れ、あるいは文でそういうことを言うというのはこれも軽率ですから。私は一貫して町長の６選についてはお止めいただきたいという見解を持っておりますけれども、それに噛み合った発言だというふうに受け止めさせていただきます。その上で続けたいんですが、後任の方に検討しろなんていうことは今この立場でおっしゃるのはいかがかと思います。私は令和７年度の予算は本来、骨格予算だというふうに見て見てたんです。町長、事実上の政策予算ですよ。新規の予算について私は反対はしません。特に新規に出した中で私が年来言ってきた案件がありますから、そのこと自体は否定しませんが打つ政策が中途半端だと言ってんです。それは後任の新しい１０月に選ばれるだろう新しい町長に引継ぎたいとか、検討していただきたいという話ではなくて、今回ここまで政策打ったんであれば、もう一声きっちりなるほどせたな町は出生に始まって小、中、高ここまで本腰を入れて予算を投入したんだと、そういう政策にはっきり切り替えて、これから将来に向かって力強く進む町なんだということがわかる姿を取ったらいいじゃないかということを言ってるんです。これから検討してもらいます、新しい人に引き継ぎますと、そういうことではなくて、どうですか、倍の１，２００万にしたらいいんじゃないですか。どうせ予算は修正しなければいけない状況にあるわけですから、１つ修正するも２つ修正するも同じです。私は増額の提案はあとはしません。出生祝金と入学祝金この２つについては増額修正を町長自らがおやりになるべきだというふうに思います。その金額もそれぞれ両方合わせて片一方は５００

万、片一方６００万、１，１００万の話です。何で決断できないんですか。きっちりご答弁を頂戴したいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは私の政治理念といいますか、しっかり財源を確保して新しい事業をということでございます。ただ今回につきましては本当に５億を超える財政調整基金を導入したということからすると、これはかなり思い切った大型予算というふうに皆さんもご覧になれるというふうに思います。そうした中でこれを最後どうやって帳尻合わすかということについてこれからいろいろと工面をしていかなければならないというふうに感じているところでございます。したがいまして、それはじっくり検討させていただいて先ほど藤谷議員のご質問にもお答えしました。今回小さくまず生むということに力を置かせていただきました。これを何とかして大きく育てたいというふうに考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　先ほど財源を確保して新しい政策を打つと、こういうことをおっしゃいましたよね。町長のこれまでの施策の打ち方を見ますと、財源を確保してから打った政策でないものもあると思います。その桁も億単位の政策を打ってるんです。私はせいぜい５００万、６００万の世界の話をしてるんです。それはせたなの町の今後の町の建設にとって決定的に重要な案件である中核の問題の部分について決断したらどうですかという提起をしてるんです。私は中途半端なことを打たないほうがいいと思います。もう少し申し上げますが、来年町長、場合によったら最大で７億の自主財源を持ち出さなきゃいけない案件があるんです。担当課長に聞きますと、これから海のほうの調査や全体の設計を描いてみたときに場合によっては浚渫工事をしなくてもいい可能性もあるという情報を得ております。これは仮定の話でありますが、そうなった場合には半分の３億５，０００万浮くじゃありませんか。私は風車は撤去するということになったら補助金がないのであれば自主財源から出さざるを得ないと思います。そのときに財源を確保してから政策打つんだとなれば７億の財源ですかね最大、半分と見ても３億ないしは３億５，０００万ですか。確保する目途なかったらまた政策打たないんですか。やらなきゃない場合にはやらなきゃないでしょう。私は、実は一般質問でこの問題先に取り上げる予定でいたんですが留保しましたので、質疑が後先になって非常に残念だと思ってるからここでかみ合わせておきたいんですが、風力発電風海鳥の撤去費が７億だというふうに覚悟したときに、そっから半分に減ったんであれば、その半分に減ったうちの何分の１かを打ったって全然構わないっていう腹持ってるんです。私が町長ならそういう、町長の立場にいればそういう予算提案します。３億５，０００万の１０分の１である３，５００万の財源になるわけです。さらにその３分の１でも１，０００万出てくるわけです。１，１００万ですか。そう考えたら町長自身が本当にこの町の人口増対策に本腰を入れているということが、これ本物であればその程度の予算出したっていいじゃありませんか。私はそういう中途半端なことをすべきでないって言ってるんです。ただアリバイづくり的に何か予算いろいろやったなと。だからこういう声出てるんです。これは内部の意見です。菅原さん、いや今年の予算なんか骨格予算じゃないですよ。政策予算真っただ中で６選出るんじゃないですかってこんな声まで聞いてるんです。さ

っき町長は６選を否定して新しい人に任せるんだと、こういう発言しましたから、いずれ近いうちに正式に６選出馬を取りやめる宣言はしていただけるものと確信を持ちましたが、いずれにしても中途半端なことはおやりになっていただきたくないと。そういう最後の花道をきちんと開いて、高橋町政５期の最後にすばらしい施策を打ったと、これは末永く光り輝く政策ですから光り輝く政策を打ってはどうですか。これ以上は重ねて申し上げませんので、しっかりしたご答弁をお願いしたいと思います。

以上であります。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　よく委員のご意見は承りました。そうしたことに向けて新年度、検討してまいりたいと思っております。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　新年度検討したんでは遅いんです。だから提起してるんです。新年度検討したんであれば、少なくとも来年度以降ということになりますでしょう。それは後任の町長に任したらいいんですそういうことは、来年度以降の話は。私は今この瞬間に町長が倍にするという答弁をすれば､同じ修正案を同じ事務手続きのレベルの中で出せばいいわけですから、町長の腹一つ決まるんじゃないですか。そういう現実に立って令和７年度予算の金額を倍にしてはどうかって言ってんです。簡単に言います。小、中、高各１０万ずつに引き上げたらいかがですか。改めて申し上げます。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　同じような答えになってしまいますが、いずれにしましても厳しい財政状況の中で規律を守って予算編成したという思いもございます。したがいましてこの部分については、今後検討されるべき政策というふうに思っているところでございます。

○委員長（横山一康君）　よろしいですね。

石原委員。

○委員（石原広務君）　総体的な質問になるかもしれませんけど、今のやりとりを聞いて、この本定例会の横山議員への一般質問の答弁の中に気になる言葉があったんです。農業振興に関連する横山議員の質問だったんです。その中で町長、ある程度予算があれば、ばらまき的な事業も可能という、首傾げるんですか。一般質問の答弁なんです。私は気になってあまり見ないんですがユーチューブ何回も見直したんです。これ今までそういうばらまき的な予算、そういった事業の展開、新年度の予算これ今そのやりとりあった例えば、小、中、高、私もどちらかというと５万であれば不服です。今この町の状況を考えるとですよ。このばらまき的なある程度予算があればという言葉をつけていますが、今までにそういったばらまき的な予算の措置をしてきたことがあるのであればお知らせいただきたいということと、あと新年度の予算編成するにあたって何かばらまき的な予算措置をしたということがあるのであれば教えていただきたいと思うんですけどいかがですか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　これまでもそういった予算のつけ方というのはしてこなかったと思っ

ておりますし、今年度につきましても同様の思いで、やはり政策を打つためには、打つ目的としてやはりしっかりとした成果を求めると、そういう前提で制度設計をしているつもりでおります。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　端的に質問させていただきます。この今回の新年度、今やりとりした小、中、高それぞれに入学する方に５万ずつを配付すると。これはばらまきではないということですか。私はばらまきだと思っています。ただのばらまきだと思っていますが町長から明快な答弁をいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　全くそうではなくて入学時にはある程度のお金が入り用と、保護者の負担が伴うということから、そういった部分に対する支援と受け取っていただければありがたいと思います。
○委員長（横山一康君）　それでは２時３０分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時１８分
再開　午後　２時３０分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　質疑を続けます。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　長いだらだらとしたラリーはするつもりはございません。ただけじめのある質疑はしておきたいと思います。１５目諸費、報奨金、入学祝金の問題に関する石原委員の質疑に対する町長の答弁に関連してお尋ねしたいんですが、私は石原委員おっしゃることは極めてもっともだと思います。新規政策、効果が極めて限定的にしか実現できないような小さい金額を打つんであれば、それはばらまきだと言われてもやむを得ないでしょう。私は先ほど言いましたが倍の１０万にすべきだというふうに思います。これは本当に喜ばれると思います。なるほど効果があった、うれしいと、そしたら頑張っていこうかと。これは出生祝金と抱き合わせで必ず受け止めていただけるというふうに確信を持つわけですが、これ町長ばらまきだって言われて倍にするっていうふうに決断できないものですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは先ほども答弁申し上げましたがばらまきではございません。ばらまきと捉えている方もいるんだとは認識をさせていただきました。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それならば私は横山議員に対する一般質問の答弁の問題やっぱり持ち出さざるを得ないんです。横山議員は、スマート農業を内容とした補助制度、これはこれでおやりになって結構だと。しかしその対象外の補助制度について別建てで新規に導入してはいかがかという質問をしたんです。それに対する答弁の中にばらまきだという表現があったのは事

実なんです。首傾げるんであれば本当に会議録精査を求めなきゃいけなくなります。自分で答弁しておきながら首をかしげるんですか。私はこれ重大な問題だと思ってるんです。だから一般質問の中でも取り上げようかという用意はしていたんですが、これも順序逆になりましたから、このタイミングの中で出さざるを得ないので指摘するわけですが、町長、スマート農業以外の農業補助制度を導入しろということは、私は非常に理にかなった我が町の農業政策に欠くことのできない必要な提起だと思ってるんです。私は昨年、政策審査特別委員会でスマート農業の内容を拡大しろと、補助対象を拡大しろとこういう表現で申し上げましたが、それは絶対にやらないというかたくなな態度ですから、横山議員おっしゃるように別立ての制度設計したらいいじゃないかと。極めて理にかなった大事な提案だと思います。何でばらまきなんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　横山議員の一般質問に対しましては、これは検討させていただきたいという答弁をしたところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私は検討すると言ったか言わないかってことを聞いてません。ばらまきだって言って否定したんです。
○委員長（横山一康君）　町長に申し上げます。これ私の質問でしたんで、町長は私の再々質問の中で、これも私のメモなんですけど予算があればばらまきできるといったような趣旨の発言はされてると思いますので、思い起こしていただければ、それにしてますので、その文脈で菅原委員の質疑にお答えいただければと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そういった言い回ししたというのであれば、これはお詫びを申し上げないとならないというふうに思っておりますが、いずれにしましても今３年で事業を動かしているところでございます。その後継の事業ということにつきましては、しっかり慎重に検討させていただくということにしてまいりたいと思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういうことを聞いてませんよ私は。スマート農業以外の新規の農業の補助制度を提起したのに対して、金があればばらまき政策できるけども、無いからばらまくような政策で打てないんだとこういう趣旨の答弁なさってるわけです。要するにスマート農業以外の新しい農業補助制度の提起に対して、ばらまきであるというくくりの中で答弁なさったということは、私はけしからんと思ってるんです。発言そのものをおとしめることになるんです。もっと言いますと、スマート農業以外の補助制度を求めている農業者相当多いです。その声も切実なんです。何でその現実から目を向けて、ばらまきとこの三語で否定するんですか。それが高橋町長のやり方であるとすれば、先ほど町長おっしゃったように９月ないしは１０月以降に誕生する新しい町長の方に期待を申し上げる以外ないわけですが、せめて５期目最後の予算編成なんですから、私は入学祝金については少なくとも現職の議員の中から、この程度の予算ならばらまきじゃないかというふうに指摘されてるわけですから思い切って倍のばらまきでないというどうだという腹を持った修正やったらいいんじゃないですか。先ほどの質疑の繰

り返しになりますけれども、やっぱりばらまきと言われた以上はそれを否定するのは言葉だけじゃなくて、実際の予算額、金額、打ってる政策のウェイトで答えるべきだと私思うんです。これ倍の１，２００万にしたからといってせたなの財政バランス崩れませんから大丈夫です町長。安心して新しい町長にバトンタッチなさってください大丈夫ですから。以上。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　まず入学祝い金の関係ですが、これはばらまきではございませんということは申し上げておきたいというふうに思います。これはこのまましっかりとやらせていただきたいと思っております。農業の事業でございますが、そういった事業というのは、これから農業でも漁業でも一緒でありますが、今後どういった方向にこの政策をもって引っ張っていくのかということが、やっぱり政策的な１番のポイントになるというふうに思っております。スマート農業につきましては、これは今非常にスマート農業の導入というのは進んでおりまして、これに伴って雇用問題の解決あるいは高齢者の労力の負担軽減といったようなことが、かなり改善されるという状況でございます。このあと何がこの農業者の皆さんが求めて…

○委員長（横山一康君）　町長に申し上げます。ただいま２款総務費の質疑中でありますのでそこをあんまり深く入ると農林水産費になります。ご注意して答弁させていただきたいと思います。

○町長（高橋貞光君）　いろいろ考えながら制度設計してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　ほかないでしょうか。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　２款総務費の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時４０分

再開　午後　２時４３分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

次に３款民生費の説明を求めます。

増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君）　それでは資料の４ページ民生費でございます。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、継続で福祉バス・ふれあいバス運行業務、予算額３４３万２，０００円、全額その他財源は社会福祉基金であります。町内の社会福祉団体などの地域活動の推進を図るため福祉バス及びふれあいバスの運行業務を委託するものであります。

次に継続で社会福祉協議会運営事業補助金、予算額３，５８８万３，０００円で全額一般財源であります。社会福祉協議会の運営に対し支援をするものであります。

次に継続で福祉灯油購入助成費、予算額９７１万６，０００円で、道補助金５０万円、残りその他財源は社会福祉基金であります。町内に居住する高齢者世帯等に対し冬季間の暖房に必

要な灯油代の一部を助成し経済的負担の軽減を図るものでございます。

５ページでございます。３目老人福祉費、継続で敬老事業、予算額２２０万７，０００円で全額一般財源であります。敬老会対象年齢は昨年と同じく７６歳以上としております。併せて米寿、白寿を迎えられた方に対し長寿記念品を贈るものであります。

次に継続で介護保険居宅サービス（通所介護）事業補助金、予算額４，９０６万６，０００円、全額その他財源は社会福祉基金であります。社会福祉法人雄心会並びに大成慈恵会において実施するデイサービス事業の運営に対する補助であります。

次に継続で老人クラブ運営事業補助金、予算額１３３万１，０００円で、道補助金が６８万９，０００円、残りが一般財源であります。老人クラブの活動費に対する助成であります。

次に継続で高齢者入浴料金助成費、予算額８６０万円、全額その他財源は社会福祉基金であります。高齢者施策として町内３施設を利用する高齢者に対し入浴料金の一部を助成するものであります。

次に継続で、地域密着型小規模特別養護老人ホームせたな雅荘運営事業助成金、予算額１，１００万円、全額一般財源であります。社会福祉法人雄心会が運営するせたな雅荘の運営事業に対し、令和４年度から８年度まで５年間の債務負担行為に基づいて財政支援を行うものであります。

次に継続で介護サービス利用者負担軽減事業補助金、予算額２２万６，０００円で、道補助金が１６万９，０００円、残りが一般財源であります。介護保険サービスを利用する低所得者の利用者負担金の軽減を行った社会福祉法人等に対する助成であります。

次に５目障害者福祉費、継続で障害者地域活動支援センター業務、予算額９８０万８，０００円でございます。その他財源の５４万８，０００円は今金町負担金分、残りが一般財源であります。センターの運営管理をＮＰＯ法人せたな共同作業所ふれんどに委託し実施しているものでございます。

次に新規で電算システム標準化共通化事業、予算額４５３万円、その他財源の３５２万９，０００円は、地方公共団体情報システム機構からの補助金で残りが一般財源であります。国が示す標準化仕様に準拠したシステムへ移行させるものであります。

次に継続で障害者雇用促進事業補助金、予算額３６万円、全額一般財源であります。障害福祉の向上を図るため新たに障害者を雇用する事業者に対し支援するものであります。

６ページでございます。継続で障がい者入浴料金助成費、予算額２８万４，０００円、全額一般財源であります。障害者施策として町内３施設を利用する障害者等に対し入浴料金の一部を助成するものであります。

次に新規で訪問系障害福祉サービス事業所支援事業補助金、予算額２０万円、全額その他財源は社会福祉基金であります。遠隔地にある利用者宅までの移動距離に応じ、対象経費の２分の１をサービス提供事業所へ補助するものであります。

次に６目福祉施設管理費、新規で小倉山へき地保健福祉館外壁改修工事、予算額１４０万８，０００円、全額その他財源は公共施設整備基金であります。老朽化した外壁を改修し、施設の適正な維持管理を図るものです。

同じく６目福祉施設管理費、新規で元浦生活館屋根葺替工事、予算額４１２万５，０００円、全額その他財源は公共施設整備基金であります。塩害の影響で腐食が進んでいる屋根トタンを改修し施設の適正な維持管理を図るものです。

○委員長（横山一康君）　西田三杉荘所長。

○三杉壮所長（西田良子君）　次に７目老人ホーム運営費、予算書は６７ページからでございます。継続で老人ホーム三杉荘運営事業、予算額８，３４９万円、その他財源８，２７９万２，０００円、その他財源の主なものは各町からの老人ホーム入所措置費負担金でございます。一般財源６９万８，０００円、老人福祉法の規定に基づき入所者の心身の健康保持や生きがいを持って健全で安らかな生活ができる環境を提供することで、入所者の福祉の増進を図るものです。入所定員につきましては記載のとおりです。

○委員長（横山一康君）　続いて増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君）　８目生活支援ハウス管理費、新規で瀬棚生活支援ハウスかざみどり引込開閉基盤修繕、予算額２６５万６，０００円、全額その他財源は公共施設整備基金であります。老朽化し停電事故のおそれがある引込み開閉基盤を改修し施設の適正な維持管理を図るものであります。

○委員長（横山一康君）　続いて河原町民児童課長。

○町民児童課長（河原泰平君）　続きまして９目重度心身障害者医療費助成事業で予算額２，５３２万６，０００円、国道支出金１，０１６万３，０００円、その他は医療費立替収入で２８５万円、残りが一般財源でございます。一定の要件に該当する障害者に対して医療費の助成をするものでございます。

７ページをお開きください。１０目ひとり親家庭等医療費助成事業で予算額２０４万円、国道支出金９０万２，０００円、残りが一般財源でございます。ひとり親家庭の医療費を助成するものでございます。

次に２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、新規で電算システム標準化・共通化事業、予算額５７９万２，０００円、その他はデジタル基盤改革支援補助金で５２３万４，０００円、残りが一般財源、これは児童手当、子ども・子育てシステムを国が示す標準仕様に移行させるためでございます。児童手当は予算額６，６５４万５，０００円、国道支出金６，００４万１，０００円、残りが一般財源で児童手当法に基づき予算措置したところでございます。

続いて子供医療費助成事業では予算額１，６５５万３，０００円、国道支出金２３３万４，０００円、残りが一般財源でございます。未就学児童から高校生までの医療費を助成するものでございます。

次に妊産婦医療費助成費は予算額５０万円、全額一般財源で交付実績を勘案し予算計上しております。

次に２目保育所費、保育所運営費で予算額１，８２８万７，０００円、国道支出金４８万４，０００円、その他は保育料などで１３１万４，０００円、残りが一般財源で常設保育所の運営を行うものでございます。

３目認定こども園費、認定こども園運営費で予算額５，００３万８，０００円、国道支出金

１８９万２，０００円、その他は保育料などで３５４万３，０００円、残りが一般財源で認定こども園を運営するものでございます。

８ページになります。幼児給食調理業務、予算額３，９０７万２，０００円、その他は職員分給食費で３０６万６，０００円、残りは一般財源です。人員不足により幼児給食の調理業務の継続が困難となっていることから外部委託により安定して提供するものでございます。

次に４目児童福祉施設費、学童保育所運営費、予算額２，２２６万９，０００円、国道支出金８３９万円、その他は利用料で４６７万４，０００円、残りが一般財源でございます。小学生を対象に３区の学童保育所を運営するものでございます。

続いて新規で児童公園遊具整備事業、予算額３３６万５，０００円、その他は公共施設整備基金を充当して２６３万円、残りは一般財源です。

北檜山学童保育所整備事業、予算額２億１１３万３，０００円、国道支出金２，０８６万４，０００円、地方債１億６，６６０万円、残りが一般財源です。令和８年度開設に向け新たに学童保育所を北檜山小学校に併設いたします。

放課後児童健全育成事業補助金については予算額５７８万６，０００円、国道支出金３８５万６，０００円、残りが一般財源です。町内の民間学童保育所に対し運営費を補助するものでございます。

次に５目子育て支援費、子育て支援センター運営費で予算額３２万７，０００円、国道支出金１１万６，０００円、残りが一般財源、認定こども園及び保育所内において子育て支援センターを運営するものです。

民生費の予算額合計は１８億７，９５８万３，０００円となります。

以上で３款民生費の説明を終わります。

○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君）　説明資料の４ページです。福祉灯油購入助成費、これ担当課に質問してもしょうがないんですけど、ストレートに申し上げまして町長これかなり好評なんですけど、せたな町は引換券なんですけど８０リットルなんです。今金見ると２００リットルなんです。これ全て町長ずばっと１００リットルというお考えはお持ちになりませんか。最低でも１００リットルいかがですか。

○委員長（横山一康君）　増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。確かに近隣町比較すると、せたな町の８０リッターより多いところも少ないところもございます。せたな町の特徴としては金額にこだわらず例年８０リットルと、燃油の高騰等にも対応できるというふうな事業となっていることが主に特徴です。福祉灯油の性格からいたしまして、おおむね８０リットルということでしばらく同じ数量を助成してございます。この数量の助成につきましては担当としては今のところ考えていないところでございます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　助成件数、この近年で結構です、手元にあるのであれば増えた減った

ある程度の正確なところお知らせいただければと思います。
○委員長（横山一康君）　河野主幹。
○保健福祉課主幹（河野葉子君）　実績ですが、令和４年度で８８３世帯、令和５年度で８１０世帯、今年は２月で申請が終わってるんですけれども、今年の分で７５７世帯となっております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　減ってるというのは必然的に理由としては推察がつくんですが、私は町長にそういった今実績も含めてご報告いただきましたけど、予算的には逆に残念なことに件数は減ってるわけです。でも担当課長おっしゃったように８０リットルでずっと来てるわけです。件数が減ったからということではありませんけど。やはりここはどうでしょう切りのいいところで、政策判断になろうかと思うんです。課長のほうを見るんじゃなくて、先ほど言いましたけど、私も行きますか。切りの良いところ１００リットルぜひ町長打ち出していただけませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　件数はもちろん高齢者人口が減少になってきておりますので戸数は減っております。ただこのところの燃油の高騰もございまして金額は減ってないという状況でございます。したがいまして燃油の対策については、これまで以上に効果が大きくなってきてると、逆に捉えるとリッターあたりの金額は増えておりますので同じ８０リットルでも効果が大きいというふうに判断しております。ただ今後におきましては、これも検討材料、次年度以降の検討材料ということにはなろうかという認識でおります。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　新年度の予算審査なんです。この福祉灯油も今、日が差していますけど、次の冬に備えて担当課のほうでは補正予算のときに少しこう町長には個別の事案に対しては云々かんぬん言われましたが、いろいろな生活状況も踏まえてそれなりに対応してきてるわけです。確かに予算としては燃油のことも含めて金額は変わらないかもしれません。でもそこは次の冬に向けてぜひ途中でもいいじゃないですか、担当のほうでそういった前向きな方向に行けるような形でぜひ町長として、これ政策的などうなんでしょう指導になると思うんです。私としてはこれは８０リッターではなく、１００リッター切りのいいところで１００リッターと考えますけどいかがですか。これしつこいようですけど同じ答弁になるかもしれませんが、再度ご答弁を求めたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　民生費につきましては、ご覧のとおり非常に大きな予算となっております。今年度も増えているという状況でございます。一つは大きな事業もあるということでありますので、こういった部分が今年度特別なものとして入っているところでございます。そうした部分が毎年あるわけではございません。そうした流れこの財政上の流れというものをしっかり見ながらこれらの次年度以降の対応については検討しなければならないと思っているところでございます。

○委員長（横山一康君）　ほかに。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　増田課長、私除雪サービスのことを触れたいと思って今チェックしたつもりなんですけど、今の場面でこれ質疑してよろしいでしょうか。確認させてください。すみません。あとでまた。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　福祉灯油に関しては、町長の考え方、私は端的に申し上げてるんですけど、町長の今の新年度予算に向けて町長の考え方としては８０リッターのままでいく考えだということでよろしいですか。そこを明快にお答えいただければ結構です。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そう考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　あとは担当のほうに補正予算のときにもお願いしましたが、そういったいろいろな様々な生活実態がありますので、決まりなどいろいろあるのは十分認識してるんですが、できるだけ要望にお答えいただけるように対応していただきたいと思います。
これは要望させていただきます。はいかいいえか最後にお答えいただければと思います。
○委員長（横山一康君）　増田保健福祉課長。
○保健福祉課長（増田和彦君）　個別に相談に来ていただければ、どういった方が対象であり、どういった方が対象にならないというのは丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　藤谷副委員長。
○副委員長（藤谷容子君）　説明資料の８ページで幼児給食調理業務について新しく３，９０７万円の予算上がってるんですけれども、民間委託になることによって何が変わるのかということを教えていただけますか。
○委員長（横山一康君）　黒澤課長補佐。
○町民児童課長補佐（黒澤美知子君）　民間委託になることによりまして、簡単に言いますと調理員さんの所属が変わります。あと人材に関して人員不足で、現在だと保育士さんだとか栄養士さんだとかがヘルプに入っている場面があるんですが、そういったところが解消されてそしてより子供と向き合う時間が増えるということになります。
○委員長（横山一康君）　藤谷副委員長。
○副委員長（藤谷容子君）　では栄養士さんはもう地元のそのままで、調理の内容も地元で考えたものでやっていけるということでしょうか。
○委員長（横山一康君）　黒澤課長補佐。
○町民児童課長補佐（黒澤美知子君）　おっしゃるとおりでございます。栄養士さんは、そのまま町の所属の方が献立を作成しまして、もちろん町の産物をメインに今もされておりますが、引き続きしていく予定にしております。
○委員長（横山一康君）　ほかに。

石原委員。
○委員（石原広務君）　藤谷副委員長の質問に関連なんですけど、これ常任委員会でいろいろご説明をいただきました。その上でその後、外部委託業者と人材の確保を含めて、これは新年度に向けて不足含めて心配ないということで判断してよろしいわけですか。そこを確認させてください。
○委員長（横山一康君）　河原町民児童課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　業者のほうで新しく人員も確保しながら人員数は充足させた形でスタートできるということでございます。
以上です。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これも質問するつもりではなかったんですが、出ましたから聞いておきます。民間委託にする直接のきっかけは直営での人材を確保できなかったからだというふうに思うんですが、そのような理解でいいですか。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　おっしゃるとおりでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私はこの問題だけじゃなくて、ずっと不思議に思ってるんですが、直営では確保できない。しかし民間委託にすれば民間業者が確保するんだと。この理屈が理解できないんです。こういう大事な部門を民間委託にするということは、私の考え方としては好ましいことではないと思ってるんですが、町長のほうにこれは聞いておきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　人材確保が難しいという状況になっております。民間委託することによって外部からの人材も導入の可能性もあるということことで、そういった意味では安定した給食の提供サービスが可能になるというふうに考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私その答弁根本的な矛盾があると思ってるんです。どういう矛盾かって言いますと、もう一つ聞いておきましょうか。直営の方の人件費と民間委託された場合のスタッフの人件費とどうなります比較は。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　現行の給与を保障するというところを選ばせていただいてますので、そこは保障されております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうすると民間の事業者に利益を保証しなければならない部分はオンされるわけですよね。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　当然利益分はオンされるという形です。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いくらぐらい増額になりますか。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　比較しまして１，０００万ほどになります。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長に聞きたいんです。直営でやってれば１，０００万円というのは持ち出ししなくて済むんじゃないですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この直営でやっていればそういうことになるんだというふうに思いますが、残念ながら直営では安定して給食提供サービスができない状況が予想されているという状況でございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　１，０００万円です。私だから申し上げますけども、直営でやっていれば１，０００万円の増額は不必要になるわけです。ところが民間業者に行くわけですからそれだけのお金があったら出生祝金の増額と、それから入学祝金の増額、これ財源出てくるんじゃないですか。私はそういうことを言ってんです。どう思いますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　計算上はそうなるかもしれませんが、あまり現実的な話ではないなと思って聞いてました。というのは給食の提供がやはりしっかり行うというこれが前提でございますので、多少増額になるかもわかりませんが、これはこうした保育所あるいは認定こども園の適正な運営ということをやっていかなければならないと考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　今何と言いました。現実的な話ではないなとこういうふうにおっしゃいましたよね。何で現実的でないんですか。令和６年度まで構築できてきた体制を引き続き維持継続することが何で現実的でないんですか。いや後ろ指さなくてもいいです。人確保できないからだと言うんでしょ。私そこが問題だと思うんです。なんで直営なら人確保できないんですか。民間業者に丸投げでしょそれは。行政自身がしっかり確保して、人材を確保して給食業務を提供するっていうのは自治体としての最小限の責任の問題です。これは民間委託簡単にして、いやいやこれで人材確保する心配なくなったわと。ただし１，０００万は持ち出しになるんですよねと、こういうところこそ真剣に話を煮詰めたらいいじゃないですか。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　常任委員会のほうでは経緯を説明させていただきましたが、改めてかいつまんで説明をさせていただきます。
○委員長（横山一康君）　河原課長、着席してください。町長、考え方お願いします。
○町長（高橋貞光君）　常任委員会でも説明しているところでございますが、今年度につきましても大変苦労をして確保に努めてきているところでございます。これややもすると給食提供ができない状況にも陥りかねないそういった深刻な状況にもなっているところでございまして、

保護者の方々にも不安を与えないしっかりした安定したこの給食提供ということが急務であったということでご理解いただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私は民間委託っていうのは給食業務だけじゃないです。様々な部門を民間委託するということについては賛成できないんです。本来、自治体固有の業務として住民にサービスする責任がある重要な部門を民間に委託してしまったら責任持てないわけですから自治体としては直接的には。１番疑問なのは直営なら人が集まらないと。民間なら民間業者が人を集めるだろうとこの考え方なんです。私別の観点から申し上げますが、雇用形態としては民間に委託されたスタッフよりも町に直接委託されるスタッフのほうがより安定してるというふうに私は思うんです。処遇、その他です。要するに労働条件必ず後退しますから、私ども議会でもスタッフの労働条件、改革改善の問題、直接的には議論できないことになるんです。議会からはるか遠い位置におかれて現場でどういう展開になってるかということについての批判監督権が及ばない。これはいかがなものかと思います。要するにお手上げになったから、やむを得ず民間に回してしまうんだと。そのために予算を大きく持ち出さなきゃないわけでしょう１，０００万円ですよ今聞いたら。だって町長は僅か５０万の小学校修学旅行のバス代補助金も５年間にわたって悩み悩みようやくつけたっていうのに１，０００万円ポーンとよくね増やして平然としてますね。それやらなかったら新年度からの給食業務確保できないんだと。それはそんなこと言ってますけども、死に物狂いになってやったらいいじゃないですか確保。すごく安易だと思います。そういう町長の姿勢に対して私は納得できないということを申し上げてるんです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　受け止めておきます。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
（「なし」という者あり）
○委員長（横山一康君）　３款民生費の質疑を終わります。
　次に４款衛生費の説明を求めます。
　増田保健福祉課長。
○保健福祉課長（増田和彦君）　それでは衛生費でございます。資料の８ページからになります。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、継続で母子健康診査等、予算額５１７万８，０００円で道補助金６９万４，０００円、その他財源は事業参加費で１万円、残りが一般財源であります。母子保健対策として妊産婦健診、乳幼児健診等を実施し母子支援に努めるものであります。
　次に継続で患者輸送バス運行業務、予算額９６５万２，０００円、全額一般財源であります。へき地保健医療対策として通院手段となる患者輸送バスを運行するものでございます。
　９ページでございます。継続で道南ドクターヘリ運航経費負担金、予算額２５８万９，０００円、全額一般財源であります。ドクターヘリの運航に係る自治体負担金であります。
○委員長（横山一康君）　佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　続きまして継続で病院事業会計繰出金、予算額４億８，５０６万７，０００円、地方債は過疎債で１億１，１００万円、残りは一般財源でございます。交付税算入分ルール分見込み分及び建設改良不採算分ルール分以外としてそれぞれ記載の金額を計上いたしました。
○委員長（横山一康君）　増田保健福祉課長。
○保健福祉課長（増田和彦君）　２目予防費、継続で予防接種業務、予算額２，３８３万６，０００円で、国庫補助金が５６６万円、その他財源は国保会計からの繰入金で１２２万１，０００円、残りが一般財源であります。乳幼児や高齢者等に対し予防接種法に基づく定期接種及び任意接種を実施するとともに、エキノコックス症検査を行い公衆衛生の向上に努めるものでございます。
１０ページになります。３目健康づくり事業費、継続で健康づくり事業、予算額１，７５３万５，０００円で、国道補助金１１７万１，０００円、その他財源として検診の自己負担等で４８３万８，０００円、残りが一般財源であります。町民の健康づくり、健康保持のため各種がん検診、健康診査、健康教室などを実施するものであります。
次に新規で電算システム標準化・共通化事業、予算額４７０万円、その他財源の３４８万９，０００円は、地方公共団体情報システム機構からの補助金で残りが一般財源であります。国が示す標準化仕様に準拠したシステムへ移行させるものであります。
○委員長（横山一康君）　河原町民児童課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　続きまして４目環境衛生費、新規で狩場葬苑耐熱扉耐火物張替工事で予算額２１１万２，０００円、その他の公共施設整備基金で全額充当いたします。狩場葬苑耐熱扉の耐火物を張り替えし施設の維持管理を図るものでございます。
次に海岸漂着流木等除去業務、予算額４０３万６，０００円、国道支出金３２２万９，０００円、残りが一般財源です。海岸に漂着した流木等を除去し、環境美化と漁業被害の軽減を図るものでございます。
合併処理浄化槽設置補助金、予算額９０万円、全額一般財源でございます。補助金額の上限を３０万円とし３件分を見込んだものでございます。
資源ごみ回収奨励金、予算額１００万円、全額一般財源でございます。ごみの減量化と資源ごみの有効活用を推進するため子供会や町内会など回収団体に対して奨励金を交付するものでございます。
６目公営温泉浴場管理費、公営温泉浴場管理運営業務で予算額３，９９４万８，０００円、その他財源は温泉入浴料１，７５６万４，０００円、残りが一般財源です。瀬棚公営温泉浴場の運営経費及び設備の更新工事費並びに貝取澗公営温泉浴場の指定管理料でございます。
１１ページになります。次に２項清掃費、１目清掃総務費、北部桧山衛生センター組合負担金で予算額２億７，４８９万７，０００円、全額一般財源でございます。普通負担金として２億６，６３３万７，０００円、算入費用負担金は８５６万円を計上しました。
最後に２目し尿処理費、し尿等処理事業で予算額３，８７３万１，０００円、その他財源はし尿処理手数料で２，１３４万８，０００円、残りが一般財源でございます。し尿収集運搬処

理に必要な経費を計上いたしました。
　衛生費の予算額合計は１１億６，９１８万９，０００円となります。
　以上で４款衛生費の説明を終わります。
○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。
　藤谷副委員長。
○副委員長（藤谷容子君）　説明資料の９ページなんですけれども、帯状疱疹予防接種についてお聞きします。対象者が令和７年度中に６５、７０、７５と５歳ずつ区切りのいい年齢になってるんですけれども、もし今年７１歳になっている方がまだ受けてなくて、やっぱり受けたいなと思った場合は受けられないということでしょうか。
○委員長（横山一康君）　垣本主幹。
○保健福祉課主幹（垣本利子君）　質問にお答えします。令和７年度は、この対象は予防接種法上で決められた対象になっておりますので、７１歳の方は７５歳になるまで待ってもらうというふうな形になると思います。
○委員長（横山一康君）　藤谷委員。
○副委員長（藤谷容子君）　それはもう町独自では何ともならないということですか。
○委員長（横山一康君）　垣本主幹。
○保健福祉課主幹（垣本利子君）　今までこの令和５年度からこの帯状疱疹を６５歳以上の方というふうにやっておりましたが、周知もさせてもらってやっていたんですけども希望される方が少ないという状況がありました。なので定期接種に４月からなるんですけども、それに当たりましては個別に周知とかを、今まで個別に周知とかしてなかったんですけども、この該当する年齢の方に個別周知とかをしっかりさせていただいて、もっと接種しやすいようにというか、できるようにしていきたいというふうに思っております。
○委員長（横山一康君）　藤谷副委員長。
○副委員長（藤谷容子君）　個別に周知していくことはとても大事なことだと思うんですけれども、１番最初に私が言いましたように、もし７１歳になった方がやっぱり受けたいとなったときに、ちょっと臨機応変に対応するということは不可能なのでしょうか。
○委員長（横山一康君）　増田課長。
○保健福祉課長（増田和彦君）　ただいまのご質問でございます。今回、国のほうで定期接種として法に定めてございますので、あくまでもこの方たちを対象としております。これまで任意で２年間続けた中で接種をした方も対象外ということになります。受けたい方は受けることは可能ですが助成の対象外ということになってしまいますので、もしそういう方がおられるのであれば、まだ３月少し時間がありますのでご周知いただければと思います。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　１１ページの北部桧山衛生センター組合負担金に関連して、これ確認もさせていただきたいんですが、６年１２月１６日付けで各町内会長宛てに、ごみステーション内の放置違反ごみの整理に係るごみ袋の配布についてと、７年１月３１で終わったんですが、

要は町内会に違反ごみの整理を、これ見ると北部桧山衛生センター組合組合長、高橋貞光、せたな町長高橋貞光と肩書は組合長とせたな町長とご丁寧に２回お名前をお使いになって各町内会にお知らせしたんですが、これ今回に限りということだったんですけど、それ以降を何かセンター組合側の動きと、あるいは協議したのであればお知らせいただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　河原町民児童課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　この事業につきましては、一度溜まっているステーションのごみを整理するということで何町内会からのご相談を受けまして袋をお配りして実施していただいた次第でございます。現状は一旦きれいになりましたので、新たに町内会からのご相談今のところ受けていないところでございますが、またどうしても理解が進んでない方々がいらっしゃったりして溜まるようでありましたら、また町内会でも何ともできないようでありましたら、また組合と協議しまして実施を考えていきたいと考えております。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　本来であれば衛生センター組合としての事業に対していろいろ問題視もさせていただいた中で、町民児童課としても本当に細かいところまで対応していただいて、実は私町内会長として、このお知らせを見逃していて、大変だらしなさを見せてしまった上でこのチラシを改めて送付いただいたんです。その上でほかの町内会のくくりの中で、そういった違反ごみが見受けられて間接的に事務局の方に問合せをさせていただいて、そのあと会員さんから、別な町内会の会員さんからいやきれいになったと、なくなってたわというお知らせをいただいたんです。そこは担当課のほうに改めてお礼を申し上げます。その上でやはりごみの分け方、出し方、これセンター組合の独自の事業なんですけど、いまだに違反ごみがあるのが実態なんです。今後センター組合側が主導すると思うんですけど、１０月１日から始まって当初は間違いなくこれ職員回収に歩いていたんです。車の使い方も含めて私指摘をさせていただいて、そのあとなんです間違いなく、まだ言うのかよと思われるかもしれないですけど、センター組合に直接問い合わせたときも、私の町内会の会員さんから実は苦情いただいて、それを問い合わせたときは、間違いなくセンター組合のほうは、いやそれはうちで回収に行きますということで職員間違いなく出向いてたんです。ところがそのあと同じような事実実態が別の町内会のほうからなぜか私に問合せがあったので、それを受けてセンター組合の職員の方にこういう問合せあるんだよねと言った時点で１８０度変わってしまったんです。いや今度から役場がやることになったと。それはちょっと納得できなかったんです実は。河原課長かなり苦労していろいろやりとりしたっていうのは推察するんですけど。今後も今の段階ではきれいになったということですけど、今の周知の仕方も含めて確かに出す側の認識のなさもあるのかと思うんです。例えば北檜山区内を見ると外国人の方に伝わっていないなというのも予想できるような実態も町なかにあるんです。ですからこれ違反ごみはなくならないなって思うんですけど、これどうなんでしょう。組合側と受託業者との協議もこれは最優先されるべきなんですけど、そういった実態を解消するためにもいろいろ意見集約も含めて、担当課大変なんでしょうけど

取り組んでいただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　河原町民児童課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　ステーションのほとんどが町内会管理っていうこともありまして、町を通して町内会にお知らせして協力はお願いしているところでございます。外国人に関しては、センター組合のほうで英語版等を作って事業者にも配ってるというふうに伺っております。そういうふうに地道ながら啓発を進め、少しでも違反ごみを減らしていこうということで動いてるというふうに聞いておりますので、また私たちもそういった声を拾いましたら組合のほうに届けてよりよい回収体制、資源ごみのリサイクルを進めていきたいとそういうふうには考えております。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　センター組合で行ってる事業なんですけど、外国人の対応に関しては、これはおそらく想像なんですけど、町内会も困っているんだろうなと思うような実態が多々見受けられるんです。確かに英語版でこれできる職員だなっていうのは本人にも伝えたんですけど、確かに作ったんです。そこで皮肉になったかもしれないけどインドネシアと中国人も多いんだよと。マレー語ですか、そういうのも必要なんだよねっていうのはちらっとだけでアドバイスにとったのか、皮肉にとったのか、すぐやりますという答えだったんです。ですから内部には機転の利く職員１人、２人間違いなくいますから。そういった方をぜひ活用するべく担当課は町民児童課になってしまうので、アドバイス含めて協力しながら対応していただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　ありがとうございます。手を取り合って進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　ごみステーションの管理について確認させていただきたいんですが、これは合併した町せたな町、旧町時代それぞれ扱い方が違ったんです。私から見ると北檜山の町なかのステーション見ると本当に立派なだって思えるようなステーションも多々あるんです。大成区に限らず海岸線のほうは本当に網がさびてしまったり、底が抜けたりいろいろな状況もあるんです。北檜山の町中でいうと町内会では、これ逆に教えていただきたいんですけど、ステーションの管理もできない状況があるからステーションが設置できないんだよっていう情報を北檜山の方から伺ったんですけど、そういう実態押さえていらっしゃいますか。そこを確認させください。
○委員長（横山一康君）　河原町民児童課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　管理ができないということで設置ができないっていうお話は聞いたことがないです。ただ例えば商店街等で持ち込み、センター直接持込みが多い住宅というか、そういうところだともしかしたらステーションはないのかもしれません。そこはケースバイケースでまとまらないから置かないっていう話は私たちは伺ったことがないです。

○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　これ現在の局長にも実は個別に指摘というか、ちょっと頭の片隅に置いといてくれということは伝えてあるんです。というのは町長もこの議会の場で法律があるんだということで法律をかざしたんです。チラシの中もこのチラシとは別にここまでやってしまったかというふうに取れるようなチラシ、間違いではないんです。一般のごみステーションは事業系のごみを排出出せませんという言葉を明記したチラシが配付になったんです。これ影響出なきゃいい、よかったなと。いやこれ間違いないです、法律的には間違いないんですけど、長年にわたってそういうところを見逃してきたという言葉は語弊ありますけど、そういったところも受託業者にセンター側は対応してきてるんです。というのは先ほど河原課長おっしゃったとおり、意識のある方は大成区だろうが、瀬棚区だろうが、北檜山の町中はもちろん事業系のごみこれをね持込みしてるのは基本的にこれは間違いなくあります。ただ個別回収、要はステーションを設置できない状況の中では、個人宅から出たごみ以外に事業系のごみも個々に収集するようにということで実際に指導されているんです。これかなり前から問題視にもなって実は内部協議というか、それも促してる状況のようなんですけど、産業廃棄物しか出ないと思われるようなその敷地の中にステーションが実際に設置されてるんです。本来ごみステーションは一般家庭用のごみを出すステーションなんです。それが事業系のごみ、要は産業廃棄物にくくられているごみが排出、そこを改修する形になってるんです。ですから今ここでその答えは求めません。これはぜひ町側の問題にもなりますし、要は産廃法でいろいろ新聞あるいはニュースにもなった北部桧山衛生センター組合自体の長年にわたって何も対応してこなかった実情もあるんです。ですからこれ担当課長にはご承知おきをいただいた上で、せたな町長としてお答えいただきたいと思うんです。センター組合組合長というと、センター組合のほうに言っておきますとか、何か逃げの答弁しかしないので、町の実態としてそういう状況がありますので、ぜひそれは構成町の町長として北部桧山衛生センターの中でどれが最善策か、それを改めてご協議いただきたいと思いますけど町長いかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　先に町長お願いします。
○町長（高橋貞光君）　それでは副町長のほうからお答えさせていただきます。
○委員長（横山一康君）　副町長が先に答弁していただいて、町長の考え方もしっかりそのあと述べてください。
　まず副町長お願いします。
○副町長（佐々木正則君）　今石原委員からご質問のございました敷地の中にごみステーションがあって産廃系のごみが出てるんではないかというこういったご質問だったというふうに思います。想像は私なりについているところでございますけれども、そういったことになるその経過ですか、そういうのを把握してございませんし、また構成町、今金町もございますのでそういった実態も聞き取りしながら組合と協議して善処できるものであれば善処していこうというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　事業系のごみもステーションに出されているというようなお話でござ

いました。これにつきましては、その実態の把握をまずしながら今後の処理の方法を、それらについてもよく衛生センター構成２町でありますから、これらの中で詰めてまいりたいと考えているところであります。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　もう以前にも申し上げました。業者側からそういった問題があるよと。提起はもうかなり前からされてきてるんです。今３年目を迎える役場から出向してる局長の立場で行ってる職員もおそらく着任してかなり驚いたと推察いたします。まだ内情も知らない中でわざわざ今金のほうまでも出向いて、改善した例もこれ実は本人からあとになって聞いたんです。じゃ前の局長何やってたんだって言ったら嘘と誤魔化しです。これ間違いありませんか。そういった治外法権と再三にわたって言わせていただいたんですが、例のパワハラ問題でこの議会の場で、構成町の議会の場で残念ながら１２月末をもって働いてた方がこの町を去りました。お２人の被害者のうち１人は町を去り、１人は私の状況からこれも推測するしかないんですけど１月に一度復帰したんです。ところがあとで内部の話を聞くと、もう加害者の顔二度とみたくないと言う言葉を残して２月末で退職したんです。そのあとの募集しても申込みをする方がいないんだろうなっていうふうにも思ってたんです。少ない人数の中で１人、２人に声かけたらもうやるしかありませんというのも個別にいただいているんです。ただ２人の被害者が出て、加害者側も退職願を出したという報告が副町長のほうからされて、副町長も個別にいや退職願出てますと。あとはそのときの副町長の言葉だと町長の判断ですと、要は預かりにするものなのか、受理という形をとるものなのか。そこが構成町の政策審査特別委員会の中で副町長のほうから報告がされたことによってユーチューブを見ていた方からも数人からその後どうなっているんだと、これ実は問合せがあるんです。被害を受けた方の動向は私も把握していますが、加害した退職願をいち早く出した、要は自分にお咎めがこないように出したと思っているんです私は。これあくまでも私の推測です。副町長からは、あとは個別に組合長として高橋町長が協議するという旨の報告もいただいたんですけど、退職願の同じ町民なんですどちらもせたな町の町民なんです。被害を受けた方２人も加害者も、ただこのセンター組合の改善というイメージアップということでは、そういった扱い方、結構注目されてる部分があるんでこの場で町長、退職願の扱いっていうのは一体どうなったんですか。
○委員長（横山一康君）　石原委員、これ今私聞いてて非常に大切なことだと思うんですけど、これ退職者の扱いとなってくると町の職員でもないですし、退職願はセンター組合に出てますよね。退職願はセンター組合に出てる退職願ですよね。そこは私町はなかなか答弁できないかと思うんですけども。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　１２月４日の政策審査特別委員会の中で質疑交わされて、副町長として答弁されてるんです。確かに委員長おっしゃるとおりなんです。センター組合で確かに一部事務組合、北部桧山衛生センターで起きたことなんです。過去から含めて今委員長の認識はこれ誤りじゃないんです。そういったことを理由に再三にわたって私ストレートにも申し上げさせていただきますけど、逃げてきてるんですよセンター組合のことだろうと。過去のタイヤの

ことも含めてです。でも我が町の町民なんです被害を受けた方お２人は、１人はやりたいこともあるんだということを理由に言ってました。でももう１人の方は家庭を持ちながら加害したやつのもう顔は見たくないと、それで退職してしまったんです。そういった実態が構成町で起きてるんです。委員長おっしゃるのは十分私も認識してるんです。ただユーチューブの中で政策審査特別委員会を見た町民からそのあとどうなったんだとストレートな問合せが結構実はあるんです。そこでこの場で関連して確認させていただきたい。それだけなんです。町長のほうからご答弁いただければと思います。

○委員長（横山一康君）　今、石原委員のおっしゃったことは私も十分理解できますし、被害に遭われた方のご心中も十分察しできます。そういうことはできるんですけど、今までやってきたからということで町側そこは答弁できるんですか。もしやるんであれば答弁を許します。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　今石原委員からは１２月４日の政策審査特別委員会で私が答弁したということでございます。勇み足の答弁だったかもしれません。衛生センター組合に係ることですから、退職願に係ることにつきましては今ここで私からは申し上げられません。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　これ衛生センター組合の話でございますから、せたな町長としてはお話しすることはありません。

○委員長（横山一康君）　石原委員ちょっとお待ちください。まだ質疑かなり続行しますよね。

○委員（石原広務君）　かなりというか、答弁次第ですよ。

○委員長（横山一康君）　ただ１時間１０分過ぎてますので一旦休憩を挟みたいと思います。

４時５分まで休憩したいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩　午後　３時５３分

再開　午後　４時０５分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

質疑を続けます。

石原委員。

○委員（石原広務君）　２人ともセンター組合のことなので答えられないという趣旨のご答弁されました。副町長に至っては勇み足だったということでしたけど、この１２月４日せたな町議会政策審査特別委員会の中で、これ菅原副議長のほうからいじめた方もそれがあるのかどうかこれわかりませんと、退職願を出したとか、撤回したとかそういう話が耳に入ってきているんですが本当のところどうなんですか。それでこれ議長が副町長から答えます。副町長、退職願の提出がございました。菅原副議長のほうからは退職願の提出があってどうなったんですかと。副町長、本人とはまだ面談ができておりません。それで今、委員言われたようなことも聞き取りをしなければならないというふうに思っているところでございます。これは政策審査特別委員会の中で、これ勇み足になりますか。公の場、せたな町議会政策審査特別委員会なんで

すよ、その場で答弁されてるんです。これは会議録もありませんし、この場で言うのは不適切かもしれませんけど、この政策審査特別委員会の以前に私はごみの出し方、分け方出し方に係ることだったと思うんですけど、その席に河原課長はお忙しくてご同席いただけなかったんですが、センター組合の局長と副町長が意見交換する中でパワハラ問題に係る話になったんです。そのときに私は加害側も退職願を出した。それで被害を受けた方お１人は出るとこに出ると、身内から言われてるというところまで実は情報提供していただいて、それはもう退職願に関してはあとは町長次第ですという旨の報告もいただいたんです。加害者した側の動き、動向、出るとこ、出るっていうことは、これは大変な状況になったんだなというふうに推察できるようなことも実は報告いただいたんです。出るとこ出ると、これは強い指摘だったと思うんですけど、それがあったかどうかは確認はできていませんけど、間違いなく出るとこ出るぞと、それなりに対応してくれと言われた側、言った側は当人は２月末で職場を去ったんです。ご家族がいるのに、加害した職員のもう顔は見たくないということを理由一つ述べて去って言ったんです。要は加害者です。あえて言わせていただきますけどぬくぬくとまだ残ってるんです。なぜそういった状況が町民の中であるのにセンター組合のことだから申し上げられないと。それなりの対応したことは、センター組合に確認する今、構成町の町長が自分の腹の中でセンター組合の組合長に問いかけて、それを構成町の町長として報告できるんじゃないですか。後ろで係が一生懸命首横に振ってます。そういう思いもわかります。町長、町民２人苦しんだんです。過去の事例でも、この町から去っていった事例があったじゃないですか。治外法権的な一部事務組合、北部桧山衛生センター組合、そういった実態がずっと続いてきてるわけじゃないですか。なぜそれを組合のことだからというふうに逃げるんですか。結局は退職願のことに関してそういうことが起きれば、町長、組合長としてではなく構成町の町長として責任追及される可能性があるからうやむやにしたわけでしょ。退職願一つ破いたんですか。返したんですか。そういう細かいところまで私は報告してしかるべきだと思うんです。お答えいただけませんか。町長いかがですか。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　質問にございますパワハラの関係でございますけれども、衛生センター組合におきまして職員面談を行ってございます。一次面談ということで１１月２７日、それから１２月５日、これは職員の勤務の関係もございましたので２日に渡ったわけでございますけれども、その後２次面談ということで１２月２６、２７、１月１４日、２４日、１月２８日ということでそれぞれ職員と面談をいたしました。これは衛生センター組合の副組合長が対応したところでございますけれども、その結果パワハラと認める事実はなかったということでございます。面談の前提でといたしましては、これは厚生労働省が公表してございます職場におけるパワーハラスメントに係る指針に基づき面談を実施をしまして、３点ございますけれども事実関係のみの確認ほかには利用しません。発言の本意と受け取り方に齟齬が生じないよう、これは録音をとらせていただきました。３つ目ですが、守秘義務を遵守し外部への漏えいや報告をしないというようなことで面談をしまして、パワハラと認める事実はなかったという結論に至ったところでございまして、このことにつきましては衛生センター組合組合の議会に

も報告をいたしまして、了承といいますか、確認をいただいたところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　これ何年も前に遡ってしまいますよね。パワハラ問題はあったという報告になったんです。過去のことも触れざるを得なくなります。副町長、過去のパワハラ問題で前局長と副組合長の副町長が対応して職員の面談をして、その中でパワハラという限定的な言葉は、あおの仕草、言動パワハラだと思いますという言葉を僕は言ったという証言もいただてるんです。ところが副組合長の副町長ではなくて、前局長が前にもたしか議会で触れたんです。あなたは社会経験がないんだと、それは真っ当な指導であってパワハラではないんだと切り捨てたんです。そこに副町長がいるのに前局長の下で、では真っ当な指導というのは何かといったら、やめて町を去った職員に対して、おまえはどこにどういった会社がどこにあって、どういう状況、要はごみの出し方だと思うんですけど、そういうことを把握してるのかということを頭ごなしに、結局はパワハラで処分されたんですけど管理職の方が当時は。わかりませんと素直に答えたら非常識だということで切り捨てたんです。それで今亡くなられた親御さんが何回も出向いてメモ書きもして、そういう状況が以前にあったんです。今副町長の報告は、杓子定規というか形だけなんです。結局はうやむやにしたかったんです。ありませんと。限定すること自体これは到底理解できません。センター組合の議会にも報告したんでしょう。でも実態は違っていたわけじゃないですか。受託業者も含めて今回２人職場から去っていった２人の職員、その要因は受託業者も苦しみながら今の事業にあたってるというのは実態なんです。そういう状況もきちんと踏まえて、町長これお答えいただけませんか。私はうやむやにしたと思っています。これ注目浴びてますからこの１２月４日政策審査特別委員会の中で、これ明らかになったわけじゃないですか。名前は言ってません。でも名前が推測できる状況になってしまったんです。要は加害者もです。退職願出したことも、ストレートに言うといつまでいいんだっていうかなり厳しい批判も出てるんです。ですからそこは扱いに関してきちんと報告する私は義務があると思いますよ町長。いかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今回ただいま副町長申し上げましたように、センター組合の副組合長が調査をしたということでございます。しかも非常に日数をかけて全職員対象として聞き取りをそれぞれ行ったということでございました。その結果の報告は受けておりますし、結果は今副町長が申し上げたとおりでございます。これは慎重に指針に基づいて調査をした結果でございますので、これはそのとおりだというふうに認識をしておりますし、その結果につきましては、衛生センター組合議会にも報告しているという状況でございます。ただ詳しい内容につきましてはここはセンター組合の組合長ではございませんので、その辺につきましてこれはせたな町長としての答弁とさせていただきます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　端的に言います。出された退職願の行方も、どうしたかも報告できないということですか。私は報告を求めてるんです。うやむやにしたんでしょ。破いたんですか。突き返したんですか。どちらか報告できるわけじゃないですか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは受理しなかったということになります。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
（「なし」という者あり）
○委員長（横山一康君）　４款衛生費の質疑を終わります。
説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時１８分
再開　午後　４時２１分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
次に５款労働費の説明を求めます。
阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　資料につきましては１１ページになります。予算書では８１ページからとなります。５款１項ともに労働費、１目労働諸費、継続で渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会負担金、予算額１４万６，０００円は全額一般財源です。北部４町と経済団体が連携した協議会活動により季節労働者の雇用確保や就労促進に係る事業を推進するものでございます。
以上５款労働費合計２０万４，０００円の予算額とするものでございます。
よろしくお願いいたします。
○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）
○委員長（横山一康君）　以上、５款労働費の質疑を終わります。
次に６款農林水産業費の説明を求めます。
吉田農林水産課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　それでは農林水産業費となります。説明資料１１ページ、予算書では８２ページからになります。６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費、予算額１，１４６万３，０００円、財源内訳は道補助金１８４万９，０００円、その他財源９万３，０００円は各種事務事業の委託金などで残りが一般財源であります。農業委員１５名の報酬４５７万円のほか農業委員会の活動に係る経費でございます。
続きまして３目農業振興費です。地域おこし協力隊活動費補助金、予算額２００万円、全額一般財源です。耕種農家の担い手確保対策、労働力不足対策、移住定住対策として新函館農業協同組合せたな営農センターへ派遣を行い耕種農家としての就農を目指し、知識、技術の習得を目指すものでございます。
続きまして資料１２ページとなります。新規就農者促進事業、予算額３１５万円、全額その他財源で担い手育成基金並びに農業実習等宿泊施設使用料です。農業の担い手の確保を図るため就農フェアへの参加や研修住宅２箇所の管理を行うものであります。

次に環境保全型農業直接支払交付金事業、予算額４４２万４，０００円、財源内訳は道補助金３３３万５，０００円で残りが一般財源です。法律に基づき地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対し支援するものです。今年度の取組を予定している農家は１０件で面積は５６．１７ヘクタールを予定しております。

次に経営所得安定対策等推進事業補助金、予算額１１７万１，０００円、財源内訳は全額道補助金です。この事務事業の事務を担うせたな町農業再生協議会への事務費補助でございます。

次に畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業、予算額１６７万２，０００円、財源内訳は全額道補助金です。持続可能な畑作産地を形成するため種馬鈴薯の原種、採種圃におけるウイルス罹病率を低減する取組に対し支援するものです。取組を予定している農家は８件、２０．９ヘクタールを予定しております。

次にスマート農業支援事業、予算額３，０００万円、財源内訳は全額産業振興基金です。スマート農業技術の活用により農作業の省力化による労働力不足の解消、生産性向上を図り、販売額等を向上させるためスマート農業技術搭載の機器等購入に対し支援するものでございます。

次に北海道農業次世代人材投資事業、予算額１８０万円、財源内訳は全額道補助金です。経営不安定な就農初期段階の青年就農者に対し資金を交付するものです。酪農で新規就農した１件に対し引き続き支援するものでございます。

続きまして資料１３ページとなります。中山間地域等直接支払交付金事業、予算額４，９４３万８，０００円、財源内訳は道補助金３，６３６万７，０００円で残りが一般財源です。法律に基づき対象農用地の面積に応じた交付金を交付するもので、交付金の使途については、北檜山、若松、瀬棚の３地区の集落協定３箇所の合意により決定し活用されております。

続きまして４目畜産業費です。町営牧場指定管理事業、予算額６００万円、財源内訳はその他財源で１４８万８，０００円、牧場草地の一部貸付けに伴う賃貸料で残りは一般財源です。畜産農家の労力や飼料コストの低減を図るため町営牧場の管理運営に対する指定管理料でございます。

次に町営牧場取水ポンプ保守点検業務、予算額４４万円、全額一般財源です。山越町営牧場の入牧前、退牧後の取水ポンプの保守業務でございます。

次に山越町営牧場取水箇所土砂除去工事４０万円、全額一般財源です。取水槽の上流に堆積している土砂を除去し給水に支障のないよう対策を図るものでございます。

次にせたな酪農ヘルパー利用組合事業補助金、予算額１００万円、全額一般財源です。酪農家の休日確保のため酪農ヘルパー利用組合の運営に対する補助でございます。

次に町営牧場牧区用原材料購入事業、予算額６９３万９，０００円、全額一般財源です。老朽化した小川牧場のパドックを更新するための部材や小川、山越牧場の各牧区を囲むバラ線の更新を行い適正に管理飼育するものでございます。

続きまして資料１４ページとなります。５目農地費でございます。基幹水利施設管理事業、予算額２，０６５万円、財源内訳は道補助金１，２２１万円、その他財源４８８万５，０００円は受益者負担分などで残りは一般財源です。真駒内ダムの機能を維持するための施設管理や点検整備に要する経費でございます。

次に若松地区幹線排水路浚渫工事、予算額２５０万円、全額一般財源です。大雨などにより幹線排水路内に堆積した土砂浚渫や立ち木の除去を行い排水機能の回復を図る工事であります。

次に瀬棚地区営農飲雑用水施設改修事業負担金、予算額３，１５０万円、全額地方債です。老朽化した営農飲雑用水施設の浄水場、配水管路等の全面改修工事を実施し安定した営農飲雑用水の供給を図るものであります。事業区域は瀬棚区西大里、予定総事業費は２９億円であります。予定事業期間は令和７年度から令和２０年度の１４年間を予定しております。

次に士別地区防災減災事業負担金、予算額５６万円、その他財源で全額土地改良区からの負担金です。頭首工遠隔システムを改修し豪雨時に即時に対応できる体制を確立し、防災減災を図るものでございます。予定総事業費は１億６，０００万円で、うちせたな町分事業費は３５０万円で、令和７年度は工事実施に向けた実施設計に係る負担金となります。

次に西兜野排水機場改修事業負担金、予算額１，９００万円、全額地方債です。老朽化した当該施設の機械及び電気設備の更新に向けた事業で、今年度は建物の耐震工事に係る負担金でございます。

次に農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金、予算額３１２万円、財源内訳は地方債３１０万円で残りは一般財源です。老朽化した用水路の改修について、団体営土地改良事業ガイドラインに基づき狩場利別土地改良区に支援するものであります。実施地区は北檜山区愛知地区でございます。

次に水利施設管理強化事業、予算額７０３万６，０００円、財源内訳は道補助金５２７万７，０００円で残りは一般財源です。土地改良区の農業水利施設管理を支援し管理体制の強化を図るものでございます。

続きまして資料１５ページとなります。小規模土地改良事業補助金、予算額５００万円、全額一般財源です。国庫補助事業対象外の簡易な土地改良事業に対し補助し、安定した品質管理と安定した収量を確保するものでございます。

次に６目農業センター費でございます。農業センター業務運営費、予算額１，１９７万円、財源内訳はその他財源６６１万６，０００円で土壌分析手数料や試験作物苗など農作物の売払収入や農協運営負担金等であります。残りは一般財源です。施設の管理運営に係る経費で主な業務は生産部会や普及センターなどから要望のある試験栽培や土壌診断、苗の供給でございます。

続きまして２項林業費、１目林業総務費、有害鳥獣対策報償金、予算額５４０万６，０００円、財源内訳は道委託金２０万４，０００円、残りは一般財源です。有害鳥獣捕獲員に対する出動報奨金のほか、北檜山有害鳥獣駆除協力会、瀬棚ハンタークラブ２団体への活動報償金、またヒグマ、エゾシカ捕獲の報奨金で有害駆除体制の強化に支援するものでございます。

次に狩猟免許取得補助金、予算額７１万円、全額一般財源です。有害鳥獣による被害を防止するため狩猟免許や猟銃の所持許可の取得、猟銃の購入に要する経費に対し補助するものでございます。

次に鳥獣被害防止対策事業補助金、予算額６０万円、全額一般財源です。ＪＡ新函館との共同での補助事業で、有害鳥獣による農作物被害への防止対策として電気柵などの購入に対して

支援するものでございます。

続きまして資料１６ページとなります。２目林業振興費、豊かな森づくり推進事業補助金、予算額１，１７９万４，０００円、財源内訳は道補助金７２５万７，０００円、残りその他財源として森林環境譲与税基金です。北海道単独事業で森林伐採跡地など人工造林に支援するものです。今年度の事業量は４２ヘクタールを予定しております。

次に一般民有林造林事業、除間伐補助金、予算額２６９万６，０００円、財源は全額森林環境譲与税基金です。森林所有者の負担軽減を図るため町単独の上乗せ補助として森林の除間伐作業に対し補助するものです。今年度の事業量は１１７．４６ヘクタールを予定しております。

次に森林活性化間伐材等搬出支援事業補助金、予算額７００万円、財源は全額森林環境譲与税基金です。パルプ材や低資材、木質バイオマス原材料の運搬経費に対し、１立方メートル当たり２，０００円を助成するものであります。今年度の事業量は３，５００立方メートルを予定しております。

次に伐採木保管支援事業補助金、予算額１００万円、財源は全額森林環境譲与税基金です。町内の山林で伐採された原木を製材工場等へ出荷するため、瀬棚港のヤードに一時保管に要する経費に対して支援するものでございます。

続きまして４目町有林維持管理費となります。大成区町有林皆伐工事、予算額１，２３５万３，０００円、財源内訳はその他財源として森林環境譲与税基金６３５万３，０００円、材の売払収入６００万円です。大成区宮野地区の町有林内で林齢６３年生のスギ３ヘクタールを皆伐するものでございます。

次に瀬棚区町有保安林トドマツ伐採跡地造成工事、予算額４５５万４，０００円、財源内訳は道補助金２５８万５，０００円、残りはその他財源で森林環境譲与税基金です。昨年度皆伐作業したトドマツ伐採跡地３．５ヘクタールにカラマツ７，７００本を植林するものでございます。

続きまして３項水産業費、２目水産業振興費、檜山ナマコ栽培漁業定着事業負担金、予算額５００万円、全額一般財源です。檜山漁協及び沿岸６町で組織する檜山管内水産振興対策協議会が広域事業として実施するナマコ種苗放流事業への負担金であります。

次に日本海ニシン栽培漁業定着事業負担金、予算額２１０万円。全額一般財源です。本事業につきましても檜山管内水産振興対策協議会が広域事業として実施するニシン種苗放流事業への負担金でございます。

次に資料１７ページとなります。ウニ資源増殖事業補助金、予算額６０６万５，０００円、全額その他財源で産業振興基金です。未利用資源のキタムラサキウニを採捕し海藻の豊富な漁場へ移殖放流する事業に対しての補助と未利用漁場に生息しているキタムラサキウニ種苗５万流並びに資源増大のためのエゾバフンウニ種苗４０万流の購入に対し補助するものでございます。

次に水産物生産向上事業補助金、予算額５００万円、財源内訳は全額産業振興基金です。水産物の漁獲量の確保や許可経営の安定化を図るため漁家経営規模や新規業法に取り組む漁業者に対し施設整備費の一部を支援するものでございます。

続きまして３目漁港管理費、密漁監視カメラ設置工事、予算額６２７万円、全額一般財源です。町内の漁港港湾内に密漁監視カメラを設置し、組織的な密漁対策や災害時における状況確認を行うための工事でございます。

次に水産物供給基盤機能保全事業負担金、予算額１，３３３万４，０００円、財源内訳は地方債１，３３０万円で残りは一般財源です。北海道が実施する船揚場や岸壁等の改良工事に係る地元負担金で、本年度は狩場漁港中歌地区の岸壁改良工事を予定しております。

続きまして４目水産種苗育成センター運営費、水産種苗育成センター運営業務、予算額２，１６２万９，０００円、財源内訳はその他財源でアワビ種苗の売払収入２８万円でその他一般財源です。前浜資源の増殖に向けアワビ種苗の中間育成を行うものでございます。

６款農林水産業費合計予算額４億１，４０７万５，０００円であります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。

桝田委員。

○委員（桝田道廣君）　１点だけお尋ねしたいと思います。一般質問もさせてもらいましたけれども、そういう中で今後、水産に関係する職員が…

○委員長（横山一康君）　ページ数言ってください。

○委員（桝田道廣君）　すみません。１６ページから１７ページにかけてのウニとかのことなんですけれども、そのことではなくて、それに関係するんですけども、こういう補助事業に関係してきた今まで尽力してくださっていた職員が退職してしまうということで、今後の漁業者との関係今まで熟練した技術とか知識、そして漁師とのパイプ役、調整役というものを町として担ってきたそういう人たちがおられなくなるということになったときに、これらの事業が今後とも安定して行えるものなのか、また漁師との関係をどういうふうにするのか、今、後継についてどう考えておられるのか、その点を町長にお伺いしたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　職員の退職の関係のご質問かと受け止めました。今回このようにご存じのことかと思いますが、複数の水産に関わってきた職員が退職予定という状況になっております。これを受けて町としては、この後継の職員これらの確保、あるいは新たな職員の養成、こういったことを積極的に進めていかなければならないと考えております。これにつきましては、ひやま漁協大成、瀬棚両支所、あるいはそれぞれの漁業者、北檜山の新成の漁業者もおりますが、そういった漁業者の皆さんとの連携を図って漁業者の皆さんにもそういった職員の養成といいますか、そういった部分についてもご協力いただきたいと思っております。こうしたベテラン職員の退職に伴いまして、多少そういった意味では懸念される材料もございますが、しかし後任の職員をしっかりと配置して、その穴を埋めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　桝田委員。

○委員（桝田道廣君）　今の町長の答弁の中で後継の人をという部分ありましたけれども、な

かなか専門的な知識があってこその担当だと思うんです。ですからそういう意味で１年、２年でできるものじゃないと思いますけれども、以前おられた方も確かにおられますけれども、１人、２人で瀬棚から大成までの水産関係を担うということは非常に大変なことだと思うんです。ですから１人でも大変な人材、限られた人材の中だとは思うんですけれども１人でも多く入れていただいて養成し、漁業者との関係を維持していただくように努力していただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　そのように考えて取り進めてまいりたいと思っております。

○委員長（横山一康君）　ほかに。

　石原委員。

○委員（石原広務君）　１１ページの農業振興費で新規になるんですね。地域おこし協力隊活動費補助金２００万予算措置してますけど、１００万掛ける２名ですか。これ予算出てますけど、新年度から耕種農家でいいんですよね。担い手人材を派遣、２名の方いらっしゃるというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（横山一康君）　井村課長補佐。

○農林水産課長補佐（井村裕行君）　今の質問の説明させていただきます。昨年１０月に募集をかけさせてもらってて、それ以降なかなか応募がなかったんですけど、現在１名、応募者がいまして、その人が東京にいる方なんですけども、これから向こうの方が４月いっぱいで仕事をやめる関係もあっては、だから年度初めはなかなか入れないんですけども、募集かけるにあたってまず予算がないと募集をかけれないっていう事情もあって一応２名は募集はかけさせてもらってるんですけど１名、応募あってこれから面接させてもらう状況になってます。

　以上です。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　これ見ると地域おこし協力隊制度に関しては１番最初、せたな町が取り組むときの最初からいろいろ提起もさせていただいているんですが、最近は我が議会にも福嶋議員が定住という形になってるわけです。今議会の場にいるわけです。私としては、この国の地域おこし協力隊制度、この基本的な考え方をぜひこれ活用していただきたいというのは過去から含めて提起もしてきてるんですが、今の段階だと見込みも含めて１名の方が新年度は間に合わないけど来る予定になってるんだということですけど、あとの１名はまだ募集してみてからだということなんですけど、ぜひこれ総力を挙げてといったらおかしくなります。ご本人の意思もありますし、１名の方は来る予定にはなってる。ですから本当にこれに明記されてるように耕種農家の担い手を確保するにあたり後継者の育成と移住、定住を促進すると。これにつながるような形でぜひ予定されている１名の方、本当に準備をしていただきたいというふうに思われますけど、どのような準備が想定されるか、今の段階で結構です。率直にお答えいただければと思います。

○委員長（横山一康君）　井村課長補佐。

○農林水産課長補佐（井村裕行君）　今とりあえず１名の方申し込みいただいてて、耕種農家

を目指すってことで町のホームページもアップしてるんですけども、新函館農協のほうに派遣させてもらって、そこでいろいろな経験積んでもらって、最終的に居ぬきで耕種農家を目指してもらうような形になってて、２名募集してるのでもう１名も取れるような状態なんですけども、いろいろな人にそういう募集してることを目に触れてもらうように、いろいろな募集媒体を活用させてもらって今５つぐらい募集媒体、農業公社とか町のとか、あとはハローワークとか、地域おこし協力隊専用の募集サイトとかをまちづくり推進課に協力いただて募集かけさせてもらって、今言ったように移住、定住も含めて、農業者の労働力のサポート的な形も合わせてやっていければなということで事業を今回挙げさせていただいてますのでよろしくお願います。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　４月以降に来る方は耕種農家、要は耕種農業というんですか。この受け入れる側はとりあえずは農協のほうだということですけど、担い手を求めているそういった農家に繋がる、その上で後継者あるいは担い手となって定住促進あるいは定住促進に繋がる可能性があるというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（横山一康君）　井村課長補佐。

○農林水産課長補佐（井村裕行君）　とりあえず来る予定というか、これから面接やるんで最終的にどうなるかわかんないんですけども、農協のほうに派遣させてもらって最終的に面接とかいろいろな審査とかで、受かった場合に農協に派遣して、農協でいろいろな時期的に水稲だったりとかミニトマトだったりとか､ブロッコリーとかいろいろな農家さんのところに回って、その農家さんの中でもやっぱりこの時に人が欲しいとかという部分もあるんで、そういう部分でも、この事業やる前に農協とも打ち合わせさせてもらってて販売課長とかと、そういうのだったらメリットというか、あるんじゃないかっていうか、お互い農家目指してる人と農協の業務を経験してもらったりとか、そこのサポートだったりとか、あと耕種農家の人たちのサポートだったりとかというのもあって、最終的に居抜きできる場所があればそことうまくマッチングして農家を目指してもらうか、もしくは本人次第というか農協次第なんですけど、農協にっていう部分で農業に携わりたいとかってなってればそこに勤めてるっていういろいろな可能性があると思うんです。という形でいろいろ皆さん関係機関ともお話しして上げさせてもらってます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　予算措置するにあたって、耕種農家に対してということですけど、可能性としては幅広く用意をして、その方が面談も含めてこれからだと。携わってみて僕はこの方面で行きたいんだということで、もし仮に決断されたらそういった道筋というか、そういうのも町としては想定して定住促進に繋がるという、ちょっと過大評価かもしれませんけど、そういう可能性もこれはあるということで理解しよろしいですか。

○委員長（横山一康君）　井村課長補佐。

○農林水産課長補佐（井村裕行君）　そのとおりです。お願いします。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　大まかな質問になりますけど、今のような取組で地域おこし協力隊活動費助成になるんですが、担当課として水産業に係るようなこういった地域おこし協力隊制度を活用した事業というか、募集を含めてこういうのを協議したことがあるか、あるいは今内部で検討しているのか。何か模索してることでもあるとすれば、お知らせいただきたいと思うんですけど。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　まちづくり推進課で昨年１０月から企業派遣の協力隊というのをやってまして、派遣先の企業さんの募集を行って決まっている派遣先につきましては、その中に漁業といいますか、そういった形の企業派遣も今募集をかけている状況ではございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　これまたあとで桝田委員も多少なりとも触れたんですけど、種苗センターの関係でこれもう時間もないので大まかに留めておいてまた総括も含めて町長に考え方お聞きしたいんですが、種苗センターに関しては職員の退職も常任委員会の会議録を見ると、それも言い訳のように町長述べてるんですよこれ見ると。職員の退職というか、動向っていうのは遡ること１０年以上前からこれわかっていたわけですし、現場からもそういった声出ていたわけじゃないですか町長。今桝田委員の質問にはしっかりと配置していくというううわべの答弁はされました。町長が水産振興、産業振興、要は漁業振興という観点できちんと政策として考えているのであれば、今頃種苗センターを廃止する、経費のこともこれ常任委員会の会議録を見るといろいろ説明されていますが、今地域おこし協力隊制度、これに係わって大まかな質問になったんですけど、そういった漁業に対して漁業振興に係るようなそういった国の制度、これ活用する考えは基本的におありかどうか。今日も、また改めて問わせていただきますけど、そこだけ明快にお答えいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　漁業振興につきましては現在もトラウトサーモンの事業化、これは道の事業を利用しながら今６，０００尾の養殖を行っているところでございます。これからもそういった形で様々なそうしたいい事業を利用しながら振興を図っていきたいというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　今ね地域おこし協力隊活動補助金、それで耕種農家の質問に関連して今、担当のほうですばらしい考え方もお示しいただいたんです。地域おこし協力隊制度を活用するにあたって漁業全般、漁業振興で確かに私は種苗センターも合わせて質問の中に含めました。それは別な機会にまた改めて質問する予定なんです。我が町も漁業も大事な第一次産業です。ですから阪井まちづくり推進課長からは企業派遣ということで取り組んでいることも改めて説明いただきました。町長としてきちんとその不足している役場の水産に係るそういった職員配置にかけて、この制度を活用するという基本的な考え方はありますかと。端的にお答えいただければと思うんです。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　地域おこし協力隊を募集して水産業務の職員をということだったというふうに思いますが、それはまだ考えておりません。ただ今の農業で農協、あるいは農家などを経験して自分で独立して担い手になるという今お話をさせていただきましたが、漁業においても、これは漁協や漁業者の協力がなければなりませんが、こういったことも今後検討をしていかなければならないのではないかというふうに思っております。地域おこし協力隊としては、前にお座りの立派な先輩もおられますので、そういった形でしっかり対応できるものというふうに思って期待をしているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　噛み合いませんので、またこれは後ほど質問させていただきます。あとは委員長、特別委員会の時間も含めてどうなんでしょう。まだ時間は大丈夫です。
　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私これもここででないと思ったんですが、今の耕種農家の派遣も含めて、実は常任委員会は４月まで私も間に合うんだろうなという希望を持ってました。特に耕種農家ということですから、４月から種を蒔いていく。できることであればそこからきちんとそういう形の中で担保しながら作業していただきたかったと。今もいろいろな本当に不思議なぐらいいろいろな人材派遣会社から農家もそうですし、いろいろな情報入ってきてます。ただこれ特にうちの基幹産業のこと、これ耕種農家、農業全体を考えた時に、課長こういう予算付けの中の今言う応援隊の制度それもいいですけど、実際にはこれもう事業継承の問題です。そうしたときに事業継承について悩んでる農家もあるし、逆に町内の若い方の中でもそういうきちんとした情報があれば、そこに入っていきたいっていう、必ずしも今働いている環境にもし最終的に自立してきちんとした形の経営ができるという可能性があれば、そういうことに興味を持ってる方は絶対にいます。ですから今のこのともするとうちの町の考えとして補助がついた、それから先ほど課長が言ったこの企業に対してもこういう国が作った応援制度で一応出るからという形の中でいくと、なかなか私は思ったとおりの人材算出は難しいと思います。それでこのあとで農協等の中で私はもしそういう方が２人いて作業にあたったとしても、町がその方々と農協とでどれだけのコンセンサスをとってどういう形で育てるか、これ大変難しいものだし、農林課にとっても大変責任のあるものだと私は思うんです。ね課長。ただ提供してそれでという話に、これはあくまで耕種農家は最終的には事業に結びつくというのが目的ですから。ですからこれを機会に、これは町長、副町長にも言っておきたいですが、うちの町でももう完全に町の事業継承の中にきちんと入り込んで次の各業界においてそういう形をしていかないとせっかくいい技術を持った例えば商店一つにしても事業継承やりたくてもそういう形がなかなか面倒です。いろいろ作業的には面倒なので、いざこの地域を守っていくとなったらそういう形の町内の人材も含めた中できちんとした事業継承という形も含めてこういう農業事業者を結びつけていくというのは、それを絶対なくして、ただ農協の紹介だけではうまくいかないと思いますんで、その辺今とりあえずスタートはこれ予算としてあれですけど、これ早急にそういう形の町内全体の最終的に事業を終えるにしても町が仲介した中で結びつけていく、ほかの町やっ

てると思う。特別プロジェクトやっているところありますから、あれだったらまた紹介しますけども、今特にこれ４月になって未だに集まらないという形で行ったときにはむしろ町内の可能性ある若い方々も当然対象になるという形の進め方というのはこれから必要だと私は思いますので、課長どう思います私そう思うんですけど率直に。募集してこないよって話じゃないです。特に耕種農家の場合は、もしそれ可能性であれば、町内でもそういう形で流してみればいいんです。そしたらそういう方もっていう方もいないとは限らないし、それが町内で知ってる農家の方々とうまく結びつけばよりスムーズにいく可能性もあるんです。その辺含めてそういう幅広い意味での事業継承を含めた事業者の結びつきをきちんとやっていかないとなかなか、辞めてく方々にとっても安心できる形になりますからぜひ検討していただきたい。そして速やかにほかの事例を見ながら、うちの町にとってもそれがプラスかどうかという判断をきちんとして来年に向けてのきちんとした政策の在り方っていうのを研究していただきたい。強く要望いたします。一言お願いします。

○委員長（横山一康君）　吉田農林水産課長。

○農林水産課長（吉田有哉君）　今真柄委員がおっしゃいました事業継承につきましては、各地域に入りまして今回地域計画を策定させていただいた中で、いろいろ今後見据えたときに空白地帯が出てくる可能性が出てきます。それらはこれらを今地域計画を策定し公表し皆に見てもらいながらここは空きになるということになれば、またそこを担っていただく形をとっていただくのも方法でありますけれども、今後その先を見据えたときに新たな担い手がいなければ埋まらない状況も出てくる可能性も出てきます。もう担い切れないという。そういう意味も含めまして今回、新たな政策として耕種派遣事業を検討させていただきまして、確かに１０月から募集をかけてきましたけれども、実際のところ１名しか応募がない状況ということになっております。うちらのほうとしてもいろいろなこのサイト、いろいろな募集サイトを活用しながら応募をかけていますが、さらに多く目につくように運動していきたいなと思っております。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　いや課長今のこの政策だの私いいと思うんです。ただ思った以上にそういう形の応募もないという中で言ったときにそういう地域全体として、別にそのエリアだけで必ずしも農業の若者が後継するということじゃないです。全体として能力ある方々、興味ある方がいますからまず町全体として、そういう事業継承の候補者も含めて町内の中からもきちんと選択できるような形の考え方を町に持ってくれと私言っているんです。そうでないともうちょっと頑張ろうと思ってもやっぱりそういうのがないとここで店閉めようかと、だから農業だけじゃないんです。これは総合的な考え方です。そこをきちんともって町も責任を持ってそういう形で進めていかなきゃ地域がいよいよ大変だという時代になっているということを私指摘してるんです。以上ですから、あと最終的に町の考え方でそういう考え方に至ってそれでなおかつきちんと各担当にそういう余裕を持った形でのいろいろな広い分野からの人材育成というものをきちんとまとめていただきたい早急に。特に事業継承は想像以上に大変だけど大変効果があることですから責任を持ってそれは町もそこの中に入り込んで作業していただきたい。その考え方についてだけきちんと答弁いただきたい。

○委員長（横山一康君）　理事者答弁でいいですね。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　貴重な意見をいただいたと思っております。農業、漁業にかかわらず商工業なども事業継承という問題が現実起きてきていると。実は私も養豚の事業継承４４年前になりますが経験をしております。その部分については、やはり農協、あるいは漁協、商工会これらの協力が欠かせないということはまず言えるかと思っております。その上で今回の地域おこし協力隊もそうですが、この労働力として見るのではなくて、やはり担い手を育てる事業継承者を育てるという、そのぐらいの意識に立ってしっかり研修等を支援をしていくというそういう基本的なスタンスがなければ、なかなかこれ事業継承に向かっていけないというふうに思っておりますので、その辺今回、耕種農業の地域おこし協力隊を募集しております。こういったことにもそういった考えを生かしてまいりたいし、また商工業についてもそういったことで商工会とも十分検討を加えていきたいと考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　事業継承、実際やる段階では手続き上、それから法務局から何かからの手続きから大変複雑なんです。それから道の許可も含めて税金がかからないようにするとなったらいろいろなその施策を一個人の事業者でやるとなかなか大変です。だからその辺は今いう関連団体ともあれですけど、そこにはやっぱり町がそういう形の体制相談窓口というのもいざなったらきちんとした形で作るというような形でスピーディーにやっぱり対応すべき時代に来てますので重ねて強く要求して、早い作業をしていただきたいと申し添えておきたいと思います。
　以上で私の質問は終わります。
○委員長（横山一康君）　答弁はいいですか。それではほかにありますか。
　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　関連なんですけど、協力隊制度です。これは農協ということでよかったんですよね受入れ自体は。農協今までの協力隊の受入れ実績ってあるかどうか教えてもらえますか。
○委員長（横山一康君）　井村課長補佐。
○農林水産課長補佐（井村裕行君）　ないです。新函館エリア全体でということですか。せたなセンター営農だけ。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　営農センターで入れるんですか今回。
○委員長（横山一康君）　きちんと整理して、福嶋委員もう一度、営農センターだけなのか、新函館農協おっきい農協なんで部分はきちんと示してもらわないと答弁者答えられないんで、そこもしっかり。
○委員（福嶋　豊君）　今回、農協が受入れになるということなんですか。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員、一つずつ一問一答でやっていきますんで、まずじゃわからないところだけを町に質問してください。

○委員（福嶋　豊君）　受入れはどこでやるのか教えていただいてもいいですか。
○委員長（横山一康君）　井村課長補佐。
○農林水産課長補佐（井村裕行君）　新函館農業協同組合のせたな営農センターになります。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　営農センターは受入れ実績があるんですか。
○委員長（横山一康君）　井村課長補佐。
○農林水産課長補佐（井村裕行君）　ないですはい。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　今回の協力隊員の件に対しては、町側から営農センターに提案したのか、営農センター側から町にこういう話があったのかどちらですか。
○委員長（横山一康君）　井村課長補佐。
○農林水産課長補佐（井村裕行君）　町というか、自分の担当のほうから内部で事前に協議して農協の担当者レベルで話してという段階踏んで提案させてもらいました。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　今回、町側から提案されて受入れとしては初だと、営農センター自体は。町はそこの部分においてどのようなサポートを考えていらっしゃいますか。
○委員長（横山一康君）　井村課長補佐。
○農林水産課長補佐（井村裕行君）　基本としては町の職員という形で、今ヘルパー組合に派遣してる方もそうなんですけども、うちから報酬この補助金しかここ予算上見えてないんだけどここの部分では。報酬とかも町から出るんでそこら辺で出勤状態とか、そういう日報とかもうちのほうに出してもらうんで、そこら辺でどういう形でやってるのとか、定期的に面談、今の地域おこしの方もそうなんですけど、面談して最近どうですかとか、そういういろいろな部分、いろいろなというかその心境とか、そういうのでサポートしていこうかなと同じく考えました。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　町側の思いは同じ状況だったとしても、受入れ団体として思いが同じかどうかというのが定かじゃない部分あるんじゃないかなと。そのヘルパーは今まで実績はあると思うんですけど、営農センターはないというところから考えると、必ずしも町が考えてる受入れの仕方っていうところまでしっかり考えられてるかどうかっていうところも、何とも言えない部分もあるのかなっていうふうには推測されますし、やっぱり協力隊自体活用したことがないというところになると結構未知な部分も当然あるんじゃないかなと思いますので、私としては今まで酪農ヘルパーで実績あったとしても、また新たな形として営農センターに協力隊を派遣する場合はサポート体制というところを改めて再度検討していただく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですがいかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　井村課長補佐。
○農林水産課長補佐（井村裕行君）　全くおっしゃるとおりだと思いまして、自分もある程度その耕種の方が採用されたよとなって派遣になったら自分も現場とかに行ったりとかして、へ

ルパーのほうはある程度組合としては慣れてる部分もあるので、それ以上というか言い方ちょっと表現間違ってかるもしれないですが、それ以上にまずサポートして、農協の方もいろいろそういう方をこっちに行ったとりとか、あっちにいったりとか、そういうさばきとかもやったことないと思うので、そこら辺はより密にやっていきたいなとは担当として考えてました。

○委員長（横山一康君）　福嶋委員。

○委員（福嶋　豊君）　その担い手不足っていうところにも関連して今回協力隊っていうのを新たに営農センターに派遣するというような形だと思いますんで、ぜひ定住、定着というところまで結びつけていただいて、これをまた新たな一歩としていただければと思いますので、私もちょっと農業のほうは全くもってなんですけども、協力隊のＯＢとして協力できるところがあれば当然協力させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（横山一康君）　ほかに。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　今日新しい７款に入るんですか。これで終わりですか。

○委員長（横山一康君）　菅原委員にお答え申し上げます。今５時１５分過ぎてますので６款をもって本日の質疑は終了としたいと私は考えております。

ほかないでしょうか。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　６款農林水産業費の質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、この続きは３月２１日午前１０時から再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。

○委員長（横山一康君）　異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、２１日午前１０時から再開しますのでご参集願います。

本日はこれにて延会とします。

ご苦労さまでした。

延会　午後５時１７分

委員会条例第２９条の規定により署名する。

令和７年６月３０日

委　員　長　　横　山　一　康

署 名 委 員　　石　原　広　務

署 名 委 員　　桝　田　道　廣

# 令和７年せたな町議会予算審査特別委員会　第５号

令和７年３月２１日（金曜日）

○議事日程（第５号）

１　議案第　１号　令和７年度せたな町一般会計予算

○出席委員（１０名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 横山一康君 | 副委員長 | 藤谷容子君 |
| 委員 | 石原広務君 | 委員 | 桝田道廣君 |
| 委員 | 福嶋　豊君 | 委員 | 本多　浩君 |
| 委員 | 真柄克紀君 | 委員 | 吉田　実君 |
| 委員 | 大湯圓郷君 | 委員 | 菅原義幸君 |

○欠席委員（１名）

委　員　熊野主税君

１．せたな町議会委員会条例第１９条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 高橋貞光君 | | |
| 教育委員会教育長 | 小板橋　司君 | | |
| 農業委員会会長 | 原田喜博君 | | |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪観誠君 | | |
| 代表監査委員 | 残間　正君 | | |

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副町長 | 佐々木正則君 | | |
| 総務課長 | 髙橋　純君 | | |
| まちづくり推進課長 | 阪井世紀君 | | |
| 財政課長 | 佐藤英美君 | | |
| 税務課長 | 佐々木正人君 | | |
| 町民児童課長 | 河原泰平君 | | |
| 認定こども園長 | 伊藤悦子君 | | |
| 保健福祉課長 | 増田和彦君 | | |
| 農林水産課長 | 吉田有哉君 | | |
| 建設水道課長 | 平田大輔君 | | |
| 会計管理者 | 杉村　彰君 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 国保病院事務局長 | 手　塚　清　人 | 君 |
| 総務課長補佐 | 中　山　康　春 | 君 |
| まちづくり推進課長補佐 | 奥　村　大　樹 | 君 |
| 財政課長補佐 | 浜　高　正　明 | 君 |
| 税務課長補佐 | 長　内　解　人 | 君 |
| 町民児童課長補佐 | 黒　澤　美知子 | 君 |
| 認定こども園副園長 | 本　田　和　矢 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 長　内　　京 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 水　野　万寿夫 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 栗　谷　一　樹 | 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 今　川　勇　吾 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 藤　井　卓　也 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 井　村　裕　行 | 君 |
| 大成水産種苗育成センター副所長 | 栄　田　武　志 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 鈴　木　涼　平 | 君 |
| 国保病院事務局次長 | 近　藤　智　博 | 君 |
| 総務課主幹 | 尾　野　裕　也 | 君 |
| まちづくり推進課主幹 | 稲　船　洋　志 | 君 |
| 税務課主幹 | 小　林　朱　央 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 三　浦　三津枝 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 山　川　彩　子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 古　守　亜　珠 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 垣　本　利　子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 河　野　葉　子 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 斉　藤　　真 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 撫　養　和　伯 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 川　上　佳　隆 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 吉　田　一　也 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 高　橋　真　一 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 大　野　秀　幸 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 岡　島　譲　二 | 君 |
| 出納室主幹 | 竹　内　亜希子 | 君 |
| 国保病院事務局主幹 | 村　井　貴　大 | 君 |
| 地域生活係長 | 栗　城　惇　史 | 君 |
| 情報管理係長 | 又　村　　智 | 君 |
| 広報統計係長 | 西　田　幸　恵 | 君 |

| | | |
|---|---|---|
| 商工労働観光係長 | 山崎　英人 | 君 |
| 財政係長 | 髙森　直也 | 君 |
| 環境衛生係長 | 原田　宰 | 君 |
| 障がい福祉係長 | 平田　慎太郎 | 君 |
| 保健推進係長 | 清水　美千子 | 君 |
| 保健推進係長 | 干場　美沙代 | 君 |
| 包括支援係長 | 大久保　麻未 | 君 |
| 地域支援係長 | 田畑　貴子 | 君 |
| 地域支援係長 | 安藤　麗香 | 君 |
| 業務係長 | 北山　典孝 | 君 |
| 業務係長 | 池田　裕之 | 君 |
| 水道係長 | 竹内　祐輔 | 君 |
| 下水道係長 | 小川　寛雄 | 君 |
| 出納係長 | 佐藤　こずえ | 君 |
| 庶務係長 | 大庭　啓 | 君 |

《瀬棚支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 濱　登幸恵 | 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 西田　良子 | 君 |
| 次長 | 山本　亨 | 君 |
| 瀬棚保育所長 | 水野　真理子 | 君 |
| 福祉係長 | 稲船　奈穂子 | 君 |

《大成支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 中川　譲 | 君 |
| 次長 | 伊藤　哲史 | 君 |
| 主幹 | 油谷　好彦 | 君 |
| 大成保育園長 | 浜高　あけみ | 君 |

（2）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局長 | 古畑　英規 | 君 |
| 次長 | 斉藤　哲章 | 君 |
| 次長 | 尾野　真也 | 君 |
| 主幹 | 藤谷　希 | 君 |
| 給食センター学校給食係長 | 伏見　尚志 | 君 |

（3）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局長 | 小林　和仁 | 君 |

係　　長　松　林　　功　君

（4）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書　記　長　髙　橋　　純　君

書　記　次　長　中　山　康　春　君

（5）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事　務　局　長　上　野　朋　広　君

次　　長　松　原　孝　樹　君

1．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事　務　局　長　上　野　朋　広　君

次　　長　松　原　孝　樹　君

主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午前１０時００分

○委員長（横山一康君）　皆さんおはようございます。

熊野委員より欠席の届出がございます。ただいまの出席委員は１０名で定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。１８日に引き続き審査を行います。

整理番号第１、議案第１号令和７年度せたな町一般会計予算を議題といたします。７款商工費の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　それでは７款の説明をさせていただきます。予算説明資料は１７ページになります。予算書では９６ページからとなっております。７款１項共に商工費、１目商工振興費、継続で商工会補助金、予算額１，１５０万円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。商工会の適正な運営による商工業の振興を図るとともに、経営改善普及事業等による会員の経営安定や負担軽減を図るものでございます。

次に継続で中小企業経営安定資金融資利子補給費補助金、予算額３０万４，０００円は全額一般財源です。貸付金利の一部を補給し経営の安定化を図るものでございます。

１８ページになります。継続で新型コロナウイルス対策資金融資利子補給費補助金、予算額２１２万円は全額一般財源です。新型コロナウイルス対策として融資された国及び道の制度資金に伴う利子補給を行い経営安定と負担軽減を図るものです。

次に継続で次世代型店舗づくり事業補助金、予算額１，０００万円は全額その他財源で産業振興基金繰入金です。キャッシュレス決済導入、店舗環境の整備及び省エネ対策に対しての助成を行いコスト軽減等を図るものです。

続きまして２目観光振興費、継続で観光協会補助金、予算額１，３８１万６，０００円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。観光協会の体制を強化し町内の観光産業の地盤づくりを進め、観光産業の振興を図るものでございます。

次に継続でイベント事業補助金、予算額１，２３５万円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。記載の４つのイベント事業に対し補助するものです。

続きまして３目観光施設管理費、継続で観光施設及び各種公園等運営及び維持管理事業、予算額４，４７８万３，０００円で、国道支出金１万３，０００円、その他財源１９９万１，０００円は使用料等、残りの４，２７７万９，０００円は一般財源です。観光施設及び各種公園など適切な運営を図るものでございます。

次に継続でサケ観察広場改修事業、予算額８，９００万円で、地方債は合併特例債８，４５０万円､残り４５０万円は一般財源です｡改修により子供の遊び場として整備を図るものです。

次に新規で北檜山グリーンパーク場コース内暗渠改修工事、予算額３１６万３，０００円は全額その他財源で公共施設整備基金繰入金です。新たな暗渠を設置し施設の保全と適正な運営を図るものです。

続きまして４目温泉ホテルきたひやま管理費、継続で温泉ホテルきたひやま管理運営事業、予算額１，９４２万７，０００円は全額一般財源です。温泉ホテルきたひやまの適切な管理運

営を図るため指定管理料などを支出するものであります。
次に新規で温泉ホテル北檜山保養システム更新事業、予算額２０４万３，０００円は全額一般財源です。不具合やサポート期間が終了するフロント保養システムを更新することで業務の適正運営を図るものです。
続きまして５目ゼロカーボン推進費、継続でゼロカーボン推進事業、予算額１，６７４万７，０００円は全額一般財源です。２０５０年のゼロカーボンシティー実現に向け太陽光発電設備導入補助などの各種施策や実施計画を推進し、町内におけるゼロカーボンの推進を図るものでございます。
続きまして１９ページになります。６目風力発電施設管理費、新規で風力発電施設管理事業、予算額２，０２２万７，０００円は全額その他財源で風力発電事業基金繰入金です。洋上風力発電所風海鳥の撤去まで施設の維持管理を図るものでございます。
以上７款商工費合計２億５，０８７万４，０００円の予算額とするものでございます。
よろしくお願いいたします。
○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。
石原委員。
○委員（石原広務君）　説明資料の１８ページ、イベント事業補助金、これに関して数点お聞かせいただきたいと思います。課長の説明から町のイベント、せたな漁火まつり、水仙まつり、わっためがして大成それぞれに括弧書きで２０周年冠事業ですか。そういった記載がされていますが、申し訳ない前年度とこれ予算額それぞれ私としては増額になっていると思ってて前年度ちょっと調べてきてなかったもんですから、そこ増額になってるのであればプラス金額を教えていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　山崎係長。
○商工観光労働係長（山崎英人君）　お答えいたします。前年度の金額、玉川公園の水仙まつりは１４０万円の補助金の増、わっためがして大成が同じく１４０万円の増、そして漁火まつりのほうも１４０万円の増となっております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　３大イベントと言われるそれぞれの事業に同額１４０万円が増額ということで２０周年の冠事業としてとり行われるのは、これは評価するところでありますが、それぞれ実施するにあたって方向性というか、それなりに今の段階で協議なりがされているのであればお聞かせいただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　山崎係長。
○商工観光労働係長（山崎英人君）　お答えいたします。協議の段階は観光協会のほうが行うんですが、実施にあたり町のほうで聞いているのは、ＳＴＶラジオさんの公開収録のほうを行い広くイベント周知、そして町内外に向けて発信していくと伺っております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　２０周年ということなので、ＳＴＶラジオでの周知等は今までも私としては行われていたのではないかなっていう認識なんです。せっかく２０周年ということで冠

事業になってるので、町のほうもそういった担当のほうから町内外に向けて発信するということであれば、それぞれのイベント開催するにあたって早い段階で、宣伝というかそういった方向でぜひ前向きにというか、行っていただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　山崎係長。
○商工観光労働係長（山崎英人君）　申し訳ありませんちょっと説明がわかりづらかったようなので、開催周知ももちろんのこと、開催中のイベントの収録も行い、後日その模様をＳＴＶラジオさんのほうで流していただくという形となっております。
○委員（石原広務君）　３つとも。
○商工観光労働係長（山崎英人君）　はいそうです。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　このイベントは本当に開催するお手伝い、準備する方々の中にも楽しみしている方と、あとはどうなるんだろうという不安をお持ちの方もこれ少なからずもいらっしゃるわけです。せっかく冠事業ということで町もそれなりに予算措置をしているのであればそういった、担当だけに押しつける形にはしたくないと思うんです。もちろん先ほど冒頭で説明いただいたように観光協会が主体として行っていくと思われますので、そういったところにお手伝いというか、そういうことでぜひ今まで以上に、苦労もするかもしれませんがご尽力いただきたいと思いますけど、これは要望させていきます。担当課長ですかご答弁いただくのは。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問ですけれども、町としても職員の協力とかというのは過去からやらせていただいておりますが、今回も２０周年の冠事業ということもありますのでその辺は協力していかなければならないと考えております。実行委員会もありますので実行委員会と調整しながら、この辺も進めていきたいと考えております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　それぞれが実行委員会組織、これはあるというのは私も認識していますが、そこでこれ少し個人的にですけど不安な部分があるんです。というのはせたな漁火まつりですか。その実行委員会体制というか、これは今始まったことじゃないんですが、私は内情をよく知らなくて聞こえてきた声、あるいは携わってきた方々、以前はたしか２日日程で行われていたんです。それがいろいろな諸事情があって１日開催だと、大イベントだなっていうふうにうらやましい気持ちもあったんですけど、反面このイベントを開催するにあたって課長は本当に鉢巻き蒔いて汗かきながら準備してる姿も私も見ていますが、実行委員会組織これについてはいかがなものなのかなという声は、これ正直言うと聞こえてきてるんです。見る限りでは、役場職員が通常の業務も投げうって、本当に準備の段階、あるいは後始末までもここまで一生懸命なんだなっていうのは率直に感じているところなんですが、そういった不安解消も含めて、これはしつこいようなんですけど観光協会主体ではありますが、担当としてご尽力あるいはお手伝いのほうも含めて改めて要望させていただきますけど課長いかがですか。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまの件でございますけれども、やはり当時２日

日程から１日日程に変わったっていうのは、変えてしまったのは私が観光協会事務局に派遣されている時に、やはり職員、それから地域の方のお手伝いというものが、びっちり３日間、４日間割かれてしまうということ。それから日曜日はそれほどお客さんが来なかったということも含めて１日日程にさせていただきました。協力いただいてる方の体制、それから負担というものも軽減するために１日日程にさせていただいたということになりますが、１日日程にしてからも協力のほう役場の職員等も含めてさせていただいております。今回もそうですけれども、去年、役場職員がほぼの状態もありますが、今回の２０周年の冠事業につきましても役場職員が主体となるような形にはなろうかと思いますが、地域も巻き込みながら対応をさせていただきたいと、協力のほうもしていきたいと。実行委員会含めていろいろな調整出てくるかと思いますけれども、その辺も含めて連絡調整のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　聞こえてきていた声を率直に申し上げますと、役場職員がいないとイベントが成り立たないということまで、批判も含めて聞こえてきたんです。今課長言われたように事前の準備の段階で観光協会と共々、担当のほうとしてもいろいろ協議を進めていただきたいと思います。その上で昨年は残念なことに、これは自然にはかないませんけど雨がそれぞれのイベントに影響出たわけです。そういったことも対策しようのない部分もあるんです。ですからそういったいざといったときの対応も含めて、ぜひ事前協議をお願いしたいと思います。いかがですか。

○委員長（横山一康君）　阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　私も事務局長やってたときに半分のイベントは雨っていうのも経験しておりますので、その辺は私も慣れているというふうに思っておりますので、雨の対応を含めていろいろと準備のほうを進めていきたいと考えております。

○委員長（横山一康君）　ほかに。ないですか。

　石原委員。

○委員（石原広務君）　その下、観光施設管理費、新規事業で北檜山グリーンパーク場コース内暗渠改修工事、これ新規事業ですが、これは水はけが悪い部分を新たに３１６万３，０００円でコース内に新たな暗渠を設置すると。またほかにあるもんなんですか。こういった暗渠を新たに改修しなければならない部分というのは、そこを参考までにお知らせいただければと。

○委員長（横山一康君）　山崎係長。

○商工観光労働係長（山崎英人君）　水の溜まる場所というのが今改修する場所になっていて、その箇所以外は特に水はけの悪い箇所はございません。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　これは観光施設なんですけど、数年前なんですけど真駒内の野球場、暗渠の改修をしたその年だったと思うんですが、野球するのに利用するときにとんでもないだけ水が溜まっていて、指導者を含めてその水を何とかしなきゃないということで、その辺の知識のある方が何をしたかというと、長い鉄棒で地面ついたんです。地面の下にある暗渠にたど

り着くようにして、そういったことをしたことがあるんです。せっかく利用度が高い北檜山のパークゴルフ場、せっかく３００万ほどの予算ですが、そういった利用者に不便をかけないような形で、ぜひ注意方よろしくお願いしたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　先ほども係長の山崎からご答弁したように、ここ１箇所となっておりまして、そこも確認済みでございます。今回工事することによって、いつまでも水があるというようなことは解消できるというふうに思っておりますので、引き続き施設の適正な管理のほうを進めていきたいというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　ほかないでしょうか。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　その下、温泉ホテルきたひやま管理費、これで町長の考え方をお聞かせいただきたいんですが、これ一般質問でも私取り上げましたが、あの質疑を受けて要は町長は当分の間とおっしゃったんでしたっけ。今の形態を保つということでしたが、そのあと新年度に向けて、これ指定管理料は１，８００万おそらく議会の議決を得るわけですが、方向性として今後、町長は一般質問の答弁で先ほど言ったように当分の間はこういうふうにやっていくんだということを申しておりましたが、やはり私としては長寿命化計画で３億数千万かけ、遡ることトータルは指定管理料を除いて８億以上の税金が投入されてるわけです。観光振興公社として宿泊事業を町も関与して取り行っているわけです。でも先のことを考えると、せたな町のことを考えると、やはり自由な発想というか、そういうことも振興公社として独自性を出すと。これはすぐにそういった状況に町が率先して取り組むべきだというふうに私は考えるんです。少し質問が長くなりますけど、町長一般質問を受けて、任期はあと数カ月ですけど今後の方向性として公社のほうにそれなりに強く検討を促すというか、そういった姿勢は現段階ではお持ちかどうか端的にお答えいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これ一般質問でもお答えしたところでございますが、長寿命化の効果といいますか、そういったものが現在は表れてきていると。したがいましてそれらの状況をしっかり見てまいりたいというふうに考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　同じやりとりになってしまうんですけど、結局は長寿命化計画で多額の予算を投じたことによって､それなりの効果が表れていると｡ですから私が申し上げるのは、効果が現れている、効果が出ている。そういった力がついたそういう状況の中で、先々の町を考えると他の宿泊施設と同様に、やはり町として観光政策に直結するわけじゃないですかこういった宿泊数は。町長が示していた宿泊施設は、指定管理施設にはそぐわないんだという基本的な考えのもとであれば、公平に我が町せたな町の観光事業を支えていただいている他の８施設ですか。そういった方々と協力できるような体制を町として率先して進めるべきと考えますけど、いかがですか町長。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　考え方はいろいろあるんだというふうに思いますが、まずは観光振興公社に指定管理をしているところでございまして、これの経営安定ということを目指すべきというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　やめようと思ったんですけど、経営安定ということでは、町からは独自で宿泊業を展開している民宿含め、そういった方々は経営安定、それを大前提としてそれぞれが大げさな言い方かもしれませんけど、血のにじむような努力もしていると思うんです。ですからそういった観点から、これ以上やったらまたラリーになるかもしれませんけど、そういった観点で私申し上げているので、方向性として今後そういったことも含めて検討するということでご回答いただければと思いますけど町長いかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　同じような答弁になってしまいますけれども、公社自身も相当努力をしていらっしゃるというふうに感じております。そういった今後さらなる努力も当然していかなければならないし、いろいろ課題ある課題があるという部分につきましては、それは改善の努力をしていかなければならないと思っております。そういったことを適切に実行していただいて、経営改善、経営の安定を目指すというところに当面重きを置いていきたいと考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　やめようと思ったんですけど、公社のほうでも努力をしてるということは十分私も認識してる部分もあるんです。ほかの宿泊施設を事業展開しているそれぞれの事業所が努力をしてないかといったら努力してるんです。ただ税金が投入されることによって不公平感を持っているというのもこれ事実なんです。それが人件費に反映させていると。これ町が関与してる以上、議会、所管の常任委員会にも報告ということで詳細報告なるわけじゃないですか。ですからそういった捉え方をしている方々もいらっしゃるので、私は温泉ホテルきたひやま、こういった公社が行っていただいてる事業を全否定するということはありません。ただ町の関与の仕方、これは公平な立場でこの観光事業、それに全て公平に政策としてつぎ込むと、そういったことをしていただきたいということなんです。ですからご検討するということなので、そういったことも頭に置きながら取り組んでいただきたいと思います。これは答弁求めるとまたラリーになってしまうのでこれでやめます。
○委員長（横山一康君）　ほかにございませんか。
（「なし」という者あり）
○委員長（横山一康君）　７款商工費の質疑を終わります。
次に８款土木費の説明を求めます。
平田建設水道課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　それでは説明資料の１９ページからでございます。予算書につきましては１００ページからとなります。８款土木費、１項土木管理費、２目熱源供給施設管理費、新規で北檜山２号井代替井掘削事業、予算額６８２万円、財源内訳といたしましては

全額一般財源でございます。内容といたしましては、源泉井戸の老朽化による抗井障害が発生し、井戸の限界を迎えていることから、新源泉の掘削に向けた調査設計を実施するものです。北山２号井の概要につきましては記載のとおりでございます。

次に２項道路橋梁費、１目道路維持費、継続で北檜山流雪溝施設整備事業、予算額５，２６２万３，０００円、財源内訳として国道支出金５，０９６万５，０００円、残り一般財源でございます。流雪溝等に係る維持管理費でありまして、国道、道道、町道の設置延長の比率でそれぞれの管理者が負担するものであります。なお経費内訳、負担割合につきましては記載のとおりとなっております。

次に継続で町道付属物改修事業、予算額１，１４０万円、財源内訳として地方債１，０２０万円、一般財源１２０万円でございます。平浜弓浜線転落防止柵の改修及び花畑線などのガードケーブル補修を実施するものです。

次に２０ページ、継続で町道防雪柵整備事業、予算額１，４００万円、財源内訳として全額その他財源で公共施設整備基金であります。冬季間の通行に安全確保を図るため浮島線に仮設防雪柵延長６５メーターの設置を実施するものであります。

次に新規で町道照明改良事業、予算額３，２５０万円、全額地方債です。道路照明のＬＥＤ化を行い、省電力化、長寿命化を図るもので３区合計１２５灯を更新するものです。

次に継続で町道排水改修事業、予算額２，２６０万円、全額地方債です。町道排水の改修を行い適切な維持管理を図るもので、委託料では栄線排水改修工事実施設計業務、工事請負費では栄線、中学校線、馬場山線の排水改修工事を実施するものです。

次に新規で町道舗装補修事業、予算額６００万円、財源内訳として地方債５４０万円、一般財源６０万円です。栄石１号線の舗装補修を行い適切な維持管理を図るものです。

次に継続で町道施設補修事業、予算額６５０万円、全額一般財源です。樺坂線の道路法面の補修を行い通行の安全確保を図るものです。

次に２目道地方道改修事業費、継続で町道橋長寿命化修繕事業、予算額６，６５０万円、財源内訳として国道支出金３，７３０万円、地方債２，９１０万円、残り一般財源です。橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の補修を行い安全確保を図るもので、内容といたしましては、委託料ではネトイ橋及び第一学橋の補修設計を行い、工事請負費では玉川橋補修工事を実施するものです。

次に継続で町道舗装補修事業、予算額４，０００万円、財源内訳として国道支出金２，６１８万円、一般財源１，３８２万円です。舗装修繕計画に基づき北岸線の舗装補修工事を実施するものです。

次に３項河川費、１目河川維持費、継続で河川維持浚渫事業、予算額５００万円全て地方債です。第１最内川に堆積した土砂を取り除き適正な流下機能の回復を図るものです。

次に継続で河川改修事業、予算額２，０００万円、全額地方債です。学林沢川及び最内川の河岸侵食による被害を防止することで治水安全度の向上を図るものです。

○委員長（横山一康君）　吉田農林水産課長。

○農林水産課長（吉田有哉君）　次に説明資料２１ページとなります。４項港湾費、１目港湾

管理費で上架施設改修工事１，８３０万４，０００円、全額その他財源で公共施設整備基金です。老朽化により機器の故障が著しいことから機器の取替工事を行い、浄化施設の長寿命化と適切な管理を行うものであります。

次に２目港湾建設費、瀬棚港修築事業負担金、予算額４，９５０万円、全額地方債であります。地方港湾瀬棚港東外防波堤の延伸工事及び泊地浚渫に係る負担金でございます。

○委員長（横山一康君）　平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　続きまして５項都市計画費、１目都市計画総務費、新規で立地適正化計画策定事業、予算額８３０万円、財源内訳といたしまして国道支出金５５０万円、一般財源２８０万円です。都市計画区域内における公共施設等の都市機能の点検や見直しを行い都市機能の誘導によりコンパクトなまちづくりの形成を図るため本計画を策定するものです。

次に７項住宅費、１目住宅管理費、継続で町営住宅改修事業、予算額９１７万９，０００円、全額公共施設整備基金です。夕陽が丘団地及び徳島団地の設備改修を行い適正な維持管理を図るものです。

次に新規で町有住宅等改修事業、予算額１，３６４万円、全額公共施設整備基金です。太櫓町有住宅及び瀬棚定住促進住宅の屋根外壁改修を行い適正な維持管理を図るものです。

次に２目住宅建設費、新規で町営住宅等長寿命化計画策定事業、予算額５００万円、財源内訳として国道支出金２２５万円、一般財源２７５万円です。現行計画策定から５年を計画し、今後の公的賃貸住宅の適正な供給と維持管理を図るため計画の見直しを行うものです。

次に継続で町営住宅等長寿命化改善事業、予算額３，７００万円、財源内訳として国道支出金１，８５０万円、一般財源１，８５０万円です。町営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した徳島団地２号棟の屋上防水及び外壁塗装の改修を実施するものでございます。

８款土木費合計で１２億５，３６５万２，０００円でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君）　ページ数では１９ページです。土木管理費、源泉井戸の老朽化による抗井障害が発生し井戸の限界を迎えて、これに伴って調査設計を実施するということなんですけどこの源泉井戸老朽化というと、貝取澗の源泉に係る老朽化は、これはもう合併した当初から地元からも心配されてる部分あるんですが、今現状どういうふうになっているのか担当のほうで押さえてる部分をお知らせいただければと思います。

○委員長（横山一康君）　川上主幹。

○建設水道課主幹（川上佳隆君）　毎年、北檜山もそうだし、大成区の温泉施設も毎年大成区であれば３号、５号と温泉井戸あるんですが、井戸のポンプの入替えは毎年実施してるんです。一応今回北檜山の２号のポンプが上げるときに引っかかるっていうそういう懸念があって、今回井戸老朽化してきて井戸が崩れてきてるというのがもう５、６年前からわかってたんですけども、貝取澗のことに関しては要するに最近はスムーズにポンプは上がってきている状態なん

で、今今崩れるっていうことはないとは聞いていました。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　聞いていたということは業者からというふうに認識するんですけど、そうですね、うなずいていただいたので。これに伴って瀬棚区に温泉があると私は認識してるんですけど、やはり老朽化ということでは、以前は自然災害に伴って貝取澗の温泉が一時ストップして担当を含めて対応していただいたというのは敬意を表するところですが、今後やはり老朽化というのは不安視されている部分がありますので、点検も含めそれなりに対応を頭に置きながら取り組んでいただきたいと思いますけどいかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　平田課長。
○建設水道課長(平田大輔君)　貝取澗の温泉災害のときに源泉自体は問題なかったんですが、そこまでいってる町道が崩れまして、電気も行かなくなってしまってポンプが動かない状態になりました。なので町道の管理のほうが優先されますけども、源泉のほうも継続して維持管理していきたいと思ってます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　それは供給パイプも含めてということで理解してよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　平田課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　一部ちょっとコンクリート露出しているところもあるんですが、それらも日常点検しながら管理していきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　２０ページになります。町道照明改良事業これは新規事業で、北檜山区が１，６００万ですか。瀬棚区が３００万です。大成区が１，３５０万、灯数はここに明記されていますが、これ瀬棚区１４棟、２箇所に比べると少ないなあと思うんですけど、今後、予定しているのも含めて改修しなければならないなという箇所と予定している箇所があればお知らせいただければと思います。
○委員長（横山一康君）　鈴木課長補佐。
○建設水道課長補佐（鈴木涼平君）　町道照明の改良事業につきましては、令和４年度に一部実施済みとなっております。それで７年度に残りの全箇所を取替えをいたしまして照明の取替えは完了となっております。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　その下、町道舗装補修事業、これに関連してこれは要望になるんですが、町道の舗装の補修事業これはもう春先になれば、担当点検も含めてかなり苦慮するというふうに推察するんですが、北檜山の町中なんかも町道の横に歩道あります。あれはもう物理的にこのまま真っすぐっていうわけにはいかないですよね交差点も混じってますから、冬はもちろん歩道をきちんと利用するというのは雪もあるんで無理なんです。ただ夏場のときに買物カ

ートというか、ああいうものを利用しながら歩行を助けながら買物に行かれてる高齢者もいますし､あとは諸事情があって車椅子で通らなければならない方々も現にいらっしゃるわけです。昨年聞こえてきた声が天気がよかったので車椅子でちょっと用事を足しに行こうとしたら、どうしても引っかかってしまったというか、そういう事例も実際にあるわけです。もう少しで車椅子ごと転倒してしまうころだったと。それ聞いたときは少し鳥肌が立ったというか、管理と補修は限界があるかもしれませんけど、実際に町道としてそういったことが起きてるということは把握していただいて、点検も含めて対応方よろしくお願いしたいと思いますけどいかがでしょうか。

○委員長（横山一康君）　鈴木課長補佐。

○建設水道課長補佐（鈴木涼平君）　舗装も含めました道路の管理につきましては、より一層点検等含めまして、今言われてるような段差等そういう危険箇所については早急に対応してまいりたいと考えてます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　実際に２、３件ちょっと遭遇した事例を申し上げますと、これ担当また違うと思うんです。高齢者対策も伴いますので。冬の時期に下が凍っていたんでしょうね、暖気と凍れと繰り返して、目の前で転ばれてたお年寄りいたんです。何もできなくて手をかすことと声をかけることしかできなかったんですけど、いち早く見かけた方もどうしようもなかったんです。ですから歩行を含めて福祉課との連携も合わせて、そういった対応も心得ていただきたいと思います。これは本当に要望させていただきます。もうこんだけ高齢者が多くなって、だけど一生懸命日常ね、先ほど触れましたけど買物カート使ってちょっとした買物も実際に行ってるわけです。町道管理も含めてそういった事例もありますので、横断的な協議も含めて対応を課長、要望させていただきますから、よろしくお願いします。

○委員長（横山一康君）　平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　ご指摘の内容について保健福祉課と連携して対応したいと思います。

○委員長（横山一康君）　８款土木費の質疑を終わります。

ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時４３分

再開　午前１０時４５分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

次に９款消防費の説明を求めます。

髙橋総務課長。

○総務課長（髙橋　純君）　それでは資料の２２ページになります。予算書につきましては１０８ページからになります。９款１項１目共に消防費、継続で檜山広域行政組合負担金、予算額４億８，５３５万７，０００円、地方債８，４００万円、残りが一般財源となります。内訳

につきましては記載のとおりでございます。
　次に２目災害対策対策費、新規で避難所生活環境改善事業、予算額５７４万９，０００円、国道支出金２８４万４，０００円、残りが一般財源となります。災害発生時の避難所生活環境改善を図るため段ボールベッド及びパーティションを整備するものであります。
　消防費合計５億２，１４４万円とするものでございます。
　以上で説明を終わります。
○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。
　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　消防費のことで、これは２２ページです。今朝も道新に消防団員が非常に減ってますという記事が載ってました。我が町でも３区それぞれ消防団員が減ってます。いざというときには人の手が必要になります。それで消防団員は高齢でも、以前、消防団員であって歳だから辞めるかという方だとか、または元気な女性だとか、大成区は女性の消防団員がおります。せたな町にはそういう女性は太櫓に一時ありましたけど、終わっていますけども、そういう元気な皆さんにご協力をいただいて消防団員として活躍できるようなことを考えているかということと、もう一つ役場の職員、若い職員にも消防団員として加入していただけないかなということを私いつも思っております。役職を持ってるといざ災害というときには、必ず役場の職員は出なきゃなりませんけれども、そういうふうなことも考えながらでも役場の職員が消防団員になるようになってくれればいいなと思ってますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。
○委員長（横山一康君）　高橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　お答えいたします。現在、消防団員数につきましては、北檜山、大成、瀬棚合わせまして２２５名の消防団員となっております。団員数につきましては年々減少傾向と聞いておりますので、これにつきましては檜山広域行政組合と連携っていうか、消防署のほうで新規の団員数の確保など町もその辺相談しながら対応したいと思っております。職員の消防団員ということなんですが、災害とかあった場合は当然役場職員として災害対応等ございますので、現段階では職員の消防団っていうのは考えておりません。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　よろしいですか。関連ですか。関連で先に菅原委員どうぞ。
○委員（菅原義幸君）　いや今総務課長が檜山広域行政組合と相談しながらという答弁しましたが、ちょっと方向が違うんじゃないですか。町の主体性において計画を持たなくちゃいけないと思います。実はこれ質疑する予定ではないんなかったんですが、ちょっと答弁ひどいなと思いまして、せたな町デジタル田園都市国家構想総合戦略、これは協議事項として議会に提出されまして、まだ協議途上のものです。この中の計画を見まして一応計画の数字としては認識したんですが、現状の定員数と計画の数字との差が非常に大きいので、これは正さなきゃいけないなと思っていたんです。計画としてはいいんですよ。積極的な数字を掲げるということは、それでは具体的な裏づけ、プラン、構想というものがあるのかどうかということを私は大きな問題として取り上げると思ってたんです。課長この広域行政組合と相談して云々という答弁は

ほとんど答弁なってないのと同じじゃないですか。ちょっと深めてみてください。
○委員長（横山一康君）　調整しますか少し。そうでありましたら間もなく１時間経ちますので１１時５分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時４３分
再開　午前１０時４５分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　町側の答弁を求めます。
　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ただいまのご質問でございますけれども今日の北海道新聞にも出てございましたけれども、やはり地域の防災といいますか、担う部分、消防団員の活躍というのは大変大きいものがあると思っております。それで先ほど高橋からも答弁申し上げましたけども、まずはやはり町がしっかり消防と連携をしながら団員確保に努めてまいりたいというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これ私はきっちり深めておく必要あると思うんです。髙橋課長のような答弁するというのは、ある意味ではうなずけるんです。全否定しませんよ、うなずけるんです。なぜならば檜山広域行政組合の予算なんです。消防行政は、我が町の行政組織から外れているわけです。間違いなく一部事務組合であるところの檜山広域行政組合の所管なんです。その限りでは絶対間違った答弁だとは言えないんです。しかしそこで答弁が終わってしまうとなれば、私は大変危険なことだと思います。いくら檜山広域行政組合のほうにせたな町が団員増やすのはあなた方が知恵出せと言ってみても、最終的にはその町の行政の主体性の問題としてボールは返ってくるわけです。そこのところ私はきちんとした議論をしておきたいと思うので提起してるわけです。それで少し話を前に進めますけども去年１月、あれは５日でしたか。ちょうど北檜山消防団出初式をやってる同時刻に大成の上浦で火災ありましたよね。これはお１人尊い命を失っております。このときの大成の消防対応について直接隣接者、向かいの方から相談が持ち込まれまして、私副町長と一緒に住民対応したことがあるんです。副町長、記憶してますでしょ１年前のことですから。相当細かい要求、私は消防以外の問題も含めて相談を受けましたが１０項目ぐらいの要望上がったんです。そのうちのいくつかやっぱり消防自体で解決してもらいたい問題もありました。サイレン吹鳴しなかったって言うんです。来て聞いたらサイレン吹鳴して、いわゆるやじが駆けつけると消防車の進入に障害になるので鳴らしませんでしたとこういう答弁なんです。それはそれで一つの経験則に基づく判断なんでしょうけれども、近所に住んでる近くの方も知らなかったとかいうのが後からわかったそうです。そういう意見出されてました。それから消火栓の接続についても何か手違いがあったようでありまして、消防には消防の判断があったようでありますが、住民の目から見れば理解できないような対応をしていたとか、いろいろな問題があったわけです。これ檜山広域行政組合のほうに丸投げし

たって檜山広域行政組合は個々の町の個々の具体的な問題についてはタッチしません。私はここは町長にしっかり踏まえてもらいたいと思うんです。それは衛生センターの組合の問題についても同じなんです。これは衛生センター組合の問題だからせたなの議会で質疑、質問なじまないという態度を、最近はとっておりませんけれども、そういう考え方が底流にあるわけです。ほかの町の経験も聞きますと、それは一部事務組合の問題だからここではなじまないという切り捨てられ方したという話も聞いております。それで私大事な問題は行政組織は確かにおっしゃるとおりなんです。行政の組織が違うというのは明らかなんです。せたな町じゃないんですよ消防行政は。檜山広域行政組合の所管です。その消防行政という事務については広域で自治体を作ってるわけですから。しかしそこに逃げ込むということが、私は町民生活という視点に立って見たときにいかがなものかという見解を持ってますので、少し申し上げさせていただいた次第なんです。これは町長のほうから答弁願いたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　消防団員のこの減少のことと、災害発生時の対応という２つのご質問であったかと思います。まず団員確保につきまして、これは間違いなく人口減少とともに団員のほうも減少傾向にあると。少子高齢化も影響しているものと思っておりますが、これにつきまして、やはり一定の団員数が確保されなければなかなか対応に支障が来すということにもなりますので、そういった面でこれは検討が必要というふうに思っております。合わせてほかの団の、３区ありますから、そういったところの効率よい支援の在り方というものも併せて検討していくべきだというふうに思っております。それから災害発生時の対応、これは議員ご指摘いただきましたようにいろいろ課題等があるというご指摘でございました。それらにつきましてもその整理、そしてその対応といいますか、解決方法これらについてせたな消防署とともに町としてもしっかり協議していかなければならないと考えております。定数の問題、それからそういった災害発生時の課題これについてこれからせたな消防と町と協議してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　町長いろいろおっしゃいましたけどけれども、私はたった一つ、行政組織の違いにかかわらず消防防災業務は我が町固有の中心課題だということを簡単明瞭に言って欲しかったんです。それは他のいろいろな理由に責任転嫁できません。行政組織がどういう形であろうとも避けて通ることのできない中心命題なんです。そこを申し上げておきたいと思います。それでもう一つなんですが２４０人の団員確保の計画です。総合戦略ですよ。数字そうなってるんです。今日私、計画書を持ってきておりませんでしたが、町長これ、いや積極的な計画立てることは私は結構だと思います。決して計画自体は悪いことではありません。しかし計画を立てればいいというものではないと思うんです。問題は必要性と可能性、これをどこまで検討し、なおかつ実現するに足るだけの方策を持っているのかということなんです。これは総合戦略を見たときに、話は少しずれますが、作文としては非常に立派だし、職員のご苦労に敬意を表したいと思います。しかし問題は出来上がった数字や出来上がった文言の問題ではないんです。その計画に向かって現実にどこまで接近できるかと。どこまで実践するかという

問題なんです。そうして考えてみたときに私は２４０という数字は、これ容易ではないと思います。だからこういう裏づけなんですよという答えを実は担当課、総務課になると思うんですが課長から聞けるのかなと一瞬思って聞いておったんですけども、それに反する答えだったんで一言申し上げざるを得ないなと思いました。それで町長、団員の確保についてはいろいろ方策はないわけではないと思うんです。今朝の道新も私切り抜きましたよ。これはデジタル総合計画の質問、これ私予定してましたから材料として使うぞと思ってとっておきましたが、たまたま大湯委員から質問がありましたので出したわけですが、やっぱり災害のときにボランティアで協力、協働していくっていうことはありうると思います。だから町職員も一緒になって協力、協働するということはありうると思うし、現実にそういう作業をやってるわけです。ただ消防組織というのは、ボランティアと一緒になってという話では私は分けて考えなきゃいけないと思うんです。だって消防組織は単独の団は、団長頂点にして指揮命令権持ってるんです。軍隊という言葉を使いたくありませんが、指揮命令権と統率力、規律っていう点では何も変わりません。そういう厳しい高度な訓練を受けた自覚ある組織をどう守り育てていくかということは、これ行政の仕事であると思うんです。その肝腎要の隊員の数が減ってきてるわけですから私は危機感を持っていないとすれば、これは行政としても議会としても責任あると思います。自然災害っていうのはいつやってくるかわかんない。不意打ちで出てくるというのが当たり前の時代なんですから。しかも想定外のはるかに大きい規模で発生してるわけです。幸い火災の発生件数は少ないとは言いながら、自然災害という点では未曽有の新しい規模の想定外の災害が繰り返し反復して起きてるわけですから、これは大湯委員おっしゃるように団員の確保、非常に重要な案件になってくると思うんです。私は議会としてもその責任がありますし、行政側としても総合計画で掲げた２４０ということを真剣に具体策追求していただく必要があるだろうという提起をしておきたいと思うんです。これも最後に町長にお尋ねして終わりたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　初動対応も含めて災害発生時にはこれは町の消防が当然中心となって活動することになります。それを担うのが消防団ということにもなりますが、いずれにしましても現状言われましたように初動対応で必要な人員、あるいは可能な人員これら多いにこしたことはないということではございますが、客観的に見てどの程度の人数ということがある程度絞っていかなければ必要な人数ということにはならないのかというふうに思っております。その中で重要なのが当町には３消防団ございます。それからもちろんその中に、その下に分団というものがございますが、それぞれ地区で分団構成されておりまして担当もそういうことということになっております。この３団、あるいは分団断これらの連携、協力体制というものもしっかり見直す必要があるとするならば、それらも合わせて見直しをして効率的な対応能力、対応をとれるようなそういう体制にしていかなければならないというふうに思っております。したがいまして、これは町ももちろん一緒になって消防署、あるいは消防団と共に今後の体制の在り方というものについて検討する必要があるなというふうに考えて委員のご意見を聞かせていただいたところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私やめるってさっき言いましたけども、町長に挑発されるわけでないですけども真逆の答弁してるんです。わかります皆さん聞いてて。私は２４０という総合戦略で立てた計画であれば実現するための具体策を消防団任せにしないで、町長先頭にして真剣に考えてくださいよとそういう提起してるんです。今の答弁なんて言いました。合理化を考えた答弁でしょ。合理化を考えてるわけでしょ。そういう答弁になるんです。自分で何言ってるのかわからないで答弁しているとすればそれはおかしいです。３団全体見回してより合理的な方策を団と共に検討してまいりたいと思います。私ね合併したときから、いずれ将来３団の統合というものはいつかの時点で出てくるものかというふうには一般論として思ってました。ただ私は合併には反対した議員なんです。今この中では何人いらっしゃいますか。ある方は賛成したか当時在籍していなかったかなんでしょうが、私は旧瀬棚町で合併に反対した４人の議員の１人なんです。結局、合併することによって端っこの町は合理化されて、あらゆる機能が淘汰されていくからこれは賛成できないという観点から反対したんですが、私は消防団の合理化の問題もいつか出てくるかと思う。言葉を交わしたことはありませんよ、ありませんけれども、高橋町長はおそらく合理化を考えているであろうなというふうには見ておりました。今日いみじくもそういう色合いがにじみ出た答弁したわけです。だからはっきり言っておかなければなりませんが、２４０という総合戦略の計画を打ち消すんなら別です。修正して提案してくるならそれはそれで正面から受け止めなければいけないと思いますが、一方では２４０の総合戦略計画を出しておいて、もう一方ではより効率的な３団連携した対応策を考えてみなきゃならんということになって矛盾してるじゃないですか。私や大湯委員が聞いてるのは定員確保の問題です。機能を合理化して３団の連携を強めて効果的な話をどうするかと、そういうことがテーマになってるんじゃないです。もちろんそういうことの必要性も否定はしません。決して否定しませんが質疑噛み合っていないじゃないですか町長。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　失礼しました。団員の定数の問題ということでは答弁がそれではなかったということでございますが、定員については当然、必要な定数を目指すそういった努力をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　本当にこれで質問止めますが、田園デジタル総合戦略で協議案件として宿題で残ってますからこれ私やります。あの計画の中でも大きな問題だなと思ってチェックしてましたから。それでこれは町長に提起しておきますが、２４０の確保をどうしてやるのか具体的な町側の構想を示してほしいという質問を用意してるんです私は。これ一般質問じゃないですけども通告しておきますので、詳細にお答えをいただく準備をしていただきたいと思います。本当に質疑を終わります。これは答弁要りません。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　先ほどの大湯委員からの質問、あるいは副議長からの提起もありまし

たけど、私もこの消防団員の成り手不足というのは本当に地元大成で所属してる立場からも、かなりこれ問題だなと思ったんです。具体的に大湯委員のほうから提起ありました。役場職員っていうことも具体的に質問として投げかけられたんですけど、今のところは考えてないと。もちろん義務づけるものではありませんが取り入れてる自治体もこれ現にあるわけです。ですから窓口を広げるというか、もちろん各職員の判断だと思うんです。意がある意がないという言葉には語弊があるかもしれませんけど、町としての取り組み、これはそういった方向で考えていただきたいと思うんです。これは要望させていただきます。そこで消防団員の身分これはどのように町として、これは基本的なところなんでどういうふうに捉えているのか確認させていただければと思うんです。こちらから言います。非常勤の特別職の地方公務員という位置づけになってるわけです。条例化もされています。そこで確認させていただきたいんですが、我が町はこの消防団員の定年制度というのは取り入れているかどうか確認させてください。

○委員長（横山一康君）　髙橋課長。

○総務課長（髙橋　純君）　お答えいたします。役場職員の消防団員の兼業につきましては、一部の自治体で取り入れているところもございます。町としましては現段階では考えてございませんが、今後、団員数の推移だとか、そういう状況を勘案しながら検討しなければならないと考えております。消防団員につきましては、町の非常勤職員ではございません。広域行政組合の非常勤職員ということになります。定年につきましては、定年年齢はないということでございます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　広域行政組合そこでもやはり予想どおり出てくるわけです。高齢化が進む町の本当に課題の一つなんです。ですから確かに副議長が提起したように、確かに広域行政組合そういった一部事務組合としてとり行っているわけですが、町の現状も含めて内部できちんと検討もいただき、先ほど申し上げた定年、これ条例化をしている自治体もあるわけです。ですから私は定年にこだわるのではなく、身分保障ということできちんと広域行政組合に丸投げではなくて、町としてもきちんと認識した上で前向きな協議をいただきたいということをもって今質問してるんです。ですからそういった方向でぜひ再度、立ち返ってご協議をしていただきたいと思いますけどいかがでしょうか。

○委員長（横山一康君）　髙橋課長。

○総務課長（髙橋　純君）　条例については、町の条例ではなくて檜山広域行政組合の条例となります。ですのでその定年の関係だとか、そのような団員の関係につきましては、町としても団員の増員など協力しなければならないと思いますけども、いずれにしても、せたな消防署と協議しながらその辺も進めていきたいと考えております。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　私も広域行政組合の議員としてその数年江差に出向いてたことがあるんです。そういう細かいことを議会で取り上げると当時の理事長を含めて、そういうことは構成町でやってくださいというふうに逆に返されてしまうんです。高橋課長のおっしゃったのは、基本中の基本で私も認識を持っていますが、せたな町として逆に言えば広域行政組合のほうに

町としてこういうふうに考えてるんだと、定年制度を含めてです。そういうふうに投げかけるというか、そういう姿勢でぜひ取り組んでいただきたいと思うんです。そこを強調させてお願いするんですが、いかがでしょうか、ご検討含めて対応方よろしくお願いしたいと思いますけど、ご答弁いただけませんか。課長は限界あると思うんで、広域行政組合の副理事長ですか町長、そういうふうに認識してるんですけど。そこも含めて我が町、町長の考え方をお示しいただければと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　私は広域行政組合の理事でもございますが、そういった定年の問題、これはいろいろ議論のあることだと思います。定数確保という問題も合わせて議論しなければならないと思っております。いずれにしましても、これは我が町を守るのは我が町の団員ということになりますので、それはもう積極的にこの問題についてせたな消防含めてしっかり検討させていただきたいと思っております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　消防現場のことに係わって数点お尋ねします。現状、消防署員、せたな本部っていうんですか、本署あるいは大成支署で瀬棚分遣所それぞれの配置、それに伴った救急車、改めてお知らせいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　すぐ出ないですか。ちょっと休憩とりますか。
　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　消防署の職員数でございますが、実人員でございます。せたな消防署が２１名、大成消防が１３人です。瀬棚分遣所１名となっております。救急車でございますが、せたな消防署２台です。大成支署２台となっております。計４台でございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　大成支署に関しては、よく理解してない区民も含めて確かに課長おっしゃるとおり２台なんです。ただ１台は予備車というふうに扱って、旧町時代からそれを保持してきてるんです。先ほど町長、これちょっと確認させていただきたいんですが、消防団員に係わって定数の問題、それで署といろいろこう協議する旨の発言があったんですが、そのとき町長がお使いになったこの定数、これは署員も含めてということで私は理解したんですが、そこを改めて確認させていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　先ほど答弁は団員ついてのご質問でございましたので団員でございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　大成支署、先ほど申し上げましたけど救急車２台、１台は予備車、それを賄うだけの人員の配置、これ町長としては、これは十分だというお考えがあるのかどうか、この場で確認させていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　現状のこの救急の出動数からいって常時２台が出動するという状況で

はございません。２台出動ということがあることもあるわけでございますが、そういった意味では何とか回せる人数というふうには捉えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　出動数からいくとそうかもしれません。それは報告書なり、紙を見てこのぐらいの人数なんだな、このぐらいの数なんだなという安易な捉え方なんです町長。旧町時代から予備車を配備した経過、経緯、これ町長どういうふうに認識されていますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　旧町時代の正確な出動数というのは今ここで捉えておりませんが、いずれにしましても旧町時代の人口規模と今の人口規模は当然違いますし、その出動数についても違うと思っております。現在の出動数の中での話ということで、これは現在、回せているという状況にあろうかと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私が伺った質問の答弁と合致してないんですけど、私のほうから一方的に言わせていただきます。もしかしたら私の認識が署の現場とは多少ずれているかもしれません。これは後ほど署のほうからおしかりを受ける覚悟で申し上げます。旧町時代に２台を確保した理由、これは地域性もあって１台が救急で出たときに町民に不安、あるいは対応できない可能性もあると。だから少ない人数の中で予備車として大成の町民の方々を助けようではないかという、これかなり以前からの署員の名前をあえて言いませんが、その署員の方の丸々イズムということで若手層にも浸透していた経過があると。これあとで聞かせていただいたんです。今の人員でこれは足りないと。これ現場からの声は町長自身に要請がありましたよね、過去から含めて、いかがですか。そういった協議の場でそういった要請はたしかあったように私は記憶してるんですが、いかがですか町長。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　旧町の体制がどうだったのかという話は今確認しないとわかりませんが、新町になってからそういった話はあったかと思います。それはそれで消防とも協議をして今の体制になっているというふうに感じております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　町長ストレートに申させていただきますけど、協議ではないんです。現場からの実情を町長に訴えてきて、増員も含めてです。それを断った理由に旧町時代からやってきたんだから新町になってもできるだろうということを言葉として出してるんです町長は間違いなく。いろいろ人員確保と人件費も頭の中にいろいろあったんでしょう。ただこれ人件費云々の問題ではないんです。そこでやりとりしてしまうとまた長くラリーを続けてしまうんですが、それで町長この人事交流という名の下で、この消防署員の対応もしてきていますよね。これ町長の政策判断とでもいうんですか。この人事交流こういった取り組みに対してご自身の評価はどう思われてますか。端的にお答えいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　いい面、悪い面両方あると思いますが、少なくてもせたな消防団とし

て支署、分遣所を統括しているということからしますと、これは当然の姿というふうに感じております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　具体的に申し上げます。例えば距離が離れている。大成支所に瀬棚区なり北檜山区なりから町長の名で異動になると。その署員の方々は勤務シフトの関係で、よろしいですか。夜勤明けで夜勤と言わないのかな、日直あけ、非番でそれぞれが居を構える地域に戻るわけです。そういったときの支署の対応、これは所属している署員が不足した状況になるわけです。救急あるいは火災、そういったときに３０分以上離れたところから署員が駆けつける、あるいはせたな本署に異動になった署員が大成で、以前にこの場で申し上げたことがありますけど、イベント、地元のお祭り、そこで家族共々過ごしていたところに、おいおいと本署のほうから救急要請あって、その場から駆けつけたと、そういう事例もあるんです。ですからいろいろ問題もあるというふうに捉えていったかもしれませんけど、役場、役場職員とはまた違った形で、それぞれがそういった消防署員としての自覚を持ちながら業務に携わっているということはご認識なさってますよね。そこはうなずいていただいてるんですけど、はい、いいえどちらか明快にお答えいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは認識しているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　それで少し細かいところなんですけど、先ほど副議長のほうから大成の火災、１年少し前のことなんですけど、あのときの実際の電話でのやりとり、要は火事が起きたから１１９番通報したと思うんです。受けた署のほうは、これマニュアルというか、当然の受け方をしてるんです。お名前は、救急ですか、火事ですか。火事なんです。お名前は、住所、番地までこれやられて当然なんです。これは消防再編の時に私はこういう問題がありますよという提起をしたこと。これがね実際に理解していないほうが悪いと言えばそれまでかもしれませんけど、なかなか浸透してない部分があるんです。地域のほうで、例えばその部落の何ていうんですか、上浦のことをちょっと事例に挙げれば、通りのことを暗黒街だとか、別家通りとか、ごろんだ街だとかっていろいろあるんです。パニックってしまえば、お年寄りは、いやごろんだの誰それだと、誰々だと、暗黒街のどこそこだと言ってしまうんです。署のほうの対応は本当に基本的な対応をしたんです。火災のときに実際に通報した方は電話切ってしまったんです通じないから。あと一つ理由、救急のことですけど、旦那さんが奥さんの目の前で倒れられて救急要請をしたんです。実際に住所、名前、番地までこれは当然のように署は確認するんです。奥さん必死です。うちのお父さん倒れてしまったんだ、すぐ来てくれと。商売名を今上げるわけにいかないんです。何々屋なんだと、もう必死だったんです。もうちょうど歳末警戒のときだったんでそれ実際に聞いたんです。もうとてもじゃないけどその場には入れませんでした。そこで署として何をしたかというと１１９番ではなく、大成の支署だと４局の５４０１ですか。これはおそらくですけど福祉課なりと連携しながらチラシ配布をした事例があるんです。口コミでそういうのも今伝わりつつあります。ですからそういった対応も含めて署と

の協議、実際のお話を本当に真摯に聞いていただいて、細かい点ですけど署と相まって対応していただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは火事、救急によらず、今議員おっしゃったような通報上の課題というものはあるかというふうに思います。消防のほうは消防のほうで当たり前の対応ということにはなろうかと思いますが、こういった部分をどう解決していくかということについても消防と十分協議していかなければならないと考えております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　現在の町長の考え方で結構ですが、私は署員の増員はすぐに取り組むべきだという考え方は過去から含めて変わっていませんが、現在の町長の考え方、署員の増員これはお考えになってるのかどうか、端的にお答えいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今のところそういったことについては考えておりません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　休憩に入りますか。
○委員長（横山一康君）　どうぞ続けてください。
○委員（菅原義幸君）　これも質問するつもりはなかったんですが今のラリーを聞いていて、ぜひこの機会に話すべきだなというふうに思うので１点だけ出しておきます。この消防費の予算の問題に絡みますから申し上げるんですが、人事についても私は検討してみるべき課題があると思うんです。これはまた檜山広域行政組合の人事だと言えば行政組織としてはそのとおりなんです。しかし地元自治体の意向を抜きにして発令しませんからね。そういう意味で提起をするんですが、３区にまたがっておって、具体的な例出しておきます。瀬棚区から大成区に発令になったある職員の方がいますが、数年間にわたってそのままの状態が固定化されておったということなんです。現実にどういう矛盾があるかって言いますと、一つはこういうことになります。非番のとき災害が発生すると。駆けつけなきゃいけないのは大成支署です。しかしいろいろな交通上の事情があって辿り着かないときにはどうするかっていう問題本人抱えるわけです。分遣所に顔を出せばいいのか。あるいは本署のほうに顔を出せばいいのか。仮に本署に顔を出してもスタッフではありませんから身の置き所がないわけです。しかし消防職員としては何らかの役割を果たさなければいけないという使命感に燃えてるわけです。ものすごい矛盾なんです町長。これが大成区内にいれば、あるいは瀬棚区の職員であれば分遣所に出て直ちに指導できる。北檜山区の職員であれば直ちにそこで支所のメンバーに入っていれば直ちに指導できる。こういう矛盾があるということを私は実は訴えられておりました。しかし人事権には介入すべきでないなと思ってあまり限度を超えた提起はしませんでしたが、その方どうしたと思いますか、辞めちゃったんです。しかも旧瀬棚消防署始まって以来の救急救命士の資格を持った大変熱意あふれる有能な方です。聞きますと学校に行ってたときから救急救命士の資格を目指すということで、瀬棚消防署に来る前から資格を得て高い志で赴任したという方なんです。誇りを持ってました。そういうことになりますと結局矛盾感じて将来性のことも考えて、身の

振り方をしたんじゃないのかなと、これは私の推測になりますが辞めてます。定年前退職です。こういうと消防の関係者は誰を指してるかわかりますが、これ名前は申し上げません。その方はどこに行ったかというと、全道的にも公明なさる医療機関に行って今重要なセクションのトップとしてキャップとして頑張ってます。そこの病院には町長も挨拶に行ったことがあるそうです。そう言えば大体わかるかもしれませんが、そのときには優秀な職員をせたな町として送り出したんだと先方がとれるような言い回しをせたな町長がしたという話、私の耳に入ってきてますからね。町長に言わせると、いいえそんなことは言ってませんと。こっから先申し上げておりませんとおっしゃるでしょうが、そういう話が伝わってきた事実は間違いなく私の耳に入ってるんです。優秀な職員を高橋町長の政治決断で政策的に送り出したんじゃないです。その職員は自分の将来性と持っている情熱、資格、力量、生きがいを感じて定年前退職をして、それにふさわしい職場を求めて、これ単身赴任ですから家庭内でも相当協議されたと思うんです。そういう経過も考えると人事というのは相当気をつけてやらなきゃならんと思います。一般論として職員が欲しい部署にそのままわがままを認めるわけにはいかないと。行政は行政の判断と権限の中で発令するんだと。これは当然です。原則論です。しかしそういう声も踏まえて、そういう生きた実例も踏まえて町長が言うようにより合理的、効果的なシステム体制を考えるっていうんだったら踏み込んでいただきたいと思います。時間になりましたから一言だけ申し上げておきます。あとこういうことは言いません。ぎりぎりの話ですからね。よく考えてみてください。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　ご指摘の件につきましては、はっきり確認できている状況ではございません。いずれにしましても人事については慎重に行うということに徹してまいりたいというふうに思います。

○委員長（横山一康君）　ありませんね。９款消防費の質疑を終わります。

間もなく１２時でありますので午前中の質疑はこれにて終わりたいと思います。

１時より再開いたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

○委員長（横山一康君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

１０款教育費の説明を求めます。

教育委員会古畑事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英規君）　それでは説明資料２２ページでございます。予算書につきましては１１０ページからとなっております。１０款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、指導主事等配置、予算額４，９９３万９，０００円、全額一般財源でございます。指導主事につきましては、学校教育や学校経営に関する指導助言を図るために１名を配置するものでございます。外国語指導助手につきましては、英語教育の充実を図るため小中学校に派遣を

するものでございます。人数は２名でございます。英語指導助手につきましては、小学校の外国語の指導充実、語学力向上を図るため小学校へ派遣するものでございます。人数は１名でございます。学習支援につきましては、小中学校の発達に特性のある子供の学習支援のため配置するものでございます。人数は３名でございます。特別支援教育支援員につきましては、小中学校の発達に特性のある子供の学習生活支援のため配置するものでございます。人数は１８名でございます。

スクールバス運行業務、予算額１億９８０万６，０００円、全額一般財源でございます。児童生徒の遠距離通学の足を確保するものでございます。

続いて新規でございます。小中学校歌ＣＤ制作業務、予算額８０万円、全額その他財源は地域振興基金でございます。合併２０周年を記念し町内小中学校及び高等学校の校歌ＣＤを製作し後世に受け継ぐものでございます。

新規でございます。小中学校ネットワーク環境更改業務、予算額３，８０６万円、国道支出金４８０万円、その他財源は地域振興基金で３，３２６万円でございます。１人１台端末の利活用に係る通信ネットワーク環境の改善を図るものでございます。

新規でございます。ＩＣＴ機器導入事業、予算額５，９０４万２，０００円、国道支出金１，１９５万３，０００円、残りが一般財源でございます。児童生徒用教員用パソコン更新ほか、大型モニターを追加導入し学習環境の整備を図るものでございます。

続きまして２３ページになります。３目教職員研修費、研修会等補助金予算額１４７万３，０００円、全額一般財源でございます。学校教育研究会、へき地複式教育研究会、特別支援学級教育研究会の補助でございます。

新規でございます。４目教員住宅管理費、教員住宅屋根外壁改修工事、塗装工事で予算額２，０９９万９，０００円、全額その他財源は公共施設整備基金でございます。教員住宅の適正な維持管理を図るものでございます。

２項小学校費、１目学校管理費、スクールハイヤー使用料、予算額６００万円、全額一般財源でございます。児童の遠距離通学の足を確保するものでございます。

続いて新規でございます。宿泊研修貸切バス支援、予算額２６万円、全額一般財源でございます。貸切バス料金を支援することにより保護者の負担軽減を図るものです。

２目教育振興費、修学旅行貸切バス支援補助金、予算額８８万円、全額一般財源でございます。貸切バス料金を補助することにより保護者の負担軽減を図るものでございます。

要保護及び準要保護児童就学援助費、予算額３２３万３，０００円、全額一般財源でございます。経済的援助を必要とする世帯に対しての学用品費等の支援を行うものでございます。

新規でございます。３目学校施設整備費、学校施設整備事業、予算額５６万４，０００円、全額その他財源は公共施設整備基金でございます。北檜山小学校職員女子トイレを洋式に改修するものでございます。３項中学校費、１目学校管理費、スクールハイヤー使用料、予算額９００万円、全額一般財源でございます。生徒の遠距離通学の足を確保するものでございます。

新規でございます。宿泊研修貸切バス支援、予算額５８万４，０００円、全額一般財源でございます。貸切りバス料金を支援することにより保護者の負担軽減を図るものです。

２目教育振興費、修学旅行貸切バス支援補助金、予算額１９４万７，０００円、全額一般財源でございます。貸切バス料金を補助することにより保護者の負担軽減を図るものでございます。

要保護及び準要保護生徒就学援助費、予算額５００万８，０００円、全額一般財源でございます。経済的援助を必要とする世帯に対しての学用品費等の支援を行うものでございます。

続きまして２４ページになります。

新規でございます。３目学校施設整備費、北檜山中学校長寿命化改修工事実施設計業務、予算額２，１５９万３，０００円、全額その他財源は公共施設整備基金でございます。長寿命化計画に基づく改修工事を行うための実施設計業務を行うものでございます。

新規でございます。学校施設整備事業、予算額２９８万１，０００円、全額その他財源は公共施設整備基金でございます。北檜山中学校の新たに使用することとなった特別支援教室にエアコンを設置し学習環境の整備を図るものでございます。

次に４項社会教育費、１目社会教育総務費、生涯学習講座等講師謝礼、予算額１１６万８，０００円、全額一般財源でございます。各種生涯学習講座等に係る講師の謝礼でございます。芸術鑑賞事業等開催業務、予算額３７０万円、全額その他財源はスポーツと文化振興基金で４０万円、地域振興基金で３３０万円でございます。小学生対象の芸術鑑賞事業のほか、全町民向け文化講演会を合併２０周年記念事業として開催し、すぐれた芸術文化の鑑賞機会を提供するものでございます。社会教育団体補助金、予算額１８８万円、全額一般財源でございます。文化協会等各種社会教育団体への補助でございます。

５項保健体育費、１目保健体育総務費、社会体育団体補助金、予算額５７５万２，０００円、その他財源はスポーツと文化振興基金で３４９万２，０００円、残りが一般財源でございます。スポーツ協会その他各種社会体育団体等への補助でございます。

１０款教育費、合計いたしまして６億２，７１１万２，０００円となっております。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君）　説明資料の２４ページです。学校施設整備費、新規で北山中学校長寿命化改修工事実施設計業務、これ６年１１月２９日の産業教育常任委員会の資料今回持ってきているんですけど、総事業費５億５，５２６万ですよね。その確認と今回２，１５９万３，０００円ですか。これからいくとこれ実施設計業務が２，１５０万何がしなのか教えていただければと思います。

○委員長（横山一康君）　藤谷主幹。

○教育委員会事務局主幹（藤谷　希君）　今回の実施設計につきましてですが、当初の５億５，０００万ぐらいの工事設計については全て長寿命化計画に基づいてやった場合の金額になります。予定では５年ごとに状況も変わりますので、改修工事をその都度していくという計画にしておりますので、今回の実施設計については５年間分ぐらいの工事設計のものになると思いま

す。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　町内の中学校に限定しなくていいですね。他の学校施設でこういった措置をする予定なり、教育長としてお考えがあればお示しいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　ちょっと休憩しますか。大丈夫ですか。
　小板橋教育長。
○教育長（小板橋司君）　個別施設計画をやりまして、その判定結果のＢ判定になったのが町内の学校では北檜山中学校だけだったんです。ほかはＡ判定なんです。ということから北檜山中学校の長寿命化計画を作って工事をするということになっております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　以前にも大成中学校の体育館併設されていますが、あそこの暖房設備がご存じのとおり壊れてしまっているんです。学校側と教育委員会は協議をしていただいて、学校側了解のもと暖房設備、ポータブルのファンヒーターを含めて設置はしていただいてるんです。ただ以前も申し上げましたが、確かに教育委員会の担当のやられたことは誤りはなかったんです。ただ学校側は確かに校長なりも了解した形にはなってるんですけど、当時の父兄あるいは子供たちには、暖房設備が壊れて寒い中を冬季間も活動していた。卒業式、入学式あるいは学校祭等で来賓含めて、おじいちゃん、おばあちゃんも参加していたわけわけです。そういった状況、なぜファンヒーターなの、なんで暖房直さないのっていう理由がなかなか伝わらなくて、今回これ見ると当時の総事業費５億９，５００万何がしかが教育長のお答えだと個別施設計画で調査したらＢ判定が北中だけだったと。ただ細かいことを言うと片やそういった多額の予算なりが予定として組み込まれて､片方は子供たちが確かに少ないかもしれませんけど、当時たしかそれを直すと５、６百万かかるでしたっけ。そういう予算措置ができないのはいかがなもんなのかなっていうふうに私個人的にも思いましたし、これは教育委員会サイドだけの問題ではないにしても、子供たちが少ないにしても今後も１０人切る、１０人を切ってしまう状況も生まれるかもしれませんけど、そういった教育現場、そういったところの対応というのは教育長としてはどのようにお考えかお示しいただければと思います。
○委員長（横山一康君）　小板橋教育長。
○教育長（小板橋司君）　大成中学校の体育館の暖房につきましては、そもそも今ある暖房の部品がないという。だから５００万、６００万という話じゃないぐらいの金額になるんです。それで学校と協議した中では今やってるファンヒーター等々でとりあえず対応してみようと。その結果これで十分いけると、ひと冬越して学校とですよ、学校との中ではこれで行けるということで現在に至ってますけども、今後、学校とも冬によってやっぱり寒さも違いますから聞きながら、それにしても多分ファンヒーター等々を増やすことぐらいしかできないかもしれませんけども、今年の冬の状況について聞いてみたいと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　暖房が壊れてそれとタイミングが悪かったと言えばね。敬老会開催するにあたって町民センターの改修が伴ってしまって、やむなく体育館を使って敬老会開催した

経過があるんです。コロナ禍があり参加者もなかなか集まらない中で教育長も参加していただいて、そこで町長覚えてますよね。敬老会参加の方からかなり熱い批判の声浴びせられましたよね、覚えてますか町長。いろいろな諸事情があって教育委員会サイドだけの問題ではないんです。私は何を言わんとしたいかというと、これ政策判断になるんですか、要は北中、確かに個別施設計画ですか、そういった判定をしたらＢ判定になったのが北中だけだと。多額の予算を講じる一応計画になっていって、今年度に関しては２，１００万で、最終的に実績業務を行い長期的な維持管理を図るということで取り組まれる予定になってるんですけど、暖房壊れてファンヒーター本当に見たこともないようなすばらしいファンヒーターも設置していただいてるんです。ただ、ふだんの授業、体育の授業を含めて、あそこ入学式、卒業式はもちろん、あの会場で行うんです。学校祭もファンヒーターの音って結構、ある意味うるさいというか、子供たちが例えば劇をしてるときに音声も邪魔してしまうんです。学校側もそのときによってスイッチ入れたり消したりしてるんですけど、私はどちらかというと涙もろいほうなのでシーンとした例えばその卒業式、あるいは感動を覚える入学式そういった場面でその感動以上に寒すぎるという声も参加した方々から聞こえてきてたんです。ですからこれはお金のかかるとこです。いろいろな状況を今後の次の冬シーズン寒いシーズンに向けて教育長は協議していくということですが、子供たちや父兄だけではなく、おじいちゃん、おばあちゃん含めて体育館を使用するっていう機会がありますので、生の声に少しかでもお答えいただけるような措置を強く要請したいと思うんですけど教育長いかがですか。

○委員長（横山一康君）　小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君）　自分も卒業式、先日も行きましたし、学校祭等も行ってますけども、学校のほうにも聞きながらどのような暖房の方法があるのか協議したいと思います。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　これに関しては予算を最終的に決定する町側、町長のお答えをいただきたいと思うんですが、暖房壊れてファンヒーター段取りしていただいた教育委員会側の措置は、これはもうできるだけのことをしていただいたと思います。ただああいう寒い中で様々行事を行うにあたって、敬老会開催したときに余談でそういったところを少し意見交換したときに、子供は風の子だから大丈夫なんだという趣旨の発言が理事者のほうからされたんです。子供は確かに昔、私たちの年代もそういったことで、私なんかも親からかなりそういうきつい言葉ももらって育ったほうなんですけど、子供は風の子、その前に人の子なんです。ですからそういった町として優しい対応を町として、町長として取り組んでいただきたいと思いますけど率直な見解をお述べいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　よく教育委員会と協議をするっていいますか、相談しながらということになると思いますが、そういった中でできる部分について対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　最後にこれは要望させていただきます。こういった捉え方によるかも

しれませんけど、片や中心地の北檜山にはこれだけの多額の予算を講ずると。地域のほうは子供たちが少ないから、ここまでしかしないのかと率直な生の批判の声も出ていますので、そこは十分心得ていただきたいと思います。これは要望だけさせていただきます。

○委員長（横山一康君）　ほかに。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　１０款教育費の質疑を終わります。

１１款公債費の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　それでは同じく２４ページでございます。１１款１項共に公債費でございます。１目元金、２目利子、継続で公債費、予算額１０億６２４万２，０００円、その他財源の４，１６３万２，０００円は住宅使用料、港湾使用料でございます。残りは一般財源でございます。長期債元金、長期債利子及び一時借入金利子でそれぞれ記載の金額を予算措置したものでございます。

１１款公債費合計１０億６２４万２，０００円でございます。

以上で１１款公債費の説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　１１款公債費の質疑を終わります。

１２款職員給与費の説明を求めます。

髙橋総務課長。

○総務課長（髙橋　純君）　それでは説明資料の２５ページになります。予算書につきましては１２５ページからになります。１２款１項１目共に職員給与費でございます。予算額１０億２，８６３万９，０００円、財源内訳で国道支出金２，６０６万８，０００円、その他財源２，７３４万４，０００円、一般財源として９億７，５２２万７，０００円でございます。特別職３人、一般職１０３人の給与費でございます。

次に２目会計年度任用職員給与費で予算額２億５，４０５万４，０００円、財源内訳は国道支出金４７３万２，０００円、その他財源８２万７，０００円、一般財源２億４，８４９万５，０００円でございます。会計年度職員５９人の給与でございます。

１２款職員給与費合計１２億８，２６９万３，０００円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　１２款職員給与費の質疑を終わります。

１３款予備費の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　それでは同じく２５ページでございます。１３款１項１目共に予備費、予算額５００万円で全額一般財源でございます。

以上で１３款予備費の説明を終わります。

１款議会費から１３款予備費まで、令和７年度せたな町一般会計予算総額は９４億９，４６４万４，０００円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君）　説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　１３款予備費の質疑を終わります。

ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時４３分

再開　午後　１時４６分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

次に歳入１款町税から１１款交通安全対策特別交付金までの説明を求めます。

佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木正人君）　それでは予算書１６ページをお開き願います。町税についてご説明申し上げます。町税の積算につきましては、前年度の徴収実績などを勘案し計上しております。１款町税、１項町民税、１目個人分でございますが、本年度予算額２億６，０２９万４，０００円でございます。１節現年課税分では２億５，８４６万円、２節滞納繰越分は１８３万４，０００円の計上でございます。次に２目法人分でございます。本年度予算額は５，６４３万５，０００円でございます。１節現年課税分は５，６３７万５，０００円、２節滞納繰越分は６万円の計上でございます。

次に２項固定資産税でございます。１目固定資産税は本年度予算額３億７，０１２万円でございます。１節現年課税分では３億６，９０１万３，０００円、２節滞納繰越分では１１０万７，０００円の計上でございます。次に２目国有資産等所在市町村交付金でございます。本年度予算額は６３４万２，０００円で、これは北海道森林管理局や北海道など４件の交付金でございます。

次に３項軽自動車税でございます。１目環境性能割は本年度予算額１７８万７，０００円でございます。２目種別割は本年度予算額２，５３５万３，０００円でございます。１節現年課税分では２，５２８万９，０００円、２節滞納繰越分では６万４，０００円の計上でございます。

次に４項町たばこ税では、本年度予算額５，８５４万円、５項入湯税では、本年度予算額１９０万３，０００円となっております。

以上、町税について計上させていただいたところでございます。

○委員長（横山一康君）　続いて佐藤財政課長。
○財政課長（佐藤英美君）　続きまして２款地方譲与税から１９ページの９款地方特例交付金までにつきましては、国の地方財政計画で示された伸び率や前年度の交付見込額などを勘案し積算しております。予算額についてはそれぞれ記載のとおりであります。
次に２０ページでございます。１０款１項１目共に地方交付税、予算額４８億５，２０３万８，０００円でございます。地方財政計画や国勢調査の人口、交付実績などを考慮し積算したものでございます。普通交付税は４３億７，２０３万８，０００円、特別交付税は４億８，０００万円を計上したところでございます。
次に１１款１項１目共に交通安全対策特別交付金は予算額９０万円を計上してございます。
以上で歳入１款から１１款までの説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○委員長（横山一康君）　歳入１款から１１款までの質疑を許します。
（「なし」という者あり）
○委員長（横山一康君）　歳入１款から１１款までの質疑を終わります。
次に１２款分担金及び負担金から２１款町債までの説明を求めます。
佐藤財政課長。
○財政課長（佐藤英美君）　それでは２０ページでございます。１２款分担金及び負担金、１項負担金の主なものは、１目民生費負担金、１節社会福祉費負担金の老人ホーム入所措置費負担金１億４２１万７，０００円などでございます。２１ページの負担金の予算額計は１億３，９６９万４，０００円を計上いたしました。
次に１３款使用料及び手数料、１項使用料の主なものは、３目衛生使用料、２２ページの３節公営温泉浴場使用料９９２万９，０００円、２３ページの６目土木使用料、６節住宅使用料の町営住宅使用料７，７３３万５，０００円などでございます。
２４ページの使用料の予算額計は１億３，２７６万３，０００円を計上いたしました。２項手数料の主なものは２目衛生手数料、１目保健衛生手数料のし尿等処理手数料２，１３４万８，０００円などで、手数料の予算額計は２，８０８万６，０００円を計上いたしました。
１４款国庫支出金、１項国庫負担金の主なものは、１目民生費国庫負担金、２５ページの１節社会福祉費負担金の障害福祉サービス等給付費負担金１億６，５９８万４，０００円、２節児童手当負担金の５，３５３万９，０００円などで、国庫負担金の予算額計は２億６，２７６万９，０００円を計上いたしました。
２項国庫補助金の主なものは、２６ページの４目、土木費国庫補助金、１節社会資本整備総合交付金の３事業合わせて５，９８２万９，０００円、２節道路メンテナンス事業補助金、橋梁長寿命化補修事業補助金３，７３０万円などで、国庫補助金の予算額計は１億５，１７８万４，０００円を計上いたしました。
３項委託金の主なものは、２７ページの３目土木費委託金、１節道路橋梁費委託金の北檜山流雪溝施設管理委託金４，７１１万などで、委託金の予算額計は５，１９９万５，０００円を計上いたしました。

次に１５款道支出金、１項道負担金の主なものは、１目民生費道負担金、１節社会福祉費負担金の障害福祉サービス等給付費負担金８，２９９万２，０００円などで、道負担金の予算額計は１億７，８０９万９，０００円を計上いたしました。

２８ページの２項道補助金の主なものは、２目民生費道補助金、２節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金１，３２４万２，０００円、４目農林水産業費道補助金、１節農業費補助金では、中山間地域等直接支払交付金３，６３１万４，０００円などで、２９ページ道補助金の予算額計は１億４，８４５万４，０００円を計上いたしました。

次に３項委託金の主なものでは、１目総務費委託金、３０ページの５節選挙費委託金で参議院議員選挙費委託金１，６２４万６，０００円、３１ページの６目１節共に消防費委託金では、平田内川ほか２箇所、防潮水門施設管理委託金１，１８３万７，０００円などで、委託金の予算額計は５，２６９万８，０００円を計上いたしました。

次に１６款財産収入、１項財産運用収入の主なものでは、１目財産貸付収入、２節建物貸付収入の公宅料で１，１４９万９，０００円などで、３２ページの財産運用収入の予算額計は３，３４５万円を計上いたしました。

２項財産売払収入の主なものでは、１目不動産売払収入、１節流木売払収入の６００万円などで、財産売払収入の予算額計は９２３万円を計上いたしました。

１７款１項共に寄附金の主なものは、１目１節共にふるさと応援寄附金２億５，０２０万などで、寄附金の予算額計は２億５，３２０万１，０００円を計上いたしました。

３３ページの１８款繰入金、１項基金繰入金の主なものは、１目財政調整基金繰入金５億１，０３５万１，０００円は財源調整分及び病院事業会計繰出金充当でございます。６目生活交通確保対策基金繰入金、１億５４３万６，０００円は、生活交通路線維持費補助金などに充当、３４ページの８目公共施設整備基金繰入金１億８，９７８万６，０００円は、総合行政ネットワーク無線化事業などに充当で、３６ページの基金繰入金の予算額計は１１億５，２３２万５，０００円を計上いたしました。

２項特別会計繰入金では、１目国民健康保険事業特別会計と２目後期高齢者医療特別会計からの繰入金合わせて予算額は３４６万８，０００円を計上いたしました。

次に１９款１項１目共に繰越金では前年度同額の３００万円を計上いたしました。

３７ページの２０款諸収入、４項１目共に雑入の主なものでは、１節総務費雑入のデジタル基盤改革支援補助金４，０２１万４，０００円、３７ページの８節、教育費雑入の学校給食費納付金１，１６７万２，０００円などで、雑入の予算額計は７，４６９万９，０００円を計上いたしました。

５項１目共に備荒資金支消金では１億円を計上いたしました。

２１款１項共に町債、１目総務債、町有施設解体事業債から４０ページの７目合併特例債の北檜山学童保育所整備事業債まで記載の２０事業について借入れをするもので、町債の予算額計は７億３，８１０万円を計上いたしました。

以上で歳入１２款分担金及び負担金から２１款町債までの説明を終わります。

ご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君）　歳入１２款から２１款までの質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　歳入１２款から２１款までの質疑を終わります。

ここで再度、一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君）　先ほどのところでタイミングを逃してしまったんですが、教えていただきたいのが、これからいくと土木費、予算書でいくと２７ページ、土木費委託金で道路橋梁費委託金ですか、北檜山流雪溝施設管理委託金、それと３１ページ、ここには同じくここも道路費委託金で、ここは金額が３８５万５，０００円どうなんでしょう。このお金の使い方というか、ある程度の詳細お知らせいただければと思います。

○委員長（横山一康君）　平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　１４款の国庫支出金のほうの土木費委託金の北檜山流雪溝の４，７１１万のほうは、先ほど説明しましたが、流雪溝の設置延長で負担金をいただくので、これは国道の分ということになります。次が道の委託金のほうが３１ページの３８５万５，０００円、これは道道分の負担金をいただいて流雪溝を管理しているということになります。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　後ろに真柄委員がいらっしゃって、なかなか質問しにくい部分もあるんですけど、昨年、今シーズンに関しては私の認識してる範囲では、たしか１日だけだったと思うんです何かしらの不具合で流雪溝が短時間でしたが使えなかったということがあったんです。昨シーズンは流雪溝が使えなく役場職員も出向いて排雪していた経過を記憶しているんです。結構何日かかかったと理解してるんですけど。これは今後どうなんでしょう北檜山の中心地の一角、流雪溝が設置というんですか、されてる部分は確かに朝の忙しい中動いていただいて本当に町の中はきれいになってるんですが、流雪溝が設置されていない箇所があるわけじゃないですか。それはどうしても山積みになりますよね。やはりあれは致し方ないというか、国道が絡むので管理されている業者とも、そういった山積みの状況というのはどういうふうに担当として協議方というか、対応してくれてるのか。それはもちろん瀬棚区にも国道ということでは及ぶんですけど、山積みの雪の対応、来シーズンに向けてどのような考え方があるのかお聞かせいただければと思います。

○委員長（横山一康君）　平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　流雪溝を設置している箇所につきましては国庫支出金で負担金をいただいて流雪溝で排雪していることになるんですが、瀬棚区ですとか大成区とか流雪溝のないところは、あくまでも国道管理者の開発のほうが除雪、排雪をすることになりますので、流雪溝で問題となってるのは流雪溝の区域で空き家になってるところは多少雪が残るんですが、それは雪の降ってないところに私たちと委託業者と協力して排雪をするようにしてるんですが、残ってる部分はあくまでも開発からの負担金はうちは受けてないので開発のほうで排雪するということになります。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　よく理解してない部分もあるんですけど、朝の光景を見る限りかなり携わっている事業所、あるいは労務者の方々のご苦労は勝手ながらすごく感じてきてるんです。これ大事な取り組みだと思うんです今後も雪の降る我が町せたな町は。携わる方々の年齢も先々のことかもしれませんけど、かなり危惧される部分も想像してしまうんですが、瀬棚区のほうに限っては、確かに管理者国が絡むんで業者が限定されていらっしゃるのは十分わかっているんです。ただ町道から国道に出るときに、やはり町民からは山になって見にくい、出づらい、危険だという声は担当のほうにも寄せられてると思うんです。そういったことも踏まえて次のシーズンに向けてそういった不安解消の措置というか、取り組みをぜひしていただきたいと思いますけどいかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　平田課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　私も瀬棚区に住んでるものですから国道に出るときは多少ちょっと雪高いなっていうのは感じているときはありますので、その都度開発のほうにお願いをして交差点の部分ちょっと雪が多いので何とかなりませんかという相談をさせてもらって、結構まめにカット排雪みたいなことはやっていただいているので、引き続きそういう要望しながら雪の対策をしていきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　今シーズンの雪の降り方は近年にないだけ私としてもこれ異常だなと。１２月から始まって１月がぱっとなくてね。課長は瀬棚区在住でおそらく生の批判の声も聞いていたかと予想いたしますので、ぜひ来シーズンに向けて少しでもそういう不安解消に向けた対応していただきたいと思います。これは要望させていただきます。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　予算書の８ページです。歳出の額について財政課長にお聞きします。物価高であったりとか、職員給与が上がってるということも影響しているかとは思うんですが、近年の歳出の額がやはり増加傾向にあるのかなと私は見ていたんですが、現状で近年の歳出額がどのような傾向にあるのかというところと、あと気になるのが事業数において増減どのような傾向にあるのかを合わせてお聞かせください。
○委員長（横山一康君）　佐藤財政課長。
○財政課長（佐藤英美君）　まず予算額は増加傾向で先ほど福嶋委員言われたとおり、物価高騰や職員給与費、人事院勧告による給与費の高騰などにより予算額それと合わせまして事業のほうも多くなってきてるということでございます。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　同じく８ページです。総務課長にお聞きします。職員給与費ですけど、予算だけで言えば昨年と比べると幾らか増加していると思うんですけども、実際、給与費上がってるところから考えて、職員数自体は減少してるんではないかと思われるんですが、お答えいただけますか。
○委員長（横山一康君）　尾野主幹。

○総務課主幹（尾野裕也君）　職員数のことの質問だと思うんですけれども、令和６年から今令和７年でまだはっきりは確定はしていないんですけれども、現状だとトータル総職員の中で２名ほど減少するんではないかという見込みになっています。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　今年度においても今現状だと２名減の予定だと。近年の状況もそうなんですけども、合わせてお聞きしたいのが早期退職者です。定年退職というのは別として早期退職者の増減傾向をお聞かせいただけますか。
○委員長（横山一康君）　尾野主幹。
○総務課主幹（尾野裕也君）　早期退職者の人数ですけれども、やはり近年は増加傾向にあると捉えています。やはり５年間を見ますと、多少少ない年度ももちろんあるんですけれども、どちらかというと増加傾向にあるというふうには言えると思います。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　今の財政課と総務課のほうの話から聞くと、予算額が増えて、事業数も増加傾向にあるなという中で、片や職員の数は減ってきているという逆になってるんですかね。そういったところから私自身、単純に考えたら職員の負担がもう増加しているなというふうに感じられるんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　当然、仕事量を人数で割るということになりますから、それはそういう方向にあるというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　やっぱり職員数が減って１人あたりの事業数であったりとか、仕事のボリューム自体が増えてくるとなると、やっぱり本来であれば事業しっかりとやったあとに評価をして、改善をして、また次年度以降に続けなければならないというのは当然だとは思うんですけれども、やっぱり各々の職員がキャパオーバーしてきてしまうと事業を回す行うこと自体が目的になりがちなのかなと私は考えてるんです。事業を完成させること自体を目的にしてしまった場合、やっぱり職員自体やりがいであったりとか、総満足度っていう部分では低下していってしまうのではないかなと考えまして、やはり規模に応じて事業の中身というところも精査していかなければならないんじゃないかなと私は考えているんですが、町長の考えをお聞かせいただけますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　キャパオーバーを起こしているのではないかというご質問でございました。確かにそういう傾向にあろうかというふうに思います。したがいまして、これは事業の大きさよりも、やっぱり数が多いとどうしてもそういった傾向に陥りかねないというふうに思いますので事業の見直しといいますか、整理といいますか、できるだけそういったことも考えながらより町民のために効率的に支援できるような、そういった事業について考えていかなければならないなと思っているところでございます。議員ご指摘のとおりだと思います。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。

○委員（福嶋　豊君）　まず職員の満足度の件についてお聞きしたいんですが、一般的な民間企業においては、従業員満足度、ＥＳって言われるものなんですが、これの向上っていうのはもう常識であるというふうに言われてまして、役場で置き換えれば職員の満足度というところなんですけども、その職員の満足度であるＥＳの向上というのが、住民満足度であるＣＳの向上というところと相関関係にあるっていうのを一般的には言われてるんです。そのＥＳの向上というのは相関関係にあってＣＳの向上のみならず、職員のモチベーションを上げる部分であったり、モチベーションが上がれば当然生産性っていうか、作業効率も上がってくるというふうに言われていて、さらにはその組織の離職率の低下っていうところにも大きく寄与する内容だというところから一般の民間企業ではＥＳの満足度向上、ＥＳの向上という部分に注力されているんですけども、このことについて役場でも同じようなことが言えるんじゃないかなと私は思ってるんですけれども、町長の見解をお聞かせいただけますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　早期退職の職員の退職理由というのは、聞いたところでは様々ございます。しかし議員おっしゃってるこの職員の満足度と全く関係ないということではないというふうに思っております。いずれにしましても職員の満足度を向上させるそういう努力というのは、職員の早期退職を防ぐ一つの方法と考えております。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　従業員満足度を向上させる方法の部分として、民間だと労働基準法が前提になってくるので、それにおいてっていうところになるかと思うんですけど、役場の場合だと公務員法等も関わってくる部分なので一概には言えないところではあるんですが、議会自体もおおよそ１時間ぐらいで休憩をするとか、９０分で休憩しようとかっていうことあると思うんですけど、集中力が続くっていうこと自体がやっぱり１時間から９０分までが一般では限界じゃないかっていうふうに言われてるんです。そのままだらだらだらだらやってたとしても生産性は上がりませんと。だから間、間で休憩を挟んで集中力を高めることで、結果的に１日、１日のパフォーマンスを上げていこうという働きなんですけど、例えば役場でできるできないは別として、役場も昼休憩の前に午前中、午後の間ぐらいに休憩をとるとかっていう選択肢もあるのかなというふうに思うのと、あとやっぱり全国でも役場職員の働き方改革というのはもう急務だなというふうに捉えて実際動き出されてる自治体も少なくないと思いますので、当町でも同じように職員数が減ってきている中でやりがいを持って働いてもらうために他町と同じように急務として捉えていただいて、ほかの事例等を参考に改善に進んでいっていただきたいなと思うんですがいかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　尾野主幹。
○総務課主幹（尾野裕也君）　休憩に関しては今の就業規則上ではちょっと無理な部分もあると思うんですけれども、それは議員もご承知のことだと思います。ただいま働き方改革ということで進められておりますので、いろいろと制度は国のほうでも示されておりますので、どれがいったい町に合った働き方になるかっていうのをいろいろと検討して、職員もやりがいが持てるような職場になれるようにっていうのは私も常々考えておりますので、これからもその点

については検討していきたいというふうに思っております。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　現在お昼の休憩ということはきちんと確保しておりますが、それ以外の休憩というのはきちんとしていないというのが実態でございます。これ一つに就業時間、休憩を増やすことになると時間が終業時間っていいますか、１日の時間が増えるということに当然なってまいります。この辺の兼ね合いをしっかり考えていかなければならないというふうに思っておりますが、しかし効率よく仕事をする、労働生産性を高めるとこういうことからすると、やはり効率のよい働き方っていうのは今後、求めていかなければならないと考えておりますので、その辺は検討させてていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　違う問題ですか。
福嶋委員、ちょうど１時間経ちますんで、ここで一旦休憩させていただきたいと思います。
２時３０分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時１８分
再開　午後　２時３０分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
質疑を続けます。
福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　予算書の５３ページ、出会いの広場開催事業についてお伺いします。改めてこちらの事業の目的を教えていただけますか。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　お答えいたします。こちらは町内の未婚の男性に対しまして、人生最大のプロジェクト結婚へと結び付くためのきっかけを作る事業でございます。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　ありがとうございます。前年度までのできれば総事業の決算額と結果を教えていただきたいんですが、決算額までわからなければ今まで何年ぐらい継続事業としてやられてたのかを教えてください。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　こちらですが、令和元年度から実施しようとしておりましたが、コロナ等々の影響で実際は令和３年度から開始となっております。３年、４年、５年、今年６年と４年実施しまして、決算額については約５００万円ほどです４回で。延べ３６人参加いたしまして、結果としては２９組マッチングという結果となっております。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　それで結婚まで結びついた方がいらっしゃれば何件か教えていただけますか。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　私たちの押さえてる情報では結婚まで行った方というのはいないというふうに捉えております。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　結婚のきっかけを作ると言えば聞こえはいいんですけども、やはりまちづくり以外でもこういう出会いの広場と似たような事業を持たれてるのも実際あるんだと思うんですけども、過去の経過も含めてですね。まちづくりが今取りかかっている部分で決算額が５００万円で、実際は結婚は１組もありませんよと。私がやっぱり思うに今の結果も踏まえてなんですけど、事前に関係者、参加した方も含めて入手してる内容からすると、実際問題、先ほど質問させていただいてた部分にも関連するのかもしれないんですけど、職員自体がやっぱり惰性でやらざるを得ない状況で毎年、要はこなす事業になっているんじゃないかなというふうに思うところがあるんですが、その点についてどのように課としては考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　大変厳しいご質問だというふうに伺っておりました。実績的には結婚までたどり着いてないという形になってます。ただ惰性でやってるというわけではないと。きちんと募集はして、各産業団体とかに募集をかけて人は集めます。集めた際にこういう事業でということは委託している会社とも調整をさせていただきながら実施のほうをさせていただいておりますが、引き続き結果が出るような取り組みも今後必要だと認識しておりますので、どういった方法があるのか、また職員については惰性ではなくて真剣にやってるものというふうに考えておりますので、今後も引き続きこの事業につきましては実施のほうをさせていただきたいと考えております。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　その言葉が、職員の行動と考えときちんと組まれている言葉であれば私はいいと思うんです。それがただ課長の思いが先行しているだけなんであれば、職員にとっては圧迫でしかないのかなっていうふうに私自身は思いますし、本当に結果として目的に沿った行動をとらなければいけないということであれば、結果検証を今もう既にされていることだと思いますし、今検証していって改善していきます、結果につなげますっていう話をされてたと思うんですけれども、とっくのとうに改善はされてて、都度、都度検証、改善というところでＰＤＣＡを回されるのがもう当たり前じゃないかなというふうに私自身は思ったんです。事業をやっている側からしたら厳しい言葉に確かになるのかもしれないんですけれども、今、私自身は町の職員自体も事業が圧迫されている中で、一人一人が成果を出すための行動をとるための時間が確保されてないんではないかなっていうところも加味して話をさせていただいているので、しっかりそこは合わせて検討を行っていただきたいというところと、以前、横山委員からＰＤＣＡサイクルをきちんと回してくださいよというふうな話、効果測定の部分も含めて話出てたと思うんですが、やっぱり実際問題は回さなければいけないのはわかっていることだと思うんですけれども、やったあとに評価して改善してという行動というのは膨大な労力を要するっていうのは私自身事業とかやってる中で日々感じていたことで、そういった行動という

のを繰り返しやっていくためにはやっぱりそれなりに時間というのは、余白じゃないんですけど、ないとただやること自体がどうしても目的になってしまいがちなので、そこもちょっと考慮していただいて、課長の思いは思いとして課の職員というところにも合わせて事業の実施というところに繋げていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　大変貴重な意見だと思います。職員と一緒に今後どういった開催方式といいますか、それから改善点そういったものも含めて検討させていただきたいと思っております。担当課としては結婚対策、移住定住対策を担っている課でもありますのでその辺も含めて今後どういったこの事業の計画、それから実施こういったものもきちんと考えて実施してまいりたいと考えております。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　先ほどの福嶋委員の質問の中で早期退職、担当のほうから近年増加傾向にあるといった説明がありましたが、その増加傾向、定年年齢の引上げ、延長になりましたよね。そういったものも結局は６０だったものが引上げになったことによって、早期退職のくくりになると私は認識してるんですが、その辺でご説明をいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　尾野主幹。
○総務課主幹（尾野裕也君）　先ほどの早期退職の話をした中には、今、議員さん言われたとおり定年延長で６０歳だった定年が今６１歳、６２歳と引き上げなってます。その前に早期でやめた方も含まれてますので、ただそれは一部にすぎませんので、それを除いたとしても若干、増加傾向にあるというふうに分析はしております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　町長のほうからは様々な理由があるといった答弁がなされましたが、どういった理由、個々に聞かれたのか、これは改善できたのかなといったような理由というのはお聞きしていませんか。
○委員長（横山一康君）　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　早期退職につきましては、それぞれの理由があると思います。理由を伺いますと、やはり民間の企業で働いてみたいだとか、あと家庭の事情の関係で転職される方などが早期退職の理由となっております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　個別具体に聞く機会というのは、町長ではないどうなのかな、事務方トップと言われる副町長、個々に何か苦情めいた、批判めいた理由というのは聞いていませんか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　早期退職の理由につきましては今総務課長からも答弁申し上げましたけれども、今石原議員の質問で苦情めいたものということでございますけれども、私は聞いておりません。

○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　これも福嶋委員の質問と関連するんですが、キャパオーバーという言葉を福嶋委員使われていましたけど、私もその退職を決めた職員と個々に意見交換するということは一切ないというのが正直なところなんです。ただ間接的に漏れ伝わってくる理由の中に、任された仕事、残業をしても追いつかない。課長を含め誰も助けてくれないというようなことが愚痴も含めてささやかれているようなんです町長現実として。これは今始まったことはないんです。ですから目配り、手配り、気配りですか。少し例えが正しくないかもしれませんけど、新年度、これはもう町長が率先して、副町長と連携して取り組んでいただきたいと思うんですが、そういったことが少しでも防げるような形で、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますけどいかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　そういった今石原委員からのご質問でございますけれども、常々って言いますか日頃から例えば時間外勤務、月１カ月あたりの時間ですとか、あるいはまた職員の人事評価などについての面談の中でもそういった話もさせていただいておりますけれども、キャパオーバー云々ということにつきましてはなかなか難しい判断もありますけれども、退職理由に仕事がついていかない、任されていない、ついていけないということについては、そういったことがないようにしていかなければならないと思ってますけれども、そういったことの改善となると、例えば組織の見直しですとか様々なことが考えられると思いますので、そういったことも含めながら対応していきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　ぜひ職員から本当に本音というか、そういう聞く場というか、聞ける体制というか、これはきちんと設けていただきたいと思います。でなければ我慢しながら抑えつけながら、そういった傾向にありがちなので、そこはきちんとご認識させていただいて対応していただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　それぞれの課には課長がおりますので、課長が責任持ってそういった対応もするというふうに思いますし、また自分も機会があれば、機会をとらえて職員と面談するようなこともやっておりますので、そういったことを継続してまいりたいと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　各課に課長がいるのは私も十分認識してます。ただそのときの状況、個々の職員の方々の性格含めてもろもろあるわけです。優しい課長もいれば、きちんと話を聞いてくれる課長様々いらっしゃるわけです。それは今の現状ではなくて過去から含めて、そういった傾向にありがちなところもありますので、杓子定規でそういった上部のことでなくては副町長の評価はなった時点でやはり副町長よく話聞いてくれるんだという評価も一時期はされていたんです。そういった何だろう言いやすい環境というか、そういうのはあってしかるべきなので、言いやすい環境、副町長であればまだできる可能性があると思いたいので、そういった方向で対応していただきたいと思いますけどいかがですか。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今のご質問の中に、一時期は話しやすいっていうふうに言われましたので、そういったことがないようにこれから努めてまいりたいと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　ちょっと語弊かもしれないですけど本当にそういう評価だったんです。ところがわかったと、町長にそれ伝えると。そう言ってたのにやってもらえなくなっちゃったんですよねっていうのもストレートに申し上げます。これ職員の代弁、どなたとは言えませんけど、そういったこともね、副町長も大変な立場なのは十分理解してますので、そういったことも評価として受けるということは、そういったことを行動として示していたという評価にも繋がりますので様々ありますけど、今言われたとおりそういったことで対応していただきたいと思います。これ先ほどの答弁に尽きると思いますのでこれ以上は求めません。
○委員長（横山一康君）　ほかに。
　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　予算書の３２ページです。ふるさと応援寄附金についてお伺いします。このふるさと応援寄附金事業ですが、こちらに関しては返礼品という形で当然事業者の協力が得られなければ予算達成も難しい事業だと思うんですがいかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　ご質問まさにそのとおりでございまして、当然事業者さんのご協力がなければ町には１円も寄附が入ってこないというような状況です。この製造から加工、そして梱包、発送と年間１万件から２万件と膨大な労力を費やしていただきまして、そしてこの寄附金として町の歳入に入ってくるというような流れで大変感謝しております。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　それで予算を作られたのは町であるにもかかわらず、３月３日定例会初日に、私や横山委員長の質問に対して課長のほうからの答弁が、サケ漁の不漁で１番人気のイクラがなかったから予算をショートしたんですよと。また他町と比べて生産力が劣ってるとまで言われていたんです。私自身が感じるには予算を作っているのが町であれば、予算を落としてるのは町の責任であると。先ほどのその当時答弁された内容というのは責任転嫁であって、事業者に対しての言葉としてはあまりにも不適切なんじゃないかなと思います。おそらくなんですけど課長の真意っていうところはそういう意味ではなかったんじゃないかな、そういう意味でなかったわけじゃないんではないかというふうにあえて思うところではあるんですけれども、実際問題、議会を聞いてる、見ている事業者から直接私のところにそのような形でどうなってるんだと。必要だから協力してください、わかりましたと、できる範囲で協力します。それで協力した挙げ句、予算をショートしたら生産力が足りない、ばかにしているのかと。厳しい言葉もありましたし、電話でいただいた事業者の方からは結果的にそんなふうになるんだったら協力してらんないよという厳しい言葉があったんです。まずそこの部分において課長のほうから答弁の訂正をお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご指摘ですけれども本当に配慮のなかった答弁だったなというふうに思います。大変申し訳なかったというふうに思っております。今後、事業者の皆さんから協力をいただきながら、ふるさと納税の推進につきまして努力していきたいというふうに思います。大変申し訳ございませんでした。
○委員長（横山一康君）　訂正はいいんですか。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　もちろん訂正させていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　それで、まずありがとうございます、訂正いただいて。前回の答弁の中で予算がショートした理由としてもう１個挙げられてるのが、制度改正があったよと、昨年度の１０月でしたか。制度改正があって経費の額を５０％未満に納めなければいけないという制度改正があったと。そのことが一つ理由としても挙げられていたんですけども、昨年、ちょうど１年前ですか、ふるさと応援寄附金を外部委託に移行する際に事業者説明会を行われたと。そこで委託になる部分での説明を行われていたんですが、私がその際に令和５年度ですか、実際予算は１億５，６１０万円を当初予算として組まれてたんですが、増額の補正となりまして最終的に決算額４億６，０００万を超える額になっていたと思うんですが、その際になぜこれだけ寄附金額が増加したんでしょうかっていう質問をさせていただいたんです。その際には、ポータルサイトを増加させましたと、そういったサイトの充実をさせたことと在庫調整をしました。あと新たな返礼品の開発を行っております。最後に事業者とのコミュニケーションによるものとして、その当時は回答をされていたんです。予算が上がったときにはです。だから委託をやりましょうという話です。だけれども事業者の委託にかかったら今回は７，６００万の減額補正がかかって、挙げ句の果てに新年度の予算はさらに今年度の当初予算に比べてもさらに予算額を下げてきてると。予算額がショートした理由は何ですかって言ったら、制度改正があったんです。売上げが上がった時は自分の手柄で、下がったら法改正があったからなんて辻褄がどうにもこうにも私の中では合わないと思うんですが、それに対してちょっとお答えいただきたいなと思います。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　１年前の説明会だったかと思います。ちょっと覚えてはいないんですが、もしそういう答弁をしたのでしたら認識違いだったというふうに考えております。申し訳ありません。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　認識違いで委託がかかってきてしまったら事業者に係る影響は大分変わってきちゃうんじゃないかなと私は思うんです。正しい認識を持って外部委託するっていうのは前提じゃないかと思いますので、そちらは厳しく発言させていただくのと、あと同じ時に委託をすることになった経緯について私がお伺いしたところ、委託することによって業務の効率化、さらにはサービスの向上を図って寄附金額の増額に努めるために委託契約を結ぶんですよと言った趣旨の話があったんです。ただ結果蓋を開けてみたらどんどん下がってるんですけどっていう話なんです。これも先ほど言ってた部分と繋がるところだと思うんですけど、今現

状で言ってることと、当時言ってることっていうのは全然かみ合わないんです。だから計画を立てるっていう段階も含めてしっかりと結果検証して、改善をして次の行動というのを立てていただきたいなと。その場、その場で場当たり的な答弁であったりとか、自分自身の思い込みの発言だけで済ましてしまうと、これに関しては一般の生産の事業者も大きく係る事業だと思いますので、間違ってしまったとかではなくて、しっかりとそこは過去の部分も含めて精査しながら行っていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　そのとおりだと思いますので、今後もふるさと納税の推進につきましてはやっていかなきゃならない事業だと思っておりますので、私の発言で大変な迷惑をかけているかというふうに思いますので、その辺も含めてきちんと対応のほうさせていただきたいというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　やっぱり今の現状というのを客観的な指摘を私は当然させていただくような形になってしまうんですけど、しっかりと受け止めていただいて決算額が予算よりはいかなかったじゃないかということに対して指摘をしてるわけではないんです。まだ成長途中の事業だと思いますので盛り返せる内容だと思うんです。ただこういう早い段階から場当たり的な答弁で要は指摘を交わすためっていうふうな形になってしまったら、先ほど言ってたように要は評価がゆがんでしまうんです。適切な評価ができなかったら、当然、次の行動というのも適切な行動にはならないと私は思うので、厳しい言葉も当然かかるとは思うんですが、ぜひ一旦受け止めるっていう形をとっていただいて、次の改善とかっていうところに繋げていただきたいと思います。
　それと最後に担当者として、主幹のほうですか。実際事業者といろいろやられてる中だと思うんですが、残念ながら他町と比べて生産力が劣っているという部分も確かに中にはある部分も考えられます。その上でこの寄附金額、今後どのように活用できるのかなと。今、担当者ベースでいいので、どのように活用していきたいなとか、そういう思いがあれば教えていただきたいと思います。お願いします。
○委員長（横山一康君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　福嶋委員のご質問です。寄附金が予算ショートしたというところなんですが、ちょっと私からも一言なんですけど。ポータルサイト、ただいま２０社まで増やしてます。これで１番大手のサイトが半分、それ以外の受給者が半分これ増やしてなかったら、半分の１億しかなかったようなちょっと厳しかった状況ではあったんですけど、そういうのも工夫しながら何とか確保していくということで工夫はしております。あと寄附金の活用、こちらにつきましては現在のところ基金に積立てして、その後の事業に活用しているということで、例えば先ほども出ましたけど生産力の向上とか、例えば設備を大きくする生産ラインの限界というのはやはり生産量の限界にもつながってくると思います。例えばそういう投資に対するお手伝いができたりしたらいいなとかっていうふうに考えたりします。そういうことを含めながら事業者の方といろいろお話しながらこれからどうやって前に進んでいけるか

というのを検討しながら一緒に進めていきたいというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　福嶋委員。
○委員（福嶋　豊君）　担当者からそのように事業者を支援するという部分での答弁いただきました。ぜひ課長のほうにも、担当のほうからいろいろな多分意見とか提案とかが上がってくると思うんです。そのときに目的に立ち返っていただいて様々な意見等あると思うんですけどしっかりと酌み取っていただいて、制度としてなるように町長に対して詰めていただければなと思うんですけども、町長今、担当者のほうも含めてこのように答弁いただいてますので最後に一声いただければと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今いろいろふるさと納税に対するご意見を頂戴いたしました。やはり何といってもこれは事業者との協力体制、連携そういったものがこれは１番大事なところであるというふうに思っております。したがいましてこのふるさと納税をこれから拡大していくということになりますと、どうしても今以上に事業者としっかり寄り添った形でお互い協力して事業を伸ばすということが欠かせないというふうに思っておりますので、その辺しっかり対応をするようにこれから努めていきたいというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　今ずっと話聞いてましたけど町長、担当課の課長の答弁等も含めて、この前の補正予算の時も私は指摘してるんです。まず理事者が今の質問に対してきちんと判断して間違ってるというか、完全に発言修正したわけですから、それに対して理事者としてきちんとした考え方を答弁者に示すべきじゃないですか。私は絶対それ必要だと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　申し訳ありませんでした。ご指摘をいただいた部分につきましては、改めて私のほうからもお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　それでこの際ですから関連の中に入ってしまったので指摘しておきたいと思いますけど。担当課が私に言わせると逆の意味でいうとあまりにも間口が広くなり過ぎている、担当課の持分が。いいですかこのあと入っていくデジタル構想から何から入っていったらものすごい間口です。これ私が今危惧してる方いると思うんであれですけども、そういう中で、例えば私、去年の予算委員会等でふるさと納税の企業版ふるさと納税これからどう考えるか。そういう質問をしてそのときも課長は大変前向きな答弁と、その後の進展については私も教えていただきたいと思ってましたが、それから１年経ちました。具体的にあの答弁からいってどのような形で作業を続けておられるのかも含めて聞いていかざるを得なくなるんです。あのあとどうなりましたか。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　昨年のご質問、企業版ふるさと納税を求めるにあたって町としてこういう事業をやってるから、企業に対してそういうＰＲというものをしていったほうがいいということで伺っておりました。大変申し訳ないんですけれども、まだそこまでい

っていないというような状況でございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　そういうことでしょ。それから私、せたなの食材を使う店舗に関しても、店舗だけじゃなくて関連業者を含めて地域の方たちもこういう店もこういうのを扱っている。そういう情報もぜひ流すべきじゃないかというその指摘もしてるんです。その作業についてはなんらか進んでおられますか。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　そちらについてもまだ手がついていない状況でございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　委員長これ１年前なんです。こんなこと言ったらそのときすごく前向きな形でお話ししてるんです。だから今日私これ美瑛町のふるさと納税企業版のサンプルもこれ持ってきました。ほかのいろいろな町でこのぐらい進んだ形で、去年の段階でもう積極的にやるべきだって答弁してるんですから。そうしたらここで審議しても結果的に１年間何も進んでないという実態がこうやって表れてくると、先ほどの福嶋委員の議論を含めた中でも本当に町長がこのふるさと納税含めて今のこのデジタル都市構想どこまで考えてるのか大変私は疑問を持ちます。こんな２つ、私も比較的この中で長いほうですけど、長いから言いませんけど、２つの約束事一つも何も手を掛けてないって町長こういうことはありますか。検討すらしてないってことですよ。完全にこれ執行事務とそれから答弁との中の乖離がものすごくて、こっち何質問してそしたらね、そういう形でいくんだろうという前提が全部崩れるじゃないですか。例のあれもそうです。今の店づくりだって今年もまた１，０００万あげてたけど。こういう議論もしなきゃならない。だけど今のこんな形の中で何も議会の指摘を、それも必要ないじゃなくて、当然大事な事業と言いながら何も手がけてないってどういうことなんですか。
○委員長（横山一康君）　町長ですか。
○委員（真柄克紀君）　きちんとした答弁を求めるよこんなことだったら。
○委員長（横山一康君）　町長、このことについてしっかり答弁お願いいたします。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今議員からご指摘をいただきました部分、具体的な作業に手をつけていなかったということでありました。この点については私たちも管理できてなかったという点、心からお詫びを申し上げなければならないと。そこでこれからこういったことのないようにしっかりと指示してまいりたいと考えております。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　町長、委員長これだけ大事なことが、今言う理事者と担当者も含めて１年間これだけじゃないですよ、ほかのこともあると思うんです。心配するから言うんです。何でそんなにそういう形の庁内の中で意思疎通なりそれから理事者が大変重要なふるさと納税の支出までに関して、その年度の中で何回かきちんとフィードバックしながら検証していかないんですか。だからこういうことになるんじゃないですか。私はこれ町長、副町長に責任大変

あると思います。事務方にしたら、議事録見てみなさいそういうんだったら本当に去年からの。そしたら今度、私だけなく、ほかの議員さん方も含めて言ったところでいつになったら、常に検証していかなきゃならないということになるじゃないですか途中で。私は議員も言った責任の発言はありますけど、町側もやっぱりきちんと仕事の責任者としてそれなりの立場で発言してる以上、きちんとした仕事をさせてください。

○委員長（横山一康君）　高橋町長、今の質疑に対してしっかりとした改善策、気持ちを述べていただきたいと思います。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　本当に今のご意見、本当に申し訳ないなという気持ちで聞かせてもらいました。今後そういった職員との、議員ご指摘のような議員のご意見といいますか、議会の中で出されたご意見、こういったものをしっかり検討できるように庁内徹底してまいりたいというふうに考えているところでございます。いずれにしましても私としても、また副町長もおりますし、教育部門には教育長もおります。そうしたそれぞれの部分の議会のご意見に対しましてはしっかり対応するようにこれからも襟を正してまいりたいというふうに考えているところでございます。申し訳ございませんでした。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　それはこれから水を飲まざるを得ないと。それしかできない、議会としても今の段階でそれを全部どうこう言えませんけど、ただ町長こういうのを聞くとほかの担当のいろいろな課題についても本当にそこできちんと内部協議しながら進んでるのかという疑問が出てくることになっちゃうわけです。だから質問してる側にとっても大変に切ない状態に今度落ちてくるわけです。ですからその辺、本当に職員側と腹を割って話して、何をやるべきかということを月に１回なり２回、２カ月に１回でもやっていかないと全然情報の一方通行になります。それと先ほど言ったように私は担当課長も大変だと思うんですけど、ここにきてこれに今度新エネルギー、それからデジタル都市構想、これ一つの間口でというのは大変だと私は思います。だから私はこの前ほかの席で副町長にも言ったんですけど、ある程度総合的なそういう町を作っていくとしたら、それになおかつ洋上風車のことも、こて法定協いいか悪いかは別ですけど、どっちにしても町の理事者側の考えとしてはそれに取り組んでいくという形の中でいったらますます間口この担当が広くなるんです。そしたら仕事、このスタッフの中で今までもなかなか回らないものがこれからどうやってかこの課、担当課長もかわいそうです。そんなこと含めてもその在り方、事業の受皿、もう早急に考えなかったら質疑したって委員長、田園都市構想でやっぱりきちんとした受皿の中で説明するという方向が決まってなかったら右往左往します。まずこれ以上は言いません。だけど町長、この事業、事業に対してきちんと自分が１番やっぱり最終的に理解して指導するという形がなければ町は持ちません。これだけ指摘させていただきます。いずれにしても福嶋委員が指摘したことによってこういういろいろな形が聞きたくないことも聞かなきゃならなくなってしまう。それぐらいある面では非常に厳しい状態に置かれるということは理解して公務に励んでいただきたい。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　様々な仕事が今増えてきているところでございます。これらにしっかり対応するためには、今の体制では非常に厳しいなと思っております。したがいまして組織、あるいは人員体制というものをこのように職員採用も大変厳しい状況の中ではございますが、しかしそういったものを積極的に改善をしていくという中でそういったこの新たな事業についてもしっかり対応できるような体制を構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　ほかにないですか。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　総括質疑ということなので、説明資料からいくと１ページのまちづくりモニター謝礼に関して質問させていただきます。まず確認させていただきたいんですが、これいただいた第１回せたな町まちづくりモニター委員へのアンケート結果、これからいくと１３名の方から回答いただいたというふうに理解してよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　そのとおりです。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　１３名の方が問１から年代から世帯構成、アンケートをとるにあたって担当が用意したものだと理解してるんですが、説明資料からいくと応募のあった町民から４２人以内を選任し、年３回程度実施するアンケートに回答してもらうというふうになったんですが、結果１３名の方の応募があったということですよね。その上でこれ細かくやると興味も含めて、かなりこれ役場の所管としては、全てにつながってる貴重な意見だと思うんです。これ一つずつ捉えると、これとんでもないことなんだっていうふうに思ったんですが、目についたところ、例えば問１３、老後の暮らしを考えたとき不安を感じることはどのようなことですか。不安の強い順に３つまで選んでくださいと。これ１番３点、２番２点、３番１点というふうにこれ括弧書きで用意してありんです。１から８まで９番がその他、いつまで健康でいられるか。２番が年金など生活費を得ることができるか。３番が介護保険で十分な介護を受けられるか。４、面倒見てくれる人がいるか。５番、安心して住める場所があるか、括弧今の家、入居施設ともに、６番が交通が不便にならないか、括弧買物通院など不便にならないか。７番が生きる楽しみが持てるか。括弧書きで生きがい、社会的な活動など、８番が友人や仲間が持てるか、９番がその他、この中で点数が１番高かったのが交通が不便にならないか。これが買物通院などです。これが２０点なんです。その次が年金など生活費を得ることができるか、これは不安に感じていて１７点なんです。こういったアンケート結果、まずこのアンケートを寄せていただいた方々に、これは一つずつこういうふうに対応します。こういうふうな状況ですというふうに答えるということは、これはできない、してこれていないですよね。そこをちょっと確認させください。
○委員長（横山一康君）　西田係長。
○広報統計係長（西田幸恵君）　それでは質問にお答えいたします。アンケートに答えていただいた方にこちらからの回答というのは実施しておりません。

以上です。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　答えてくださいっていうことではないんです。説明資料を見るとアンケート結果に基づいた意見を町政に反映させると。こういったことをもってこの１３人の方が率直にお答えいただいて貴重な意見にこれなってるわけです。後ろのほうには令和６年度の各地区で行われた懇談会ですか。ここで出た意見も出てるんですが、先ほど質問に出していただいた交通が不便にならないか、買物、通院など不便にならないか、これ２０点なんです。これ議会の中で町長、まちなかバスあるいは町はデマンドバス云々っていうふうなお答えですが、そういったことが展開されている中で１３人の方ですが、老後の暮らしを考えたとき不安を感じる。その中に交通が不便にならないか。これ藤谷委員、菅原委員あるいは退任された道高議員なども過去の一般質問で議会の中で提起してきてるわけです。これ町長アンケート結果を見たっていうふうに先日おっしゃってましたよね。少しでもこういうことを受けて、これ内部で検討協議という機会はあったのでしょうか。お答えいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　そのアンケート結果が出たのがたしか３月はじめだったというふうに思っております。それで私個人的には４月の庁内会議において各課に指示をして、あるいは実施済みのもの、あるいは実施できるもの、あるいはもっと将来的なもの、こういった確認をしてほしいというような指示をお願いしようかなというふうに考えていたところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　まだその協議の結果というか、各課からは協議結果というのは、まだ副町長の手元には届いていないということですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　４月の庁内会議でお願いをしますので、それからということになります。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　そう私勝手な解釈したんです。これ３回とって、この後段にある大成区から北檜山区は太櫓、若松いろいろあるんですけど、この懇談会の結果１０月２５日のがこれ後ろについていたので、その前にこれがまとまっているのかな。まとまっていたのかなと勝手な解釈したんです。であればこれ本当に副町長この新年度もこれ取り組む予算措置されているので、もちろんきちんと取り組んでいただきたいですし、これまとめるとしたらかなり担当課苦労されてると思うんです。今、副町長言われたように確認したのがつい最近だということです。それがこの結果、本当にこれ私たち議会に対しても、これは一部ですがこういうことだよなと認識を改めるものになっていますので、ぜひこのアンケートの結果を少しかでも町政に反映させるべくご努力をいただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　アンケートの結果を読ませていただきまして、なるほどなと納得

できるものもございますし、なかなか無理だなと率直に言わせてもらえればそういったこともございます。石原委員言われるように、これは町政に反映できるものは反映していかなければならないというふうに思います。それがまたこのモニターが増える一つの要因にもなるのではないかと思います。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　今そこに触れようと思ったら感ずかれたのか副町長から先立ちご答弁いただきました。これ他の町民への周知というか、こういうアンケートを実施して、かいつまんでになると思うんですお知らせするということでは。例えばこういう意見をいただいて町としては取り組むということがアンケートを寄せいただいた方への回答にもなりますし、それがそういった周知をする段階で私が言ったことを俺が言ったことをこれ少しでも取り上げてくれたんだなと。そういったことに結びつけば今副町長言われたとおり、町ではどうですか４２人以内、これもしかしたら４５人、５０人に増える可能性だってあるわけじゃないですか。もちろん二元代表制のもと私たち１２人は議員としてここにいますけど､そういった刺激というか、これ間違いなくきっかけになりますから、これ本当によくここまで設問用意してくれたなっていうふうに思うんです。水産業を取り上げて漁業水産物加工、括弧販売、これ括弧で漁業、水産物加工、販売、これ括弧閉じで、これ具体的に設問として用意してあるんです。その中には３番で養殖や栽培漁業など育てるを漁業推進させるすると。ここにも４人の方が丸をしてるんです。少数ではありますが、これはもうせたな町の１次産業に直通するこれ生の声だと思うんです。そういった声を広げる意味でも繰り返しになるけど、他の町民への周知も含め、このアンケート実施は今後も私としては続けていただきたいと思いますけど副町長いかがでしょうか。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　まずアンケート結果の周知につきましては、先月出た町広報、それからホームページに掲載ということでございます。それと今石原委員言われたアンケートに基づいてこんな事業ができましたっていうようなそういうお知らせの方法といいますか、そういったこともちょっと考えさせていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　ほかに。

それではまもなく１時間経ちますので、ここで３時４０分まで休憩したいと思います。

休憩　午後　３時２５分
再開　午後　３時４０分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

質疑を続けます。

石原委員。

○委員（石原広務君）　総括なので確認も含めてまた質問させていただきます。まず説明資料だと４ページ、住宅リフォーム等助成事業、これ私としてはエアコン単体で事業化するべきだという趣旨の質問をしたんですが、やはりこのまま、この新年度はリフォームに、この事業の

中にエアコンも含めて取り組むと、よろしいですか副町長いいのかな。何か打合せがあるんだったら、いいんですか。結構そういうときに耳に入ってくるんです。このリフォーム助成事業にやはり組み込んで取り組むということにならざるを得ないんですか。そこどうなんですか、確認させてください。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ご意見ございました考え方を参考に内部で協議中でございまして、意に沿った要綱ができればいいと思ってます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　助成金の上限これ副町長３０万から動けませんか。増額を要求したいんですがいかがですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　予算額２，０００万円でご理解をいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私は理解できません。次の質問よろしいですか。よろしいですか。何か関連あるのかな。
○委員長（横山一康君）　関連ある人いないですよね。続行してください。
○委員（石原広務君）　同じく４ページで、前回も触れましたが福祉灯油購入費助成、ああいった質疑をしたあとに利用者、あとは携わる事業所、少し意見交換させていただいたんです。その事業所の方も各対象者の家庭、それ出向いたときに、これ町長の政策判断になろうかと思うんですけど、単純な意見といえば単純な意見なんです。何でこれ８０リッターなんだろうねと。切りのいいとこ１００リッターにならないのかなという率直な意見が結構お年寄りからも、事業者、灯油を入れにいった方々も生の声で聞くんですって。これ担当課長のほうから先日、８０リッターでいきますという答弁いただいたんですけど、町長これ冬に向けてどうなんですか、考え方変えるということはないですか。政策判断になるんで町長明解にお答えいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　もちろんこれ予算編成する折には、財政課長からもお答えしましたが、地財計画に沿って歳入はどのぐらい見積もるかということをまず考えます。前回、横山議員の質問にもお答えしましたが、町としては、やはり入りを量りていずるを制すという、これは財政運営の原則でございますが、こうしたことをしっかり頭に置きながら予算を編成するということをしておりますので、これはいろいろな角度から考えてこうした予算編成をしたということで今回は是非ご理解いただきたいと。議員のおっしゃるご意見もこれをしっかり受け止めて今後の予算編成などの際には検討されるべきものと考えております。ご理解をいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　それ町長の言葉、高齢者の方に説明私できません。８０リッターというとポリタンクで４つです。それ町長、節約しながら、例えば１日中寒い時も１日中焚かない

で、ちょっと何時間か切ろうか、布団の中で過ごそうか、そういった実態もあるんです。８０リッターどのぐらいもつんだろうというふうに伺ってみたんです。寒い時だと辛抱して使って１カ月ちょっとかなと。そういった認識からいくと町長言われるのは、もう本当にまた財政持ち出して身の丈に合った云々っておっしゃるかもしれませんけど、お一人暮らしの高齢者が寒い中、これ福祉灯油こういった事業はこれは評価できるものなんです。町長わがままとおっしゃることはないと思うんですけど、生の声、生の要望、実際にそういった声あるんです。財政課長かなり苦慮するかもしれませんけど、８０リッターのものをせめてあと２０リッター増やして切りのいいとこ１００リッター、せめてそこまでできないものなのかねという声が結構あるようなんです。ですから冬に向けて、町長のおっしゃることはとてもじゃないけど私は辛抱してる高齢者の方にはお伝えできません。ですから生の声を聞いていただいて、生活実情に見合ったその方々の状況、年金暮らしの方もいらっしゃるでしょう。そういった方、高齢者、超高齢化が進む我が町じゃないですか。福祉灯油を８０リッターのものを１００リッターにしたからといって全てこれ賄えるものではないかもしれません。でも継続して執り行っている事業に関して、せめて志というか、そういうところを見せるという意味で前向きな検討いただきたいと思いますけどいかがですか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　議員おっしゃることは本当によく理解できますし、そういった方もたくさんおられるのではないかというふうには考えているところでございます。しかし予算といういうのは家庭でも一緒だと思います。やはり入ってくる収入に見合った支出ということに当然なるわけであります。今回につきましては、それ以上の財調を投入しながらこれでも組ましていただきました。やはり私たちとしては、この健全な財政というのは守っていかなければなりませんし、後世につけを残すということも、これもやってはいけないことであります。そうした中にあって、これは今後とも絶対できないということではないかと思います。その年その年においてそういったことでできるものであれば予算づけをするということになろうかと思いますが、今年についてはこうした予算の提案ということになっておりますので、これはご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　何度も言いたくないんですけど、今言った町長の答弁、私は言い訳にしか聞いていませんし、そこを高齢者の方に伝えれないと、町長、今この議会予算委員会の場で、私は今福祉灯油事業に関連して今お伝えしてるんです。生の声もお伝えしました。町長のできない理由も伝えますので、私を高齢者だと思って生の声で町長の考えを伝えてください。財調がどうのこうの、そういうこととてもじゃないけど返せませんから。生活実態全て私も把握してません。本当に早い時間に電気消して、寒い中早い時間に布団に入って、寒いのにストーブ節約して、そういった家庭も実際にあるんです。だからといって１００リッターにしたからといって全て補えるわけではありません。せめてあと２０リッター切りのいいところで何で増やせないのかねと言ったこの会話が本当になされてるんです。これ引き合いに出すべきではないですけど、今金町は２００リッターずっとこういった事業を展開してるわけです。ですか

ら今金のまねしなさいってことはないです。ですからこの今福祉灯油に限定したことを今、要望してるんですが、せめて次の冬に向けて何かしらその希望が持てるようなご答弁をぜひ町長の口からお聞かせいただきたいと思いますけどいかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　おっしゃることはよくわかります。今金町を引き合いに出されたわけでありますが、せたな町として今金町がやっていない政策もやっていると。それぞれの町にそれぞれの政策があるわけでございまして、議員の皆さん方のご意見、町民の皆さん方のご意見もいろいろ拝借しながら我が町は我が町なりの予算編成をしているという状況でございます。したがいまして他町との比較という面では合わない部分も当然出てくるかと思いますが、これだけせたな町として財調の繰入れをしながら思い切った予算編成をさせていただいたということはご理解いただきたいというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　石原委員、ちょっと質問がかなりかぶってきているので少し角度を変えて質問していただければと思いますので、よろしくお願いします。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　この福祉灯油に関しては今金町のことを引き合いにいだすべきではないということを前提に認識していながら、そこをまた答弁として引き合いに出されたということなので、とてもじゃないけど町長の考え方は私は理解できません。その上で担当課のほうにちょっと確認したいんですが、前回、私フライングしたんです。このことに合わせて除雪サービス、これも合わせて質問しようと思ったんです。これ特別会計ではなくて、これ一般会計で例えばその予算措置をするとか、そういうことをした場合、何かメリット、デメリット、弊害そういった観点から担当課のほうではどういうふうに捉えていますか。
○委員長（横山一康君）　増田課長。
○保健福祉課長（増田和彦君）　ただいまの質問にお答えをいたします。除雪サービスにつきましては福祉サービスという形でやらせていただいております。基本的にはご自身かご家族で除雪のできない家庭ということで、ケアマネジャーが１件ずつ把握をしていてサービス検討会議というものにかけさせて、そこでサービス提起とされた方に対してサービスを提供するという形になってございます。対してこちらの福祉灯油につきましては、前年度中に対する町民税非課税世帯という条件で６５歳以上の単身世帯または世帯全員が６５歳以上の世帯、ただし世帯に１８歳未満の子だけがいるという世帯は対象になります。というのだとか障害者世帯であるとかひとり親世帯であるとか、そういう要件でくくられておりまして、これは介護に対するサービス検討会議などに諮られず、ここに書かれている要綱のみで判断するものでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私は、町長は予測してるんでしょうけど、一般会計に対しては反対するんです。大きくうなずいてまた今年も一緒に反対かよというふうに思われたかもしれないですけど、介護サービスの特別会計には正直言うと反対したくないんです。でもこれが一般会計ではなくて除雪サービスね。特会で予算を持っている以上どうしようかなとこれずっと考えて

いたんです。今、委員長、一般会計にこの除雪サービスが含まれてない上、これ以上質疑はふさわしくないっていうふうに理解してしまうんですが、そうなりますよね。
○委員長（横山一康君）　そのように理解していただいて介護サービス特別会計でやっていただきたいと思います。
　ほかの皆さんありますか。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　委員長に提出している質疑項目一覧に入る前に先行する委員の方から出されている質疑に関連するものを先にやらせてもらいます。まず１点、定年前の早期退職の問題なんですが気になる答弁がありましたので、これ人件費絡みの予算でありますが、お尋ねをしておきたいと思います。ここ数年間、何度か取り上げておりますけれども、手元に資料があるんでしたら令和２年度以降の各年度の定年前退職者の数を伺いたいと思います。無理であれば直近でも構いません。
○委員長（横山一康君）　ありますか尾野主幹。令和２年度以降からの、大丈夫ですか。
　尾野主幹。
○総務課主幹（尾野裕也君）　定年前の退職者ということでよろしいでしょうか。令和２年とおっしゃったと思うんですけれども、ちょっと手元にあるのが令和５年からとかなんですけれども、令和５年が、定年前に要は自己都合で辞められた方です。令和５年度ですけれども９名です。それから令和６年度ですけれども一応今の予定ですけれども１１名、この中には先ほど言いましたの６１歳、６２歳に今、定年延びてますので、その前に６０歳になって辞められるという方も含まれております。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　確認しますが、令和５年度９名、令和６年度１１名、これは年度末ですから、ともに６年３月３１、それから７年３月３１日という数字で理解してよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　尾野主幹。
○総務課主幹（尾野裕也君）　そのように理解していただいて結構です。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　一般質問との関連もありますから、この２つの数字だけで質疑させてもらいますが、町長どう思いますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　特にこれ早期退職につきましては、近年の傾向というふうに捉えております。これはうちばかりではなくて、ほかの自治体におきましても同様の傾向というふうになっております。したがいましてこういった部分を想定しながらっていいますか、ある程度、加味をしながら採用計画を作るということにはなっていくんだろうというふうに思います。もちろん先ほど福嶋委員からも質問ありました働きやすい職場環境というものももちろんそういった部分でも改善をしていかなければならないと。いろいろな角度からこの部分に対して検討を加える必要があると考えております。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　令和４年度の退職者についても私質問したことあるんです。これも少なくない数なんです。５年度からの数になってますから今日は取り上げませんが、そのときにも私お尋ねしてるんです。似たような答弁でした。ほかの町に振るのも一つの答弁のテクニックなのかもしれませんが、私は我が町の減少の問題として伺ってるわけです。町長これ大変な問題だという危機感は町長持ちませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長(高橋貞光君)　もちろんこれは大きな問題と危機感を持っているところでございます。したがいまして、この採用につきましても現在全力を挙げて対応しているという状況にございます。残念ながら今年度につきましても、あと僅か定数といいますか、職員数が減少する、２名ほど減少という状況になっているところでございます。引き続き採用に努力をしてまいりたいと考えております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　結局、定数問題はありますよ我が町のプランね。それよりはるかに進んでるんです。これ喜ぶべきことか、悲しむべきことか。住民サービスの提供という点から見れば明らかに後退してるということは言えるんです。これがまず一つです。それから町長の考え方なんですけど、私びっくりした問題あります。地域包括支援センターのメンバー７から６人に減ってて回復されていないんじゃないかということを取り上げたことがあるんです。記憶してますよね。そのときの町長の答弁は高橋町長らしいなと私思いましたよ。何て言ったか覚えてますか。介護施設の入所者の定員割れがあるから在宅の支援が進んでる表れだとそういう答弁したんです。記憶してますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　思い出しました。それはたしかなぜこの介護施設に空きが出てきているかというお話からだったと思いますが、原因の一つとしては、やはり介護サービス事業が以前に比べて伸びているという、これもそういう状況も考えられると。もちろん人口減少によるもの、利用者の減少という部分も当然あろうかと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だからかみ合わないんです。包括支援センターの仕事というのは、極端な表現をすれば、無制限、無限大にあるんです。しかし限られたスタッフと労力の中では限界があると。そういう状況の中では一生懸命やっておられると思います。過去にもそういう評価をしていることを申し上げたこともありますが、大変な努力をなさってると敬意を表してます。しかしそのことをもって介護施設の入所者が減ってるということを合理化するというそういう論理を町長は用いるわけですが、私はよろしくないなと思ってます。さっきも人口減少の問題言ってましたが、非常に大きな問題はこういうことがあるんです。入所料やっぱり耐えられなくなっている方が入りたいんだけれども希望を出さないというのがあるんです。それは全てじゃないです。しかし大きなね要素になってます。なぜかって言いますと入所料は上がってるんです。そのことを私前に指摘したときに、高い人を安くしたんだから問題ないという答弁

これも町長やったんです。大体もともと低いレベルの所得層の対象者の中で、そのうち比較的高い部分を入所料上げたという措置はとってます。だけど高いということだけを１面的に取り上げて高い人を措置したんだから問題ないんじゃないかと。こういう答弁は全く詐欺的な答弁なんです。高いと言われている人のベース自身が全体の収入から見たら低い人なんですから、低いランクの中でも比較的高い人を直撃したと、こういう問題です。だから私は影響出るだろうという指摘したんですが、やっぱりそういう結果いよいよ出てきたなと私は見てるんです。包括支援センターの援助の手が行きとどいているから定数割れができたと。こういう答弁は私、少なくとも撤回してもらいたいと思います。入りたい人はいますから。経済的事情で入れないという事情の方が多いんです。夫婦２人なんか入られませんよ低所得者は。そういう現実を見たときに包括介護支援センター６人で十分だといっぱいやってますよっていう話でなくて、やっぱり必要な人員は確保すると。特に保健師さんの資格を持った方が今欠員になってますから絶対保健師さんでなければダメだとは言いませんが、総合的なチームとしての力を上げるとすれば有資格者の配置も必要なのかと私は思ってます。いずれにしても町長、定員計画よりも削減数が実際に進んでいるという実態は財政的に見れば喜べることなのかもしれませんよ人件費削減されるんだから。しかし住民サービスと言う観点から見たらこれは深刻な問題です。そういう認識を持っていただきたいと思いますがいかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長(高橋貞光君)　そういったこの資格のある専門職の不足というのはこれはございます。なかなか募集しても、採用できていないという状況も一方ではございます。これは今後とも努力ししていかなければならないというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　採用の問題にウエイトを置いて言ってるんじゃないんです。定年前の方が退職していってるこの現実を町長はどういうふうに受け止めてるかという視点で提起してるんです。すり替えないでください問題を。定年前に退職するということについて私は腰を据えて正面から対応すべきだと言ってるんです。町長の答弁は、本来、公務員であればその地方の住民の方により高いレベルの行政サービスをして、公務員としての役割といいますか、誇りといいますか。に燃えて生涯頑張ってほしいと、頑張るべきだという仕事だと思います。私は古い年代の人間になるかもしれませんが、公務員になると、国家公務員であれ、地方公務員であれすごい誉であり名誉であったんです。生きがいだったんです。お役人さんと言われたもんです。そういう誇りある大きな期待を持たれ喜ばれている公務に使われる方が、言わば志半ばで他の職員に移動していかなきゃならんということについて、事情はそれぞれですからやむを得ずの方もいるし、またそれぞれまた生きがいを持って大きな希望と抱負の中で違う職業に進んでいかれる方もいますからそこは一概に申し上げませんが、行政として見ればやっぱり寂しい話なんです。なぜなんだろうということを使用者という立場で深刻に受け止めるべきだと私は思います。魅力のある行政、町民に喜ばれる行政、誇り、やりがいのある行政、そういうことがきちんと末端の職員の方々まで行き届いていれば、こんなに退職、定年前に起きることはないと私は思います。そういうと辞めていく方に対して私は何か特定の立場で偏見の意見を言

ってるのかという誤解を持たれがちでありますが、そういうことではありません。これは行政の質、行政のレベルともリンクする問題であります。魅力ある職場、そこにとどまって生涯誇りを持って住民に奉仕できる公務員としての喜び、こういうことを保障する行政を町長は進めるべきなんです。私はそういうところ、根本的なところに足らざるところがあるのではないかという疑問に行きつくので提起をしているんです。それは我々議会人としてもそうした視点から議会活動の在り方を反省しなければいけませんし、そうした自覚の上に立ってあなたに申し上げてることなんですが、どうですか、その点から答弁してもらえませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　議員おっしゃるように、そういうことではないかというふうに思います。議員は議会もという話もございました。当然、議会ばかりでなくて、町として働きがいのある職場づくりというものもしっかり考えていかなければならないと思います。特に最近の若い世代っていいますか、そういった方については、必ずしも最後までっていいますか、定年まで公務員としているというそういう方もまた少ないのも確かでございます。しかしそういった方を繋ぎとめるためにも町職員は働きがいのあるすばらしい職ということを、そういう意識で見ていただけるような職場づくりをこれからしなければならないなと思っております。同時にやはり個々の個人の能力を追求するという方も当然おられるでしょうから、そういった方々については、やはり自分の伸びる場所で力を伸ばしていただくということ、これもまた大事なことでありますから、いろいろな対応をこれから心がけなければならないと思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　答弁噛み合いませんから次の質問に移ります。納得できないということだけはきっちり申し上げておきたいと思います。もう一つなんですが、先ほど出ておりましたふるさと納税の問題です。これは委員長のほうに通告した項目ともリンクするんですが関連ということで先に質疑しておきます。私は町長、ふるさと納税、新年度予算で５，２９０万円です。少ない金額でないんです。最高４億突破してたのが落ちてきてるわけですから。それで先行する委員の方と議論を噛み合わせたいと思うんですが、委託契約を結んだっていうのが一つの大きな我が町の特徴になってるんです。基準が変わったっていうのは全国的な問題です。全国共通なんです。しかし業者に委託したそのシステムに切り替えたというのが一つの違いなんです。どういう結果になってるかというと、先ほど来出ておりますポータルサイト増えました。検索してみると確かに増えてるんです２０ですか。ですから入り口は広げてるわけです。お店さんのね。入り口は広がってるんだけれども売上げは減ったとこういうことなんです。それは私わかるんです。わかりやすく言うと誤解をおそれずに言えば駆け込みの申込みというのはあったと思います。条件のいいうちに寄附金申し込んでおこうというのはあったと思います。これは寄附金の率に対する返礼品の金額のウエイトが大きかったわけですから、それは縮まるので縮まる前に駆け込みで寄附しようということで上がったという側面はあると思います。これは理事者のほうから答弁されておらなかったので一言触れておきたいと思いますが、それは４億円突破ということの背景にはあったと思います。しかしそれは全国共通の問題なんです。ここだけの問題じゃないから当然理由にすべきではないと思うんです。それから昨年つまり令

和６年度の場合は、イクラが発送できなかったこれも大きいと思います。実績の数値として不漁でしたからね。しかしそのことも私は一つの要素としてはあるけれども、決定的な理由にすべきではないというふうに思ってるんです。影響ありました確かに。何を言いたいかって言いますと、私が心配していたのは、システムを業者に委託したのでやれやれと、これで我が町の手間が省けるなと、専門の業者にも任したんだからこれは伸びるであろうという行政側の気の緩み、こういうものが町長先頭にして出たりすると大変だなと。これは前にも私議会で意見述べてるんです。今日初めて言うんじゃないんです。私はそういうことが大きな要因にならなければいいかなと思いましたが町長どうですか。気を抜いたってのではありませんか町長。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　業者にお願いしたという理由の一つに、町と業者で連携しながら、さらに充実したふるさと納税の勧誘といいますか、ふるさと納税を推進していくというそういう目的でございました。したがいまして業者に預けたから安心したということではなかったと考えております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　その答弁実際の展開と違うじゃないですか。先ほど来質疑されてはっきりしてるように、町のこれといった対策何もやってないんです。業者という中心軸ができたんであればさらに町で検討を重ねて、町長も一緒に協議に入ってアイデア出して、こうしようああしようと実際に効果が上がるようにしようという取り組みがなされて相乗的な効果があるんであって、私は町長かなり安易になったなと。やれやれこれで職員の手間も省けたし、専任にいる業者がいるんだから進むだろう程度の私は受け止め方でなかったのかなと。そういうふうになったら大変だぞという警戒心を持っておりましたけれども、どうですか私、町長には耳痛いかもしれませんけれども率直にそういう印象を持ったし、これまで指摘したこともあるんですが、この数字を見るとそうじゃないですか。５，０００万当初予算の段階でダウンしなきゃならんですよ。どうですか町長。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　昨年の結果を見ましても当初期待したような状況を確保することができなかったということはこれは間違いない事実でございます。その要因として菅原委員おっしゃいましたように制度の問題、あるいはサケが不漁だったという要因、これも一つの要因にはなっているということではあると思います。したがいまして去年の反省もしながら今年についてはしっかり対応していかなければならないなというふうに思っているところでございますので、担当課とふるさと納税を対応している民間事業者、それからふるさと納税の返礼品の生産をしている事業者、そういったところと十分連携をしながら今後どういう形で延ばすのかという部分についてしっかり検討していかなければならないと考えているところであります。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　次の質問に移りますが、移る前に一言だけ申し上げて終わりたいと思うんです。根室市にしましても、例えば泉佐野市にしましても行政のトップ命かけてやってるんです。国と裁判にかけてでもやってるんです。我が町と違うなと私は思います。先ほどの答

弁も極めてありきたりで心に響きません。制度の変更やサケの不漁については、指摘する側があえて弁護のために言っているんであって、そこに飛びついた説明を町長自身が喜んでするようじゃ終わってます。町長の姿勢が私は影響しなければいいかなというのが私の中では最大の心配だった点だと申し上げてるんですから、そこを中心に据えてしっかりした答弁と対応策を示していただかなければ、いっつもこれから頑張ります、しっかり検討しますって２０年間経ってしまったでしょうよ。聞き飽きましたから。これ以上であっても進展ありませんから次の質疑に移りたいと思います。時間も相当押してますので。しかし指摘したことについては担当課も真剣に受け止めて取り組んでいただきたいと思います。

次に通告に従って歳入のほうから総括質疑を始めたいと思います。まず最初に町民税でありますが、町民税個人分は若干でありますけれども増税になってるんです。法人税は若干ではありますが減税になっているんです。それぞれその予算を組んだ理由、根拠があると思いますんでご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（横山一康君）　佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木正人君）　町民税のほうにつきましては予算額が増となりました要因といたしまして、令和６年度の定額減税がなくなったことが主な要因です。また法人税のほうが減となった原因が、物価高騰の影響が大きいものと思われ、令和６年度の申告で複数の事業者が中間納税額が確定申告により計算された事業年度の合計税額より多かったため還付となっている件数が多かったことから増額が見込めないと思いましてこのような積算となっております。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　ちょっと聞き漏らした部分もありますから確認しますが、これ個人のほうで１，２９８万３，０００円増ですね昨年度比で、法人のほうは１，８７０、３万２，０００円の減ということなんですが、そういう所得減税の関係での数値の違いだということになるんですか。

○委員長（横山一康君）　佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木正人君）　個人のほうは主な要因としては定額減税がなくなったことになります。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員(菅原義幸君)　例えば所得が全体として上がったことの反映なんだということなのか。それから法人のほうは、企業の決算が低下したことが影響してるんだとか、そういうことではないということなんですね。

○委員長（横山一康君）　長内課長補佐。

○税務課長補佐（長内解人君）　個人住民税に関しましては、昨年は今課長がおっしゃってたように定額減税の影響がありまして低く６年間見見てる形になったんですけども、それを加味しないで７年度を同等に考えると実際は下がってます。個人住民税の実際、定額減税抜きにすると所得が下がってるって形で減額っていう形にはなります。今回の形は定額減税の影響で増えてるようには見えてるんですけども、実際は下がってる形です。法人町民税のほうは、実際事業所のほうの決算、今年のほうも決算終わって上がってきたときにかなり物価高騰だとかの

影響があったと思うんですけども、かなり下がってるような状況になってますので、新年度のほうはそれを加味した形で計上させていただいております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　よく理解できました。何でこの問題取り上げたかって言いますと、町長の今年の施政方針と関係があるんです。これは一般質問で本当は先にやりたかったんですが、あえてここで出しますけど、町長の経済情勢の分析は賃金が上がって物価上昇よりも増えてきてると。全体として回復傾向だということを基調にした情勢分析になっているんです。短期的に見ればそうなんです。昨年の６月期、それから１２月期ですか短期的に見れば一時的にはそうなんですけど、新年度に入ったらもう逆転してきてますから、じゃなぜ６月期、１２月期そうなったかと言いますと、６月のボーナス、１２月のボーナスも加味して四半期ごとの計算してますから数字としては統計上そうなってはいるんです。物価上昇率よりも賃金上昇率のほうが高いと。しかし大きな目で見たら３０年間にわたって７５万年所得で下がってるんです。消費税がぼんと上がって国民の暮らしは苦しくなってるんです。我がせたな町だけ賃金上がって物価よりも伸び率高くて投資効果が出てくるそういう経済情勢かなというふうに目を疑いたくなるような施政方針なんです。見てください皆さん、そういう内容になってますから非常に私は違和感感じるんです。見てみたら確かに個人所得税は町民税の個人分は増額になってるけれども、はて何でだろうかなと思ったら、これは定額減税の恩恵で今年は増える計算になっていってるということなんです。そうしますとやっぱり町長、町民生活の実態としては先ほど課長補佐おっしゃったように、定額減税なければ減ですよという答弁なんです。法人税のほうもなおかつさらに減になるわけです。これやっぱり我が町の町民の所得の状態、法人の経営状態、深刻であるなどいうふうに認識していただく必要があると思うんですが町長いかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　確かに６年度ももちろんそうでありますが、７年度においても物価上昇が収まっていないという状況はもちろんございます。そういった中で町民生活、住民生活というのは厳しいものがあるというふうには思っております。ただ６年度もそうですが、７年度、新年度の企業の関係につきましても高水準で中小も上げるという状況が見えてきているというそういった部分もございますので、それがどういう影響で本町に影響が出てくるかという、これはまだまだ今から見定めるということは難しい話でありますから、当然現状では厳しいというふうに考えていいのではないかというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　次の質問に移りたいと思うんですが、ちょっと気になるから一言言ってます。企業も確かに数字としてはいい数字は出てるんです。しかし注意してみなきゃならないものがあるんです。大企業はいいんです。内部留保金も増えていい数字出てるんです。中規模の企業、それから零細企業厳しいんです。商工リサーチの上げているデータを見ましても倒産件数深刻です。ここでその議論をやろうとは思いませんがね。町長の答弁の端橋に極めて楽観的な私の分析とは違うなという表現が端々に出てくるんです。そのことだけ私の感想として申し上げておきたいと思います。これ議論やっても多分噛み合わないと思いますので次に移り

ます。それで財政当局に伺いたいんですが滞納状況というのはどういう変動になりますか。この数年間の見通しとそれから今年の見通しについて、私は相当いい数字になってきているかなと思うんですがどうなんでしょう。
○委員長（横山一康君）　小林主幹。
○税務課主幹（小林朱央君）　滞納状況につきましては、少しずつではありますがいいほうに向かっているというような状況になっております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　次に固定資産税について伺っておきたいと思います。これも予算書の１６ページでありますが減額になっているわけです。これは課税評価額が減ったから減額なったんだということなんだと思いますが、どういう状況なのか伺っておきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　長内課長補佐。
○税務課長補佐（長内解人君）　固定資産税に関しましては、昨年６年度は風力発電関係の減額が３年間ありましたが、それが戻った形に６年度はなってまして大きく増えてます。７年度に関しましては増えた分はそのままなんですけども、償却の部分がやはり大きいもので、その減価償却された分が大きく減っているっていうのが１番の原因になってます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　固定資産評価額、いわゆる固定資産ですから減価償却されるわけですよね。その額が減っていったから固定資産税も減ったとこういうことなんですね。そうしますとその傾向はどうなんですか。続くんですか、それともこの率で留まるんですか。
○委員長（横山一康君）　長内課長補佐。
○税務課長補佐（長内解人君）　しばらくは下がっていくと思われます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　やっぱり深刻ですよね。滞納状況というのはどうでしょうか。
○委員長（横山一康君）　小林主幹。
○税務課主幹（小林朱央君）　固定資産税のほうも滞納状況は少しずつ改善していっているというような状況になっております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　もう１点だけ聞いて次に移りたいと思います。時効で課税を放棄したというケースはありませんか。
○委員長（横山一康君）　小林主幹。
○税務課主幹（小林朱央君）　言われているのは１８条の関係だと思うんですけれども、そちらのほうは毎年この分が１８条で何件で幾らっていうことは決算のときに示しているとおりとなります。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　すみません。決算のときに説明しているとおりのことをもう一遍おっしゃっていただけませんか。
○委員長（横山一康君）　小林主幹。

○税務課主幹（小林朱央君）　決算のほうの表のほうに第１８条の案件はこの税金の分が何件でいくらですよっていう、数値ですか。
○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時３７分
再開　午後　４時３８分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　小林主幹。
○税務課主幹（小林朱央君）　消滅時効によるものなんですけれども、１８条関係のもの固定資産税の分だけでよろしいでしょうか。２９件で１１０万６２０円というのが令和５年度の結果という形になっております。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　時効消滅の主たる理由は何なんでしょうか。
○委員長（横山一康君）　小林主幹。
○税務課主幹（小林朱央君）　主なものといたしましては、町外に住んでいらっしゃるだとか、折衝がちょっとできないような方などが多くなっているというような状況になっております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。次に質問進めます。地方交付税の件についてお尋ねしたいと思います。今年の確保状況、国の予算がまだ最終的に決定しておりませんので、修正も再修正もあるようなんで近々決まると思いますけれども、現在の状況の中での見通し一口で言って、前年度つまり令和６年度比でどのようになるのか財政当局の見通しを伺っておきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　佐藤財政課長。
○財政課長（佐藤英美君）　国の予算ベースでいうと１．６％の出口ベースで地方交付税のほうは増加になりますけども、その部分がうちの町に増になるかといったら起債の交付税対象分が減少になりますので普通交付税のほうは減になります。逆に特別交付税のほうは今回予算のほうで地域おこし協力隊のほうが結構事業化してますので、その分を見込んで前年対比から３，０００万ほど特別交付税のほうは多く見させてもらってます。
　以上でございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　特交でカバーしてるということなんだろうと思いますが、年度全体見通してこの数字で大丈夫なのかどうなのか課長の判断を求めておきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　佐藤財政課長。
○財政課長（佐藤英美君）　予算は入ってくる確実な数字をというふうなことで積算してますので、この数字は確実に入ってくるものだと財政当局では考えてます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　普通そうですよね。オーバーに予算立ててあとから減額修正だなんてことは普通あり得ませんもんね。少なくとも１００歩譲って増額補正はあり得るということだと思います。その分を見込んで内輪の数字ですよということになりますでしょ。予算の編成する立場からいえばどうですか。
○委員長（横山一康君）　佐藤財政課長。
○財政課長（佐藤英美君）　そのとおりでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　地方交付税についてはそういうことなのかなというふうに思います。それで次に離れますがページで言いますと予算書２３ページ、土木使用料、町営住宅使用料の問題で次にお尋ねしたいと思うんです。直近の数字で町営住宅使用料の滞納額はいくらになっておりますか。近似値で結構ですからお答え願いたいと思います。
○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時４２分
再開　午後　４時４４分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　岡島主幹。
○建設水道課主幹（岡島譲二君）　現在の滞納額についてですが１，２０８万４，２６３円となってございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　１，２０８万円ですか。確認します。
○委員長（横山一康君）　岡島主幹。
○建設水道課主幹（岡島譲二君）　そのとおりでございます。１，２０８万４，２６３円でございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これ時効で消滅する権利というのはないですか。
○委員長（横山一康君）　岡島主幹。
○建設水道課主幹（岡島譲二君）　ございません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それはよかったですね。それで何を聞きたいかというと連帯保証人の問題なんです。これは一般質問でやりませんということを約束してたので、その約束は私は守ったつもりでいます。私担当課のほうには伺えません。町長に伺いたいと思うんですが、町長これどうですか。連帯保証人制度をきちんとせたなは確かに２名から１名にしたということはあるけれども、連帯保証人制度をとってるのに何で１，０００万も滞納になるんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　これは連帯保証人の制度はもちろん効果はあるというふうに思っておりますが、そのほかにもこういった１，２０８万という滞納があるということにつきましては、いろいろな要因があるものというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　効果があったんで１，０００万も増えたんですか。逆じゃないんですか。いろいろな要因もあるというんならいろいろな要因を町長教えてください。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この１，２００万増えたわけではございません。これが現在あるという状況でございます。その要因としては、やはり所得の関係なども当然あろうかというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや私１，０００万増えたなんて言ってません。滞納の数値直近の額を教えてほしいと言ったら、担当課からは１，２０８万円だという数字があったということを言っただけです。増えたなんていう理解はしてませんよ私。それで言ってることは、ずっと連帯保証人制度を取ってきてるわけですよ新町は。２名から１名になったという問題があるけれども、連帯保証人制度を断固としてどんなことがあっても町長は譲らないって頑張ったわけですよねこの２年間。何であれだけ頑張るのかなと思って私はいまだに理解できないんですけども、いろいろ理由を聞いたらたった一つ滞納なくするためなんだと、こうおっしゃったでしょ。減ってないじゃないですかって言ってるんです。１，０００万というと担当課に失礼な言い方になるかもしれませんが、やはり無視できない数字なんです。だけど担当課の責任にしないでくださいよ町長。最終的には徴収責任は行政のトップである高橋貞光町長にあるわけですから、あなた自身の責任の問題としてどういうふうにこの数字を受け止めますか。連帯保証人１人で足りなかったら２人にし３人にし４人にして連帯保証人から徴収するんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この保証人の関係につきましては一定の滞納の抑制といいますか、抑止の効果はあるというふうに判断しております。仮にこれを外した場合これでこの滞納が減るかということになると、それはそうはならないものというふうに認識しているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　屁理屈言ったらダメです。議会では真剣に議論してるんですから。私の質問の中から連帯保証人の制度を外したら滞納が減るかって、そういう議論何で出てくるんですか。私は滞納を減らすために連帯保証人制度をおやめなさいと、そういう展開したこと１回もありません。会議録全部出しますかそれじゃ。入居者が連帯保証人を見つけるのは困難だから、特に低所得者や社会的弱者が保証人を見つけるっていうのは困難なことだから公営住宅法の法に基づいて入りやすく安いって住宅を提供するという点で連帯保証人を外したらどうですかって言ってんです。町長、連帯保証人外したら滞納抑止になるかって何でそんな失言出てくるんですか。真面目に議論しなきゃダメですよ。この種の議論多過ぎるんですよ町長は。常

識外れの全く議論の噛み合わない答弁を平気でやるんです。もう２０年も経ってんですよ町長になってから、何考えてるんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですから先ほども答弁申し上げましたが、この抑止効果にはなっていると。ただそういったのをどうしても保証人が見つからないという方に対応するための相談窓口というのももちろんございますから、それはそれで利用していただけるものというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　抑止効果がなかったっていう数字でしょこれは。もう見え透いた答弁やっちゃダメです。抑止効果がなかったから１，０００万も積み重なってるわけです。つまり町長、連帯保証人を制度として取り入れるか取り入れないかは滞納に関係ないんです。かかって入居者の収入の問題なんです。それと当局の改修の取り組みの度合いなんです。だって税の滞納進んでるって言うんですよ回収は。公営住宅のほうはどうなんですかって話でしょう。いろいろ担当課が苦労してるっていうのは私よくわかります。担当課長答えなくてもいいですからね。担当課長のほうに答えなくてもいいように町長に質問集中してるんですから。それで町長、あとは町長の考え方一つなんです。私は意地張らないほうがいいと思います。町長気持ちわかるよ。しつこい菅原に毎回毎回ね外せ外せと言われて畜生という気持ちがあるかないかはわかりませんけれども、さぞかしいい気持ちではないだろうなという程度の推測はしてます。しかし滞納の問題と絡めて連帯保証人の必要性を強調するから私は絶対下がらないですからそれは、違うんです、関係ないんです。国自体も外したほうが望ましいという行政指導をやってて、いまだにまだ国は撤回してません。重ねて言いますが公営住宅法という法律は収入の低い低所得者のためにより住みやすい住環境を制度として提供するということで、道営住宅もあれば町営住宅があるわけです。元来所得の高い区内方が入る、一定の水準の所得以上の人は入れないんですから対象としてないんですから、そういう制度としての特徴があるわけだから、それを無理くり滞納抑止のために連帯保証人を導入すると、導入してでも何が何でもやめないんだというのは頑張り過ぎじゃありませんかって言ってんです。それで町長、役場内部からも菅原さんと連帯保証人を置かないほうがいいわって、置く必要ないわって、見つけるの大変な人もいるよと。声もらってるんですから内部からも、どなたかということは言えません。余計なこと菅原に言いやがったのは誰だっていう話になりますからね。しかし公平、公正に物を考えておられる職員の方の中にも、いや連帯保証人必要ないですって。見つけるの大変な人もいるんだという声を頂戴してますから。町長、私もうびっしり改選期以来、毎回前回まで一般質問させてもらって今回は予算質疑という形で取り上げさせてもらって、町長これ６月議会でも私ややらなきゃないですか、どうですか。何か重大な支障起きますか。連帯保証人制度を外したことによって。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　まだ道内におきましてもこの制度を利用している自治体は多い状況にございます。これは前にもご説明差し上げているとおりでございます。もちろん町営住宅は低

所得者にも対応するというこのことは変わりはございません。したがいまして民間よりも使用料も低い水準で維持している状況でもございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　答えになってないんですよ全然ね。要するに答弁不能ということなんです。議論しても噛み合った答弁する能力を既に喪失した町長だと私思います。前に進む前進的な議論展開にならないんですもの。もうみっともないですよね。あと３分ぐらいしか残ってないからこれは切り上げておきます。だけどあなたが町長席にいる限り私は質問やめません。それだけ言っておきます。一般質問でやるかどうかはこれはまた別の話。よろしいですか。
　歳入の最後なんですが、財政調整基金繰入金の問題について予算書３３ページで触れておきたいと思います。今年は２億円増で端数省きます。２億円の増で５．１億円の繰入金を見込んでおります。それでこの時点での残高はどうなるのか伺いたいと思います。
○委員長（横山一康君）　佐藤財政課長。
○財政課長（佐藤英美君）　７年度末の見込みということでよろしいでしょうか。このまま予算書が執行されたものっていうことですよね。７年度末の見込みっていうことになろうかと思うんですけども。これを使うとなると７億、４，０００万弱の残になります。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうすると課長、最高時から見ると半額になりましたね。
○委員長（横山一康君）　佐藤財政課長。
○財政課長（佐藤英美君）　そのとおりでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　横山委員がこのことをおそらく指摘されたんだろうと思うんです。財調というのは１番使い勝手のいい基金なんです。さはさりながらこれ地方自治法改正される前はものすごい縛りがありまして、簡単に歳入欠陥があって簡単に取り崩すということは許されない条件に縛られていた時期もあるんです財調の歴史を調べると。それほど重要な調整基金なんです。ただいまは相当緩められて財源不足が起きたときに、かなりの程度の裁量権で運用できるとなってますけども。これ町長深刻だと思いませんか。財政再建に全力を挙げて大きな成果を上げたはずの町長が事ここに来て５期２０年の末期に深刻な財政状況に局面は入ってきつつあるのかなと思うんですが、どうですか私の分析。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですから予算の審議の中でも申し上げましたが、大変厳しいという認識を答弁の中でも申し上げているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　時間がありませんから簡単に終わりたいと思うんですが、そういう状況になった原因というのは町長の政策の中で何だったと思いますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　やはり身の丈に合ったこの予算編成っていいますか、これがなかなかここにしてできていないということと、また費用、経常経費の削減も予定どおり進まなかった。

今後においては、こういった部分を改善していかなければならないというふうに思っておりますし、また歳入の増ということについても当然のこととしてしっかり対応していかなければならないと考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　時間来ましたからこれでやめますけども、身の丈に合った財政運用ということ言いましたが、その身の丈ってのは何を指してるかっていうことが問題なんです。もし福祉や暮らし、住民関連の予算を指しているとすればこれは大きな間違いです。これはっきりしておきます。身の丈に合わない財政投入したっていうのは建物です。町長４年前の町長選挙の政策で４期１６年間の成果ということで建物ずらっと並べたんですよチラシの中に、これ見たらやっぱり高橋町長は箱物主義者だったなと。箱物を建てる、これも俺の手柄だ、あれも俺の手柄だと、そうだろうと。これは非常に古いタイプの政治手法なんです。福祉や暮らしは目に見えた形ではっきり見えてこないのはあります。私はそういう高橋町政の５期２０年にわたるつけが数字になっていよいよ町民の皆さんの目に明らかになってきたなと思ってます。身の丈というんであれば箱物主義について私は指摘をしておきたいと思うんです。それから削減の問題出ましたよね。削減についても必要な削減はやらなければいけません。しかし不要不急のものまで削減してることもあるんです。それは一々言いません。それから削減しなければいけないものが逆に増えてるということもあるんです。１例として挙げておりましたが保育所の給食、外部委託これ１，０００万ですよ。風力発電これはまだ出てませんが、来年度マックス７億、状況によっては３億５，０００万、これもプロパーで出さなくちゃいけないでしょう。削減というならそういうところに力点を置くべきなんです。それで時間経ちましたから終わりますけども、風車については後で商工費の中で歳出、ここの部分でもう一遍取り上げたいと思いますので触れるだけにしておきたいと思います。

それで委員長、答弁もらうとまた質疑続けたくなりますから、質疑に留めて終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（横山一康君）　ほか皆さんないでしょうか。今日は取りあえずここで。

お諮りします。本日の会議はこれまでとし、この続きは３月２４日午前１０時から再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、２４日午前１０時から再開しますのでご参集願います。

本日はこれにて延会といたします。

ご苦労様でした。

延会　午後５時０７分

委員会条例第２９条の規定により署名する。

令和７年６月３０日

委　員　長　　横　山　一　康

署 名 委 員　　石　原　広　務

署 名 委 員　　桝　田　道　廣

# 令和７年せたな町議会予算審査特別委員会　第６号

令和７年３月２４日（月曜日）

○議事日程（第６号）

１　議案第　１号　令和７年度せたな町一般会計予算

○出席委員（１１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 横山一康君 | 副委員長 | 藤谷容子君 |
| 委員 | 石原広務君 | 委員 | 桝田道廣君 |
| 委員 | 福嶋　豊君 | 委員 | 本多　浩君 |
| 委員 | 真柄克紀君 | 委員 | 吉田　実君 |
| 委員 | 熊野主税君 | 委員 | 大湯圓郷君 |
| 委員 | 菅原義幸君 | | |

○欠席委員（０名）

１．せたな町議会委員会条例第１９条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 高橋 | 貞光 | 君 |
| 教育委員会教育長 | 小板橋 | 司 | 君 |
| 農業委員会会長 | 原田 | 喜博 | 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪 | 観誠 | 君 |
| 代表監査委員 | 残間 | 正 | 君 |

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副町長 | 佐々木 | 正則 | 君 |
| 総務課長 | 髙橋 | 純 | 君 |
| まちづくり推進課長 | 阪井 | 世紀 | 君 |
| 財政課長 | 佐藤 | 英美 | 君 |
| 税務課長 | 佐々木 | 正人 | 君 |
| 町民児童課長 | 河原 | 泰平 | 君 |
| 認定こども園長 | 伊藤 | 悦子 | 君 |
| 保健福祉課長 | 増田 | 和彦 | 君 |
| 農林水産課長 | 吉田 | 有哉 | 君 |
| 建設水道課長 | 平田 | 大輔 | 君 |

| | | |
|---|---|---|
| 会計管理者 | 杉村　彰 | 君 |
| 国保病院事務局長 | 手塚　清人 | 君 |
| 総務課長補佐 | 中山　康春 | 君 |
| まちづくり推進課長補佐 | 奥村　大樹 | 君 |
| 財政課長補佐 | 浜高　正明 | 君 |
| 税務課長補佐 | 長内　解人 | 君 |
| 町民児童課長補佐 | 黒澤　美知子 | 君 |
| 認定こども園副園長 | 本田　和矢 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 長内　京 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 水野　万寿夫 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 栗谷　一樹 | 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 今川　勇吾 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 藤井　卓也 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 井村　裕行 | 君 |
| 大成水産種苗育成センター副所長 | 栄田　武志 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 鈴木　涼平 | 君 |
| 国保病院事務局次長 | 近藤　智博 | 君 |
| 総務課主幹 | 尾野　裕也 | 君 |
| まちづくり推進課主幹 | 稲船　洋志 | 君 |
| 税務課主幹 | 小林　朱央 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 三浦　三津枝 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 山川　彩子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 古守　亜珠 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 垣本　利子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 河野　葉子 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 斉藤　真 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 撫養　和伯 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 川上　佳隆 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 吉田　一也 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 高橋　真一 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 大野　秀幸 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 岡島　譲二 | 君 |
| 出納室主幹 | 竹内　亜希子 | 君 |
| 国保病院事務局主幹 | 村井　貴大 | 君 |
| 地域生活係長 | 栗城　惇史 | 君 |
| 情報管理係長 | 又村　智 | 君 |

| | | |
|---|---|---|
| 広報統計係長 | 西田　幸恵 | 君 |
| 商工労働観光係長 | 山崎　英人 | 君 |
| 財政係長 | 髙森　直也 | 君 |
| 環境衛生係長 | 原田　宰 | 君 |
| 障がい福祉係長 | 平田　慎太郎 | 君 |
| 保健推進係長 | 清水　美千子 | 君 |
| 保健推進係長 | 干場　美沙代 | 君 |
| 包括支援係長 | 大久保　麻未 | 君 |
| 地域支援係長 | 田畑　貴子 | 君 |
| 地域支援係長 | 安藤　麗香 | 君 |
| 業務係長 | 北山　典孝 | 君 |
| 業務係長 | 池田　裕之 | 君 |
| 水道係長 | 竹内　祐輔 | 君 |
| 下水道係長 | 小川　寛雄 | 君 |
| 出納係長 | 佐藤　こずえ | 君 |
| 庶務係長 | 大庭　啓 | 君 |

《瀬棚支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 濱　登幸恵 | 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 西田　良子 | 君 |
| 次長 | 山本　亨 | 君 |
| 瀬棚保育所長 | 水野　真理子 | 君 |
| 福祉係長 | 稲船　奈穂子 | 君 |

《大成支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 中川　譲 | 君 |
| 次長 | 伊藤　哲史 | 君 |
| 主幹 | 油谷　好彦 | 君 |
| 大成保育園長 | 浜高　あけみ | 君 |

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局長 | 古畑　英規 | 君 |
| 次長 | 斉藤　哲章 | 君 |
| 次長 | 尾野　真也 | 君 |
| 主幹 | 藤谷　希 | 君 |
| 給食センター学校給食係長 | 伏見　尚志 | 君 |

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事　務　局　長　小　林　和　仁　君
係　　長　松　林　　功　君

（4）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員
書　記　長　髙　橋　　純　君
書　記　次　長　中　山　康　春　君

（5）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君

1．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君
主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午前１０時００分

○委員長（横山一康君）　皆さんおはようございます。

全員が出席しております。定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。２１日に引き続き審査を行います。

整理番号第１、議案第１号令和７年度せたな町一般会計予算を議題といたします。一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君）　総括ということなので２町連携事業に関連してご説明もいただきながら確認もさせていただきたいと思います。先日新聞でも高橋町長、今金中島町長が半纏を着て檜山の顔として取り組む旨の記事があって、数人の方からいいことなんじゃないのかということと、あと内容についてあまり周知されてないというのは実態なんです。そこで米麺に関して今後どのような仕掛けというか取り組みというか、店舗、各商店に置く旨の説明もいただきましたが、その確認も含めて改めてご説明いただきたいと思います。お願いいたします。

○委員長（横山一康君）　阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問でございますが、４月１日から町内では温泉ホテルきたひやま、それから大成の道の駅てっくいランド大成で販売のほう始めるということで新聞報道もされております。今後は、町内各事業所による町内での販売、それからふるさと納税での寄附の受け付けという形で今後取り進めてまいりたいと考えております。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　課長その事業所というのは具体的にご説明いただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　町内で小売事業をしている店舗等での販売も視野に入れながら進めていきたいと考えてます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　各飲食店ここことのタイアップというか、お願いになろうかと思うんですけど、取扱いを含めてそういったことは担当課のほうでお考えなのかご説明いただきたい。

○委員長（横山一康君）　阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　飲食店も含めて今後取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　問合せもいただいた町民含めてなかなかそういったことに踏み込む前に私もなんですが、試食というか、商品の具体的な、目にしたっていうことが実は私もないんです。試食というのはそういうのは物理的に無理なのかなっていうふうにはお伝えしたんですが、何かしらそういった機会っていうのはどうなんでしょう設けることは不可能ですか。

○委員長（横山一康君）　阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　サンプルのほうも用意しておりますので各店舗等で取扱いに際してはそういったサンプルも配らせていただいて事業を進めたいと考えてます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　飲食店のほうは各飲食店でそれぞれの店の特徴というか、こだわりというか、そういったことを盛り込んで商売を展開してるわけです。ただどうなんでしょう町のほうでこういった２町連携ということで大々的に報道もされています。そういった取り組みをした上で米麺、限定したことで今言わせていただいているんですけど、それを扱うということでは、例えばのぼりとか町で用意して飲食店で扱う例えば米麺を使用していますとか、そういったアピールをする手段というか、これは町でぜひ支援をしていく方向で考えていただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　大変いいアイデアをいただいたと思いますのでそういった部分も含めて検討させていただいて、予算も絡む部分も出てきますので検討をさせていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　前回も触れましたがまた改めて、これは確認も含めて質問させていただきます。衛生費の衛生センターの運営に対する補助金に関して、私予算委員会の前提で委員長のほうから事前に資料などの要求があればこちらで対応する旨の指示というか、ご案内があったので実は事務局通じて衛生センターのほうから資料参考までに要求してくれないかということを要請したんですけど、というのは３７年この３月末をもって現行の最終処分地は工期決まっていたんです。そのことを質問したときに延命措置ということでしたっけ、工期が延長になるという旨の説明をいただいたんです。振興局のほうに問合せをしたら、今回に関しては手続はきちんとされていますということだったので、じゃそういった変更手続きなりがきちんとされていって、それがセンターのほうに問い合わせれば議会で参考までにいろいろ確認も含めする意味で資料として提示いただけるのかなって、私としては結局は安易な発想だったのかなっていうことなんです。たしか局長、今回の変更手続きに関しては軽微な手続きであって、それに向けて作成の段階だったんです問合せをしたときは。変更手続きが完了しているのかどうか押さえているのであればお知らせいただきたいんですがいかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　ご質問にお答えします。まず工期というところなんですが、工期でなくて現行の処分場の利用期間ということです。それが６年度までということだったんですが、７年度まで使える容量がまだあるということでその旨を相談したところ、軽微な変更ということで衛生センターのほうで協議が済んでいると伺ってます。これについては衛生センター議会においても報告されている事項でございます。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私が工期というふうに使うのは、現行の最終処分地の入り口に工期が３７年までっていうふうに掲示してあるんです。ですからああいった扱い方は工期というふうに使うんだなっていうふうに私は認識していたんです。それはもういいんです。それで私とし

ては、副町長が前回答弁したのは、覆土を含めてやるんだと。おおむね５０センチということの報告が副町長からされたんです。以前にこの議会で問題視されて、野積みの問題になって違法だということで振興局の見解も出された、その部分は確かに見た目は改善になっています。でも奥のほうが、これは今始まったことはないんです。菅原委員から町長実際に見に行くべきだということで、そのあと町長見に行かれましたか。行ったかどうかお答えいただきたいと思いますです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　野積みの一時保管したごみの処分したあと確認をしてきております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　ここに次年度、７年度にも北部桧山衛生センター組合の運営及び組合が行う事業につき組合を組織する町が負担すべき負担金ということで、きちんと当然のように予算措置されてるわけです。ただ事業を行う上で、ああいった違法状態を野ざらしにしたわけです。確かに町長の確認されたようですけど、野積の部分のしつこいようですけど問題になったその部分は確かに見た目は改善になっています。副町長、まだ使えるから使用期間を延長だということで課長のほうからご説明いただきましたけど、副町長が前回おっしゃっていた産業廃棄物の法律にも明記されていますし、維持管理にもそれに準じた形で維持管理にもなっているんですが、今回つい最近やられた覆土の措置きちんとされているというふうに認識されていますか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　最終処分地の管理につきましてはいろいろご意見もあるところでございますけども、私としてはきちんと処理されてるというふうに認識しています。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　口頭報告だけですね、おそらくね。きちんとされていなかった維持管理計画に準じたそういったことが全くされていなかったというのが実情なわけです。課長が説明いただいたことと関連して、確かにまだ使える場所はあるんです。使おうと思えば。ただ使える場所まで行くには、町民も事業者もそうですけど車で最終処分地に入らなければならないです。そうすると軽トラを含めた自家用車だとかなり走りにくい状況です間違いなく。それと副町長おそらく、先ほども言いましたけど口頭での報告だけだと思うんです。覆土といってただ土をかぶせて重機で少しならした程度なんです。副町長、写真とか、動画とかお見せできれば１番わかりやすいんですけど、積んでいた野ざらし状態になっていた廃棄物の上に維持管理計画、産業廃棄物法律に則ったそういったことを遵守していれば、きちんとその日その日にならして、その上に５０センチの覆土をするということが守られていれば、またこういうことが問題にならなかったんでしょうけど、今回、副町長のご認識された覆土がされているということですけど、こういうふうに見えてますよ土の上からごみが。きちんと副町長が報告を受けた５０センチの覆土がされているのであればああいう状態にはなりません。そこはお伝えしときます。そこで課長、先ほどおっしゃった軽微な計画変更ですか、書類などのそういった申請行為というのは不要だったんですか。そこを確認させてください。

○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　私が伺うに限ってなんですけど、振興局と協議して決めたというふうに伺ってます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　それは繰り返しですけど、まだ使える場所があるという理由で振興局との協議をしたということですか。確認させください。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　伺うところによりますと、図面を持って説明に行ってるというふうに聞いてます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　振興局のほうもそういった趣旨での説明は電話でしたけどお答えいただきました。ただ７年度も使えるスペースはあるということであれば、なおさらですけど、そこに持ち込みやすいよう、走りやすいようにぜひ構成町の担当課のほうでもきちんと促すようにしていただきたいと思います。結構今でも大型の車でもとんでもない走りづらい状況で、それは管理を受けている業者のこれ責任ではありません。何か中には内部からですよ。埋立てに持ってこれないものも勝手に捨てられたとか、そういうのをここに来て言い訳のように副町長使ってるんです。その上で今受託業者に対して、おまえたちの責任じゃないのかっていうふうに取れるような言動もこれ現に今でも行われているんです。これは要は働きにくい職場環境ということでは全くこれ改善されません。いろいろ副町長は職員との聞き取りなども含めて踏み込んだ形でご尽力いただいているというのは十分認識していますが、実際の状況がまだまだ反省もなく、そういうことが言葉として使われ、行動として改善されていないというのが実情です。先ほど言った町民が使いやすいように、町長が前に言った開かれた衛生センターあるいは町民に信頼を持っていただける云々ということで組合長の町長が、構成町の町長が示していますので少しでもそういった近い状況に。看板には７年までって本当に工期って明記されてるんです。そういったことが変更になったということであれば、これどうなんでしょう。構成町としても７年度までに予定していた最終処分地、４月から新たな最終処分場も完成しますが奥のほうも使えます。現行のほうも使えますといった旨の周知をこれ是非していただきたい。要請していただきたいと思いますけどいかがでしょうか。これ副町長のほうがよろしいんじゃないですか。担当課長あまり踏み込めないと思いますよ。いかがですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　最終処分地の施設管理、それから町民の皆さんの利用に係ることですので協議をさせていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　その上で入り口に記されている看板、あそこも細かいことですけど確か工期になってるんです。そこの延長も含めて、そういった細かいところも配慮するように要請していただきたいと思うんですけどいかがですか。確認させください。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　それも含めて確認をさせていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　そこで前回、これ組合が行う事業ということでは、これ人件費にも係ることなんですが、パワハラ問題で昨年１２月で退職した職員、あるいはこの年を越して２月に退職した職員、そういった関係でパワハラ問題がまた発覚した中で、政策審査特別委員会の中で加害した側の退職願も出された旨の説明があって、そのあと町長のほうに、この場で確認させていただいたら受理しなかったということですけど、その受理しなかった理由というのは何でしょうか。これ人件費にかかるからどういうふうになるんだろうなっていうふうに思ったんです。新年度の負担金ですか。これ受理しなかったという理由は何なんでしょうか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　受理しなかったのは業務に支障が出るというようなこともありましたし、退職願を出した本人と面談の中でいろいろなお話をさせていただいたということでございます。これ以上は個人のプライバシーの部分もございますので答弁は差し控えたいと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　加害した側のプライバシーこれ差し使えるということですけど、実際に苦しんだ。例えば２月に退職した。そういった方との面談というのは何か１回やったというふうには伺いましたが、最終的に出るとこ出るきちんとしないと出るとこ出ると言っていた姿勢も、これはどういった言葉がいいんですか、収まったという押さえていただいたというふうに理解してよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今言われた出るところに出るということはあまりよくわからないんですけれども、面談の中できちんと処理されてると私は思ってます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　出るとこ出るっていう姿勢だって私に教えてくれたのは副町長です。これは一大事だというふうにそのとき率直に感じたんです。その上であとはもう町長の腹つもりなんだよねと。出るとこ出るって言われてしまったんですよねと。これは本当にどうなるんだろうというふうに思ったんです。そういった状況の中で加害者側が退職願を出したというふうに私は勝手な解釈だったんですかね、認識したんです。それがこのせたな町の議会特別委員会の中で副町長のほうから報告があり、それをユーチューブで見た方から結構反応出たんです。あまり評価につながるんで限定した言い方をしたくないんですけど、副町長お伝えしますけど、当然だと。今さらなんだと。もっと早く辞めるべきだと。何人苦しんでそういった状況に追い込んだとてもじゃないけど我慢できないと、これ一般町民です。そういった評価です。そのあと、いつ辞めるんだ。そういった状況に追い込んでおいて処分をされないで逃がすのかと。そこで出てきたのが町長、横領問題であいう横領事件を起こした職員が形としては依願退職の形をとったわけじゃないですか。とったんですよ。解雇ではなくて。今回の事案も組合のほうではそういった処分の決まりというか、お持ちじゃないし、もちろん懲罰委員会なりの存在も

これはないことも承知していますが、いろいろ被害者側の状況を踏まえこれは自分自身も加害者側も、これは何かしらのペナルティー、何かことがこれはされたら困るから依願退職して逃げるようにお辞めになる意志が出たのかなというように取れるような一連の経過なんです。先ほど業務に支障とおっしゃっていましたが、冒頭で説明した言動や行動、それで長年にわたって我慢しながら業務に携わっていた。あえて言葉としては方々と使わせていただきますが、その方々も含め、その人物への評価をしている町民から批判の声は間違いなく出ています。納得しないって。これいつまで関わって入れるかなという率直なご意見も出ています。業務に支障があるなしといえば、これ以前と同じように起こっても仕方のない状況をまた産んでしまってるというか、守ってしまったというか、そういう状況なんです。人件費に係ることなので、それと合わせて職員の募集はセンター組合のほうでは１、２回はたしかチラシなどで見ましたが、最近の新年度に向けてどういったことをされているのかご報告いただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　まず通常言われる正職員、こちらを募集しまして４月１日から勤務をいただけることになりました。そのほかに会計年度任用職員、こちらも募集を今確かしているところだったと思います。それから先ほど退職願出された方、業務に支障があるというお話もしましたけれども、そればかりではなくて、いろいろなこれはちょっと申し上げられませんけども様々なことがあったということでございます。

○委員長（横山一康君）　石原委員に申し上げます。これ負担金ということでご質問されてるってことは重々承知しておるんですが、少し本来のところからずれぎみになるとこありますんで簡潔にその負担金のところについてしっかり質問していただければと思います。よろしくお願いします。

○委員（菅原義幸君）　議事進行。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　委員長それはどういう意味ですか。ちょっと納得いきません。

○委員長（横山一康君）　これはどういう意味もないんですけど。特別地方公共団体の案件ですよねこれについては。ただ町からもしっかり負担金を出していますのでそこの部分についてはしっかりご質問されていいと思うんですけど。かなり詳細なところまで今質疑が交わされていますので、その辺りはしっかり気をつけて質問していただきたいという意味で私は今発言させていただきました。

　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　私が聞いてる限りでは、きちんと踏まえている質疑だと思います。何でそういう牽制をするんですか。

○委員長（横山一康君）　これは私は牽制はしたつもりはないんですが、私の議事整理権の中でそのように発言させていただいたことであります。

　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　議事整理権外の越権行為だと思います。予算審査をやる前提でそれに

係る事柄を単位の町村議会で聞くことは差し支えないんじゃないですか。
○委員長（横山一康君）　私も当然そのように思っていますので今まで質疑を継続していただきました。ただ少し踏み込んだところがあったと私が判断しましたので、今少し注意をさせていただきました。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私は踏み込んでいると思わない。当然、質疑の積み重ねの中の話だと思います。そういうことが牽制になるっていうんです。理事者も答えてるじゃないですか。それから答えられない問題についてはプライバシーの問題だから答えられませんということも含めて質疑成立してるじゃないですか。委員長がそういうふうにすると萎縮するんです委員の皆さんは。私は萎縮するつもりはないですけども。やっぱりそこはね十分質疑権を保障するという態度で臨むべきだと思います。これ厳重に申し上げておきます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員の申入れもしっかり受け止めて今後、議事進行していきたいと思います。よろしくお願いします。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　私も全く質問は誤っていないという認識です。そこまで委員長がおっしゃるなら、この組合負担金は町長が出した財政計画の中で、この負担金についても要は先々の町としては何か重荷になる旨のことがきちんと明記されてるんです。だからきちんとしていただきたいですし、私は衛生センター組合は解散だという考えは変わりません。これせたな町で事業を抱えてきちんとしていけば、今まで見逃してきた、何も手をかけなかったそういったことが少しでも改善になると自負しています。そこはちょっとそれこそ関連したくなくなるのでね。正職員が１名４月からですか。退職２名が決まったときに皆さんご承知なのでしょうけど、一度その時は定年年齢延長になってませんでしたから、一度退職の形をとって再任用で５年ぐらい勤める予定だったんですかね。２年勤めてなぜか辞められた方に、何ですか副町長、どうしてそういった方をといったら、藁にも縋る思いだったということで、その方が今業務に従事してるわけですけど、内部ではなぜという疑問が出た中で、そこはどんな説明をしたかわかりませんが、この正職員１名期待するところです。こういったかなり以前から本当に評判がどこまで落ちてるのかなっていうくらい悪い印象をこの一部事務組合は与え続けてきてるんです。そういった状況の中で、新しい方が４月からお勤めになるということでは、藁にも縋る思いでこちらから声をかけて業務に来ていただいてる方の対応、処遇というのはどうされるんですか。これも人件費に係りますから、増減のこれ細かいところですけど問題にもなりますから、どのようにセンター組合のほうでは考えていて負担金を出す構成町としては、どのようにご認識されているのか確認させてください。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　本人の意向もあるかと思いますが、現時点では継続して勤めていただけるものと思ってます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　いやいやこちらから声をかけて、そのときは職員が退職を決めたんで、

募集をかけても来ていただける方がいないという状況の中で藁にも縋る思いで抜き打ちでその方に声をかけたわけですよね。まだ引き続き募集はしていくんですか。ここで１回ストップなんですか。私は若い方を育てる意味でも、現局長にもこれは個人的なお願いなんですが、職場環境の改善も含めて職員を育ててくださいよと。受託業者の意見もきちんと聞くようにして、これは副町長にもお願いしましたよね。開かれた衛生センター組合、信頼される衛生センターそこを目指してくださいという趣旨でお願いしたんですが、この募集に関しては今後どうされるのか情報つかんでいるのであればお知らせいただきたいと思いますけど。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　業務の管理の都合上、今会計年度任用職員の募集を確かしてるというふうに思っています。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　正職員はこれストップですか。会計年度任用職員は募集をかけている旨の情報は私も知り得ていますし、新しく１年勤めた方以外に募集があったかどうかそういう詳細を私はつかんでいませんが、正職員の募集というのは予定されていないということですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　それは令和７年度か令和８年度かわかりませんけれども、今のところ正職員を募集するという予定はございません。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　１人正職員が採用になって２人減になって１人助っ人、藁にも縋る思い何回も言いますけど来ていただいた。確かにプラスマイナスで言えば、退職２名したところに２名が加わったので職員の数は以前と同様の人数をこれは担保できたということになるんですが、これ局長の立場の方がこれもうこの３月末で約束期間終わるわけです。指導と称してパワハラまがいの言動をしてきた管理職、結局は前の局長の方も戻ってしまっている職場環境で、以前にもお願いしましたが新しい方も含めて、これセンター組合で行う事業、これで若い方々が知識も含めて育っていくと判断されていますか。そこ理事者の立場でお答えいただきたいと思いますけど。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　新年度からといいますか、今までもそういったことでの職員の育成といいますか、そういったことをやってきてると思いますので、今後もそのようなことで継続していくということだと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　育成をやってきてると思います。これ副町長そういう認識でよろしいんですか。過去に退職してこの町を去った。前にも触れましたよね。パラワラに関連してい聞き取りもされたわけじゃないですか。今の管理職の方も懲戒処分の形とられましたよね。そういう状況がずっと続いてきていて、前年度、年越しして昨年ですか。２名の方が結局はセンター組合を去ったわけです。パワハラに関しても調査したらそういう事実はなかったということですけど。どうなんでしょうね。本当にこの役場内部でも様々あろうかと思うんですが、働き

やすい職場ということでは結構不安視、疑問視されてるのが実態です。副組合長体制が今３人になってるわけですよね。そうですよね副町長。副組合長体制３人ですよね。そういうことでは、組合議会もあるのでしょうけど、そういったことができれば二度と起きないような形で指導、注意あるいは監視も含めてしていただけることを望むのですが、そういった方向で進めていけますか。いかがですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　当然にそういった方向で進めてまいります。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　役場職員を出向させて３年の約束で行われていますが、そういった執行の形は、せたな町としては、私はとっていただきたいと思うんです。治外法権的な職場にああいった形で大変だったと思うんです。３年間、役場職員が出向したということは本当に苦労したと思います。全ての意見交換もできていませんし、もちろんする気もありませんでした。ただ起きていること、あるいは動きを見て、これは勝手に私が個人的に察している部分も大半を占めていますが、これ新年度に向けて町長、せたな町としてはどういうふうな方向でお考えなのか、方向性だけ決めているのであれば、決めてるのであればというと今日もう３月２４日なでので、人事のことに係るので具体的には今説明を求めませんが、組合長である構成町負担金を出す構成町の町長としてそういった役場職員を出向させたという３年前の考え方、今現在の考え方はどういうふうにお持ちなのかお聞かせいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　同じような方向で進めてまいりたいというふうに思っております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　それは、私、現局長の評価を見下すというか、下げてみるわけじゃないんです。役場職員の通常の業務を長年にわたってしていただいた方が、役場職員がですよ。出向することによってゼロからのスタートなんです、知識も含めて。これは致し方ないことなんです。ただはたから見るそういった内情もきちんと把握しない方々から、ただの素人という評価をする方も現にいたんです。職場の中からですよ副町長。これふざけんなと思いましたよ私は。そういった方が来たら懇切丁寧にというか、事細かくお知らせも含めて協力も仰ぐというのが本来の私は姿勢だと思うんですけど、これ３年経って約束の３年過ぎて方向性としてはどうなんですか、同じように出向するようなことでお考えなのかなというふうに私は町長の今のご答弁でさせるんですが、そういったところは認識された上で同じようなことをセンター組合にせたな町としてしていただけるというふうに理解してよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　先ほど答弁したとおりでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　そこを実際にどうなんだ、現行の維持するのか、職員とも話合いしたのか、そこをもう踏み込んでしまうと委員長にまたご迷惑をかけるのでやめますが、確認したいんですが、結局は長年勤めてる職員も含め、この数年、正職員として採用された方々が北部

桧山衛生センターの事業を展開するにあたって知識を持っていなかったというのが実態なんです。それを受託業者を含め周りから諭されたというか促したときに、予算を出してくれないんだと、予算がつかないんだと。だからそういった法律を学ぶ機会も設けれてこなかったんだという旨の言い訳がましい理由が職場内部から出ていたんです。これも実態なんです。そこを受けて新年度にはこの負担金にも盛り込まれているのでしょうか。そういった機会を設ける予算というか、そういった措置はされているとの認識なんですが、そこは確認させていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　業務に当たっての必要、知識あるいは資格までになるんでしょうか。そういったことについての必要な経費というのは令和７年度で措置してございます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　我が町の町民と直結する私も一般質問なり決算審査なりで何回も取り上げてきた。結局はごみの分け方出し方ですか。前回も触れましたが、町長がこれは法律があるんだと。出す側の町民が守るのは当然なんだと。組合内部では徹底してやるんだということを強く強調してるんですが、前回ちらっとだけ触れました。そこを強調するとまた別な問題がクローズアップされかねないので、ごみの出し方、要はごみステーションの問題と係るんですが、それはもう産業廃棄物とも関連してくるので、あまり委員長この場ではそこまで詳しく触れないでおこうかなと思うんです。ただ細かいことなんですけど、おそらく河原課長は目にしてる可能性も高いんですけど、個別に置いてあると受託業者が回収してるんです間違いなく。ただこれ北檜山の町中は皆さんご認識されていて、要はあれ個人で負担して、ごみステーションの簡易なものですか。あとはネットをかぶせて回収日に合わせて出されているのは私も見てますし。ただ一部地域に行くと、やはりごみステーションが遠い、ずっと長年にわたって出しておくと家の前に置くと回収してもらってる。それを当然のように解釈している方々が実際にいらっしゃるんです。そこを細かくこれ追求すると、とんでもない時間もかかりますのでここであえて止めておきますが、せめてネットあるいはその簡易なカーゴというか、ふたが付いた簡単なものです折り畳みできる。ああいったことをこれ全面的に町がチラシ等でやるとまたおかしくなるんです。というのはあれあれ何それ用意すれば１件ずつ収集してくれるのかと誤った解釈にされてしまう可能性もありますので、これ私の個人的な見解なんですが、受託している業者側ときちんとそこは再確認されたほうがよろしいとかと思います。業者側から何年にも渡ってセンターほうに提起されてきていますから、一部では前も言いましたけど役場から出向した職員が知識もない中、今金まで出向いて頭を下げに行って北檜山の町中もです。少ないけど改善したという事例もこれ本当にあるんです。いや私当然かもしれないですけど、いや局長すごいねってよくできたねって、今までいくら訴えても知らんぷり、時には嘘までついて嘘の報告もしていたことも実際に副町長あるんです。ですから少し長くなりましたけど、町としてああいったただぽんと出しておくとガラスや小動物にやられて国道にごみ散らかってしまったりすることも実際に起きてるんです。地域に出向いてもご近所トラブルというか、そういうことも起きかねないので、せめてそのネットをかけていただく、あるいは簡易なものでいいので

出す側に用意をしていただくということの、町としてこれ周知は絶対これ変にしたら逆におかしくなりますから、これ私の見解です。今のことを受けて担当のほうでも十分協議した上で対処の仕方をご検討協議いただきたいと思いますけどもいかがでしょうか。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　今石原議員がおっしゃられた部分については、センターと確認して、実際どんなふうになってるか改めて確認して進めたいと思います。農村部とか、ステーションまで遠いところについては全て出している状況もあるとは伺ってますが、カラス対策、小動物対策はなされているとも聞いておりますので、例えば収集車が来る直前に出すとか、そういうことも、出す側も工夫されてるというふうに伺っておりますので、その点もちょっと確認してセンターと協議してまいりたいと思います。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　あと町長と副町長はご認識していただいたと思うんですが、要は事業系ごみ、あえて言いますが産業廃棄物にくくられるそのごみの排出方法も、これ業者側が数年前から提起してますから、あそこ大丈夫かい、ダメなんじゃないのかと。全くそういったところはね改善になっていませんし、今それを町長ここは法律をかざして、町民に対してはかざしてしまったんですけど、その法律をかざして、これお宅は間違ってますよという一方的なやり方をして、これして当然なんです法律があるんですから。でもそれをこの実態に合わせてやってしまうと、これまたかなりな問題になりますから、町長にご認識をしていただきたいのは、産業廃棄物まで限定していくと。これ１００点どころか、かなり不備があるのが実態です。ですからそこは、河原課長、濱口局長にも具体的に私、個人的に意見交換して逆に伝えたんですけど、聞き置いてくれと、あまり局長に負担かけたくないんだということも伝えてあるんです。ですから町長には今私が言ったようなことが実態としてあるのを十分認識していただいた上で、この超高齢化でステーションに持っていくのもかなり大変なんだと。今まで本当に家の前に出しておくと収集してくれたんだという思いに合わせるような形で町ができるような対応をぜひしていただきたいと思います。そこは先ほどの答弁になろうかと思うんですが、町長に対しての認識も改めてこれご答弁求めません。というのはもうラリーになってしまいますから、そこは強くお願いをさせていただきます。これで委員長、とりあえずは質問終わらせていただきます。
○委員長（横山一康君）　まもなく１時間になりますので１１時５分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時５５分
再開　午前１１時０５分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　質疑を続けます。
　石原委員。

○委員（石原広務君）　資料からいくと１６ページになるんですが水産業費です。これ毎年新年度予算で私も大湯委員もすごく気にしていただいて、１番下のニシン資源復興のため、これどうでしょう６年度の中で年越しして冬になる前昨年、前浜の状況で何かいいお知らせが担当のほうに入っていていただきたいと思うんですけど、現状どうなってるか、どういうふうに認識されてるかお知らせいただければと思います。
○委員長（横山一康君）　吉田農林水産課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　この事業につきましてニシン資源復興のために種苗を毎年放流しておりますが、残念ながらまだせたな町のほうでは群来等は見られておりません。ただ管内見ますと江差のほうとかで群来が発生したということは聞いております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　これは藻場の育成、あるいは磯焼けも含めてですけど、そういった影響というのは少しかでもあるもんなんですか。水温の関係、潮の流れいろいろあるんでしょうけど。同じ繋がってると言ったら語弊あるかもしれませんけど、そこまで来てるのに、もうちょっと来てくれよというふうに要求したくなるような実情が前浜のほうで起きてるわけです。要因としては、先ほど言った藻場の造成も必要なのかな、磯焼けも多少なりとも影響してるのかな。担当としてはどういうふうに押さえてるのかお知らせいただきたい。
○委員長（横山一康君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　残念ながら原因というのが実際のところ掴めてないというのが本来でありまして、実際私どもとしてもこの協議会でお話ししていく中でこの対策を講じていきたいということでありますので、今後においてもそれらの状況も踏まえながら協議会の中で検討していきたいと思っております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　漁業者側といろいろ意見交換をしながら、これはもうめげることなく新年度は予算措置されていますので、今後も町として取り組んでいただきたいと思います。これは強く要望させていただきます。
　その上の檜山ナマコ栽培漁業定着事業負担金、これ確認も含めて詳細お知らせいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　こちらにつきましても檜山管内の沿岸部の担当、檜山振興協議会におきましてナマコ種苗の放流を行っておりまして、今年度におきましても１００万粒の放流を行う予定でございまして、うちの町分としては１６．６万粒を放流する予定です。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　放流する箇所が何箇所になるのかお知らせください。
○委員長（横山一康君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　放流する箇所につきましては例年と変わりはございませんが、貝取澗、久遠、太櫓、瀬棚となっております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　そこで大成水産種苗育成センターです。そこで漁業者の協力をもらいながら放流に繋がっていると私は認識してるんですが、今課長のほうからご答弁いただいたのとは別に取り組んでいるものと解釈してるんですが、種苗センターで漁業者の協力を得てですよ。その稚魚というんですか、その放流方法、あるいはその箇所、合わせてお知らせいただければと思います。
○委員長（横山一康君）　栄田副所長。
○水産種苗センター副所長（栄田武志君）　ただいまのご質問にお答えいたします。まず放流場所につきましては、密漁の関係がありますので答弁は控えさせていただきたいと思います。放流方法等につきましては、漁業者がまずうちの施設に来て種苗を運ぶ、またはちょっと遠くなるとうちのほうから運ぶという形をとっております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　意地悪な質問をしてしまいました。誠に申し訳ありません。遠い場所という言葉から察すると、私としては水産種苗センターから町内それなりに前浜のために放流されているというふうに認識するんですが、そういったとこで影響がないような答弁でよろしくお願いしたいと思いますけど。
○委員長（横山一康君）　栄田副所長。
○水産種苗センター副所長（栄田武志君）　貝取澗につきましてはほぼほぼ全海域、久遠につきましては久遠、上浦、太田、それと瀬棚につきましては各漁港があると思うんですけども、太櫓そういう７箇所ぐらいに分けて放流しております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　町長、結局のところ大成の水産種苗育成センターというのは、どういうふうにするんですか。ストレートな質問ですけど。今の状況から鑑みて前浜業者、結構な機械持ってるんです。ストレートに申し上げますと、ここに来て廃止の方向で一時期は一般の漁業者に伝わっていなかったんです。この何日かの間でそれとなく口コミでも広がりつつあります。結局は町長の考え方としては廃止これそういうことなんですか。いかがですか町長。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これも前回、答弁差し上げたところでございますが、今の状況からしてなかなか今までどおりセンターを動かすということは難しい状況になっております。そこで前回もこれにつきましては、産業教育常任委員会の継続調査ということにもなっておりますので、その中でしっかりご意見を聞かせていただいて、この方向性を決めるということになるというふうに考えております。ただ漁業者にご迷惑のかからないようにアワビにつきましても、ナマコにつきましても、しっかりほかからの購入で対応したいというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　いやいや産業教育常任委員会で調査は継続の措置をされたというふうに私も間接情報で理解してるんですが、町長の考え方を今お聞かせいただきたいんです。継続調査はする。漁業者に迷惑がかからないようにする。これ廃止を前提の考えは基本的にあるま

まで産業教育常任委員会の中で協議するということなんですか、どちらなんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは現状のままですと動かせる状況にはないと。人的な部分、それから多額の投資ということもございます。こうしたこともありますので、その辺はじっくり検討していただきたいというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　人的なことは職員の退職を理由にしているようですけど、まずその人的なことは、町長最近わかったということではないですよね。これ私の肌感覚と申しますか。これ１０年以上前からこういう状況になるという可能性は訴えられてきてるわけじゃないですか。そういったご認識はありますか。この人的に関してはということでいかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　当然人的な部分としては職員の定年というものがございますので、そういったことは頭に置いていたところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　であれば後継というんですか。そういった育成をするという考えはお持ちでしたか。端的にお答えいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この辺は大変難しい問題でございます。この種苗センターの事業そのものはこれは種苗を販売するセンターということで、従来からいろいろと課題があったということで、今回、将来老朽化による補多額の投資ということが想定されておりましたので、その辺についても十分検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　従来からの課題というのは、具体的に教えてください。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　こういった施設につきましては、いずれ老朽化をして多額の投資が伴うというふうになります。そこで投資効果というものを当然考えていかなければならないというふうに思っていたところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　前浜の漁業者がかなり期待してるんです。多額の投資、これはもう設備を維持するためには投資は必ず必要です。そこを何なんですか、これもお金を理由に、これ数年前からそういったことで町長は考えていたということですか。私は老朽化含めて改修をしなければならないというのは当然のように、もしかしたら合併したときから認識持っててもおかしくなかったと思うんです。その辺ちょっといかがですか。しつこいですけど確認させてください。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　こういった町が事業を行う場合、投資と効果というものをしっかり確認しながらこれを進めていかなければならないと思っているところでございます。この事業に

つきまして、なかなか投資と効果のバランスというのは現状難しい状態になってきておりました。そういったこともございまして今後、多額の投資をすべきかどうかということにつきまして一旦立ち止まって検討する必要があると考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　多額の投資、想定される改修費ですか。多額と町長がおっしゃるその金額というのは約どのぐらい思って多額とおっしゃってるんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは前回も答弁しているところでございますが、当面３億を超える投資ということになりますし、併せて現状、毎年４，０００万以上のマイナスということ、こういった多額の財源を必要とする状況となっているところでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　投資をして効果を求める。その効果が現れなければ切り捨てるということになってしまいますよね。これ投資を求めるような事業なんですかそもそも。いや大きくうなずく。漁業振興これ大事な１次産業です。各議員からもイカが大変だ。なかなか魚も思うように獲れない、流通にもいろいろ影響出ていると、高齢化も進んでるという様々な状況を加味して、そこで多額の投資、そういったことも町長としての理由なんでしょうけど、到底納得できることではありません。じゃほかのお金をかける町長の政策というんですか。そういったところとの整合性というか、公平感は否めません。公平感がないというのは否定できません。前回平準化という具体的な言葉を言わせていただいたときに、何ですか水道設備もしてきたくらいのことおっしゃってましたけど、これ最低限度のライフラインの維持じゃないですか。それをこうやって大成に私はやってやったんだと。だからあわび山荘も要らないんだ国保病院も廃止なんだということを平然と言ってのけたこともこれありますよね。この種苗センターもお金を理由なんですか。そんなの合併したときからわかりきってたわけじゃないすか。人的配置も後継含めて内部からも町長に直接申入れしたかどうかわかりませんが、私も人事権には介入できないというのは基本的に十分認識してるんですけど、前総務課長には立ち話でしたけど本当にお願いしたことがあるんです。課長って後継養うような人事措置するようにぜひ町長に要望してくださいよと。全くこれかなわないことでずっと来てるわけです。漁業者との協議の中で、こういうことは絶対してほしくないんですけど、いやいや職員がまだ勤めるのに辞めてしまうんだよねっていうように職員のせいにするようなことは、漁業者に伝わるような言葉は絶対慎んでくださいね。そこは強く要望させていただきます。漁業者には廃止決定だというふうに一部に伝わってしますから。町長の答弁からいくと所管である産業教育常任委員会では調査が継続になって、様々な観点から改めて協議をしていくものなのか。そこで考え方が変わる可能性がこれあるのか、そこを端的に確認だけさせていただきたいんですけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そのとおりで産業教育常任委員会ここで継続して調査をしていただくということになります。
○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　それでは漁協サイド、漁業者へはそういったことで発信していいですね。廃止っていうふうに伝わってるけどいや違うよと。町長は常任委員会のおそらく意見を聞いて改めて継続にされたこの大成種苗センターの件については協議をしていくということでよろしいです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そこでそういったいろいろなご意見もいただきながら判断をしてまいりたいというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　これ町長の７年４月、町政執行方針、ここには水産種苗育成センターについてはアワビの中間育成を行い、前浜資源の維持と漁業者の経営安定に向けた支援に努めてまいりますと。これ執行方針なんです。これも町長十分認識していただいてると思うんですが、どうなんでしょうこのアワビの価格をナマコの価格が上回ってしまった。こういった社会情勢になりましたよね。高齢化が進む漁業者の間でもこのナマコに関してはかなり期待の声が大きいんです。ですからそこを漁協側には了解をもらったと上っ面のことではなくて、ある程度こう大成から北檜山太櫓、瀬棚このナマコに関して期待を持っている漁業者にときちんとその意見を集約し、もちろんそういったことも踏まえて産業教育常任委員会では協議されるものなりと私も改めて町長答弁から認識をするところですが、一般質問で以前は増養殖推進室、これはもうしないよと。であれば戦略室これもやりませんと。担当のほうで議員のおっしゃるというか、漁業者の意見なりも集約できるのが今の農林水産課になるから、そこの機能はきちんと町長としても提示して、でも押しつけたらダメです。本当に浜に出向いていってときには朝４時過ぎに港に出向いて実際にそういう行動してた職員もいたわけじゃないですか。漁業者から文句を言われ、要望ととって町長に向かう、町長には蹴られ板挟みになる。そういう状況も少なからずも起きていたわけです。これ向き合っていただいている担当職員は、これからも育っていってほしいというのは個人的にかなり願望の上なんですけど。水産種苗センターについては本当に期待の声があると。お金のことではないと、町長のやる気一つだと思うんです。それが漁業者にきちんと理解を得るというか、本当に意見いろいろ拾ってください。そこで産業教育常任委員会の委員の方々と本当にきちんとした協議をしていただいて、執行方針にあるこれはアワビの中間育成に限定してますけど､前浜資源の維持と漁業者の経営安定に向けた支援、これ本当に努めていってください。これは産業教育常任委員会で調査継続になってるようなので、そういったことをご認識していただいて協議をしていただきたいと思いますけど、最後そこだけしていくしていかない端的にお答えいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　いずれにしましても漁業振興ということを大事に進めてまいりたいというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　ほかにありませんか。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　総括なんで温泉ホテルきたひやまの指定管理料に関連して幾つか町長

の考え方を確認させていただきたいと思います。
　町長、私今回の議会で一般質問をさせていただきましたが、この指定管理料については、こういったことで何とおっしゃいましたっけ。しばらくの間、現状のまま、当分の間でしたっけ、そういう考えはやはり一般質問でご答弁された後も変わらないということですか。そこを確認させてください。１，８００万が予算措置されていますから考え方としてはいかがですか。確認させください。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そのとおりでございます。
○委員長（横山一康君）石原委員。
○委員（石原広務君）　以前に国民宿舎あわび山荘がまだ条例として残ってるときに示した考え方、指定管理料を含めて、そういったことは変わったということですか。要は宿泊施設は指定管理制度にそぐわないんだと。自立していただかなければダメなんだというふうにずっと主張してきたわけです。その考えはどこに行ってしまったんでしょう。ご説明いただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　このたび長寿命化を行ってまいりました。これも答弁で申し上げたところでございますが、成果も上がってきているという状況の中で、これしばらくしっかり見ていきたいと考えております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　もうしばらくの間、あれさっき年数がわかる、あえて以前にと言わせていただきます。私あわび山荘の改築に向けてということで一般質問したときの中の町長の答弁なんですけど、今回の一般質問でも触れさせていただきましたが、このときに町長もう１０年以上前なんです。あとでどうか手元にはちょっとだらしなくて年数がわかる会議録どっかに紛れ込んでしまいました。これたしか２８年、２９年か、そのぐらいの定例会一般質問で町長の答弁なんですよ、この指定管理に係わって、これからも２０年、３０年、４０年と多額の指定管理を入れていかなければならないという状況では、これは議会も町民も理解をしないというふうに思っております。町もそれだけ長期間にわたって繰入れをできるという保証はできないというふうに感じておりますと。この時はあわび山荘に限定した一般質問だったんですけど、そもそも指定管理制度の基本的な考え方は、これに沿った考え方を町長は示していたんです。私は一般質問のときあるいは予算審査でも少し触れましたけど、温泉ホテルの宿泊事業を担っていただいている。そういうことを否定するわけではないんです。ほかのこれは商工会の会員というくくりの中で北檜山区には温泉ホテル入れて４事業所ですか。瀬棚が民宿、旅館含めて４店ですか、大成は１件、そのほかにも会員ではないけど細々と宿泊業を営んでる方もいらっしゃるというふうには聞いてました。先ほどの種苗センターに係ってのことにもなる、それに考え方として繋がるんですけど、今回長寿命化計画で３億１，８００万ですか。改修費というか、かけましたよね。町長、平成２１年度から令和６年度まで１６年、平成２１年度からいくと１６年間の間に、他の宿泊業と比べる資料は持ち合わせていないんですが、あわび山荘及び

温泉ホテルきたひやま、温泉ホテルきたひやまに関しては１６年間の間に８億３，０００万、指定管理料が３億１，３００万、これを合わせたら指定管理料は別かもしれませんけど、１０億以上これつぎ込んできてるんです。それであわび山荘はと申しますと指定管理料は３億１，９００万、指定管理料以外の負担というのは８，６００万です。これ私個人的な見解なんですけど、結局はあわび山荘は最初から切捨てなんです。町長の考え方は基本的に。きたひやまの温泉ホテルだけ守ればいいんだと。ちょっと脱線しますけど、町長の基本的な考え方です。私一般質問でしました。１，８００万今年度指定管理料として投入されます。私は一般会計自体には反対します。ただ賛成多数で通るでしょう。通る見込みだと思います。いや首かしげてないで、いやそうなるなって町長だってわかってるわけじゃないですか。要は何を言わんとしたいかというと、町長が宿泊施設は指定管理制度にそぐわないんだと。自立していただかなきゃダメなんだという考えからいくと、今回、多額の３億１，０００万を投じて土台づくりをしたわけじゃないですか。それなりに成績とおっしゃいましたっけ。成績というか、多少なりとも効果が出ているというご認識を持たれましたよね。今こそなんです。力がついたわけじゃないですかハードの部分を改修することによって。町の今後のことを推測すると町からこういった一切の支援を受けていない商工会の会員からいくと、温泉ホテルを除いた９件の事業所は自らが企業努力をしてせたな町の観光にも繋がるような宿泊事業をこれ展開していただいてるんです。せたな町の町では温泉ホテルが拠点になっていると位置づけてもおかしくありませんが、町が関与してここまでの負担、お金をつぎ込んできてるんです。トータル１０億にもなるんです。今回長寿命化の名のもとで立派に改修されたわけじゃないですか。前回も言いましたけど先々の町の状況、あるいは北檜山観光振興公社ですか。今後もこういった事業を担っていただけると私も考えますので、ここは町長のおっしゃる自立に向けてコンサル入れても、そこの予算を私は逆につけるべきだと思うんです。今の状況だと町が関与して議会にも報告をされ、常任委員会でも協議をする状況になっているわけです。振興公社が公社として独自な発想で他の８事業所と連携しながら町の観光事業を支えていきましょうよという方向に町が率先して持っていかなければならないじゃないですか。そういった考え方はありませんか。町長いかがですか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　温泉ホテルきたひやまも民間の事業者も、これはせたなの観光にとって大事な役割を果たしていただいているというところでありますが、現在この振興公社につきましては自立に向け経過前に努力している最中だと思っておりますので、ぜひそういったところに近づけるようにしっかりやっていただきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　温泉ホテルも民間だとおっしゃいますけど第三セクターあとは町が関与してるわけじゃないですか。ほかの事業所と同じというのはこれ町長認識改めたほうがよろしいかと思います。じゃほかの８宿泊事業所に対して、町がここまでとは言いませんけど、それなりの支援してます、できます、していませんよね。指定管理を含めたら１０億つぎ込んでいるんです。指定管理料は出して当然の指定管理料なので、今、左を見るとおそらく阪井課長

にらめていると思うんですけど。でもお金を投じたということでは、片や１０億、まあ３億１，０００ですから１１億なるんですか。あわび山荘は指定管理は確かに同じように３億１，０００万ですけど、かけてきたお金というのは８，６００万。今この新年度で、新年度の指定管理料は１，８００万、いろいろこれだって金額いろいろあったわけじゃないですか。指定管理料を減らすんだったら温泉ホテルだってそうしないとないなと。担当動いたら止めたのが町長です。ちょっと待てと減らすなと。温泉ホテルだけは減らすなと。これはそういったことしましたかって言ったらいやわかりません。してません、記憶にありませんとおっしゃるのはこれ目に見えていますからあえてそこは追及しませんが、７年度予算の中に指定管理料１，８００万、これは予算措置されています。なので任期は町長の任期はあと数カ月ですけど、考え方として、方向性としては以前に示したそういった負担が町としては困難になるという旨の町長の考え方からすれば、振興公社が町長のおっしゃる民間の活力というか、考え方でせたな町の観光政策にご協力をいただけるという方向に町長これすぐにでもし向けるべきです。そうしなければならない状況になってるわけじゃないですか。これどうします町が人口減で町長がおっしゃる身の丈だ、財政大変だと言った状況だって起こり得る可能性だって現町長の下ではかなり可能性高い考え方を町長示してます。であれば方向性として早い段階で振興公社に対してきちんと提起するべきです。いかがですか町長、端的にお答えいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　まずしっかり経営改善をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　以前にも私の考え方ですけど、経営改善ということではコンサルなりのそういった業界に精通してるというか、専門の方結構いますから、そういった招聘するというか、そういった機会を設けるために、そこはそういった経費は私は投じてもいいと思ってます。だって経営改善に向けて考えるには、やはりそういった専門的な方の意見も参照にするアドバイスもいただく。それはかなりいいほうで影響出ると思うんです。予算措置をした上で担当のほうでもそういった知識、あるいはアドバイスを聞いた上で、ほかの宿泊施設の方々にも何かしらの情報を流せる機会があると思うんです。任期間もないとはいえ、今現町長、新年度の予算を決裁の形にしたと言ってもいいんですか、それを決めた町長の考え方として、この指定管理料１，８００万かもしれませんけど、これをもとに方向性をきちんとするよう町長はここで明言するべきです。今、新年度予算の審査ですから新年度予算に向けて町長の考え方を私は議会議員の立場で今伺わせていただいてるんです。ですから町長、方向性としては経営改善になってきたんだという認識されてるわけじゃないですか。今だから方向性、力のあるうちに振興公社がそういう方向に向かうように、今町長がそういう考え方を示すべきときだと思います。遅いくらいですけど。それに対して明快なご答弁を求めます。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　石原議員の提案にいたしましても、これは内部で検討させていただきます。

○委員長（横山一康君）　ほかありますか。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　予算書から拾ったほうがいいんですか。懲罰審査会その予算に関連して数点お聞かせいただければと思うんですが。横山委員長が委員長の総務厚生常任委員会に提案されてきた第三者委員会の設置、これ設置する方向での考え方は、町長変わっていませんか。いかがですか。案件出されてきたんだけどこれ政策審査特別委員会で出されたことだから、政策審査特別委員会で協議するべきだということで常任委員会では結論付けたんです。ただ町長の考え方、要は元職員の横領事件に関連して政策審査特別委員会の中で提起され、町長は第三者委員会の設置、この案を常任委員会に出されてきましたが、第三者委員会を設置するという基本的な考え方に変わりはありませんか。
○委員長（横山一康君）　処分委員会は予算書の４３ページ、上から３段目に職員懲戒処分審査委員会委員２人とこのようになっております。５万３，０００円。
　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　懲戒処分審査委員会の予算でございますけども、これは職員で構成されている懲戒処分審査委員会、それに一般の有識者を加えるということで予算計上しております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　想定外の答弁だったんで、４３ページ職員懲戒処分審査委員会２人ですか。一般の有識者を入れた、それ第三者委員会ということですか。まだ私としては委員長これ認識間違ってますか。副委員長として、そういう案が出されてきたけど、政策審査特別委員会で提起されたことだから、その内容については政策審査特別委員会で調査をするということで常任委員会は閉めたというふうに認識していたんですが、そこはそうですよね。
○委員長（横山一康君）　私も石原委員の認識です。
○委員（石原広務君）　それで高橋課長、今言ったようなところ町が示していた第三者委員会のことですか。確認させてください。
○委員長（横山一康君）　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　この予算につきましては、あくまでも内部の懲戒処分審査委員会に一般の有識者を２名、加えるという予算でございます。第三者委員会につきましては条例提案しておりませんので今回の予算には入っておりません。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　どうしましょう。
○委員長（横山一康君）　石原委員にお聞きします。まだこの件に関して、それで石原委員からそのような申出がありましたのでこの件については午後１時から再開したあとやりたいと思います。
　ただいまより午後１時まで昼食のため休憩したいと思います。午後１時から再開をいたします。

休憩　午前１１時５３分
再開　午後　１時００分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
本多委員より早退の届出がありました。
午前中に引き続き質疑を続行します。
菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　質疑に入る前に議事進行に関する発言をさせていただきたいと思います。
委員長は、予算審査の全体の見通しについて現時点でどのように判断されておりますか。
○委員長（横山一康君）　菅原委員に申し上げます、非常に遅れているという認識はしております。
菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　遅れているんです。私は最大の原因は町長の公職選挙法違反の問題で想定外の日程が入ったということが１番大きな原因だと思います。それについては一般質問の日程上での留保、あるいは予算審査委員会の中での公選法違反の質疑の留保など私としては最大限の協力をさせていただいてはおりますが、なおこの現状です。委員長には既に３１項目にわたる予定質問を出させていただいておりますが、私は答弁の内容にもよりますが、極めて厳しい状況に至っているなというふうに思います。それはいつ一般会計の審査が終わるかということなんですが、ずれ込みますと新年度の支出の諸契約発注に影響が出てきますから、私はもう暫定予算ということを考慮に入れながら、そこをにらんで議事進行していかなきゃいけない状況だと思いますがいかがですか。
○委員長（横山一康君）　菅原委員の今の発言私もややそれに似た認識は持ちながら今運営しているところです。ただ、まだそこまで行くかと言われると、そこまでは到達してないというふうなところで非常に難しい見極めをしなきゃいけないなと思っておりますが、今はしっかり出てきてる原案を審議していくというところに集中していきたいと、このように考えております。
菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それで暫定予算は、その場で思いついて出せるものではありませんから、理事者側に実務的な準備をしておいていただかなきゃいけないんです。その見極めをなさってますか。
○委員長（横山一康君）　その見極めに関してでも、先週そのようなことが非公式の場ではありましたが菅原委員との中でお話ししましたので、その中で事務局長を通じて理事者側にもそのようなことがあるというようなことはお伝えしてあって、今理事者側それなりの動きはしているものと認識しております。
菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それで実務的に終わったんですか。終わっていないんですか。

○委員長（横山一康君）　その件につきましては終わったという情報は私は今のところいただいておりません。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　委員長有り体に言いましょうよ。準備できていないというのが理事者の答えなんでしょ。
○委員長（横山一康君）　そうなるかと思います。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや私それこそが問題だと思うんです。私が町長であればすでに暫定予算の段取りだけはつけて、どんな局面にも対応するという態度をとります。５期２０年やってきた方がまだこの局面で準備できていないとなれば、私は当事者能力の問題に関わることだと思うんです。そういう話を聞くから私はよろしくないなと思うんですが、委員長どう思いますか。
○委員長（横山一康君）　私は今そこを理事者の動きについてどうこう言う立場ではないんでありますが、どんな場面においても対応できるだけの準備はしていただきたいということは、そこについてはそう思っております。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それじゃ委員長の立場で今町長いらっしゃるわけですから確認していただけませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長に申し上げます。今、会期も４月３日まで延長しているということ、また予算審査においてもなかなか前進が非常に緩やかなペースで動いてるということを考えるといろいろな局面を想定しておいていただきたい。このことは町長に申し上げたいと思います。高橋町長、何かありますか。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　先日、委員長のほうからそのようなお話がございました。現在この準備を進めているところでございます。いずれにしましても、どんな状況になろうとも対応をするつもりでいるところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　今どんな状況においても対応するというつもりでいると明快な答弁がありました。これはこの場で確認をさせていただきたいと思うんです。それでタイムリミット町長はいつなんですか。私は１番大きな問題は、新年度の契約業務に支障が起きるようでは、これは暫定予算でいっていただかなきゃならないよという判断を持ってます。その指名発送等々もありますから、そのギリギリのタイムリミット、すなわち暫定予算を可決成立させるタイムリミットは町長としていつだというふうに判断しておられますか。お尋ねしておきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時０７分

再開　午後　１時５３分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
町側の答弁をお願いいたします。
高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　財政との打合せをさせていただきました。時間をとっていただきましてありがとうございます。その結果でございますが、この暫定につきましては土日も作業を続けてまいりました。そういった中でもし出せるとしたら２７日ということだということでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　２７日のいつなんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　２７日の朝でございます。午前中といいますか。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　２７日の朝、暫定で、それで新年度の契約、いわゆる入札日はいつになるんですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ちょっと話は戻るのかもしれませんけれども、菅原委員からは暫定予算も視野に入れての議事を進めということでお話があったと思います。それで先ほど協議いたしまして暫定予算につきまして現在調整中でございますけれども、今町長から申し上げましたように３月２７日に午前中に提案できるという見通しでございます。それで新年度事業に係る件の入札につきましては、３月３１日を予定してございまして、これは暫定予算が成立したという見込みで長期契約につきましてはそういう方法で入札を執行したいというふうに思っておりますけれども、新年度に係る物品、例えばコピー用紙ですとか、燃料費こういったものは新年度に入ってから入札をしたいというふうに考えているところです。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうすると暫定予算の成立のタイムタイムリミットは３月２７日の１０時なんですか。１２時なんですか。時間はっきりさせてください。
○委員長（横山一康君）　成立のタイムリミットってことですよね。
佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　３月２７日に提出をいたします。議決のリミットといたしましては３月２８日でございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それで入札間に合うの。２８といったら発送の日数ないんじゃないですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　それで先ほども申し上げましたけれども、長期契約ということで

ございますので、予算成立がしたら契約締結するというふうな運びで３月３１日入札執行ということでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　指名発送であるとか、手続きは要らないんですかそうすると。
○委員長（横山一康君）　浜高課長補佐。
○財政課長補佐（浜高正明君）　今回の暫定予算となった場合の取り進めということですが、前回の暫定予算時、平成３０年度に行われていましてその事例を参考にこれまでもいろいろ調べてはいたんですけども、その際には長期継続契約、これはどういう契約かと言いましたら地方自治法に定められていて、施設の維持管理やシステムの保守管理など長期的に年度をまたいで業務が必要だという業務が長期継続契約でありまして、その事業については予算の可決前に案内の取り進めをさせてもらっていて、今回につきましても予算可決後に入札執行をしたいという考えでおります。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　話わかりました。それじゃ暫定予算については２７日、これ朝なんですか提出するのは、昼なんですか、夜なんですかいつなんですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　午前中、担当課長からは１０時頃までには提出できるということでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　正確にしてください。１０時というのは開会前に出せるということなんですか。１０時開会ですよね定例会っていうのは。開会前に出せるということなんですか。それから暫定予算といえども議会側は。
○委員長（横山一康君）　議事進行の議事進行ですね。
○委員（真柄克紀君）　菅原委員の質問に関しては、私それなりの作業として町からきちんとした回答もらうの当然だと思うんですけど、委員長に聞きたいんですけど、今後のこの今の予算委員会の中で私前にも言った経緯、若干遅くなっても、遅れても審議すべきだということを言った経緯がありますけど、私が今日きて午前中の見てて私も心配してるんですが、この２５、２６というのは審議予定とってるんですか。私は議長から聞いたら、このいろいろな副町長会議等が日程的にあって開催できない旨ちょっと聞いた経緯があるんですけど。しかし私この１週間ずっと先ほど言ったようにやっぱりこの予算委員会が３日遅れたということに関しては、当然、公選法によるあの時間のロス大きいものがございます。ですからこの責任についてはきちっとまた必要な形で答弁してもなきゃなりませんけど、だけどここまで来てまだ審議が進まないとしたら、公的な付き合いがあるのかもしらんけど、私は今日むしろ町のほうからこの日程は変更してもきちんと審議つくしたいと、そういう形で来るのかと思って今日来てるんです。当然町としたらまず予算を通すということに最善の努力をするという姿を見せなきゃならないんじゃないですか。しかも委員長もそういう中で審議する機会を作るという責任はあるんじゃないですか。当然だから菅原委員の先を考えたらこのいろいろな心配事、これも当然ここの中

できちんと審議しておかないとならないと思いますけど、しかしここまで詰まってきてなおかつしたら明日の例えば午前中なら午前中だけでも審議するとか、あるいは副町長会議は何とかあれしてもらって審議するとかっていう作業をしないで、これは全然審議しないという形でそう持っていくというのは私は大変怠慢だと思います。まずだからその審議の予定というのをきちんと明確にしてください。今だっておかしいじゃないすか。審議するかしないかもわからないで、午前中に出すとか出さないって話ならないでしょ。

○委員長（横山一康君）　真柄委員に申し上げます。今、菅原委員の質疑に対して町側はいつ暫定予算を出せるんだということで町側はしっかり答えていただきました。そして今、真柄委員のご質問に関しては、私は町側ともそこは調整しております。明日、副町長、教育長はいろいろ会議も入ってるっていうことをお聞きしてましたけど、そこはまず予算成立を第１にということで前に向けて進んでいくということは伺っておりますので、明日はやる予定でおりました。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　それ聞いてるなら最初にさ、私はこういう工程表を持ってきて心配しながら来てるのもあるんです。これがどうなるのかと。何も答弁ないんだから。だとしたら成立しないなと思うからあえて私言ってるんです。やはりきちんと審議日程等については、当日の当初にきちんとこういう方向に変更になるなり、こういう形でいきたいと思うのはやっぱりきちんとした、そうした２日間の審議というのは担保されるわけです。そういうふうな私たちの不安も疑問も含めてもきちんと説明してもらわなかったらやっぱりこれはスムーズに進まないと思うんです。だから今のような形の中で私聞いてみると、本会議やるかやらないかまだ町自体もはっきり確認してるのかっていう感じにとれるもんだからそういう話をしてるんです。

○委員長（横山一康君）　ご指摘ありがとうございます。私の説明不足で皆さんに不安な思いをさせてしまったことは、大変至らなかったと思います。申し訳ありませんでした。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　委員長それで、委員長責任なのか議長責任になるのか。いずれにしても会期延長を４月３日までやったわけですから、その日程を理事者ときちんと協議して、全体のスケジュールを明らかにしてもらいたいと思うんです。それはこちらも質疑を準備する関係がありますし、いろいろな要件も入ってきてるわけです。年度末、年度初めですから。そこをまずきちんと示していただけませんか。その上で暫定予算のタイムリミットというのをいつ出すのか。そういうことも含めた道筋を明確にしていただきたいと思うんです。そのことによって質疑をどこまでどうするかという構想も組み直すということもありうるんです。以上であります。

○委員長（横山一康君）　それでは１時間も過ぎておりこともありますし、今皆さんからご指摘のあったことを調整したいと思いますので３時まで休憩させていただきたいと思います。

休憩　午後　２時０５分

再開　午後　３時００分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　先ほど休憩中に町側と協議をいたしました。その協議結果を報告させていただきます。結果としてですが本日、今日はこのまま審査を継続していきたいと思います。明日は町側としては予算審査を優先していきたいということでありますので、明日もこのまま予算審査特別委員会を継続していきたいとこのようになりました。
　以上であります。
　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　さっき休憩前の話では何か２７日等にもそういう審議の機会がある旨の感覚を受けたんですが、明日までしか決まってないですか。２７日までということですか。だから議事整理決まったらきちんとこういう形とメモを渡したほうがいいです。口頭というより。これからの作業日程きちんと示しておいたほうがいいです。口頭で言われてもちょっとよくわかんない。いつといつがこれから今進めてる予算の審議は担保されるんですか。
○委員長（横山一康君）　本日今からと明日は担保されます。予算審査をやるというふうなことです。それ以降のことについては、まだ今のところはっきりしておりません。ただ２６日に関しては例月出納検査があるということで予算審査はできません。２７日の午前中も例月出納検査があるということですので予算審査はできません。もし予算審査ができるとすれば２７日の午後からはできるかと思います。そこまでしか今のところわかっていません。
　以上です。
　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私は何とかこの予算を早く仕上げるということも含めて、しつこく言うんですけど２７日はまだ審議機会の決定ではないということですか。２７日の日程に関しては。
○委員長（横山一康君）　今のところ私としてはやろうと。
○委員（真柄克紀君）　町側ができないという理由でそうなんですか。それとも明日２６日までで終われるという前提でそれを考えてないってことなんですか。
○委員長（横山一康君）　そこに関しては、先ほどの協議の中ではそこまでの話はしておりません。まずこの今の審議を続けていくというそこまでしか今のところ決まっておりませんので、そのことをご報告します。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私は先ほど４月３日までの全体像を明確にしてほしいという趣旨の提起をしてるんです。そこが明らかにならないとこちらもうどのように質疑の組立てをするかというその構想が立たないんです。２６日まではっきりしてる、それ以降はわかりませんということになりますか。このあと議会手続きいろいろあるんです。本会議に戻して一般会計、特会事業会計を含めて正式に議決する問題でありますとか、追加議案や意見書、その他手続きありますし、さらには一般質問が２名残ってますから１３項目です。というような全体像を見せていただきたいと。これは予算委員長の範囲外のことも入りますからそこは議長と議運の委員

長とも相談していただきたいと思うんですけれども、全体像を示していただいた中で私は予算審査を腰を据えてしっかりやっていきたいと思ってるんです。もう一言だけ付け加えますと、高橋町政５期２０年の文字どおり最後の予算審査です。相当私は突っ込んで政策的に意見交わしてみたいと思ってますから、権利権限だけは今回はぜひ行使させてほしいという強い希望を持ってるんです。それが叶うか、叶わないかという判断今の委員長のおっしゃってる限りではちょっとつきませんもんね。お願いしたいと思います。

○委員長（横山一康君）　本日これからと、明日というところまでは何とか私の権限の中で今のところ確保しております。ただ本予算原案のものと暫定予算をいつ出すかというタイミングは町側の判断になりますので、そこに関しては今、私としてはいつまで待てるかというのは、そこは今のところはかりかねているところです。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　私は委員長に確かに質問してますが、そのことは町長に聞いてるんです。昼からの私の質疑はたった１点、タイムリミットはいつですかっていう、その１点を聞いてるんです。これだけ時間かかってそこも明らかにしていただけないんですか。

○委員長（横山一康君）　町長に答弁求めますか。先ほどタイムリミットについては、わかりました。では町長、お願いいたします。タイムリミットについて。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　今これは暫定の話だというふうに思いますが、仮にそういう方向という判断したときに年度内成立というのが求められますので、最終２８日に上げなければならないという、これが予算を上げなければならないというふうに思っております。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　先ほどは２７日の朝に暫定予算出せるとかっていう話なんです。何を判断すればいいんですかこちらは。予算審査をきっちりやりたいという強い希望を持っているんです私は。３１項目の歳出の要望も出してるんです。先ほど聞いたら真柄委員も１０問ほど保留してるよって話なんです。だから４月１日からの行政執行に差し障りない作業を進めたいと願ってるんです。そういう責任を感じてるんです。その場合にいいですか、暫定予算ということも視野に入れて対応する必要があるなという思いで私は暫定予算をいつ提起できるのかと聞いてるんです。それは予算審査が終わらないという含みの中で先回りをしていろいろ心配させていただいてるということなんです。私ども心配する理事者のほうできちんと対応していただきたいと思います。もう今の答弁じゃ何がどこをどうなのかさっぱり判断つかないんです。これ委員長の責任ではなくて町長責任だということは十分わかりますけれども、そこは明確に整理をしていただきたいと思うんです。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　最終的なリミットは、これは決定が２８日がリミットというふうになります。それから逆算すると、もしこの今提案している新年度予算が、これはなかなか難しいと判断したときには、当然暫定は２７日の提案ということです。これは先ほど申し上げたとおりでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ちょっとこの時間も明記してもらえませんか。朝なのか昼なのか夜なのかで議会対応変わってくるんです。２７日と２８日のことをおっしゃいましたが時間を特定していただくわけにはいきませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　議会日程がこの２７日午後からという予定のようでありますから、午前中、朝の早い段階では提出したいというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　こういう整理の仕方でいいですか。予算審査は今日これからと明日丸１日、それで２６日は開けないということですから翌２７日のこれ昼までってことなんですか。午後１時から再開ですから午後１時に提出するとこういうふうに考えてよろしいんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　２７日午前なるべく早い段階、出来次第というふうには考えているところでございます。いずれにしましても２７の午後の会議に間に合わせるというつもりでおります。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　委員長に確認します。予算審査は今日と明日、２６日は休んで２７日午後再開ということですね。午後再開のときには暫定予算が出てくるというふうに考えておいていいですか。暫定予算も質疑やっぱりしなくちゃいけないんです。委員会の審議を終えて本会議に戻して本会議で議決しなきゃならないという手順、手続きがあるんですから、そこを見通すと結局、今日と明日予算審査ということになりますね。
○委員長（横山一康君）　そのとおりだと思います。ただ暫定予算がどのタイミングで出るかはまだ私ははかりかねていると。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　今町長は２７日の午前中間に合わせると言ってるんですから２７日の今後には出てくると思います。そういう答弁を今質疑をしたんです。それは確認できないとおっしゃるんであれば、町長いるんですから確認をしてくださいよ。
○委員長（横山一康君）　高橋町長、そしたら暫定予算は２７日の午後ということでよろしいですか。一時出るとすれば、その確認をする。審査ができるのが２７日の１３時ということでよろしいですか。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。
○委員長（横山一康君）　それでは予算の審議を継続したいと思います。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　まだ私としては議会の流れが引っかかる整理できてないというのが正直なところです。ただ委員長が続行するということなので、予算書の４３ページ職員懲戒処分審査委員会委員２名の予算に関連して、これは総務厚生常任委員会に提案なされて政策審査特別委員会で協議するべきだというふうに、そういう方向でなった第三者委員会の設置とは違い

ますよね。そこの確認と髙橋課長が午前中に説明いただいたこれに関連した第三者委員会ですか。そこをもう少しまた繰り返しになりますけど説明をいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　今回提案しておりますのが、庁内で組織する懲戒処分審査委員会に一般の有識者を入れるとその予算になります。それで第三者委員会とは組織は全く別ですので、第三者委員会につきましては条例提案もしてませんし、今回の新年度予算には出しておりません。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　総務厚生常任委員会に提案したものとは別な庁内の役場内部ということですねその庁内というのは。そこに委員会の委員２名、これをその組織の中に組み入れるということで予算措置をしていて、町側から議会の提起を受けて立ち上げる第三者委員会は別なものであり、また条例も提案していないので改めてということになるという理解で間違いないでしょうか。申し訳ない。改めて確認させてください。
○委員長（横山一康君）　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　総務厚生常任委員会に提案したのは、第三者委員会の設置についての条例案を提案させていただきました。その条例案につきましては、総務厚生常任委員会で審議するんじゃなくて政策審査特別委員会の案件なので、そちらのほうで審議するということです。懲戒処分審査委員会の関係は常任委員会には提案してないです。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　それでは午前中も確認させていただきましたが、常任委員会に提案した第三者委員会の設置をするという考え方は変わっていないということで理解してよろしいですか。いろいろ政策審査特別委員会の議論も踏まえてのことになろうかと思うんですが、そこは確認させてください。
○委員長（横山一康君）　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　この設置につきましては、当然議会のほうと相談して設置するかどうか決定することになりますんで、現段階では町としては検討中ということでございます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　検討中なんですか。設置をしたい旨の考え方を総務厚生常任委員会に提案してきました。でもそれをもって総務厚生常任委員会としては政策審査特別委員会で提起されたことだから政策審査特別委員会で協議をするのが基本だということで、常任委員会の中ではそういうふうに決定したんです。私が今確認させていさせていただきたいのは、そういった設置をする方向での考え方は変わりませんかという確認なんですけど、検討ということでは私理解し難いところがあるんで、考え方お持ちなんですよねという問いです。
○委員長（横山一康君）　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　今後また総務厚生常任委員会のほうへ提案することになりますが、現在設置について検討しているということでございます。設置する方向で検討しております。
○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　細かいやりとりをしてしまうとなかなか進まないので、それに関連してそういった方向での議論のきっかけは、そもそも庁舎内でそういうことを結論づけるのもいかがなもんだというふうな私の認識もありましたし、それに関連して政策審査特別委員会の中で、具体的に例の元町職員の横領問題をいち早く議論するときに２０日間も開けてしまったら、逆に町側が訴えられて負けてしまうと。だから横領にはできないというその内部の情報だと思われることが私の耳に入っていたので、副町長ご答弁されたんですけど、最初は秘密会なので結局はそういったことがあったか、ないかも秘密会などで申し上げられませんと。２日後でしたか、政策審査特別委員会の中で改めて伺ったら副町長だけではなくて、町長までも石原委員の発言は問題なんだと。そういったことが他に漏れてしまったら、だからもうそれは大問題だという私としては随分２日経ったら過剰な反応したなっていうのが率直な感想だったんです。特別委員会ですけど本会議の中で調査をするということだったので、この予算の中身、今後の推移ですか。そういったものを見極める材料にしたいというのもありますので、その調査結果、改めてご報告を求めますけどいかがですか。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　２月中旬の政策審査特別委員会で２回にわたり石原委員から内部の状況のお話がございました、それを受けて当時の職員懲戒処分審査委員会のメンバーに聞き取りをいたしましたら口外してないということですから、石原議員はお聞きになってるというご発言でございましたのでそこで食い違いがございます。それで確か２月２８日だったと思いますけれども、石原委員にお電話を入れて電話ではなんですから会って事実確認をさせていただきたいというところで今終わってるというふうに思ってます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　お会いしてというのは今初めて直接聞いたんです。総務厚生常任委員会が招集されて、その委員会が始まる前段で議会事務局長から終わったあとに、そのときちょっと記憶違うかもしれませんけど、町長、総務課長、何か石原議員と話をしたいという旨で打診があったんです。まだ常任委員会始まる前ですから。私は何時まで常任委員会かかるかわかりませんでしたし、終わったあともう予定が既に入っていたので、ちょっと都合つかないんだということで、そのときお断りしてるんです。事務局長にです。常任委員会が終わって仕事とか予定してたのをこなす段階で私も推測はできたけど、確認はしてないので改めて事務局長に問合せしたら、やはり私の発言に関することだったんだなと確認できたんです。それ以上、直接私に町側から何らアクションもありませんでしたが、３月１４日夕刻、私仕事でちょっと走ってるときに連絡が入ったんです副町長から。もちろんフリーハンドというか、何ていうんですかブルートゥースっていうんですか車につながってるのですぐ走りながらでも応対できたんです。そのときの報告が、そういったことを口外してないっていう先ほど副町長の言葉でしたけど、課長たちに聞いたら漏らしていないということだったと。これ漏らしてないという言葉を使うんだなあと思って、私も言葉の使い方ちょっと引っかかったんですけど、たまたま同乗者がいてスピーカー状態になってたんです。いやいや昨日、副町長から連絡来たときに漏らしてないっていう言い方してたよなって言ったら、やっぱり搭乗者も何であいう言葉使うんだ

ろうなって思ったんですって。そのあとなんです。要はもう調査をするということで委員会のメンバーですか、課長たちなんでしょ。その方々に聞き取りをした。その結果、副町長から私には個別に漏らしていないということだったんですよねってことなんです。ですから私は個別にご報告をいただけたのはありがたいです。ただ公の場、政策審査特別委員会ですが、議会の場であいう発言をなさったんであれば、やはり議会の場で報告するべきではないですかと。用意していた一般質問は私は取り下げますと、しませんというところまで副町長にはお伝えしたんです。ただそのあとに、私はどなたからそういった情報を知り得たんですかっていう旨の電話で副町長から聞かれたんですけど、私はもちろん審査委員のメンバーと意見交換する何もないですし、役場内、役場外それも含めて私はお知らせはしてません。ただ役場外からもそういった類いの情報は入っていました。俺聞いてたよって。前の課長から何かそういう旨の発言聞いたんだよねっていうのが枝葉がついて回ってしまって噂が流れてしまって、それが私に入ってきたというのが実際のところなんです。こういった案件について誰が言った、私申し訳ないけどこれ犯人探しするって、いや犯人探しってあえて使わせてもらいますけど、これ町長がずっととってきた手法の一つだなというふうに勝手な解釈をしたんです。ですから改めて報告を求めたんですが、そういうことは口外はしてないということで、あったかどうかわかりませんが、とにかくその協議内容は口外してないということでのこの予算委員会ですけどね。改めて報告というふうに理解してよろしいですか。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　当時の懲戒処分審査委員会の皆さんに聞きますと、今石原委員が言ったように口外はしてませんということでございますけれども、石原委員は聞いたということでございますから、そこの整合性がございませんので石原委員には別なところで、別なところといいますか直接事情をお聞きしたいということでございます。整合性の合わない原因といいますか、そういうことを確認したいということです。その上で報告ということになるのかどうかわかりませんけれども、ただ懲戒処分審査委員会のメンバーの方々も職員からは疑いの目と言いますか、そういうふうに見られてる部分がございますので、そこは事実関係を私ははっきりできるかどうかわかりませんけれども確認させていただきたいとこういうことです。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　疑いの目というのは、どなたに向けられているものですか。具体的にご説明をいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　職員の懲戒処分審査委員会のメンバーでございます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　私はもちろん先ほど言いましたけど、その時も限定した質問はしていないんです。もちろんだって私の権限で懲罰審査委員会のメンバーにどうだったんだ何があったんだって聞く何ものもないですし、絶対これする権限もありませんし、そういった姿勢を取るという考え方もこれは現にありませんから、ただそういった情報が間接的にでも私に入ってくること自体どうなのかなというふうな思いはありました。電話で副町長から連絡来たときは、

その時の副町長に対して伝えたこと。前課長そういった性格の方ですよねと私は思わず言ってしまったんです。副町長、ご記憶ありますよね。だからお酒を飲んだりなんだりで結構なことを口外してるっていう節の情報も私間接的に知ってたので、そういう可能性もありますよねと。私断言して副町長には伝えたんです。ただそれも私の臆測の域ですから、ただ先ほど報告いただいたように口外をさせないということでの調査報告と受け止めます。ただ私に対しては、いや石原議員、課長たちに聞いたら漏らしてないっていうことだったんですよねって、その情報は誰からだったんですかねっていうのは、逆に言えば、そういうことをすること自体、私は何でしょうね、公益通報何とかにこれ繋がってしまったら、これも逆に問題だなというふうに思ったんです。ですからそういったことは今さらですけど、ああいった議会の政策審査特別委員会の中でそういったことは質問した私がすごく悪者にとられるような発言だったんで、現実に慎んでいただいて、今後この予算には庁舎内の審査委員会委員２名５万３，０００円予算措置していますが、そういった協議体っていうか、きちんと選ばれた委員が率直に状況から判断して、いろいろな決定に繋がるというか、見解に繋がるような形で新年度は措置していただきたいと思いますけどいかがですか。少し質問は関連したのも合わせて長くなりましたけどいかがですか。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　まず先ほど石原委員、元課長が云々とございましたけれども、課長は決してそういうことをといいますか、口外してるというふうに言っておりませんし、課長の名誉のためにもそこは申し上げておきたいと私は思います。これが今のこのやりとりはちょっとこの予算と直接関係あるのかどうかなというところ私考えながら今答弁をさせていただいておりますけれども、この職員外から２名の方を入れるというのは当然そういった狙いがあるということでございます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　この予算は職員懲戒処分審査委員会委員２名、これ考え方、仮定の話になろうかと思うんですが、様々な状況を踏まえて職員の総人数が国が示している人数には満たってないんですが、そういったパワハラに関しては何か庁舎内にあるというのは理解してるんですけど、総体的な告発をする場というか、例えば、これは不可能だという可能性も高いんですが、自治労との関係性の中でそういったことも、これは役場職員のためになるそういった、あえて告発と言わせていただきますけど、例えさせていただきますけど、そういった組織、これを設けるという考えは町長にはありませんか。これはあくまでも仮定の話です。町長自身にそういったことも必要、不必要そういったことも、ご見解をお述べいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　よく質問の趣旨がわかりませんでした。簡単に言っていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　石原委員、もう１回お願いします。

○委員（石原広務君）　懲戒処分審査会この絡みで私が知り得た情報を率直に聞かせていただいて、結局は調査をすると言った中で副町長が先頭になって、委員のメンバーである課長たち

に聞いて、そういったことは口外してないという調査結果、結局調査結果にありますよね。そのあとに副町長が私に聞いてきた。誰からどなたからっていう趣旨の発言、それを受けたときに、もちろん私からは不確かなのであえて政策審査特別委員会で伺っただけで、今の結果をもってそういった情報を寄せていただいた１人ではない、２人かもしれない。そこはあえて限定した人数は伝えませんが、その方々に私からは、その結果ということはお伝えします。その上で私が今、仮定の話で提案したんですが、そういった告発的なことを訴えることができる。そういった委員会というか、組織というか、これは実現が不可能かもしれませんけど、自治労なりにそういった打診をして自治労主体で告発を受ける、まだわかりませんか町長、首かしげてますが、そういったことを協議するそういった考え方はあるかないか見解をお述べいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　不確かな情報って言いますけど、不確かの情報について私たち調査するということにはならないというふうに思います。ただきちんとしたそうした情報については、いつでも承ってしっかり対応しているところでございます。

○委員長（横山一康君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　いやいや私は政策審査特別委員会の中で不確かではあるけどそういった情報があるので、実際にはどうなんですかって問いかけをしたんです最初は。そしたら副町長は秘密会なのでお答えできませんと、そういったことがあった、ないかはどうなんですかと繰り返し質問したら、それに対しては秘密会などであるなしにかかわらず発言できないと。２日後でしたか、また改めて聞いたら町長も副町長もおっしゃったじゃないですか。石原委員の発言は問題だと、大問題なんだと。だからこちらで調査するっていうことだったんです。あらそこまで過剰に反応して調査をするんだなと。だからその調査結果を一般質問でしようかなと考えていたら、副町長からもご丁寧に私、個別に電話連絡をいただいて先ほど言ったような私に対する報告だったんです。ですから調査をするって決めたのは町長なんです。いや町側と言ったらあれですけど、町長が指示したから調査するってことになったんでしょ。ですから今、私は改めて調査報告ということで、この予算に関連して質問させていただいたんです。不確かなものは調査しない。いや調査したんですよ。調査するとおっしゃったんですから。ですから報告はそういうことは口外してないという報告でしたが、私への報告は、いや課長たちに聞いたら漏らしていないということだったんですよねということだったんです。そういうことですよ町長。よろしいですか。

○委員長（横山一康君）　わかりましたか。

　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　私たち議会でこの発言される内容については、不確かな話をされているというふうには捉えません。あのときも確か不確かですがとか、そういう話はなかったというふうに思っておりました。したがってそれは副町長のほうからも秘密会なんでそれがそういう形で話が出るということについては、これは調査の対象になると。調査した結果、今言ったとおりでございますので、それを今石原委員からの発言でございましたので、それは確認した

かったということではないかと思います。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　そういった情報が入ってきているので、もしそういうことが真実であれば告発と取れるような内容になるのでいかがですかと。副町長のほうから当然の答弁があったんですある意味。懲罰審査委員会は秘密会なのでそういったことはお答えできませんと。繰り返し質問したときには、ある、ないも含めて秘密会などでお答えできないと。そういうものなのかなと。２日たったときに改めて同じような質問を問わしていただいたら、さっきしつこいようですけど繰り返しますけど、石原委員の発言は問題なんだと。だから調査するっていうんだから調査するんだなというふうに捉えたんです。改めて調査報告をこの場で求めただけです。求めたことになります。よろしいですか。私はこういうことがありました。こういうことは直接聞きましたっていう問合せはもちろんそういうことはありませんから。そういうことを発言してないんですよ町長、そこはきちんとご理解いただいて、何か町長の答え方と石原委員は不確かなことをそうやって言ったのかっていう、だから不確かなので状況が不確かだったんです正直言うと。ですから改めて確認を求めただけですから。求めたことになりますから。これだけというのはこれもこういう微妙な問題なんでだけという言葉を使うこと自体、これはもう訂正はさせていただきますけど、そういうことです。ご理解いただけますか町長。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　先ほど石原委員は質問の中で石原委員には役場外から入ってきたんだというお話されましたよね。ですからそういう話っていうのがどうしてそういうふうに出てくるのかなっていうのが非常に私は疑問なんです。ですからそこを石原委員と直接お話をお聞きしたいっていうのが今の私の考えなんです。当時の懲戒処分審査委員の方は、口外してません。秘密会ですから口外してませんって言ってるんですけども、石原委員は先ほど役場職員から直接、何て言いますか、役場外から私に聞こえてきたってこういうことですから、ですからそこのところ整合性がないので確認をさせていただきたいというのを先ほどから私申し上げてるんです。そういうことでございます。それともう一つ内部告発を受ける自治労と相談してっていうこの自治労からこういった申入れがあったということでよろしいでしょうか。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　仮定の話なので例えばの話をしたまでです。言葉足らずであればそこは申し訳ありませんが、仮にそういったことを自治労などの組織を使って告発を役場職員がそういった状況になったときに受皿というか、そういう方向で考える町長に考え方はありませんかという問いなんです。ご理解いただけました副町長。例えばの話を持って自治労を私は出しただけで、これは一連の流れの中で各方面のマスメディアっていうかマスコミに精通してる方からも自治労ってこういうとき機能してるんですかねっていう問われ方をしたんです。有識者の方も含めて。だけど自治労に直接こちらからいうことではないし、町長にそういった考え方があるかないかは確認できるなということだったんです。先ほど私情報元を役場内外というふうに言ったつもりで、役場内外から漏れ伝わってくる可能性も秘めていますよねっていうのは私の見解でした。そこも含めて結局は調査したんで、内部での調査はそういう結果なわけでし

ょ。事情の関係はそういった趣旨なので、そこを含めて町長の考え方があるかないかだけ確認させていただければそれで結構です。
○委員長（横山一康君）　そういう組織の考え方があるかどうかっていうところを端的にお願いします。
　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　内部告発につきましては、内部通報者の保護ということで総務課が担当になりますけれども、そういった制度がございますので改めて今の仮定の話で自治労ということもあったようでございますけども、それで十分役目を果たせるのかと思ってます。
○委員長（横山一康君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　総務課に組織、パワハラ関係などもそれは認識してるんです。ただ率直にお伝えしますけど、総務課、今の課長ではないですよ。総務課自体に信頼がないと、そういった率直な行動もできないというのはこれ事実ですから。そこだけはお伝えさせていただきます。そこはそれでいいと思うんです。内部で協議ですから。お伝えさせています。これで答弁やるとまた。これで関連質問はやめさせていただきます。
○委員長（横山一康君）　ほかにありますか。
　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私今日で審議日程、大変心配しておりましたが、結果的に明日１日ですか。担保されるということですからスピーディーな質問とスピーディーな答弁に努めながら若干時間をいただきたいと思います。それで総括ということですので、私は町長の執行方針、これを中心にした形で質問を進めていきたいと思いますので、委員長のほうでご理解と、私の質疑に対して過度の質疑等があればそれはきちんと否定していただきながら、ただ本質に係ることですので進めさせていただきます。それではこの執行方針いろいろ読ませてもらい今までの予算委員会でもいろいろな議論もしてきましたが、いずれにしても今年は町村合併２０年、ある面では２０年の祝賀的な予算等は観光協会の事業等も含めて組み入れております。これは決してためだということじゃないんですが、ただ合併から２０年、私たちも、それから町側も町民も今のこの２０年の現状についてどのように分析していくか。私は特にこの辺の予算２０年の節目という形からいったら当然、議会もそうです理事者も今までの２０年の集大成及び評価、反省等についてきちんと明示する時期にあると私は思います。それで今後のいろいろ少子化からなんか大変難しい問題抱えてるのは事実として皆さん理解してですが、ここの現状の町の力なり、町の組織力、そして潜在能力等もきちんと分析しないと新年度予算に入っていっても的確な形の運用というのは難しいだろうと思うので、あえて２０年を機に町長の今までの歩み、成果、あるいは反省点、その辺について若干お聞きしたいと思います。これ平成４年小泉政権、平成２年から三位一体改革というのを始めまして、これ６年までに地方への税源移譲、これ約３兆円手当てする。大変親切な方に見せたんですが、現実問題としてそれと相対的な形で４兆円弱の補助金と５兆円の交付税が削減されたというこういう事実があるんです。これあとで確認してください、間違いないと思いますから。それで例えば旧瀬棚町等、瀬棚町だけでなくてほとんどこの辺の近隣町村似ておりますが、自主財源を確保する財政指数は０．０９だ

と。他の自治体も大変厳しいという指数がその当時示されました。そんな中で当時の各町の理事者等含めた中で協議をし、最終的に旧３町による法定協議会が設置されて合併の議論を重ねられたという事実でございます。これはそのとおりですね町長ね。そこでこの議論の中でともすると行政基盤の強化という主に機転を置いたことによって合併せざるを得ないという雰囲気の中でこの協議がもしかしたら進められた可能性もあったんじゃないかと。あの当時ですから私もですけど、多分町長も一議員として私も議員として、どちらかというと合併の話の中では前向きに考えているほうだったと私も思います。その中で逆な意味での合併による諸問題について、その合併の成果のほうの逆の部分はなかなか深く考え、議論されたかどうかという点に関して私も責任を感じますし、若干疑問を持っております。というような現状でこれ２０年今日まで進んでこられて今の町長の合併から２０年後に向けた現状についての認識を、考え方、方向性というのをきちんと示していただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　平成１７年３町合併をいたしました。それはいろいろな協議がなされて合併によって自立を図ると。新町の自立を図っていくということであったと思います。旧３町それぞれ厳しい財政状況にございました。合併後もやはり基金、あるいは起債残高それぞれ大変な状況ということで、当時の議員の皆さんとこれをどう乗り越えていくかという議論を活発にしたのを覚えております。それでそれを乗り越えるために組織の改革、定数の削減いろいろなところで経常経費を削減して今の形になってきているところでございます。これは結果から見ますと、この方法としてはよかったなと。財政の健全化も達成できた。いろいろな意味でこの町民のサービスを充実してきたと。町民福祉の向上にも前提として繋がっているという状況でございます。そういった感じをして受け止めているところでございます。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　今町長のほうからいつも出る経費の合理的な削減としてこの今の町がこういう形であるんだということですが、確かに必要面での経常経費の削減これは当然必要だったんでしょうけども、今その最後の福祉、それから地域の置かれてる状態、なおかつ人口減、簡単に結果として良かったという形で評価できるものでしょうか。私は合併自体はもうここまで来て、それが良かった悪かったという話じゃないですけど、ただどっちにしても今そう簡単な形で評価してるんだとしたらなかなか問題だなという気がしております。それでそれはあとからまたちょっとお話、考えて説明してもらいたいんですけど。この合併において町長、その当時、国あるいは道、この経緯もこれからの合併２０年国、道とどういう形の中で作業進めてきたかというのもあえてお聞きしておきたいと思うので、この質問をさせていただきますが、現実問題としてはいろいろ試行錯誤して合併した町村と、すぐ近隣にいろいろな選択肢の中で悩んだ末、事実なり絶対事実なりいろいろな決定はあったでしょうけど、近隣町村何ひとつ変わることなく存在してるんです。高橋町長、ここは私結構重要な問題、今後のまちづくり進めても重要な問題点だと思います。ということは、うちの町は軋轢とかなんじゃないですけど、とは言いながら常に合併する特例の財源の措置等で恵まれているというような勘違いもございます。最終的にいったら合併特例債も借金の中で、むしろ自分方の合併しない町より足を縛ら

れてる。そのぐらい財政的に合併特例債という名の下に財源の健全化を阻んだ１面もあるんじゃないかと。私この後からもうずっと予算見てますけど本当にこの特例債の処理というのは大変な重さを町民にこれから求めなきゃならん。その辺についての考え方もお聞きしたいのと、それから国が今言うように、結果的に一つの合併町村以外の周辺町村全て存在してるんです。それがいいかどうかってのは別です。そこで三位一体改革、地方交付税があれだけ削減されても最終的に北海道のこの前の発表ですと、平成４年の北海道全市町村の地方交付税額は８，４４５億円、むしろ平成４年度比プラス１６％こういう数字になったんです。としたときに私たちもどちらかというと国なり道の方向という数字に合併当時いろいろな考えた中で審議しましたけど、私も若干憤りをこの数字を見て感じているんですが、合併がいい悪いではないけど、こういう形の中の国の施策なり道の施策とうちの町も付き合ってきたわけです。この辺についても国に対する現時点での考え方をお聞きしておきたいと思います。合併町村と単独町村なぜそういう形の中でお互いに存続していく、片方は財源むしろプラスの方向で、うちの町は合併特例債がある面でいったらやっぱり足かせの中で財政運営せざるを得ない。大変厳しいけど現状はそういう現状なんです。うちの町の現状は。だからこういうことをきちんと分析して必ずしもいい言葉だけじゃなくても、現実こうなんだということをきちんと町や町民に知らしめてこれからまちづくりをしていくという、そういう作業と危機感ときちんとした現状の公開というのが必要だと思うんですが、その辺についてどう考えてますか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　合併しなかった町と合併した町にあまり差がないんじゃないかという質問かと思いますが、当初この合併問題がテーブルに載ったときには国の交付税これから下がってくるよと。合併してこのスケールメリット、コンパクトなまちづくりを進めることで持続可能なまちづくりができるというそういうお触れで私たちも説明を聞いたところでございます。しかしその後の国の交付税の動きというのは、全く予想に反して変わっていたということ、これは委員おっしゃるとおり事実でございます。これは国の施策でありますから、そこに私たちどうのこうのっていう立場ではございませんが、そういったことがあったということ。合併特例債にしてもおっしゃるとおりこれは借金ということになります。したがいまして私たちとしては、これは一気に使えるというお金ではございませんし、それはいろいろと決算指標も気にしながら利用させていただいてきたところでございます。したがってそういった意味では合併しなかった町とせたな町比べましてもそれほど大きな差は出てないというふうに思っておりますし、むしろ合併前よりは財政状況はよくなってきてるというふうに見ているところでございます。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　その最終的なまとめの町長の合併から今の町の現状についてはまだ質問して最終的にまた見解を求めたいと思いますけれども、確かに合併時、本当にいろいろな意見が町内でございました。当時から今言う合併に反対という方も確かにいらっしゃってそれなりの議論の中で。また私はたまたまそのときの合併協議会の議員として協議会のほうに参加しておりました。そういう中で町名の委員会からいろいろな委員会の中でいろいろと取りまとめ

について作業をさせていただきましたが、そして最終的に私は合併の必要性のほうに引っ張られて最終的には賛成というスタンスをとりましたが、今言うようにそれから２０年、あのときの前提はこういう形の財政的な負荷を合併町村にあえてかけるような国の方向ではないと思った中でそういう作業をしてきたんですが、これは本当に非常にある面でいうと私もその点にもうちょっときちんと着目して深い検討しなかった。大変後悔してる面がございます。それで結果的に町長は合併して良かった、それはもう合併して良かったという判断ですが、ただいかんせんうちの町でも現実問題として合併の負の部分というのは、その当時見えなかったものが現実問題として、ある程度見える化された形の中でこの少子高齢化で浮き上がってきてるわけです。ですからそういう現実を見据えながらも合併の町というより、いかに行き伸びるかという形のまちづくりをしていかないと本当に５年後大変な形になると思うので、その辺についてまず理事者、そういう危機感の中で今年の予算等も含めた中で考えて立ち戻っていかないと１、２年あっという間に経ったら本当に５年なんて経ってしまいますから、その辺についてより掘り下げた議論っていうのを町もしていかなければならない時代になったという感覚で向き合っていただきたいということなんです。それで最終的に私は今せたな町がこれから、いろいろな要素あります。でも最低これとこれとこれだけはきちんと集中して力を入れていかないと存続の可能性がなくなるという要件として、私としてはまず少子化、生産世代の対応とその施策、それからもう一つは高齢者に対する総合的なソフトも含めた高齢者の意識改革と同時に高齢者対策、そして３番目なんと言っても生産基盤の中心たる産業の育成、まず私はこの３つだと思います。いろいろなことはありますけども、町長はこの点についてこれからの最終的に重点化よりどうしてもそこに安定した施策を打たなきゃならないといった場合には、私はこの３つだと思うんですが、町長はその辺についてどう考えておられますかお伺いしたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　確かに今この合併を振り返ってみますと、よかった部分そうではなかった部分というのは当然出てきているのが実態でございます。そうした中でこれは戻ることはできませんので、この体制で何とかいいまちづくりをということに神経を注いでいくということが求められるわけでありますが、そういった中で新町としてよかった部分としては、やはり産業などにおきましても量が確保できました。というのはそういう生産力が大きくなっていると。３つの町が一つになりましたから当然、農業生産も漁業の水揚げももちろん増えてきているところでございます。高齢者施策についても旧町から見て随分よくなってきているということにもなっておりますし、少子化対策ですが、子育て支援も含むかと思いますが、こうした部分の予算につきましても随分大きくなってきているというふうに思っております。ただ今の状態でこれからいいのかというと、やはり成果の見えるというところまでまだ達してないということもあろうかと思いますので、それはそこを目指していかなければならないということは事実でございますし、それを行うためそういった施策を進めるためにも、やっぱり財政基盤の強化というのはこれは他方では進めていかなければならないと。こうした総合的な行財政の取組ということが求められるのではないかというふうに考えております。

○委員長（横山一康君）　真柄委員ちょっとお待ちください。１時間過ぎてますんで少し休憩

してからにしたいと思います。
　それではただいまより４時２０分まで休憩をしたいと思います。

休憩　午後　４時０６分
再開　午後　４時２０分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　質疑を続けます。
　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　ちょっと休憩を挟んで若干忘れましたけど、町長今、最終的な形の中で合併によって生産力アップ、高齢者の対策も非常にレベルアップした。なおかつ何か予算についても大きくなってきている。成果という形の中でそういう合併のそういう面を説明されましたが、これ本当にそうなのかどうかも含めて今日でなくても明日までででもいいですけど、当時の現状のそういうある程度のバランス的なものを生産力から何からでわかる資料あったら出しておいてください。それと町長、そう言ったって現実合併してから人口半減です。農協もなくなって生産も一つになった。農協も１つになっちゃった。それから私が去年も１つ質問しましたけど、せっかく建てた若松小学校もあんなすばらしい財産も使えないような状況に陥っている。そういうことをきちんと認識した上で、私責めるんじゃないです。でも現実として本当にその生の部分のそれも根拠があるかないかわかりません。そうでなくてまずい部分、これから持っていかなきゃなんないそうした現状の形っていうのをしっかりと説明するいい機会だから２０周年として私は今日質問するんで、それに対してきちんと答えてくださいと言っております。それについて再度、現状、今の置かれてる形の町の姿として、もうまずい面はまずいとしてもいいと思います。そういう形できちんと分析してやっぱり町民に再度そういう正確な形の現状というものを説明する責任が町長にはあると思いますので、その辺についてきちんとした作業をしていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　真柄委員、今資料をお願いしますって言ってたんですけど、具体的にどのようなものか。
○委員（真柄克紀君）　生産力が上がったとか、議事録起こしてもらえばわかるけど、あと予算も含めて大きくなったとかっていう答弁してますから。
○委員長（横山一康君）　予算と生産力ってのは、農業だとか漁業だとかそういう意味ですか。
○委員（真柄克紀君）　あと出せる範囲でわかりやすいデータがあればそれはお願いしても構わないと私は思ってますけど、それは私それ以上言いません。やっぱりそういう中できちんとした現状というものを。
○委員長（横山一康君）　合併時と今の違いってことですね。それ町側は準備できますか。明日までにできますか。休憩前の町長の答弁の裏づけとなる資料を出してくれということですね。町長の答弁に従った中で出していただきたいということなんですけど大丈夫ですか。
　高橋町長、資料について発言お願いします。

○町長（高橋貞光君）　資料について今ちょっと内部で話をさせてもらったんですが、なかなか明日まで難しいんではないかという話も出ておりますので、これは出来次第、どうしても明日ということでしょうか。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　先ほど町長がそういう形の分野ではきちんとした成果上がってるとおっしゃるから、であればそういう形である程度私たちも理解できるような形の資料を提出していただけないかというのが一つと。それから今日私もこういう通告しないで質問してますから、最終的な町長の今の合併に関する評価とそれから分析、それも今の答弁の中ではなかなか町長にしても思い通りな形で説明できない面もあると思う。その辺についての見解も、もしできればまとめた形で示していただくほうが、私は責任もきちんと町長としての現状分析の責任を示せるんじゃないかと思うんで、その辺について作業していただければよりわかりやすいなと思うのでお願いしてるところです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　町長、先ほど答弁をした根拠となる資料が多分あるはずでしょうから、それを出していただくということと、あと２０周年の評価と分析も客観的にわかるような形でしていただきたいということですので、高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　どこまでできるかっていうのは、ちょっと職員お願いしないと整理できませんので、そういった意味で十分な資料となるかどうかわかりませんが整理をさせていただきたいというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　ただね町長、この予算含めてこの合併２０年という節目のときにあたっては、やはり基本的なその合併の評価なりなんなりの考え方っていうのは、やはり常に持って説明責任を果たすという形で臨むのがしかるべきだと思います。それでそれは一応要求させていただきましたので委員長。それに関連し先ほどまだ町長から答弁もらってないです。私が言った３つの最終的な重点項目、これについては一致できるかどうかっていう答弁もらってないんです。
○委員長（横山一康君）　先ほど真柄委員から提案にあった少子化対策と高齢者対策、あと産業基盤この３つだったと思うんですけど、これについての認識をお願いいたします。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この合併の当初の１番大きな問題といいますか、これは財政問題、それからこの少子高齢化人口減少この問題も随分議論されたように思います。そういった協議を通して合併時に至ったということで、この少子化については、当初から人口は減少するということは言われておりました。少子高齢化、これはもう進むという判断の下でなおさら合併をしてそういったことに対応しようということであったようなことを覚えております。少子化対策につきましてはこれはずっと合併以来この子育て支援も含めてこの少子化対策は行ってきているところでございます。成果としては、はっきりと目に見えた成果というのは残念ながら出てきていない。これはほかの町も皆そういったことで悩んでいるという状況に現状なっておりま

す。同じく高齢化率などについてもこれも同じような状況で、高齢者、福祉、介護、医療等含めて様々対応しているところでございますが、いずれにしてもこの生産人口が増えないということから、生産人口あるいは子供の人口が増えないということからどうしても高齢化率が高くなってきているという状況は否めないというふうに思っております。産業の関係ですが、これは産業の従事者もこれは合併当初から見ると随分減ってきているところでございます。農業に限っていうと減ってきているんですが、生産量はそう落ちてはいない。いわゆる１戸あたりの生産が伸びているという状況にございます。こういった状況となっているというふうに判断しているところでございます。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　委員長、私そういう質問じゃないですよね。今要するにこれからの方向性として重点施策として施策を打つ場合にこの３点を最大限に重きを置いて進めていくという考えがありますかって話であって、今の現状は私も町長おっしゃるとおりわかってます大体。ただこれから町を維持していく最低限、存続していくというためにこの３つがまず１番大事だと私は思うんですけど町長どう思いますかと私質問してるんです。

○委員長（横山一康君）　今の質問に沿った答弁お願いします。

○町長（高橋貞光君）　この２０年間の部分につきましては先ほどお答えしたとおりです。次の５年、１０年、２０年どういう形でするべきかということだろうというふうに思いますが、これはやはり今の子育て支援や高齢者対策、産業振興これらについてしっかり対応して必要な施策を打っていくということになろうというふうに思っております。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　町長もせたな町人口ビジョン改訂案等を見てると思いますが、今言ういわゆる国の公式発表の約１０年以上速いペースで、これ私もそうですし皆さんそうです。この数字見てこんなはずではないという驚愕の段階に今いるのが事実なんです。ですから今この３つを重点的に今以上に打たないとという意味で私質問したんですが、これ町長、各町村もそうだこうだと言いますけど、私たちもよくこれ議会人の中の少子化対策、これ見ると地域間、自治体格差というのはものすごいですよ意識の差が。私はせっかくこの２０年来たから現状としてまずいけどもこういう現状は現状として見て、やはりそういう意識を持った中でスタートする年だと思うからしつこく言うんですが、それについてまだ私ははっきり言って町側の中で今言うこれから進めるとか、デジタルだ何だかんだと言ってますけど、その大事な点、その点に関しての危機感というのが足りないような気がして仕方がないんです。ですからそれは今の町長の答弁からそういうことから言ったときに、まずその３つの中にこの予算を絡めた中でちょっと質問していきたい。まず少子化対策っていう少子化対策というより政策ですね。それでいずれにしてもやっぱりこれは町長もいろんな形でこれから予算化もしてますけど子育てセンター、これは維持費の部分の予算載ってますけど具体的にどういう形の中でどういうような子育てサービス、子育て支援の形のある程度町民に理解していただくのか、どういう形でどういうされていくのかと。これ新年度に向けてちょっと説明いただきたいと。当然この予算も含めて付いてるわけですから、今度、中身としてどういう施策をどういう形で町民サービスをして

いくのか。これを詳しく説明いただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　予算書の何ページになってますか。
○委員（真柄克紀君）　予算書は子育て支援センター維持費か何かだと思いますけど、これにも載ってんです。今の執行方針にも。だからそれでいったら子育て支援センターの、子育て支援センター運営費ってありますでしょ。これの資料でいったら８ページ。
○委員長（横山一康君）　資料の８ページ、子育て支援運営費ここです。
　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　それはそういう子育て支援センターという項目ありますからそれはいいですけど、これは単なる今この維持経費なんです。だけどこういうしかもセンターの何ていうんですか、運営委員会からなんかも含めた中で協議しながら現実問題として関連窓口をある程度集約するんで子育ての全体のトータルバランスの中でサービスしていくという事業になっていくわけでしょ考え方としては。これから子育て支援という形で行った場合に、そういうふうな方向では考えてないんですか。これはだけど関連しますよ。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　こちらの８ページの子育て支援センター運営費でございますが、これは３歳未満児で保育園、こども園の保育に通っていらっしゃらないお子さんと、その保護者が集う場所でございます。そこで子育ての悩み等を支援員と共有しながら、またそれについて相談をする場ということでございます。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私それはわかるんです。だからそれを入り口として今先ほど町長は、やはりこれからの少子化対策それが１番大事だという中で言ったときに、最終的に子育てなりそれから今までの母子関係のそういうようなものを総合的にトータル的な形の中でこれからはきちんと連携とりながら運営して、なおかつ情報サービスをするという形でもっていかないと効果ってあらわれないじゃないですかとそういう考え方があるんですかということも含めて私お聞きしてるんです。
○委員長（横山一康君）　町長、政策的な判断で。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ただ今の真柄委員から質問あったような部分に対応するため今回子育て家庭センターを設置しまして、一体的に子育てを支援するという形を作ったところでございます。詳しい内容につきましては担当課長のほうから説明させます。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　子ども家庭センターにつきましては、改正児童法により妊産婦や子育て世代、子供、また保護者が一体的に子育て環境を作っていくということが趣旨でございます。今まで保健福祉課にあった母子保健機能と町民児童課にありました児童福祉機能を一体的に見ることによって、より子育て環境を充実させていくということで次年度よりスタートする制度でございます。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　先ほど聞き方申し訳ありません。私もこれ言いたかったんです。それで今予算の中含めただけで、これ結果的にはトータル的なサポートの範囲をどの辺まで広げていくかと。子供それから母子含めた中で。そういうきちんとしたプランニングっていうのはもう新年度からということですから住民に対して示せるということですよね。では具体的にはどういう形でコンタクトをとりながら作業を進めていくんですか。全然形が見えてこないんです。だから私聞いてるんです。どういうふうに進んでいくのかということ。例えば、今まで妊婦健診とそれから母子健康手帳、それから児童手当そういうものを全部トータルした形の中で扱っているそういうようなトータル的な組織になるということなんですか。だからその辺であればその辺にきちんと説明してください。こういう形でこう進んだということを。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長（河原泰平君）　これまで分かれていた機能、課にまたがっていたことで伝わってない部分、伝えたい部分というものがあるわけですが、例えば、先ほどの子育て支援センターの活用の仕方、そういうことも母子保健の相談の時にこれまでも伝えるようにお願いしてたところですが、それを今後漏れなくやれるとか、もしくは先般、藤谷議員からの一時保育の質問をいただいたところでございますが、一時保育の機能の例えば解釈の誤った部分、利用の解釈の誤った部分そういったものをきちんと今後伝えていくと、これまで齟齬があった部分をきちんと埋めていくという方針で進めていきたいと考えております。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　これはさっきも言ったようにやっぱり子育てしやすい町というのも含めて、そういう施策を打っていって、いかにこの前の出生祝金だけでなくて、子育てに対する住民の安心感並びにそれによって魅力ある形で情報発信をやってまた若い世代も可能性としてあるという意味で私も期待しております。だけどやはりアピールなり、方向性なりというものをきちんと謳っていかないと。ただ予算付けした中でこういうも。計画的にこれほかの町あたりではこれとこれと結びついてこういう形の中できちんとしたサービスをこの場で受けるようになりますんでという形のアピールはもうしてるんです町民に対して。子育ての１丁目１番地の施策になるわけですこれが。そういうことでしょ。だから新年度にもう始まるんだから今の段階でどの辺まできちんとした煮詰めをして、それで住民周知をするのかということを私お聞きしてるんです。
○委員長（横山一康君）　河原課長。
○町民児童課長(河原泰平君)　今回機構改革で４月からスタートするところでございますが、機構改革のそういういつも広報で流しておりますけど、それに続いて子ども家庭センターについてわかりやすく広報したい、そういうふうに考えております。
　以上です。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私なんで言うかというと、年度はじめ転勤から何からいろいろな移動

もあるんです。そしてうちの町からの旭川に子供を連れていくという方も思います。それはそれで心配してます。それと同時に受皿として各自治体がどのような形でそういう形でサポートしてくれるか。非常にみんな今昔と違ってどっちかというと核家族の中で子育てに対しても非常に疑心暗鬼しながら新しい町に行くわけです例えばですよ。ここにいる父兄も同じですけども。だからそういうところにきちんと当初から４月１日から相談に来るわけですから、そういうようなこと含めて機構改革は改革それは合理的だと思ってやるんでしょうから構わないけど、せっかくのこの今言う家庭センターというもの在り方とそれから町民に対する本当の思いやりのある、特にこの施策に関しては思いやりを込めた形で政策打っていかなきゃダメですから優しさを含めて。だからそういうことを言ったきちんとした形での在り方、逆に期待してです。でもちょっとそれだったらあまりにものんびりじゃないかなと思うし、そういう情報はこれからも含めてより多く何度でも提供していくという形でないと時代に逆にマッチしていけなくなりますから、その辺含めて再度、理事者のほうからきちんとした。機構改革やってからそれからっていう話じゃないその話は。内部では十分にも煮詰まっていなかったら。本当に若いお母さんもしそだったら、いや隣の町でもそれだったということないとは言えないですから住むに関して、その辺も含めて真剣に取り組んでいただきたいし、その辺に関する考え方をきちんとリーダーシップを持って指導していっていただきたいと思いますがいかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これ新年度からスタートさせるものでございますが、妊産婦や子育て世帯といった親世代はもちろんでありますが、子供に対してもこういったことで今まで以上に寄り添った形で、しかもワンストップで対応をするというふうには考えているところでございます。こうしたこの体制が今まで以上にそういった方々にしっかりした支援となるということを目指して頑張りたいと考えております。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　各地域距離的なものもありますから、いかに相談しやすい形で受皿を作るかということも考えなければならない。それでこういう形の中で、この中に例えば相談窓口の中に人材等を派遣するとか、そういうことは考えられるんですか。こういう家庭センターの中にそういう形の総合的な知識なり何なりを持った中でスタッフの足りない分も含めてきちんと指導、応援、なおかつ本来の目的があるとお母さん方の相談に乗るような形の。職員だけでも大変だと思うんでその辺について、そういう形を取り入れるという考えはございますか。
○委員長（横山一康君）　黒澤課長補佐。
○町民児童課長補佐（黒澤美知子君）　子ども家庭センターの組織につきましては、母子保健機能と統括支援員さんというのを設置するんですが、それは資格保持者となっております。うちの場合は保健師さんということで、専門職でございますのでそちらのほうで十分対応可能かと思っております。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　今保健師さんが対応するセクションとしてあるということですね。それはあれですけど、私が思うのはこういう若いお母さん方含めてあれするときにそれはそれと

して当町の中の話はできます。それとまた別な形で、若干そういう開かれた形で相談できるような人材っていうのを、こういう施策場合に置かなきゃならないというより、置いたほうがいいぐらいまでデリケートな時代になってきてるんで、その辺についての考えがあるかということで、今すぐやるやらないじゃないです。そういう考えも持っていかないと内部だけで処理できるかできないかっていう問題も出てくるんで、その辺についても検討したらいかがですかという話です。

○委員長（横山一康君）　黒澤補佐。

○町民児童課長補佐（黒澤美知子君）　４月からオープンしまして、必要に応じまして職員研修、スキルアップに努めてまいりたいと考えております。

○委員長（横山一康君）　もう１回頼みますか。もう１回お願いします。

黒澤課長補佐。

○町民児童課長補佐（黒澤美知子君）　職員研修、スキルアップに努めてまいりたいと考えております。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　これはそれ以上またあれです。そういうふうに一生懸命やっていただけるということですから、これがさっき言ったように子育て、それから少子化対策の窓口となりますんで、本当にそういう意識の中で大変でしょうけど作業を進めていただきたいと思います。

それともう１つそれに関連じゃないですけど、やはり総務省のデータ等によりますと本当に２０代の若い女性、信じられないスピードでやっぱり外に出ていってしまうと。なぜか、マッチングの場がないというだけじゃなくて、やはり所得も含めた中で男女格差も含めて、なかなかここではいられないという形の中で、これすぐにどうこうとは言いませんけど、そういう中を考えた時、町としても若いそういう世代に対して、例えば町役場の中でも含めて違う形での仕事の場を作るなりなんだりして、決して引き止めるためというわけではないけどそういう場があることによって、やはり外部に行かざるを得ないけど、実際内部で活躍したいという若い女性をある程度確保といわないけど､存在していただかないと町自体がなくなるわけですから、その辺含めて理事者側としてそんなような検討とかした経緯がございますか。若年の慰留対策も含めて、特にこれは生産性の問題からも含めて若い女性にある程度絞って、そういう検討なり何なりしたことございますか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　具体的な検討ということではなくて、現在町職員につきましてもこれは男女区別なく採用をしているところでございまして、この６年度、あるいは７年度に起きまして７年度までですが、６年度中途採用した職員を見ますと女性、男性この均等に採用できていると。これはいいことだなと思っております。女性の働く場所というのは、最近になって随分増えてきてるなというふうに実感しております。従来男性中心の職場に女性ずんずん進出してきているという状況も見られますので、これから楽しみにしているところでございます。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　具体的な今までのそういう作業はないけども必要性に関しては認識してるという形の答弁だったと思いますが、そういうことですよね。違うんですか。私はそういうふうにとったんですけども、具体的にはその検討はしないけど、意識の中でそういう形を持ちながら進めているということの答弁だと思うんですが。ただそういうのも含めてまだ今以上に考えなければならないことは、今言う町職員の非正規の若い能力のある職種においても、その方々、その方々もやはり話をする段階で、すぐにとはいわないけど、やはり安定的な形の収入というのは、もうある程度補填して募集しないと、せっかくの人材やっぱりなかなかここに定着できないという、そういうもう取り合いですからある面の分野でいったら、そのぐらいまでは若い生産性のある世代がいなくなる危険性があるということですので、その辺も町にとっては大変ターゲットっていうのは大変将来に向けて大事なものでございますので、その辺についても今日即答はいりませんけど、ぜひそういう形の中で積極的に検討していっていただきたいと思うんですが、これ人事のこと言ったら町長ばっかりでなく副町長の考えも含めて現段階でお知らせいただければありがたいです。
○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　まず役場職員に限らず男女別にしましても、就労の場といいますか､働く機会､こういった場は今のところせたな町には少ないのかなというふうに思ってます。先週も真柄委員からは事業継承ですとか、そんないろいろなお話をいただいてますので、これは総合的に取り組む必要があるのかなと思っています。そういう点では例えば地域おこし協力隊ですとか様々な手立てをしておりますけれども、もっといい知恵があれば出し合ってそういったことに対応していく必要が当然あると思ってます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　これ以上、具体的にどうこうせいと言ったって無理。ただそういう危機意識と同時に若いそういう女性の方が期待する施策、その方々がやはり目を向けているような形のそういう取り組みというのは、やはり１番この大きい事業体でもある役場がやっぱり見える形で。そしたら例えば女子の高校生を含めてなかなか魅力ある形の仕事の場があるんだなというようなことを含めて、そういう世代からやっぱりＰＲしていかなきゃならない時代になってると私は思いますし、子育て、町長も言ったように子育て支援もこの３つの柱の大事な要素だとすれば、そういうことも含めて総合的な形での若い世代の取り組みっていうのは先頭になってやはり研究し、なおかつ各分野と議論しなきゃダメです。商工会もそうだし、若年のサークルもそうです。その中で議論しながらそういう人材の発掘というのをしていかなければならない時代になっちゃったんです。その辺について意識を持ちながらきちんと検討していっていただきたいと思います。まだありますけどこれ以上子育てやってもあれなんで、私はこれで子育てのことは終えます。まだいっぱいありますが、できれば明日１０時から進めていただきたいと思うんですがいかがですか。私は１０問大体半分ぐらいまで来ましたので、明日１時間半かそのぐらいで多分答弁が順調なら終わると思うんですが。
○委員長（横山一康君）　先ほど休憩とったのが４時２０分まででしたので、もう少しまだ皆さん体力あると思いますんで、もうちょっと進めていただければと思いますけどいかがですか

真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　ダメとは言いませんけど私あと２つ質問したいんです。どうやっても２０分で終わらないです。
○委員長（横山一康君）　１つだけでも終わらないですか。
○委員（真柄克紀君）　１つで２０分以上かかります。
　私今日も結構あんまりしつこくなく質問しているつもりでいるんです。比較的わかりやすく。だから明日もそういう努力はします。だけど今この３つの中の一つもう２０分だけやれって言ってもこれなかなかつらいものがある。ずっとやるっていうなら別です。
○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時５５分
再開　午後　４時５７分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　様々な考え方があると思うんですが、私は今真柄委員あと２問でこの質問に関しては終わるというふうなことをおっしゃってますので、この２問をやっていただくということで進めていきたいというふうに思いますので、そのように質疑を続行していただきたいと思います。
　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　委員長がどういう形で副委員長とどういう話したかわかりませんけど、私はさっき言った３つのうちの１つは終わりました。あと高齢者対策が１つあります。それからさっき言ったところの産業の対策があります。それなりの考え方あります。だから私も今日の話聞いてしっかり煮詰めて明日質問したいなと思ってる事実なんです。だからさっきは５時で私やめたんです。私としての質問は。せっかく明日の担保ができたということですからそれであれば私も約１時間半にわたって質問してますから明日の１番やらせていただくっていうのが本来はそのほうが議論が高まるんじゃないですか。
○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時５８分
再開　午後　４時５９分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　皆さん、そのような声がたくさんあるということですので、私も今までの考えを変えて、また明日仕切り直しというふうにしたいと思います。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　午前中から私質疑させていただいて、まず河原課長にセンター絡みで、私最終処分地の工期という言葉を使いましたが、これは埋立て処分の期間でしたのでそこは訂正させていただきたい。平成２２年４月から平成３７年３月とこの看板が出てるので、そこの

調整をきちんとしていただきたいということは要望させていただきます。阪井課長には米麺のことで提起させていただきましたが、飲食店に限らず個人的な願望ですけど、給食あるいは介護事業所、そこに供給も含めて、できる、できないも含めてぜひ前向きな協議をしていただきたいと、これも要望させていただきます。

以上です。

○委員長（横山一康君）　２点要望をお願いします。

お諮りします。

本日の会議はこれまでとし、この続きは明日２５日午前１０時から再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（横山一康君）　異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、２５日午前１０時から再開しますのでご参集願います。

本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会　午後５時０１分

委員会条例第２９条の規定により署名する。

令和７年６月３０日

委　員　長　　横　山　一　康

署 名 委 員　　石　原　広　務

署 名 委 員　　桝　田　道　廣

# 令和７年せたな町議会予算審査特別委員会　第７号

令和７年３月２５日（火曜日）

○議事日程（第７号）

１　議案第　１号　令和７年度せたな町一般会計予算

○出席委員（１１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 横山一康君 | 副委員長 | 藤谷容子君 |
| 委員 | 石原広務君 | 委員 | 桝田道廣君 |
| 委員 | 福嶋　豊君 | 委員 | 本多　浩君 |
| 委員 | 真柄克紀君 | 委員 | 吉田　実君 |
| 委員 | 熊野主税君 | 委員 | 大湯圓郷君 |
| 委員 | 菅原義幸君 | | |

○欠席委員（０名）

１．せたな町議会委員会条例第１９条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 高橋 | 貞光 | 君 |
| 教育委員会教育長 | 小板橋 | 司 | 君 |
| 農業委員会会長 | 原田 | 喜博 | 君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪 | 観誠 | 君 |
| 代表監査委員 | 残間 | 正 | 君 |

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副町長 | 佐々木 | 正則 | 君 |
| 総務課長 | 髙橋 | 純 | 君 |
| まちづくり推進課長 | 阪井 | 世紀 | 君 |
| 財政課長 | 佐藤 | 英美 | 君 |
| 税務課長 | 佐々木 | 正人 | 君 |
| 町民児童課長 | 河原 | 泰平 | 君 |
| 認定こども園長 | 伊藤 | 悦子 | 君 |
| 保健福祉課長 | 増田 | 和彦 | 君 |
| 農林水産課長 | 吉田 | 有哉 | 君 |
| 建設水道課長 | 平田 | 大輔 | 君 |

| | | |
|---|---|---|
| 会計管理者 | 杉村　彰 | 君 |
| 国保病院事務局長 | 手塚　清人 | 君 |
| 総務課長補佐 | 中山　康春 | 君 |
| まちづくり推進課長補佐 | 奥村　大樹 | 君 |
| 財政課長補佐 | 浜高　正明 | 君 |
| 税務課長補佐 | 長内　解人 | 君 |
| 町民児童課長補佐 | 黒澤　美知子 | 君 |
| 認定こども園副園長 | 本田　和矢 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 長内　京 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 水野　万寿夫 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 栗谷　一樹 | 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 今川　勇吾 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 藤井　卓也 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 井村　裕行 | 君 |
| 大成水産種苗育成センター副所長 | 栄田　武志 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 鈴木　涼平 | 君 |
| 国保病院事務局次長 | 近藤　智博 | 君 |
| 総務課主幹 | 尾野　裕也 | 君 |
| まちづくり推進課主幹 | 稲船　洋志 | 君 |
| 税務課主幹 | 小林　朱央 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 三浦　三津枝 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 山川　彩子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 古守　亜珠 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 垣本　利子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 河野　葉子 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 斉藤　真 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 撫養　和伯 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 川上　佳隆 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 吉田　一也 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 高橋　真一 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 大野　秀幸 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 岡島　譲二 | 君 |
| 出納室主幹 | 竹内　亜希子 | 君 |
| 国保病院事務局主幹 | 村井　貴大 | 君 |
| 地域生活係長 | 栗城　惇史 | 君 |
| 情報管理係長 | 又村　智 | 君 |

| | | |
|---|---|---|
| 広報統計係長 | 西田　幸恵 | 君 |
| 商工労働観光係長 | 山崎　英人 | 君 |
| 財政係長 | 髙森　直也 | 君 |
| 環境衛生係長 | 原田　宰 | 君 |
| 障がい福祉係長 | 平田　慎太郎 | 君 |
| 保健推進係長 | 清水　美千子 | 君 |
| 保健推進係長 | 干場　美沙代 | 君 |
| 包括支援係長 | 大久保　麻未 | 君 |
| 地域支援係長 | 田畑　貴子 | 君 |
| 地域支援係長 | 安藤　麗香 | 君 |
| 業務係長 | 北山　典孝 | 君 |
| 業務係長 | 池田　裕之 | 君 |
| 水道係長 | 竹内　祐輔 | 君 |
| 下水道係長 | 小川　寛雄 | 君 |
| 出納係長 | 佐藤　こずえ | 君 |
| 庶務係長 | 大庭　啓 | 君 |

《瀬棚支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 濱　登幸恵 | 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 西田　良子 | 君 |
| 次長 | 山本　亨 | 君 |
| 瀬棚保育所長 | 水野　真理子 | 君 |
| 福祉係長 | 稲船　奈穂子 | 君 |

《大成支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 中川　譲 | 君 |
| 次長 | 伊藤　哲史 | 君 |
| 主幹 | 油谷　好彦 | 君 |
| 大成保育園長 | 浜高　あけみ | 君 |

（２）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局長 | 古畑　英規 | 君 |
| 次長 | 斉藤　哲章 | 君 |
| 次長 | 尾野　真也 | 君 |
| 主幹 | 藤谷　希 | 君 |
| 給食センター学校給食係長 | 伏見　尚志 | 君 |

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事　務　局　長　小　林　和　仁　君
係　　長　松　林　　功　君

（4）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員
書　　記　長　髙　橋　　純　君
書　記　次　長　中　山　康　春　君

（5）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君

1．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。
事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君
主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午前１０時００分

○委員長（横山一康君）　皆さんおはようございます。

全員が出席しております。定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。昨日に引き続き審査を行います。

整理番号第１、議案第１号令和７年度せたな町一般会計予算を議題といたします。一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。

○委員（石原広務君）　議事進行。

石原委員。

○委員（石原広務君）　予算委員会を始める前に、私としては今朝、新聞報道がなされ、せたな町議会３日まで延長、新年度予算の審議終了せず、中身を見た方々から困惑した問合せがあるんです。昨日も日程等の方向性を質疑する場面もありましたが、改めて今後の進め方、これを見ると暫定予算を検討するなども記事として出されているわけです。ですから今後の日程、本日の取り進めの仕方も含め少し調整した内容で委員長のほうからご説明をいただきたいと思いますけどいかがですか。

○委員長（横山一康君）　石原議員にお聞きいたします。調整をするということはどういうような調整という意味でしょうか。

石原委員。

○委員(石原広務君)　議会も絡めた今後の調整も含めどのようにこの予算委員会が進むのか、あとは議会がどういうふうに絡んでいくのか。そこが困惑した状況になってるので、ここで改めて委員長見解も含め説明をしていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　石原委員に申し上げます。まず本日はこのように招集しておりますので、本日のところはこのまま予算審査を続けていきたいと思います。明日２７日の午前中に関しては例月出納検査があるということですので、そこに関してはお休みとさせていただくというようなことで昨日整理させていただいてると思います。そして２７日の午前中１０時だったかと記憶してるんですが、１０時には暫定予算が出来上がるというふうなことでありますので、それをもって２７日の午後からそちらの審議という流れになっていくんではないかというふうに私は考えております。

石原委員。

○委員（石原広務君）　そちらの審議というのは２７日午後から当予算委員会で暫定予算の審議をするという理解でよろしいですか。

○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時０３分

再開　午前１０時０４分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

その暫定予算の取扱いについては今ここで私が判断できるものではありません。議長のほう

から議運のほうに諮問した上でどのような取扱いにするかというふうなことになるかと思います。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　それはまだ議長の考え方ということも含めて、そちらとの調整はされていないということですか。
○委員長（横山一康君）　石原委員にお答えいたします。そこら辺について詳細な打合せというのはまだされておりません。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　本日はそういった状況の中で委員長としては予算審査を運ぶということなんですね本日は。であればどこかの機会で議長あるいは議運の委員長、それで私としては３日間まで議会が延長になっていますが、予算の中でまだ特別会計の審査、あるいは残された一般質問等の扱い、そういった細かいところの調整、整理が私としてもできていないんです。ですから委員長だけに申し入れるところではありませんが、そういった調整もできる範囲でしていただきたいと思います。これは強く要望させていただきます。
○委員長（横山一康君）　わかりました。議事進行発言ですか。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　今やりとり聞いてまして２７日以降の流れはどうなるんですか。これ予算審査特別委員会と本会議の絡みが断片的に途切れて出てくるのかと思いますが、その辺、昨日も全体像を明らかにしていただきたいという発言はしているんですが、ちょっと見えてこないんでどうなんですか。事務局長のほうからでも結構です。
○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時０６分
再開　午前１０時０７分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　事務局長のほうから説明いたさせます。
○議会事務局長（上野朋広君）　今後の流れといいますか、読みといいますか、そういうことになりますけれども、暫定予算が提出されるということになれば、まず今審議されている議案、これについては撤回という手続きになります。それを撤回するということになりますと、これは本会議の許可が必要になります。その部分も合わせまして議運で諮ってやるということになりますので、２７日提出されたとなれば予算委員会を再開して、そのあとに議会運営委員会を開催し撤回、それから暫定予算とかの取扱いを決め、そのあとに本会議を開いて予算の撤回の許可、それをしたあとに休憩し予算委員会を再開して、今撤回されましたのでここで終わりますっていうことをやって、それをもって委員長報告をまた本会議に戻してそこから暫定予算の審議、予算委員会でやった条例案の可決と、あと暫定予算をそこで諮っていく形になります。流れとしてはそういう流れになります。

以上です。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　流れとしてはそういうことになるだろうと思います。行ったり来たりになりますね。あとは２８日以降の議事日程の流れはどうなるんですか。
○委員長（横山一康君）　これも局長に説明いたさせます。
○議会事務局長（上野朋広君）　２７日、時間延長して終わった場合は２８日、それから３月３１日、４月１日は辞令交付とか、いろいろ様々ありますのでそのときはちょっと本会議を再開しないで４月２日、３日で残ってる一般質問の部分を考えておりました。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうしますと、その日程をいずれにしても遅くないタイミングの中で明示していただきたいと思います。明示していただくというのは議会運営委員会も含めて、こうですよという方向提示をしていただきたいと思います。
以上です。
○委員長（横山一康君）　事務局長に説明いたさせます。
○議会事務局長（上野朋広君）　議会運営委員会でというよりも、町側から撤回の申入れ、それから暫定予算の提出、それがあって議会運営委員会で今後の日程が決まっていきますので、それが出てこない限りはちょっとどういう日程にするのかということを諮りかねてしまいますので、その辺はちょっと町のほうにお願いをしなくちゃいけないかなと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　事務局長そのとおりなんでしょうが、私が言ってるのは今この時点で明示しろという意味ではないんです。いずれにしても今のままですと暫定予算の提出は避けられないと思います。これほぼ断言していいと思います。終わりませんからね。だから昨日の話ですと２７日の１０時までに暫定予算を提出できる状態にするということですから、今日終わらないとなれば２７日以降の流れというのは見えてくるわけですこれはね。見えてくるというよりは判断しなきゃいけない局面になってるわけです。おそらく提出を待ってから議運という流れになる。それはそのとおりだと思うんですが、その日程を、それを決めたことを早く提示して皆さん全体年度末であり、年度初めでありますから明快なこうだよという日程を提示する作業していただきたいとこういう意味なんです。今日この時点で求めるものではないんですが、あらかじめ提起しておきたいということであります。
○委員長（横山一康君）　そのように取り進めるように依頼しておきます。
それでは一般会計歳入歳出全款の質疑を継続したいと思います。ちょっとその前に各委員の皆さんに改めて申し上げておきたいと思います。質疑につきましては簡潔明瞭にやっていただきたいとこのように思いますので、どうぞご協力お願いいたします。答弁についても同様にお願いいたします。
菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私、冷静に考えてみて公平に判断して質問者そのものよりも、答弁者が混迷してるほうがはるかに大きいと思います。簡単に言いますが、質問に噛み合わない答弁

を長々繰り返してるんです。そのことによって議会が空転してるというのが実態でありますから質問者に簡便な質疑を求めるのは当然であります。さはさりながらそれ以上に的確な答弁をきちんと委員長においてさせていただくことを強く求めたいと思います。

以上です。

○委員長（横山一康君）　町側も答弁に際しても簡潔明瞭に的確に答弁していただくようにお願いいたします。

質疑を許します。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　私は今でも何とか会期中に進めたいという気持ちで質疑してることだけは理解していただきたいと思います。ただ昨日、委員長のほうから延長してもという場合もございましたけど、これは質問の立て方いろいろな観点からいって昨日の段階では私は質問いたしませんでしたが、しかし今日またその質問の立場の中では、先ほど来申し上げてるとおり、２０年を経てこれからのまちづくりをどうするかという形の３点の重要課題については、町側とも私が合意できた面、その点でまず１点目として子育てと若い世代という形での質疑は昨日させていただきました。ですから２点目のほうに入らせていただきます。２点目はやはり超高齢化の中で進んでいく高齢化対策及びその環境に１番関心を持ってるところの医療、その辺についてやはり今後の方向性を示していかないとならないと思いますので質問させていただきます。それで説明資料でいくと９ページ、予算書では７５ページになりますけど、これ財政課が拠出分の病院事業会計繰出金、まずこれについて私は財政課のほうからちょっと聞きましたけど最初から当初予算で措置してありますよというような発言いただきました。それ自体はどういう意味かちょっと理解できなかったんですが、ただ前年比としての当初予算の数字を見ますと、今年は建設改良、不採算部門、ルール分以外として２億９，９００万ほどの財政措置が当初からなされてるわけです。そうですよね。予算書の中ではそういうふうにこれ謳ってるんです。昨年の当初の予算ルール分以外では１億７，０００数百万で６年度当初予算は上程してるんです。これ間違いないですね。それでこれは私はいろいろな政策的判断の中でこういう数字を今回当初から出してきたんだと思いますが、まずこれに対する考え方の根拠についてお聞きしたいのと、ルール分はほとんど変わらないですね１億８，０００万ということで。ですからこの数字がいい悪いじゃなくて、今年において前年比からみると大体７０％くらいアップですけど当初にこれを上げてきたというこの根拠と考え方についてまずお聞きしたいと思います。

○委員長（横山一康君）　佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　病院の繰出金の関係なんですけども、先の決算審査特別委員会の質疑の中で真柄委員のほうから昨年、令和６年度については病院との協議の中で、不採算部門、不採算分については２分の１で予算上計上しております。審議の中でそれはいかがなものかということで、町長のほうの答弁で検討しますということを受けまして、財政課としたら今年度から全額不採算部門は全額見ましょうということで、今回は全額を見させてもらいましたということでございます。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　私も確かに記憶しておりましてそういう形で、最初からある程度原型が見える形の予算措置のほうがいいよということで、こういう町のほうから出してきたということだと思うんですが、ただこの中身、私はこれ財政がそうしたらそれは構わないですが、ただいずれにしてもルール分以外の負担が町長、想像を絶するぐらいまで厳しい数字にまたなってきたというこの現実はきちんと認識されておりますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　しております。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　それでその数字が今どうこうっていう話じゃなくて、これだけの厳しい数字を持ちながら病院運営をしていって、なおかつ今言う高齢者の安心感をきちんと担保していかないとないという大変難しい時期に病院運営もますます入ってきたなと私はこの数字を含めた中で今後を見ると思っております。これは医療審議会でもいろいろ議論しておりますから、その点については私の立場として議員という立場もまたいろいろある程度制限がかかりますけど、ただそのほかに今の厚生省からなにからの地方の医療機関に対するある意味で言ったら冷たさと言ったら悪いんですけど、思った以上にきちんと手当てをしてくれない。道もそうです。この辺についての認識はどのように思っていますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それぞれの自治体病院厳しい、今日も新聞で室蘭の病院の話が出ておりましたが、どこも大変厳しい状況にあると認識しております。したがいましてこういった町民の命を守るそういった使命を果たすためには相応の予算が必要ということからすると、議員おっしゃるとおりもう少し考えていただいてもいいのかなと正直思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私はこれ結構あれですよ、道から何からの責任もこの地方の医療体制、大変必要があると思います。ただその辺は各自治体の理事者方もそういう形の中でいろいろな働きかけを今以上に知恵を絞ってある程度の広域も含めた中で対応していかないと、一単独だけの要望では全然進まない時代になってますので、その辺についてはこれからの医療体制を最低限きちんと担保するためには、誰がどういう形で仕事を受けるにしてもやはり先頭に立ってそういう要請活動も大事な要素になってると思います。その点については、ぜひそういう活動をしていただきたいと思いますし、ただこの予算から見ますと今後も今現状も含めて物価の上昇なり、ランニングコスト、役務費なんか見た場合、本当にこのルール分以外のこれで大丈夫なんだろうかと思うぐらいの私心配してるから、その辺については見通しとしてはどうですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　様々な経費が膨らんでいる、値上がり等もございますのでそういった状況の中で病院側からはこうした数字が出されてきております。このとおりいくことを願うといいますか、少しでも改善の方向でできればというような希望を持っております。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　今の段階で新年度に入らないでそれ以上のこと私言いません。ただいずれにしてもそういう緊張感と合理化の合理化といっても別にある意味変な意味の合理化でないです。合理的な考え方を職員の方々にもさらに協力していただきながらそういう形の運営をしていくことによって、医療体制を保持するという形を町民に示していかないと、やっぱ安心感を持たせないとならないですからその辺含めて大変でしょうけど新年度で努力をしていただきたいと思います。それでこれ確認なんです。今すぐというわけじゃないかもわかりませんが、いずれにしてもこの新しい田園都市構想、この中で医療体制、現状と同じように令和１１年まではきちんと今の体制でいきますよという形で載っております。ありますね。この辺について再度確認しておきたいと思います。考え方を。
○委員長（横山一康君）　手塚病院事務局長。
○国保病院事務局長（手塚清人君）　お答えいたします。田園都市構想のほうでは令和１１年まで現状の体制ということで明記をされております。町長のほうからも当面の間、持続可能な間は続けますということがあるので、それに則ってそういった形になっております。ただ真柄委員言われたように人口も減るということは収益が下がり、人件費の高騰ですとか、物価の高騰というところが今そういう動きが出てきてますので、経営のことも見据えながらということにはなるかもしれませんが、将来的なというか、長期的な視点でいくと医療体制どうしていくのかというところの検討ということも必要になってくるというふうに思います。ただ当面としては町長からの方針もあるように持続していくということになっておりますので、田園都市構想のほうはそのような表記になっております。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　これ医療審議会からもそういう形でいろいろ議論してますから、議論途中ですからそれを断定的なことできませんが、とりあえずまず現段階では今言うところの令和１１年まではそういうような形で医療サービスを維持していきたいという考えだと理解してよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そういう方向で頑張ってまいりたいという思いでおります。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　そういうことであればなおさら先ほどから言ってるところのきちんとした内部の中の新年度から本当に調整含めてやっていかないと大変だと思いますのでその辺は担当も含めて大変でしょうけど知恵を出すという形の作業をぜひ進めていただきたい。そして医療審議会のほうにも、やっぱり情報早くして、動きを早くしていかないとあとから大変だということになる可能性ありますので、その辺についても指摘させています。それでこの今の医療体制含めて、最後、町長いわゆる新病院の建設、これについてこのところを含めてある面では議会の停滞も含めて指摘された経緯もありますが、議論がなかなか進まない。それはそれとしても、ただ公約としてきちんと新病院を改築するという形の中で今作業がある程度停滞してるということですから、その辺について現状でどのように考えておられるのかお聞きします。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　これは実際この計画に遅れが出ているという状況の中にあります。いろいろ原因等はあるんだというふうに思いますが、私たちとしては今の国病院の老朽化という問題にも直面しているところでございますので、町民への医療提供体制というのはこれからもしっかり確保していかなければならないということから、この計画については少しでも早く前に進めたいと思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私も結構、町の方々からいろいろそういう病院に関しては、特に改築に関してはいろいろ聞かれてます。しかしただそこの最終的な確信に至るまでの議論がなされてないという現実を説明しておりますが、ただやはりこの物価高騰から全部含めていくと、ますます厳しい状態の中で改築予定の当初から見ると、具体的な概算の金額がどれだけなのかわかりませんけど、ただほかのいろいろな構築物及び公的な建物価格の各分野を見ても、かなり約５０％ぐらい上がってると。こういう形の中で行ったときに、むしろ改築しないということでなくて、それ１回見直さないとちょっとまずいんじゃないかと。私そんな気、そうでないとあのままの形で見直さないで新年度に向けて、この新しい病院の改築というのもなかなか無理があるし、議論が余計進まなくなると思うんでその辺について基礎的な考え方というか、設計含めてその辺１回考え直して現時点の価値観の中で再度構築していくというのは必要でないかと思うんですがその辺についていかがですか。
○委員長（横山一康君）　手塚病院事務局長。
○国保病院事務局長（手塚清人君）　医療現場としましては病院のライフラインだとか含めてかなり不便な状況とか、既に病院を運営する上では不安な状況でやってますから、そういう意味では改築というのは急がなければ建物自体もうもたないような状況になってますので、そういう１面はありますが、今真柄委員言われたように町の財政状況ですとか、今回の定例会で基金の話だとかそんなことも出てますので、またそれに加えて建築単価の高騰です。１．５倍とかというような上昇、当初の見込みよりそこまではね上がっているという事例もたくさんありますから、建て替えの手法ですとか、様々ちょっと見直しもしながら一度再構築というか、そういうようなことも必要かと思います。当初説明した建物ですとか規模感で金額も概算で示してますが、そこからもう少しかけ離れてるということも考えられますので、一度再構築をしなければならないかなというふうには考えております。
○委員長（横山一康君）　高橋町長、理事者としての見解をお願いいたします。
○町長（高橋貞光君）　今ご指摘いただいたようにこのところの物価の高騰、これがまだ収まる見込みがないというような状況になっております。したがってこれまで予定していた建設コストと、これは当然今までよりも随分上がっているという状況は予想できるところでございます。したがってそういった部分の見直しということも当然これから考えていかなければならないと思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　苦慮されているのは私わかります。だけどこれはやはり何とかしても知恵を出してクリアしていかないとならない今後の２０年に向けて考えていかないと、クリア

しないとならない案件ですから、その辺についてスピード感とそういう形の中で知恵を出すと、本当に取っかかっていかないといよいよ何の形にもならないっていう形になったら困りますので、その辺について新年度早々からまたいろいろとそういう形の研究並びに作業をしていただきたいと。それでそういうことからいったときにこの病院を改良するときに、いわゆる田園都市構想の中でいうとゼロカーボンの中でいったら、これ病院にそういうものを取り組むというような感じでいくべきだと私は逆に思うんですけど、その辺についての考えというのはあるんですか。そういう話っていうのは、あれだけのホテルと庁舎とどうのこうのってありますけど、これから作るそういう形の中にそういうものは当然デジタル構想からいったら検討されてもしかるべきだと思うんで、その辺については今現状どうなってますか。

○委員長（横山一康君）　阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問でございますが、これから新しく建てる建物につきましては、国の方針としては太陽光の設置ですとか、再エネの導入というところを基本に考えていきなさいということになっておりまして、国の補助等も活用できるような状態ですから新しく建てる建物についてはそういう方針で実施をしていかなければならないという状況でございます。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　それで病院と何回かそういう話とかしてるんですか。

○委員長（横山一康君）　阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　その辺の調整はさせていただいております。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　それではその改築含めてそういう医療の財産これをいかに守っていくか。これはもう一病院の担当じゃなくて、今言う町全ての中でそういう形の中でこれも検討していかないとない。そういう課題になってきてますので、その辺については庁舎内部でもきちんと情報を共有しながら作業を一歩前に進めていただきたいと思います。それで町長私一つだけあれなのは、とはいうものの亡くなった故畑さん完全に指定した形で病院改築に使っていただきたいといった形で多額の寄附をされております。されてますよね。それは間違いないですよね。そしてあくまでも寄附の主旨というのが町立国保病院改築資金に使ってくださいと。ですから私はこういう大変温かい善意に関してもいつまでもいつまでも作業を延ばすってことは、これある意味でいったら本当に失礼にあたると。私議員としても責任感じてます。ですからこういうことも含めて、やっぱりこの件に関してもどのように扱っていられるのかということもちょっとお聞きしておきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　この畑さんからいただいている寄附です。これは病院改築に利用してくださいということでいただいたものでございますので、これは意思を尊重いたしましてしっかり使わせていただきたいと思っております。時間がかかり過ぎているというご指摘もございました。私たちとしてはできるだけ早くこれが実現できるように、これからも努力させていただきたいと思っているところでございます。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　これ私だからこの指摘というんじゃなくて、やはり善意をいつまでもきちんという形で形にしていかないと、これからのいろいろな形の寄附する方も含めた中でも、やはりそういう形のものがいつまでたっても手がかけられないとかってなった場合に、そういう情報を含めた中ではやっぱり町にとってもマイナスですから、そういうことを含めてお互いに知恵を出しながら、早めの作業を進めてスピードを持って進んでいくということを私も議会は議会として責任あると思いますが、ぜひ肝に銘じて進めていただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これにつきましては、議会の特別委員会等もございますのでしっかり連携をしながらスピード感も当然、必要ということでは理解をしておりますので、しっかり議会と連携をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　それでは高齢者問題というのは病院だけではないんですけど、基本となるやっぱり基幹となる病院の今後の在り方というものをきちんと町民に示すということが、私は町としても責任があると思うので、それによって安心感を与えていくという形の作業を重ねて要望いたします。
　それでは３点目いわゆる産業振興という形の中で今後の町の機関としての政策についてお伺いしておきたいと思います。いずれにしても１次産業が何というとうちの町の主流をなすことは明らかなことでございますし、私もそういう町のいろいろな地域の中を見ながら何十年と生きてきましたが、私はどちらかというと水産関係はわかりませんので、その辺に関してはあえて今日はタッチしません。ただ水産のほうでも国のほうからここ１、２年でいろいろな形で地域創生、それから地方創生という予算からも含めていろいろな案が出てきてるのは私も聞いております。水産省からなんから。だからその辺をどう扱うかっていうことは、これまたその分野で大変大事な施策だと思うんですが、私は自分の知り得る範囲の農業の範囲でお話しさせていただきたいと思いますが、新年度に向けて国は農業基本計画の大筋、最終的に了承されたという形の中で、今までは大体１０年スパンでそういう形の大綱というのは決めてきたんだけど、やはり高齢化と地域の疲弊という中でいってもう１０年というスパンでは何も形にならないということで最終的に５年という形に区切って５年ごとにという形で今言う計画がこれからは実施され、それを検証されるそうです。そしてそれを最終的にだから２０３０年までと区切って政策を進めると。そしてなおかつ食料自給率を４５％確保するんだという中身でそういう計画がなされるということです。そしてそのほかに既存の予算とは別枠で財源を積みまして農業の収支力向上、農地の大区画化、共同利用施設の再編、集約化をはじめ、スマート農業、また輸出の促進等に舵を重視し、水田政策の見直し、直接支払制度の予算等についても重点項目として別枠でまた進むと。要するに農林予算がまだ確信がないと言われればそれまでですけど、そういう形の中で国はこの今言う米の問題等も含めた中でやっぱり食料自給率を上げていかないとならないと、やっと気づいたかどうかわかりませんが、農家の減少、高齢化を踏まえて今は踏み込まなければ手遅れになるという形でこういう計画を遂行していくということが決定され

たそうです。そこで私は前から言っているように町長も私と同じ認識だと思いますけど、せたな町のお米、主としてお米、そのほかの芋もありますが、このお米の評価等は今年もゆめぴりかも、ななつぼしも特Ａ１５年続けて確保しながら、なおかつこの道南を生かした米の品質等も含めながらでは蘭越、あるいは当麻とかにも負けないぐらいのいい形を残していると。そしてなおかつこういう形の中で米を中心とした政策がさらに予算を拡大してそういうふうに進められる可能性があるとしたときに、大変に今までは何とか生き延びていこうという形の稲作の中でいろいろ休耕とかもございましたけども、またここ逆に某議員も言っておりますが、やはりある程度の高齢でも現在の稲作では十分に夫婦で対応しながら生産上げていけると。これが町長、大変またきちんと町のほうで理解をしながら政策を進めば、これは農協じゃないと思います。農協は農協できちんとやりますけど、やっぱり町としてそういう形の政策ができれば私はせたな米を輸出するという形を。私がもしそうだったらやっぱりそのぐらいの公約含めてぐらいまでやっぱり奮起させます。というくらい今チャンスが来てると私は思いますけど、その辺についての見解はいかがでしょうか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　農業の変化っていいますか、取り巻く状況の変化は非常に目まぐるしいものがあります。これまで非常に物価高騰に対応するため農家の皆さんはご苦労をされてきておりますが、ここに来まして令和６年度の状況を見ますと農産物価格、野菜も含めてですが、非常にいい価格帯、この生産資材の高騰をカバーできるぐらいの水準までなってきているということでございまして、これはここが一つのチャンスというふうに捉えている農家も多いと、議員おっしゃるとおりだと思います。自給率４５％を目指すということも言われておりますが、こうした状況の変化を捉えて国も積極的に農業振興をすると。現下の高齢化、あるいは就業者の減少ということもございますので、これらをどうやってかカバーしていくかといういろいろな施策が今展開されているところでございます。町としてもそういった方向に合わせて事業展開しているという状況でございます。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　私がいうのは、これからこういう形になるんだから今までの農業政策当然いろいろ成果を上げながらきてますけど、先ほど言うようにいかに農家戸数、この前の地域おこし協力隊の中で今言う耕種農家に対して派遣、これもまた一つの形としてはあると思いますが、とはいうものの昔からずっと実践してきているある程度の年齢になった方々でも、まだ進めていけると、そういう形の中でいい米を作っていく自負はありますから、その辺についてまた違う形で、どういう政策がいいのか、またそれによってそういう形を維持できる生産力たしか４０億ぐらいですか今、農業生産としたときに、そうですね、この町の農協全体としての生産力が大体そのくらいの数字になってると思いますけど、そういう中で多分去年の概算からいきますとまだ生産の金額は上がると思います。だからそこの中にせっかくのチャンスですからその辺いろいろな先進地もありますけど、うち町独自のこれからのまた骨太の案件としてその辺のところを再度、新しいニーズは何があるかということも含めて再構築という作業する１年にしていいんじゃないかと私そう思うので、それがここの基本の一次産業のバックボーン

そういう形がきちんと示さなければ、やっぱり農家もまた安心して投資という形でも進んでいけると思いますので、その辺についてやはり今がチャンスだと私思いますので、しつこいようですけど決意も含めて力強くやっぱり進むという形で、この先５年間、これ５年間に限定されますから時間ないんです。例えば生産設備の共同とかも改築するとしてもあっというまに５年経ちますから、そんなことも含めていろいろな農家のニーズを集約しながら具体的な作業に取りかかっていただきたいと思いますがいかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　農業振興につきましては、議員おっしゃいましたように様々な取り組みをしております。生産基盤の整備ももちろんそうですが、それ以外の事業においてもしっかりやってるというふうに思っております。この頃のこういった国の動きを見て町のそういった支援策、振興策ももちろんそうでありますが、農家の皆さんにおいては、やはり国、道のそういった大きい事業などについても積極的に導入して基盤の整備を進めていくと。それによって生産性の向上、あるいは労働負担の軽減ですね、そういったものをカバーしていく必要があるというふうに思っております。今事業展開中でございますので、それらの効果も見ながら次どうすればいいのかということにつきましても十分検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　いや事業を継続してることはわかるんですが、だけど町長はっきり言って農業予算としては結構厳しく、そんなうわっていう形のものまで今年はそんなにいってません。これ事実です。だからそういう新しい国の動きもあるんだからそういう中で若干そこに情報提供は早くしてあげるべきだと思います農家に対しては。どうしてもお前方が持ってきたらこっちが受けるよという形ではなかなかこれいきませんので、農家が気づかないといえばそれまでですけど、その辺ある程度のニュースが来たら早め早めにこれを仕掛けていくということでないと、逆に救えない面があるんです。この辺については十分担当も理解してると思いますので、ぜひそういう情報の提供のスピーディーさとそれから相談する深みというんですか、そういうことをしてその事業者を各町村これ絶対また取り合いも含めてなりますので、うちの町に絶対これは５年間の中で必要だというものを早めにきちんと事業者並びに農協と議論しながらそういう形で進んでいっていただきたいと思います。それもだからそういうことだから水産のほうにもあると思うんですよきっと。いろいろなそういう動きはね。だからその辺のほうもまたきちんと拾い上げて１次産業全体をさらなる底上げ、なおかつ７０代でも夫婦で米づくりがきちんとできるような環境を作ってあげるということ、これが税収も含めた中でバックしてきますんで、その辺について３つ目の産業振興という形の中でそういう気合を持って進んでいただきたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　いろいろな情報、もちろんこれは農協の皆さんにも提供しなければならないというふうに今思っております。こうしたこの動きが、国、道あるいは地域、それから農協とそういった動きがそれぞれございますが、そういった動きを敏感にとらまえてしっかり

町として農家の皆さんと情報を共有するということにつきましても、担当課を通じてしっかりやらせていただきたいと思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　私はまだそのほかにもゼロカーボンいろいろありますけど、これまだ私も含めた中で行ったときにまだ案という形の中でなかなか議論のできない面もあるなと思います。この推移については、もう少ししっかりと方向性を見定めてからまた議論をする場所にもっていきたいと思います。ただいずれにしましても町長、今回私、予算委員会で重ねて申し上げますが、この合併を機に今までの町の真の現状の姿、これ議会と行政それぞれ分析してきちんと共有しながら、これは町の方々に示して今後まちづくりについての課題等もやっぱり理解してもらわないと、理解なくして進みませんから。理解なくして進むとまたいろいろな形の中で時間がかかり、そういう形で正式な形の理解もできなくなります。まずこれは議会もそうですが、まず町が現状についてきちんと分析して後日、私は町政だよりいいと思うんです。合併２０年経ったと、こういう形で考えてるとこをきちんと示すことのほうが町民に関してはやっぱりなるほどなという形でありますのでその辺については、私はやっていただきたいと思いますが、その辺についてまず一つお伺いします。そして最終的には、やっぱりちょっと見たくない部分もあるかもしれない、そこも冷静に判断して次に進むという形の新しい年度にしていきませんでしょうか。重ねてその考え方についてどう思われるかお聞きしたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　合併２０周年を迎えた今、そしてその以前、過去っていいますか、そしてこれからの将来とこれはしっかり見定めて手を打っていくということはもちろん私たちも考えていかなければならないというふうに思っているところでございますので、これを機会に今合併２０年というこの節目を機会に様々そういった部分について整理をさせていただいて、次の未来に向かった１次産業の目指すところっていいますか、在り方っていいますか、そういった部分についてもしっかり検討させていただきたいと思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　真柄委員。
○委員（真柄克紀君）　先ほどの町民に対するある程度の情報提供、これについては先ほど答弁ありませんでしたけど、このあともしそういう考えがあるんであればまたお聞きしたいと思います。最後に私、多分これ道新ですから読んでる方もいらっしゃると思うんですけど、これ函館市の合併した地域の方の投稿です。ちょっとあれですけど読ませていただいてよろしいですか。
○委員長（横山一康君）　どうぞ。
○委員（真柄克紀君）　かつて住んでいた町でただ１件あった店が店主の高齢により閉店してしまいました。町には今、母が１人で暮らしてますが買物に行けずに困っております。週に１度スーパーの移動販売の車が来てくれますが、母の家の前に来る頃には商品が売り切れて何もない。こんな状態が続いているそうです。地元のスーパーまでは車で約３０分かかる。車のない家にとってはなかなか容易に行くことができません。買物は子供からお年寄りまで共通する大変楽しみの一つだと思います。自分の目で見て商品をわくわくしながら探す感動、それがで

きない母の口癖は、お金があっても買物ができない。欲しいものがあってもすぐに買いに行けない。今後は買い物したくても近くに店がない買物困難者、当然ずっと増えてくるだろう。そういう中で対策として、例えばお母さんが言うのは１カ月に１度でいいので買物のバスツアーでもやっていただけるとありがたいなと。こういう投稿です。だから今までのこの町の現状を踏まえていい悪いじゃなくて政策の問題でなくて、これからはこういうことにも合併町村として対応していかなきゃならない町だということをお互い私たちも理事者も理解した上で課題を解決していかなければないと私はそう思いますけども、その辺について最終的に。これ私何げなく最初見たんですが、なるほどなという感じの中で、知恵としてはいろいろな知恵を出す方法があるなと思ってますんで、その辺について最終的に町長の答弁をいただいて先ほどの情報提供も含めて、それで私は質問を終わりたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　買物弱者のお話として受け止めました。地域によっては、公共交通が撤退という地域もあるというふうに認識をしております。せたな町もそういった状況の中でこういった高齢者の足の確保ということは重点項目として今取り組んでいるところでございまして、患者バス、福祉バス、あるいは今盛んに力を入れているデマンドバスといった部分、これらをしっかり今後、町内全域にわたってカバーできるように、これは公共交通との絡みもございますので、それはありますが、いずれにしましてもこういった足の確保ということにつきましては、これからも鋭意努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（横山一康君）　町長、町民への広報のこと真柄委員もう１点聞いていらっしゃいましたので、そこへの答弁をお願いいたします。町の現状について広報を通してどうだというふうな趣旨の質問あったと思いますので。

　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　昨日の質問でも議員からそういった整理をしてくれというお話がございました。それぞれの担当課で整理をしているところでございますが、そういった、これはあとで委員にもお渡ししたいと思っております。こうした整理できた部分これについては広報等機会をとらえて情報提供をして共有したいなと思っているところでございます。

○委員長（横山一康君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　町長、この今の投稿の話、これバスの足の話じゃないです。要するに高齢者対策として、そういうとこまで思いを届けなければならないような状態を私たちは背負っていかなきゃならないんだということをお互い共有しましょうよということで私話しておりますので、単なる足の確保という問題じゃないということだけは理解していただきたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　わかりました。

○委員長（横山一康君）　ここで約１時間経っておりますので１１時１０分まで休憩したいと思います。

休憩　午後１０時５７分
再開　午前１１時１０分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　質疑を続けます。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それでは委員長に差し上げました質疑項目にできるだけ従ってお尋ねしたいと思います。その前に先般歳入について質疑させていただきましたが、町民の方からいろいろ意見が寄せられましたので歳入、補充について１項目させていただきたいと思います。土木使用料、町営住宅使用料ページ２３です。２１日の町長答弁に基づきまして補充の質疑をさせていただきます。まず最初に直近１０年ほどの滞納額の推移を伺いたいと思います。
○委員長（横山一康君）　平田建設水道課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　ちょっと今手元に資料ございませんので、後ほど整理して報告したいと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。増減の傾向を大づかみおっしゃっていただけませんか。
○委員長（横山一康君）　平田課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　先日ご説明したとおり、今現在１，２００万程度滞納額あるんですが、毎年度の分としては、現年度分としては１００万前後の滞納が毎年増えていって、滞納額の減少に比べると現年の滞納が増えていって追いついてないという。古い分が回収できないという状況です。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。それで少しこれは腰を据えて考えてみなければいけない課題だと思います。町長は担当課にどのような方針を提示しているんですか。お尋ねしたいと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ちょっと待って、私は担当課長に聞いてないんです。町長は担当課にどういう方針を提示しているのか。執行者としての見解を伺いたいと申し上げてるんです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　滞納額を減らすようにということは基本だというふうに思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それ方針何も提示していないことになりませんか。滞納額を減らすようにっていうのは、滞納額を減らすための具体策の提示じゃないでしょう。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　滞納額を減らすように考えてくれということだということです。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　だから考えてくれっていうことで丸投げであって、町長としての策はこうだと。こういうふうにすべきだという中身がなかったということなんでしょ。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　具体的な指示は出しておりません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　先日の質疑で不十分だったのは、その点だという指摘を私が受けたんで今日お尋ねしてるんです。ただ町長はこういう答えは出してるんです。連帯保証人の制度を置くことが策だと、どうですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そのとおりでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そのとおりだと認めになりましたよね。そうすると、その策で進めてきたのに何で滞納額が増えていくんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　多少増加傾向にあるという課長のお話でございました。しかしこれは連帯保証人制度があることである程度抑制されているというふうにも考えているところです。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それは証明できますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　なかなか連帯保証人があることでこうなりましたという署名はなかなか難しいというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　いや証明できなかったら意味ないじゃありませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これまでもずっとこういった体制でやってきているところでございます。それによってある程度、滞納額も抑制されているというふうに感じているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういうことで答弁が空回りしていくわけです。それは町長が勝手に主観で言っているだけで、連帯保証人制度を導入することによってこういう効果が上がったという立証できないでしょう。できますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　その効果につきましては立証できません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そこなんですよ。立証もできないのに意地を張って連帯保証人だけは何が何でも廃止しないと。これが高橋町長の行政の実態なんです。これ初めて明らかになったと思います。例えば、連帯保証人に新たに滞納者となった１０件の連帯保証人に何年何月何日

こういう催促をしたと。その上で代弁済が何件、何千円入りましたよと。しかしそれ以外は答弁がなかったとか、反応がなかったとか、具体的な中身が何にも証明できないでしょう。それじゃ町長、何のための連帯保証人かということの議会での答弁になりませんでしょ。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　連帯保証人を求めることで一定の抑止力、これには繋がっているというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　さっき証明できないとおっしゃったんです。そういうふうに言うことに根拠があるこういう理由だということを証明できないとおっしゃったんです。それがまたなんであったと思うという答弁になるんですか。こういうことで委員長、時間がロスされているんです。真面目にやってもらわないと次の質問に進めません。
○委員長（横山一康君）　町長にお願い申し上げます。論理的な解釈を持って返していただかないと、質問と答弁が成り立ちませんので、そこはしっかりとした根拠を持った答弁をしていただきたいと思います。推測の中で答弁されるとなかなかかみ合ってきませんので、そこは重々承知した上で答弁していただければ会議が進むと思いますのでよろしくお願いいたします。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　特に町長が効果があったと思うんであればそれを裏づける具体的な取組内容、今協議してでもいいですきちんと示してください。
○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時２０分
再開　午前１１時２１分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今担当課に聞きましても、これはなかなか代弁をするというところまでは行ってないという状況でございますが、しかし全くこれで効果ないかということになりますと、これは何もそれを証明するものはございません。私としては一般の感覚として、やはり保証人に迷惑をかけられないという意識は当然働くのではないかと、これは肌感覚でございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　答弁めちゃくちゃです。肌感覚の答弁なんかされたって困るんですよ町長。私２年間にわたって連帯保証人は置くべきでないという質疑をいたしました。その納得のいく答弁が終ぞ得られないんです。ただ町長が意地を張ってやみくもに廃止しないと頑張ってるだけではないのかと思うんです。見てる人たちもそう言ってるんです。何も答弁なってないと。どこまで頑張るんですか。質疑を前に進めます委員長。私は滞納増の原因をどう考えるかということが大事だと思います。なぜ滞納額が増えていってるのか。先ほどデータはまだ示

していただいておりませんが１００万近い数字を上げながら増えていってるっていうんでしょ。これを行政としてどう分析し、どう対策を立てるかということが中心問題になるんじゃないですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　滞納者、全体が滞納してるということではなくてある程度絞られているという認識は持っております。そういった方々にどうこの支払を促すかということになろうかと思いますが、これは担当課としても努力しているというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長、滞納額が増加する原因はどこにあると考えますか町長は。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長(高橋貞光君)　それぞれやはりいろいろな要因があるというふうに思っておりますが、一つの要因ではないというふうに思いますが、例えば生活困窮、あるいは支払の意思が薄いっていいますか、そういったところなどそれは様々あろうかというふうに思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　つまりその分析すらできていないということなんです。分析できてますか。
○委員長（横山一康君）　平田課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　ある程度固定された方が滞納されてるっていうのが現実でございまして、電話なり面会などして家庭状況とか確認させていただいてるんですが、やはりちょっと生活困窮というのが大きな理由になっていると感じております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　せっかく町長に代わって課長答弁してくれたんですから次の質問に進めたいと思いますが、私は、やっぱり生活困窮、支払う意思はあるけれども払えないということが一つあると思います。やはり性善説に立たなきゃなりませんから、払う意思が全くないのに払うつもりも全くないのに居座っているんだというふうには受け取りたくないんです。ただし、そういう方がいれば行政としては必要な真っ当な手続きはあるはずなんです。しかし私はそのことを今取り上げようとは思っていないんです。払いたいけれども、あるいは払う意思はあるけれども払えないという方が大きな要因になっているんではないかと思うんです。町長どうですか担当課長の答弁について。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　担当課長の答弁は、現場の認識としてそのとおりじゃないかというふうに思って聞いておりました。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　結局町長は押さえていないから私の質問に答えられなかったわけですよ先ほど。それで私は収入低迷、物価上昇、そうした生活困窮が大きな背景にあると判断すべきだと思うんです。町長、そこを踏まえた対策が重要だと思いませんか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　その通りだというふうに思います。担当課におきましても分割でのお支払と様々な対応しているというふうに聞いております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私は、学ぶべきなのは税務課の町税滞納解消の取組だと思います。相当ご苦労なさって相当きめ細かに対応して進んできているっていう答弁をなさったんです。ところが公営住宅使用料のほうは残念ながら増えていってると。ちょうど両対極にあるわけです。私はどちらも担当課は一生懸命取り組んでると思います。私は担当課の取り組みに問題があって増えていってるというふうには全く思っていません。行政執行者である町長の政策力ここに大きな問題があると見てるんです。どうですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そういう滞納整理の方法というのはいろいろあるかと思います。それを様々利用してといいますか、駆使して滞納整理を今進めているという状況にあろうかというふうに思います。したがいまして議員おっしゃるようなことは私としては思っておりません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　結局自分の責任認めたくないということなんです。これじゃ議論発展しませんよ前に。私は何で質問を始めたのかっていうと、連帯保証人制度を廃止すべきだというところから質問を始めてるんです。町長は使用料を増やさないために、あるいは使用料の未払を増やさないために不可欠だと言って１ミリたりとも譲歩しようとしないわけです。にもかかわらず現実に滞納額が増えていってるということなんです。課長後でなるべく早い時点で資料を出してもらえれば、もっと質疑に磨きがかかりますのでよろしくお願いしたいと思います。それで町長、昨年５月３０日の通常国会で成立した改訂住宅セーフティネット法、これはご承知ですか。ご承知か、ご承知でないかだけお答え願いたいと思います。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　国では連帯保証人、保証人制度といいますか、これは求めていないと認識しております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや違うんですよ。そういう話でないんですよこれは。連帯保証人のことは何も関係ありません。もう１回言います。昨年５月３０日の通常国会で成立した改訂住宅セーフティネット法をご存じですかと。知ってるか知ってないかだけお答え願いたいということなんです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　存じておりません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうですよね。保証人の話に絡めて理解してるなんて言うなら全然話が違うんです。だから理解してないというのは本当だと思います。ただ私は関係があるから取り上げたんですが、正式名称は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法

律というんです。住宅を確保する上で行政側が配慮してあげなきゃいけない賃貸住宅供給の促進に関する法律だとこう言ってんです。簡単にそれを住宅セーフティネット法と言ってるんです。今年度からスタートするようでありますが。これは町長こういうことなんだそうです。この法改定の背景は、低所得者や単身高齢者など住宅確保要配慮者世帯の増加に伴う賃貸住宅ニーズの高まり、これが背景にあるっていうんです。その上で民間賃貸住宅への入居者を支援する法律だと言ってるんです。これは国がそう判断してそういう法律改正をやったということなんです。わかりますか町長この法律の趣旨。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今の説明をいただきましたのでわかりました。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　国はそこまで低所得者、単身高齢者などの住宅要求に配慮した法律を作っているんです。まさにそういう経済情勢だと。国民の生活実態そうなんだということなんです。衣食住といいますが、食と並んで着るものと並んで住宅の問題は根本的な問題なんです人間生活やっていく上で。そういう重要な分野の問題として私はしっかり町長にはとらえていただきたいと思うんです。国の住宅セーフティネット法では、さらに民間賃貸住宅の入居者を支援するというメニューの中には、安否確認、見守りなど福祉に繋がることまで配慮しているというのが特徴なんです。町長どう思いますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは詳しく見ておりませんので、正直内容を見てから判断をしなければならないと思いますが、今議員のお話を聞いててなるほどなというふうに感じております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや私もこれを勉強してみてなるほどなと思ったんです。そこまで視点を見据えて議論していなかったという反省が私にはあります。町長一つ伺いたいのは、我が町において住宅確保要配慮者世帯の調査を職員に指示したことがございますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これまで公営住宅に入れないというようなことについては直接担当のほうからは伺っておりません。多分その理由は、今連帯保証人はつけるということにはなっておりますが、どうしてもない場合についてはいろいろな対応が可能というふうに思っているからだというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　また質問に答えていただいてないんです。もう一遍質問言いますか。町長は住宅確保要配慮者世帯の調査を職員に指示したことがございますかと。単純な単純な質問なんです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ないということでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私も初めて提起することなんですが、どの課ということではありませ

んが、やっぱりその程度の調査はしておく必要があるのかなと思うんです。それは昨年国でセーフティネット法改正して今年発行になるわけですから、地方自治体も国の意思を呈して対応する必要があるだろうと思うんです。データによりますと２７、８ほどの自治体の対応があるんだそうですよ昨年以来今年までに。ですから極めて小さな変化ではありますけれども、我が町でもその程度の調査をしておく必要があるのかなと思いますので提案をしておきたいと思います。それで町長に改めて伺いますが、我が町で町営住宅を建設し運営しているその目的は何ですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　住宅のない方々が住まわれるようにということだと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうなんです。ただ住宅のない方が住めるようにというだけではなくて、一定の水準以下の所得の方、これを公営住宅法では基礎に置いてるわけです。ですから使用料の支払の問題については、常について回る問題だと私は思うんですが、町長はどう思いますか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　町営住宅の場合いろいろな利用料といいますか、住宅料がございます。それは選べるようになっているところでございますので、全体としてそういったことも当然考えられるというふうに思いますが、全てそうであるかということについては必ずしもそうではない部分もあると思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員(菅原義幸君)　よく聞き取れなかったんでもう一遍正確に答弁していただけませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　公営住宅いろいろなタイプの公営住宅がございます。それぞれ皆さんの希望といいますか、そういった部分でご利用いただいていると思っております。したがいまして一概に全てがそういったことで考えているということではないかと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長それ本当ですか。本当にそう思ってるんですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そういうこの話ですね。当然滞納されている方につきましてはいろいろな事情があってのことということは理解しているところでございますが、そのほかの人方については必ずしもそうではないのではないかというふうに思っているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私そんな質問してません。
○委員長（横山一康君）　菅原委員、もう一度質問をお願いしたいと思います。町長理解されてないようです。
○委員（菅原義幸君）　質問前に進めますよ話ね。公営住宅というものを建てる場合に何を意として何の目的で立ててるのかということをはっきり町長の政策として答弁してほしいんです。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　先ほども申し上げましたが、住宅のない方、それから所得の入所条件もございますが、ただ所得がある程度ある人でも特公賃という住宅もございます。それぞれ対応をしているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私が今申し上げているのは、収入の比較的低い方であって持家を持つに至らない方、そういう方であっても住まいは確保する必要があるわけですよ町長。そうでしょ。民間の住宅を借りるとか様々な対処方法はあるけれども、行政として手頃の家賃で入居できる住宅を備えるという政策をとっているのが公営住宅の狙いじゃありませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そのとおりだというふうに思います。民間の住宅もございますけれども非常に家賃が高いということもございます。町としては、そういった所得の低い人にも住宅を提供しなければならないということはあろうかと思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そこで道は道営住宅を建てるわけです。県は県営住宅ということになりますから。町村においては町営住宅ということになりますよね。町長おっしゃったように高い住宅が確かにあります。しかし行政としての最大の狙いは、行政の最大の責任というのは、そういう経済的に比較的不利な立場に置かれている人たちに安心して住んでもらえる住宅を提供するんだというところにあるわけです。そこについてどうですか、意見一致できませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　もちろんそういった方に対してもしっかり対応しなければならないというふうには考えているところでございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それでこういうことなんです。国が公営住宅の連帯保証人を入所条件にしなくても良いという判断をして、中央に指導に２回ほどやってますよね。それからセーフティネット法で家賃低廉化補助制度を設けて住宅確保要配慮者への対応策も立てたんです。私は考えてみますと福祉政策の一環だという側面があるのかなと思いましたがどうですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そういった意味では福祉政策と関係するということも当然あるのかなというふうには思います。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうですよね。やっぱり大事な視点はそこだと思うんです私ね率直に言いまして。そうしますと低廉な家賃を保障する政策を再構築して町民の生活実態に即応した温かみのある住宅政策を推進するというのは我が町にとって大変大事な課題だと思いますがいかがですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そういうことも含めて公営住宅、町営住宅ですか、これは進めている

という状況にございます。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういたしますと、その政策の一つとして連帯保証人制度の廃止を町政の課題に明確に位置付けるべきだと思うんです。いかがですか。何のお金も要らないんです。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これはいろいろ考え方があろうかと思います。これまでこうしてやってまいりました。この効果というものも先ほど質問にございました。私としては効果については、はっきり明らかにできているということではないと答弁いたしましたが、その訳は連帯保証人をなくした場合にどう滞納額に影響するかということは、まだ捉えてないという状況があります。したがいまして、これは今後やはり一定の抑止力になっているというふうには思っておりますので、この辺しっかり検討をさせていただきたいと思っております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　今日、大分議論が進んだんですよ。大分進んだんです。あともうひと山です。だって町長なくした場合どうなるかっていうのはわからないでしょ。全然何ともなかったよということになるのか、どんと増えたよということになるのかわからんということなんでしょ。だってやった先進町村調べてみていただければわかりませんか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは私の性格なのかもしれませんが、慎重にというふうには考えております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　性格の問題にされると困るんです。慎重にっていうんじゃなくて、性格の問題とすれば、かたくなで頑固だということだけです。柔軟性に欠ける硬直した態度だと。そっちの表現ならよく理解できますが。もう頑張るにも限度あります。政策論争としては、ほとんど町長の論理ことごとくダメになったんです。何の正当性も持ってないんです。時間来たからそろそろ終息に入りますが。私はやっぱり福祉政策の一環だという大筋をお認めになったんであれば、やはり一連の流れとして連帯保証人制度の廃止もしっかり位置付けて、入りやすく、そして喜んで町民生活を送れる状況を行政として心温かく優しく広い心で保障する政策があってもいいのではないかと思います。どうですか。
○委員長（横山一康君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この問題につきましては、ずっとそういった主張、ご意見でございます。これは重々承知をしているところでございます。町としてもどういったことが考えられるのかという部分についても担当課を含めて状況を判断してまいりたいというふうに考えております。
○委員長（横山一康君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　担当課と一緒に考えなくても町長が自分で連帯保証人をまず外すと決断すれば済む話です。前にも触れたかと思いますが３つほど条例を挙げておきます。私が連帯保証人になったのは合併後２人おります。１人は３．１１日の被害者で我が町に一時移住して

きた方です。前にも申し上げましたが、職場の社長が保証人になってくれたけれども、あともう１人どうしても足りないんだと。なかなか見つけることできないんで菅原さんお願いしますと、こう言って判付きましたよ。その方はもう実家に帰りました。だからどこ探してみても私の公選法違反の欠片もありません。それからもう１人です。これは場所まで言いますが、豊岡に入ってた方で、この方も既に亡くなっております。何でかって言いますと、ある町からサラ金業者に追いかけられて夜逃げ同然にせたなに来た人なんです。私の古い知人の方ですがね。脳いっ血で体もおかしくなって、ようやくつき合っている方に夜中送られてせたな町に来たと。何とかならないだろうかということで急遽いろいろ対策をして公営住宅をお世話したと。もちろん最後は生活保護の手続きもさせていただきましたがね。そうした緊急避難者に対して、俺公選法になるから連帯保証人にはなれないわなんて私は取れませんよ。首かしげなくてもいいですって。連帯保証人探すということはそれほど大変なんです。誰も好き好んで連帯保証人する方はいないと思います。縁故関係があるんならいざ知らずです。私は連帯保証人というのは、保証人をお願いするほうもされるほうも非常に負荷がかかっているというこの現実を町長が率直に理解すべきだと思っています。もう一つ例を挙げておきます。これは旧町時代になります。あるところで今で言う暴力を受けていたお母さんとお子さんです。去る筋から緊急要請を受けて、これも夜中、私の責任で連れてきたことあるんです。急遽校長に会って事情を話して学校受け入れしてもらって一時住むところかくまったんですが、やはりそこに長くいるわけにはいかないので公営住宅をお世話しました。当然、旧町時代ですよ。連帯保証人の問題も解決しなければいけないわけですから、私がどういう対応をとったかっていうのは町長おわかりでしょ。つまり公営住宅に入る人には人それぞれなりのドラマがあるんです。人には言えないいきさつや経過があるんです。そういうことに思いをいたすとすれば、私はこの連帯保証人制度っていうのは本当に障害になるなと思ってます。骨身に染みてそう感じてます。だから２年間も毎回一般質問で取り上げて、なぜ町長が理解できないのかと不思議でならないんです。あなたにも私と同じような赤い血流れてませんか町長どうですか。

○委員長（横山一康君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時５４分
再開　午前１１時５５分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　いろいろな事例の紹介を聞かせていただきました。現在町では連帯保証人制度を維持しておりますが、これは他町の状況を見ましても、やはり連帯保証人制度を残しているという市町村は多いというふうに思っております。そういった事情を抱えてお困りの方々の対応でございますが、これは保証人がなくても入れるという、そういった相談していただければそういったことも可能というふうに今担当課と確認したところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　時間かかりますからこれで一応区切りにしますが、１円もかからないんですよ町長。行政側の負担は何にもないんです。行政側に何かあるかっていうと町長のつまらない片意地だけでしょ。私はどうしてもそういう態度が取れないと対応ができないというんであれば、新しく町長になる方が多分いらっしゃると思いますので、その方とよく相談をして住民福祉､住宅福祉の改善のために微力を尽くしたいというふうにここで申し上げておきます。

委員長、これでこの件の質疑終わります。ただ資料要求だけをしておきますから。

終わります。

○委員長（横山一康君）　平田課長、資料のほうはよろしくお願いいたします。

まもなく１２時になりますので、ここで昼食のための休憩をいたします。午後１時から再開します。

休憩　午前１１時５７分
再開　午後　１時００分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

熊野委員から早退の申出がありました。

ここで町側から発言を求められておりますので発言を許します。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　現在令和７年度各会計予算について本特別委員会でご審議をいただいておりますが、ご審議の状況から年度開始までに予算の成立が難しいと判断いたしました。したがいまして、提案をしております令和７年度各会計予算については撤回し、行政サービスに必要な最低限の経費を確保するため令和７年度各会計暫定予算を提案したいと思いますので、ご理解をお願いいたします。なお暫定予算につきましては３月２７日午前に提出させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（横山一康君）　ただいま町側から発言がありました。この件でこの委員会の動きについて調整したいと思いますので第１委員会室に皆さんお集まりいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時０１分
再開　午後　１時２１分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど町側から議案第１号令和７年度一般会計予算から議案第８号病院事業会計の８議案について撤回する旨の発言がありました。正式な暫定予算等の提出がある３月２７日午前まで当委員会は延会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　異議はございません。ただ一言、理事者に申し上げておきたいと思います。私は今回、暫定予算のやむなくに至った理由は、あくまでも町長の責任にあるということを明確にしておきたいと考えます。それは公職選挙法違反疑いの問題です。私は審議促進のために１１項目にわたる一般質問を留保いたしました。さらに予算委員会の中で公職選挙法に係る質問も留保いたしました。最大限の譲歩を議会側の一員として行っております。加えて暫定予算の準備の提起は１８日の委員会終了後、事務局長を通じて理事者側にもサインを送っているわけでありますが、その準備が私の目から見て著しく遅れている。それがもう一つの要因だと見ております。申し上げたいことではございませんが一言指摘をいたしまして提案を了承いたしたいと思います。

以上であります。

○委員長（横山一康君）　それでは当委員会の再開は３月２７日午後１時からといたします。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会　午後１時２３分

委員会条例第２９条の規定により署名する。

令和７年６月３０日

委　員　長　　横　山　一　康

署 名 委 員　　石　原　広　務

署 名 委 員　　桝　田　道　廣

# 令和７年せたな町議会予算審査特別委員会　第８号

令和７年３月２７日（木曜日）

○議事日程（第８号）

１　議案第１号　令和７年度せたな町一般会計予算
２　議案第２号　令和７年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
３　議案第３号　令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
４　議案第４号　令和７年度せたな町介護保険事業特別会計予算
５　議案第５号　令和７年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
６　議案第６号　令和７年度せたな町簡易水道事業会計予算
７　議案第７号　令和７年度せたな町下水道事業会計予算
８　議案第８号　令和７年度せたな町病院事業会計予算

○出席委員（１１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 横山一康君 | 副委員長 | 藤谷容子君 |
| 委員 | 石原広務君 | 委員 | 桝田道廣君 |
| 委員 | 福嶋豊君 | 委員 | 本多浩君 |
| 委員 | 真柄克紀君 | 委員 | 熊野主税君 |
| 委員 | 吉田実君 | 委員 | 大湯圓郷君 |
| 委員 | 菅原義幸君 | | |

○欠席委員（０名）

１．せたな町議会委員会条例第１９条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 高橋貞光君 | | |
| 教育委員会教育長 | 小板橋司君 | | |
| 農業委員会会長 | 原田喜博君 | | |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪観誠君 | | |
| 代表監査委員 | 残間正君 | | |

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 副町長 | 佐々木正則君 | | |
| 総務課長 | 髙橋純君 | | |
| まちづくり推進課長 | 阪井世紀君 | | |
| 財政課長 | 佐藤英美君 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 税務課長 | 佐々木 正人 | 君 |
| 町民児童課長 | 河原 泰平 | 君 |
| 認定こども園長 | 伊藤 悦子 | 君 |
| 保健福祉課長 | 増田 和彦 | 君 |
| 農林水産課長 | 吉田 有哉 | 君 |
| 建設水道課長 | 平田 大輔 | 君 |
| 会計管理者 | 杉村 彰 | 君 |
| 国保病院事務局長 | 手塚 清人 | 君 |
| 総務課長補佐 | 中山 康春 | 君 |
| まちづくり推進課長補佐 | 奥村 大樹 | 君 |
| 財政課長補佐 | 浜高 正明 | 君 |
| 税務課長補佐 | 長内 解人 | 君 |
| 町民児童課長補佐 | 黒澤 美知子 | 君 |
| 認定こども園副園長 | 本田 和矢 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 長内 京 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 水野 万寿夫 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 栗谷 一樹 | 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 今川 勇吾 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 藤井 卓也 | 君 |
| 農林水産課長補佐 | 井村 裕行 | 君 |
| 大成水産種苗育成センター副所長 | 栄田 武志 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 鈴木 涼平 | 君 |
| 国保病院事務局次長 | 近藤 智博 | 君 |
| 総務課主幹 | 尾野 裕也 | 君 |
| まちづくり推進課主幹 | 稲船 洋志 | 君 |
| 税務課主幹 | 小林 朱央 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 三浦 三津枝 | 君 |
| 町民児童課主幹 | 山川 彩子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 古守 亜珠 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 垣本 利子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 河野 葉子 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 斉藤 真 | 君 |
| 農林水産課主幹 | 撫養 和伯 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 川上 佳隆 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 吉田 一也 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 高橋 真一 | 君 |

| | | |
|---|---|---|
| 建設水道課主幹 | 大野 | 秀幸 君 |
| 建設水道課主幹 | 岡島 | 譲二 君 |
| 出納室主幹 | 竹内 | 亜希子 君 |
| 国保病院事務局主幹 | 村井 | 貴大 君 |
| 地域生活係長 | 栗城 | 惇史 君 |
| 情報管理係長 | 又村 | 智 君 |
| 広報統計係長 | 西田 | 幸恵 君 |
| 商工労働観光係長 | 山崎 | 英人 君 |
| 財政係長 | 髙森 | 直也 君 |
| 環境衛生係長 | 原田 | 宰 君 |
| 障がい福祉係長 | 平田 | 慎太郎 君 |
| 保健推進係長 | 清水 | 美千子 君 |
| 保健推進係長 | 干場 | 美沙代 君 |
| 包括支援係長 | 大久保 | 麻未 君 |
| 地域支援係長 | 田畑 | 貴子 君 |
| 地域支援係長 | 安藤 | 麗香 君 |
| 業務係長 | 北山 | 典孝 君 |
| 業務係長 | 池田 | 裕之 君 |
| 水道係長 | 竹内 | 祐輔 君 |
| 下水道係長 | 小川 | 寛雄 君 |
| 出納係長 | 佐藤 | こずえ 君 |
| 庶務係長 | 大庭 | 啓 君 |

《瀬棚支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 濱登 | 幸恵 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 西田 | 良子 君 |
| 次長 | 山本 | 亨 君 |
| 瀬棚保育所長 | 水野 | 真理子 君 |
| 福祉係長 | 稲船 | 奈穂子 君 |

《大成支所》

| | | |
|---|---|---|
| 支所長 | 中川 | 譲 君 |
| 次長 | 伊藤 | 哲史 君 |
| 主幹 | 油谷 | 好彦 君 |
| 大成保育園長 | 浜高 | あけみ 君 |

（2）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局長 | 古畑 | 英規 君 |

| | | |
|---|---|---|
| 次 | 長 | 斉藤哲章君 |
| 次 | 長 | 尾野真也君 |
| 主 | 幹 | 藤谷希君 |
| 給食センター学校給食係長 | | 伏見尚志君 |

（3）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局 | 長 | 小林和仁君 |
| 係 | 長 | 松林功君 |

（4）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 書記 | 長 | 髙橋純君 |
| 書記次 | 長 | 中山康春君 |

（5）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

| | | |
|---|---|---|
| 事務局 | 長 | 上野朋広君 |
| 次 | 長 | 松原孝樹君 |

1．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| 事務局 | 長 | 上野朋広君 |
| 次 | 長 | 松原孝樹君 |
| 主 | 事 | 神野翔亜君 |

再開　午後１時００分

○委員長（横山一康君）　皆さんこんにちは。

全員が出席しております。定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで議会運営委員会が開催されることから暫時休憩をいたします。

休憩　午後　１時０１分

再開　午後　１時４５分

○委員長（横山一康君）　休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど議長より議案第１号、令和７年度せたな町一般会計予算から議案第８号せたな町病院事業会計予算の８議案について町長より撤回の請求があり、本会議において撤回の許可がなされたことについて報告がありました。このことから本予算審査特別委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

本委員会は、議案第２３号せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例については否決と決定し、議案第２０号せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第２１号せたな町特別会計条例等の一部を改正する条例及び議案第２７号指定管理者の指定から議案第３０号権利の放棄並びに議案第３２号せたな町出生祝金支給条例の一部を改正する条例については原案可決と決定いたしましたので本会議にその旨報告いたします。

これをもって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたってご苦労さまでした。

閉会　午後１時４６分

委員会条例第２９条の規定により署名する。

令和７年６月３０日

委　員　長　　横　山　一　康

署 名 委 員　　石　原　広　務

署 名 委 員　　桝　田　道　廣